

加治木古老物語・薩藩雜事録 雜事奇談集・舊薩藩奇譚旧記集 上・下

鹿児島県立図書館

鹿児島県史料集 (48)

加治木古老物語・薩藩雜事録

雜事奇談集・舊薩藩奇譚旧記集 上・下

鹿児島県立図書館

鹿児島県史料集
(48)

加治木古老物語・薩藩雜事録

雜事奇談集・舊薩藩奇譚旧記集 上・下

刊 行 の こ と ば

県資料集の刊行は、郷土資料の保存を図るとともに、地方史の研究や県民の文化向上に役立てることを目的としております。

今回は、鹿児島県史料集第四十八集として「加治木古老物語・薩藩雜事録・雜事奇談集・舊薩藩奇譚旧記集上下」を刊行することになりました。

「加治木古老物語」の古老とは、島津義久の弟で島津氏の三州統一と九州制覇及び朝鮮出兵・関ヶ原で活躍した島津義弘です。「薩藩雜事録・雜事奇談集・舊薩藩奇譚旧記集上下」もほぼ同じ時代の内容で、説話形式ですが、歴史的価値の高い史料です。

本史料集は、九州大学名誉教授で鹿児島県歴史資料センター黎明館史料編纂顧問の安藤保氏並びに黎明館調査史料室長の徳永和喜氏によって、原稿作成・編集・校閲・校訂が進められ刊行の運びとなったものであります。長期間にわたる両氏の御苦労に対し心からお礼を申し上げますとともに、この史料が郷土史の研究に大いに役立てられるよう期待いたします。

平成二十一年二月

鹿児島県立図書館長

津田 修造

目次

解題		i
例言		iv
加治木古老物語		1
薩藩雜事錄		53
雜事奇談集		65
舊薩藩奇譚旧記集 上・下		105

解題

「鹿児島県史料集」第四十八集として、鹿児島県立図書館蔵 加治木古老物語・薩摩雜事録・雑事奇談集・舊薩藩奇譚旧記上下」を基本的に底本として刊行する。

薩摩藩の藩主、家臣についての逸話集は、『薩藩先公遺徳』や『薩藩旧伝集』などを含め多々残されている。逸話は史実ではない。また、誰により語り始められたか明確でないものも多い。しかし、人物の一面を示す逸話が語り継がれ、伝承されていることにより、後世の人が、その人物をどのような人物として見ようとしたか、なぜ、そのような人物像を定着させなければならなかったか、が分かってくるのであり、歴史史料とは異なる面から当時の社会を理解するのに役立つ。

本史料集で取り上げた逸話は、多くは他の逸話集で知悉のものが多く、また、本史料集採録のものでも重複した逸話が取り上げられている。しかし、同一の逸話でも記述の細部は異なっており、複数の伝承本があったことを示している。また、取り上げられる逸話の選択がどのようになされたのか、多くの逸話集を比較検討することによって、それが明らかになるであろう。ここでは、その比較検討の素材を提供するためにあえて上梓することにした。

加治木古老物語

底本とする県立図書館本「加治木古老物語」奥書には「原書ハ玉里公爵家蔵 昭和三年十一月 長崎護通贈与」と書かれ、その写本の系統が記されている。県立図書館本の底本は旧玉里公爵家所蔵、

現在鹿児島大学附属図書館玉里文庫所蔵本、書写の時期は昭和三年十一月、筆者は長崎護通である。県立図書館本の原本とされる玉里文庫本の題簽には「加治木古老物語 全」とし、題簽に違いを生じている。さらに、玉里文庫本奥書には

原書以市来四郎本之

明治二十年春 筆者 竹内勘助

全二十一年二月廿一日 糾合 児玉五兵衛

五代徳大

とあり、その筆写伝来系統が示されている。即ち、玉里文庫本の底本は「市来四郎本」であるという。しかしながら、今回、市来四郎本を確認することはできなかった。市来四郎本とは市来四郎が原本を所蔵していたものか、市来四郎が筆写したものを玉里文庫本は筆写したものであるかの判断もできない。

なお、市来四郎については、『史談会速記録』(第百二十四輯)第百四十一巻、但し、第百三十五巻を除く)・「鹿児島県史料 忠義公史料第七巻」に詳細が記されているので参照されたい。

同白叙伝に「公爵家の編集員として、二十年米道化近世国事鞅掌の記録を纂集することに努力し」とあるように、明治十五年三月中旬に島津本家史料の編纂・整理を命ぜられ、なかでも、明治十一年に宮内大臣より下命のあった嘉永六年(一八五三)より明治四年(一八七一)の旧藩内事蹟を記録した「島津家国事鞅掌史料」は彼の功績として有名である。また、島津久光の談話を記録した「旧那秘録」の編集に従与するなど島津本家及び玉里島津家(久光家)所蔵史料に精通していた。市来が原書を所蔵していたかどうかの疑問を解決するにはいたらないが、島津本家の所蔵本に「加治木古老物

語一（以下「物語」と称）に關する史料を見出せるかが鍵となる。島津家文書は現在東京大学史料編纂所の所蔵となっている。その目錄から検索すると、島津家本の中に「加治木古老物語拔書」（以下拔書と称）の表題の史料があることがわかった。

「物語」に収載された項目が一〇一項目であるのに対し、「拔書」は五四項目ではあるが、「物語」に未収載の一項目があり、問題である。その似は項目名に些少の違いはあるものの、内容はほぼ同じである。問題の一項目は、「物語」の六十四番目に「永長與藤太喧嘩之事」とあるが、「拔書」に記載された項目では「加治木萩原居住士之事、附永長與藤太町人を切り殺し等之事」とあり、本文項目では「加治木萩原居住士之事」となっている。そして、「拔書」には「物語」の十六番目の項目として「永長與藤太喧嘩之事」を収載している。「加治木萩原居住士之事」と「永長與藤太喧嘩之事」は別項目であつたか、両名を纏めたものか判断が難しい。

参考に、「永長與藤太喧嘩之事」の全文を掲載する。

十六 永長與藤太喧嘩之事

むかし萩原之住人永長與藤太と中者は、其時分之二才頭にて毎夜欄干橋へ二才中相集り罷り居候処、慶安元年三月十四日の晩柳田方之若衆列立、向江方江やめうちに参られ、罷歸時分江口通におひて、女雑水を捨るとて若衆之足に飛せ候、依之たがひに口論に罷成り、向ハ当时濱田藤左衛門と中者立出、少々過言とも有之、此儀欄干橋江相集り候二才とも聞付、欠続き一番に永長與藤太欠込委く切たおすによつて、向より多人数相集り、右往左往に相戦ひ、跡より山口弥五郎・山口善兵衛・郷田新次つつき合、町かた多人数なれとも右之者とも江彼切詰、與藤太事ハ逃行者ともを追詰く家之内に悉く

切たせし候処、其時刀を家の桁に切込ミ曳ともく取れず、左候処に切のこされたる者ともハミなくやつまやむかや杯に相隠れ、與藤太ハ「方な方を捨置、我宅に走歸り刀を取て又欠付見申候処、中途にことく相相たおれ候内、右三人之者とも深手を負ひ十死一生罷居候、然れとも合手濱田藤左衛門相見得不申、手負ともかたに掛けて列歸り、山口弥五郎・郷田新次ハ其疵ゆへ死す、山口善兵衛事ハ深手にて候得とも養生相叶ひ、與藤太喧嘩之事ハ大事にて候ゆへ八代次右衛門を以江戸江御披露被仰上候処、相手濱田藤左衛門事ハ三年口切拔被仰付候二付與藤太若衆曾木新左衛門春江原江同道にて終日之酒宴新左衛門殿来世にハ一ツ世、此世の暇乞ひと云ふまま、渡上文字にかき切り、疵にたをれ人候、かしこなり、

次に、「物語」と「拔書」の違いとして、「拔書」には「古老物説序」が付いていることがあげられる。

「加治木之故実者鹿府所著、而諸上之説不可不憑之以察其異説也、（略）、義弘尊君之為御靈地理矣、於茲前予再撰之古今雅之拔実録所、當地古老物語以示童蒙尙雖以此儀談、（略）」とある。

このように「拔書」には「序」があり、義弘居住の地・加治木に伝わる物語を童蒙（子供）に道理を教える目的で編纂されたものであることを示している。「物語」も「拔書」も、ムカシの書き出しで始まっているが、「物語」は「昔」、「拔書」は「むかし」と違ひもみられる。「拔書」より推察して、原本には「序」が付いていたものと思われる。また、「拔書」から二巻構成となっていたことが推察される。

既述とは別に加治木郷土館が所蔵する「物語」の末尾には「其十二冊ノ内」とあり、その後には「桑幡〇〇印」と他一名連署である

うことを推定される人名と印の場所には喰跡が見られる。加治木郷土館所蔵史料は県立図書館・玉里文庫と同系統の史料である。

薩藩雜事録

底本とする県立図書館本「薩藩雜事録」の最初に、この史料を書写した由来の詳細が載せられている。それによれば、北郷次左衛門久記（高津伊豆守家子）が罪科により徳之島に遠島となり、在島十八年、一子豊城を儲ける。次左衛門は赦免後都城で豊城とともに一年暮らす、豊城帰島の折に書き認め渡したものがこの史料である。その後、伊地知助右衛門なる人物が徳之島に渡り、豊城と人魂となり、同史料を見る機会を得て、史料の重要性を認識し、子弟教育のために書写したものと伝えている。東京大学史料編纂所所蔵島津家本「伊地知助右衛門日記」に、北郷次左衛門の前書きの文章を引用した後、「人の親の事を思ふ道如斯候、私千日ゴリ案しても此事之外二可中事無之候」と父子の情愛の深さを語ったものとなっている。

「薩藩雜事録」の筆名は、本文中北郷次左衛門久記となっている。

北郷久記については、「鹿児島県史料 旧記雜録拾遺諸氏系譜」の北郷家の系譜によれば、久伴・久起・資喜の名前をもつ都城嶋津家家庭であり、徳之島流罪の時の主人は嶋津伊豆殿・都城嶋津家久龍であった。北郷久記は後に、本文「外記殿・筑後殿御家老被勤候」とあるように外記殿・忠長・筑後殿・忠智の二代に家老として仕えた人物である。なお、家老就任は寛文七年十二月のようである。

北郷久記の知識の豊かさを知る史記などの引用が本文中に十数ほど綴られている。筆者は漢詩文に弱く、漢詩文に造詣の深い上岡正人氏から典拠及び、引用文の不備などのご教示をいただいた。史料

の中に引用された史料であり、史料として誤って記録していることも大切にす意味から、脱字や誤字は編者注として行間に最小限付記するに留め、本文を生かしながら、内容を把握することにも配慮して、読点だけでなく可能な限り返り点や送りかなをも付してみた。

雜事奇談集

島津忠良日新から継貴代までの逸話を主として集めている。逸話集に共通する特徴であるように、年次的考慮は払われていない。また、採録の順番にどのような意味があるのかも分からないが、この逸話では看過できない重要な逸話を載せている。

第十話に「高麗匠の節御感状焼捨の事」がある。高麗匠では、感状を貰っても、それを受けないために宛名を切り取ったという逸話もあり、無欲の薩摩武士像を伝えている。しかし、第十話によれば、義弘が偽って感状を焼き捨てさせたとしているのであり、義弘の人物像と共に無欲の薩摩武士像に再考を迫るものである。

舊藩奇譚旧記集

大正七年、森蘇一郎により編集されたものであり、上下二冊よりなる。この逸話集の編集経緯については、前書きに「数部の旧記騰本中既に竊害欠損せしものを蒐集し、更に調査を遂げ、舊藩奇譚旧記集と題し上下式冊となし、いつも原本の文章其儘に依り謄写し、唯目次を付したるのみ、素より旧藩記事多数中の一部に過ぎざる」としていることにより明らかである。

「上」には逸話のみを所収し、「下」には史料を載せているが、「下」の「泊番及当番規定の事」は、番の仕方を具体的に示しており、興味深い。

例言

本史料集には、鹿児島県立図書館所蔵の「加治木古老物語」・「薩藩雜事録」・「雑事奇談集」・「薩藩奇譚旧記上下」を底本として収めた。

一 「加治木古老物語」・「薩藩雜事録」については次のようにした。

イ 字体は底本の用字に契ったが、一部当用漢字を用いた。

ロ 変体仮名は平かなに改めたが、江、者、茂、市などは残し、

又字を小さくして区別した。

ハ 文中には適宜読点「・」および並列点「・」を付した。

ニ 底本の摩滅、虫損箇所は字数を推して「又は□」で示した。

ホ 底本に従い返り点、送り仮名を付した。

ヘ 編名注は（ ）で示した。

二 「加治木古老物語」は県立図書館本を底本に、下里文庫本及び加治木資料館所蔵本を校訂に、東京大学史料編纂所蔵「加治木古老物語抜書」を参考史料とした。

三 「薩藩雜事録」の前半き部分の参考史料として東京大学史料編纂所所蔵「伊地知助左衛門日記」を使い、補充箇所は▽ △で示し、異なる箇所は傍線を付し並記した。

四 「雑事奇談集」・「薩藩奇譚旧記集」については、次のようにした。

イ 底本の文字は、姓名・地名に関してはできるだけ原文通りとし、他は当用漢字・常用漢字に改めた。

ロ 底本に摩滅・虫損などにより不明箇所とされている部分は「」で、編名の注記は（ ）で示した。

ハ 文字の読めない部分は、その旨を注記した。

五 「加治木古老物語」・「薩藩雜事録」は徳永和高、「雑事奇談集」・「薩藩奇譚旧記集」は安藤 保が担当した。

加治木古老物語

加治木古老物語

- 一 日本山後家之事
- 一 義弘公御一代之事
- 一 大田様御軍記之事
- 一 矢野主膳亮之事
- 一 和田仁左門磨打之事
- 一 久保明覺坊喧嘩之事
- 一 秋永志摩允御材木奉行之事
- 一 時任内藏江本郷伊豫ヨリ贈物之事
- 一 中島北國左門御感状之事
- 一 白尾利右門関ヶ原御昇陣御供先之事
- 一 慶長六年之御掟之事
- 一 義弘公加治木町割御見分平松ヨリ御越之事
- 一 別府龜松亡母三逢事
- 一 八杉十郎右門國泰之刀進上之事
- 一 大山利兵衛御鷹野御供先之事
- 一 加治木給地高之事
- 一 於願成寺江夏友監被召抱事
- 一 有馬山之承三代戦死之事
- 一 寶現大明神御神輿事
- 一 願成寺千阿弥陀御寄附之事
- 一 伊勢平左門屋敷之事
- 一 古祥寺御石佛之事
- 一 大工神田坊左門誕生祝之事
- 一 御陣僧鳳口和尚之事
- 一 大坂御陣後落人事
- 一 文之和尚之事
- 一 山坂七右門入道御感状頂戴之事
- 一 弓削等薩入店之事
- 一 古峠佐焼物師之事
- 一 蟻飼市右門之事
- 一 大佛師康巖之事
- 一 春日寺御建立之事
- 一 福永丹後守被召抱事
- 一 神戸親子被召抱事
- 一 新納旅庵還俗之事
- 一 檀下橋擬法珠之事
- 一 江田五郎太夫寺領之事
- 一 本誓寺開山運譽上人之事
- 一 本誓寺御尊影之事
- 一 義弘公御狩之事
- 一 松齡山長年寺御建立之事
- 一 加治木鑄作之事
- 一 龍門司街道見之事
- 一 義弘公ヨリ加治木諸上江仰渡之事
- 一 御馬印三ツ西瓜御馬驗之事
- 一 御寶物品數之事
- 一 實窓寺川原殉死御供之事
- 一 英門公加治木御屋形之事

- 一 肥後藤兵衛御詠歌押領之事
- 一 上床藤右エ門三代戦死之事
- 一 又八郎忠平公御守護代御目見之事
- 一 諸士加治木江被召附事
- 一 加治木諸上諸所江軍立御之事
- 一 木脇納右エ門江切腹被仰付之事
- 一 義弘公御撰之烏書御拝領之事
- 一 諸所御関狩御馬追加治木ヨリ中江立之事
- 一 原田平内左エ門家籠取之事
- 一 御女房衆式部郷之事
- 一 御女房衆藤子小納言江御感状被下候事
- 一 付畀後森江浦番船戦之事
- 一 西別府野駒蹄鹿栗毛之事
- 一 加治木上踊之事
- 一 付西別府名踊始之事
- 一 瀧田小左エ門上使能勢小十郎殿ヨリ被召出之事
- 一 伊作家庶流恒吉清兵衛事
- 一 永長與藤太喧嘩之事
- 一 (加治木萩原居住之事付永長與藤太町人ヲ切殺シ等之事カ)
- 一 仙朝権大僧都之事
- 一 醫師伊丹道甫被召拘事
- 一 白坂助之丞若衆アリノ事
- 一 鎌田播磨守事
- 一 長谷場織部介事
- 一 川上佐渡守事
- 一 阿多長吉事
- 一 客屋上使御下向之時分江良小内記列フシニ謠言タル事
- 一 市来備前守事
- 一 野田宗可連歌ニテ訴訟書物事
- 一 小濱藏之事
- 一 八代集御拝領之事
- 一 千石木ヤ之事
- 一 今之弓場地御弓之事
- 一 比志島氏本田氏新納氏曾木氏江野氏川上氏家系圖之事
- 一 西京詣上之事
- 一 平山六郎強力之事
- 一 能仁寺御建立之事
- 一 黒川崎江家久公濱御遊之事
- 一 川崎七兵衛四國遍路之事
- 一 正宮之仲馬之事
- 一 宮路三之允兵糧渡之事
- 一 有川早左エ門道之方稽古之事
- 一 川内源五刀捨置之事
- 一 赤崎丹後守武略之事
- 一 根占権之承戦死之事
- 一 鬼塚主税出水行之事
- 一 日置越後守之事
- 一 町口圖書張閣東下向事
- 一 御鷹師廣場久藏御抱之事
- 一 是枝存刀功カ事

一桑波田左馬權助事

一川上民部左エ門江戶詰之内之事

一有馬藤七兵衛伏見城戦死之事

一宅間與八左エ門森江浦ニテ戦死之事

一六原四郎左エ門慈母之事

一法元大炊左エ門關東御使之事

一加治木孝昔唐土後漢ノ靈帝ニ孫ノ人日本ニ渡リ播州大倉谷ニ居住、其後大隅國ニ郡主タリ、其時加治ハ日喜山ニ城郭ヲ構ヘ今ノ山王宮ノ所也、其子孫之人數代居住シテ大倉之太夫良長ト云人アリ、此人無世継テ死ス、依之此後家日喜山後家ト申候テ大隅之郡司タリ、其北於禁中大職冠鎌足小野々宮閑白公連禁中女御ノ争ヒ有リ、後一桑之院ノ御宇寛亨三年之比國々江配流セラル、其中卿藤原之經平卿ハ大隅國ニ配流ニ依テ時ニ日喜山後家國方檢非違使所ノ惣官職タリ、依之日喜山後家經平卿ヲ堅固ス、其後經平卿此後家ト夫婦ニ成一子出生、是藤原之太夫經頼ト申、此人ヨリ七代目又依無世子テ御當家豊州島津ノ御次男季久ト申人加治木家相繼シテ一代ノ時加治木能登守藤原ノ久平ト曰人御當家様奉違候政明應五年ニ御費被遊、同年二月落城、薩州阿多城へ被召移加治木ハ伊地知匡防守平重貞為地頭被召移候處、嫡子新左エ門尉重兼此人帖佐ノ地頭島津下野守昌久ト謀叛ヲ起シ、御當家ニ奉違故太守貴久公御大将ニテ大永七年ノ五月七コ当城御改落被遊、此比肝付越前守伴氏之兼演人道以安当城押領シ節々合戦有之、其後以安当城押領シテ二代肝付彈正忠兼盛三代三郎五郎後彈正忠兼寛此代ヲ加

治木彈正ト申也、文祿四年喜入ニ被召、移其内天正十五年太閤秀吉殿下薩州御下國ノ時分ヨリ加治木老万石ハ太閤公ノ御朱印ニテ候處、慶長三年惟新様高麗御軍忠御感狀御頂戴之内ニ御押領被遊候故同十三年ニ當地之様御移被遊十二年被遊御座候、

一當御家祿御元祖様島津兵庫頭藤原之義弘公御事ハ中興ノ太守貴久公御次男ニテ被遊御座、御嫡子ハ修理太夫義久公、右ニ御男子不被成御座候故義弘公御守護代被成御勤候、其故ハ義久公御息女様ヲ義弘公御嫡子又、郎久保様ヲ御養子ニ被仰被置候得共於高麗御逝去、其後御舍弟又八郎忠恒様右御息女様ニ御型養子ニ被遊候ニ付義弘公ハ太守之御位ニ不被為立、關ヶ原御一乱之後忠恒様御上洛前ニ家康公御書面ニ少将事其方跡被相談事ニ候間不可有別儀候テ兵庫頭儀ハ龍伯ニ無等閑候間異儀有間敷ト御座候、弥御守護代之儀ニ無相違御事ニ御座候、其後元和九年光久様御七歳虎壽丸様ト申上候時、國分様御養子御成被成候、右ハ義久公御一筋無別儀御事ニテ別テ黃門様御満足為被遊申候御事ニテ候、左様御座候テ黃門様御次男又八郎忠平様江戸御證人ニ御上洛被遊、其節ハ御名代ノ御取持ニテ島津下野守殿・町口圖書殿其外無餘儀衆過分ニ被召附、其後惟新様御跡日ト被仰出候テ加治木ヲ被進三原節中守殿・市米備前守殿・町口勘解由殿・仁礼右近殿其外無餘儀衆持留之知行ノマ、過分ニ被召附黃門様御存生被遊御座候時分ハ別テノ御取持格別之御事ニ御座候、

爰ニ大中様御軍記ト曰ハ惟新様御一代之御戦功ヲ御自筆ニ御書記被為置候申候、其御書ニ亡忠久至家久殆ト止代ト御書被遊候、

乍憚慮案仕候処ニ御家十四代勝久公十五代友久公・忠幸公・忠良公・貴久公・義久公・家久公是ニテ廿代ニ御當被遊候、三様之御思召ニテモ御座候半戦ト奉推察候、天文廿二年五月帖佐岩鋌御合戦惟新様御歳拾九才、從是御一代御合戦中ノ事ヲ御記シ被為置候故朝鮮國御進免ヨリ荒増書記置候、文祿元年壬辰二月廿七日惟新様又一郎様高麗ハ栗野ヨリ御首途被遊候ヲ供奉之上廿三騎ニテ大口沾御通り被遊、諸勢ノ衆御待ニテ一月上旬大口ヨリ肥前唐津ニ被成御着、同四月十二日諸將名護屋出帆被成候得共御舟不參候故又一郎様ハ敷根藤左エ門白舟九端帆ヨリ御渡被遊、惟新様ハ加治ヘヨリ參候五端帆ニテ四月廿一日諸將同前に對馬江御渡被遊候、五月二日之曉朝鮮國釜山浦ニ御着舟ニテ翌四日ヨリ如中國御進免被遊候、此時加治木ヨリ參候五端帆日本一之早舟ニテ惟新様別テ御悅宮ニテ御座候、同二年七月廿七日御朱印ニテ唐島城御番御當リ被成候、同三年午六月十一日毛利吉成守殿御車所江朝鮮人夜掛ニ寄來御加勢被遣度被思召候得共折節再奴汲井川洪水之故難被成由被仰遣候御使鹿屋彦右エ門參候、同四年ニ虎狩用之山到來、三月八日唐島ヨリ原江御渡舟九日御狩有之候得共虎壹疋モ不相見得、翌十日之御狩ニ虎貳疋御取被遊一本御進上候、惟新様黑色ノ御衣裳連々御コノミニテ此時毛黒衣裳被遊候、茶臼成之南蠻頭巾地黒羅紗御手道具ハ一段之震中段白裝御馬印ハ二西瓜ニテ御座候、虎狩ノ時ハ大雨ニテ何レモノ鉄炮火繩キヘ中候由、御鹿倉江虎三疋籠宅疋ハ波レ一番ニ家久公御鉄炮ニテ被遊候得共不當、御中間上野権右エ門ヲ喰殺シ、一番ニ帖佐六七ヲ喰殺シ、六七ハ廿一才ニテ候、長野六兵衛右虎之脇ヲ差留候、福永久左エ門虎之尾ヲ木ニ引懸大脇差ニテ差留候、安田孫右衛門女虎ハ追欠

返之々々ト云マ、返候ヲ刀ヲ口ニツラヌキ、ガケヨリ虎トツレテ落候テ取留候、右之虎ハ平田五次右エ門御使ニテ御進上、惟新様御事文祿四年御帰朝被遊候、慶長二年二月帖佐ヨリ御渡被遊候テ同三年十月十五日朝鮮國泗川御出船被遊、同十八日順天番舟御取合有之、同十二月六日宅岐之島勝本ニ御着船、同十二筑前博多御着岸ニテ陸地御通被遊、下之関ヨリ公裳御船ニテ同年廿九日伏見ニ御着被遊候、同四年之正月九日五方石之御感狀御拝領被遊候、同三月九日幸侃御手打被遊候、此時権現様ヨリ井伊直政ニ被仰付幸侃成敗之旨被及聞召、彼ハ以來國ノ禍ヲモ可仕者ト被及御覽候処ニイカニモ尤之儀ニ被思召候、幸侃男子數人有之殊ニ多勢ノ者ニテ候間、自然事ヲ仕出候ハ、幸為御普請大分被召寄候間加勢ヲ可被下候様子見足テ可參、仍十騎相添被下候由伊勢貞昌被召出直政委細中聞候、忠恒公御懇意之御使難有次第奉存上候旨御中上且又妻ニ死罪ヲ御サタメ御泊放被遊候處不及具儀東福寺江退去被仕候山言上被遊候、然處幸侃多年石田ニ入現之人ニテ候故此度モ幸侃太閤シロシメシ自余之者ニハ相替候間遂言上可致成敗之處ニ不及其儀自由被成候事不届之山石田遮テ中故御誤ヲ被為謝高雄之長善寺ニ御蟄居被遊候、此頃權現様御耳ニ達増日右エ門尉殿・長束大藏太輔殿ニ家老成敗之儀具答有問敷之御意ニテ伊奈圖書頭殿ヲ高雄ニ御遣被遊、忠恒早々可被罷歸旨被仰下則伏見ニ御屋宅為警固騎馬五十騎圖書頭殿ニ御添被下候、幸侃幸源次郎忠真事父之罪科ニ不混令赦免候、本領無相違被仰付候處都之城ニ櫓籠十二之取出ヲ構ヘ叛逆シ、恒吉・末吉・梅北・財部・山田以下略ス依之忠恒公御暇ニテ御帰被遊候、同五年二月志和地・安永・高城・山之口・勝岡・梶山・野々谷・都之城落城、十五日宅方石被下

入交院又六殿ヲ以被遊御披露候、其時分惟新様御事モ御暇ニテ源次郎退治可仕旨上意御座候得共貴テ一人ハ相勤相應之御奏公被遊度旨御申上候處、同年之春ヨリ會津景勝御退治ニ御上洛御跡伏見御城惟新様江御意^シ趣御座候得共御免足之御山科迄御見送其時伊奈圖書頭殿・山口勘兵衛殿ヲ以源次郎兄弟三人母早々國元江可差下候、大坂御城江三日相詰直訴訟仕候段御叮嚀御意之趣御座候、奥州御進発之御跡ニテ五奉行諸大名衆ヨリ御一味可被成段被仰懸無是非御事ニテ八月一日伏見寄手ニ御加リ、同十五日江州佐和山江御着、其後濃州大坂城ニ御着陣被遊候、九月十五日割ヶ原ニテ御合戦西國方敗北ニテ惟新様御事モ権現様御陣頭ヲ御通被遊候ニ付川上四郎兵衛殿ヲ以御陣ニ御使者御遣被遊候、其時惟新様御供侍五十余人雄兵二百人計摂州仁吉迄御通被遊候、於途中右之勢去相滅惟新様御事主從八人ニテ田部屋道與住^ル宅江御入、諸勢ハ大坂江廻シ、大ヨリ堀ノ塩屋孫右エ門宅ヨリ同上、日晚御出帆、此時大坂御屋敷之人数御引取、同廿二日大坂御所無異儀御通り、五十余艘同時ニ出帆ニテ同川日江州細島江御着船被遊候、十月七帖佐^ニ御着被遊候、此時肥後隈元之城主加藤清正國水俣江押詰近國之諸將モ同意ニテ致出候急度可被攻人解ニ御座候間人数ヲ出シ國界ヲ御要メ海道之消普請ヲイタシ、此時大口之城^{新納}武藏守殿、此時普請之人大之歌ニ肥後之加藤カ米ルナラバ塩硝着ニダコ會釈、大テモ不問ニクルナラハ首ニ刀ハ引出物、此時蒲生御城普請有之、然處ニ近衛様・黒田如水・寺沢忠摩守殿ヨリ書狀被差下候、権現様江御訴訟申上候ハ、我々取持可申由被仰遣、扨亦新納旅庵・本田助之丞鞍馬ノ寺内ニ忍居候ヲ山口勘兵衛尉殿ニ被捕京都之様ニ御引出、勘兵衛尉殿并伊兵部少殿権現様御前向人

之御取成ヲ以書狀御添本田助之丞御下シ被成、依之助之丞ニ般若院御添被成候テ山口殿・并伊殿御方迄御取成之段御頼被仰上候、其時并伊殿與方衆勝五郎兵衛殿・山口殿與方衆和久兵衛殿兩人般若院助之丞案内ニテ被罷下候、彼御方御前之儀弥御取持被成候間御心易罷伯様、忠恒様御上洛可被成段被仰越候、同六年之春又和久兵衛殿御同道ニテ新納旅庵御下シ被成候、同年之秋鎌田出雲守殿被罷登達上聞、権現様御前江被召出御直ニ難有上意、其本多佐渡守殿・山口勘兵衛尉殿連署之書紙罷伯様・忠恒様御方江被差越候、依之當幕島津圖書頭殿上洛ニテ龍伯様御老病ニテ御上洛之御断有御向人江御礼、其奉圖書殿伏見江參上被成、龍伯様・忠恒様連署之御誓紙被差下候、依之四月十一日権現様御誓紙ヲ龍伯様江御遣弥御上洛可被成山被仰候故圖書殿御使ニテ御誓紙御下シ被成候、山口殿ヨリモ又和久殿ヲ御添御遣被成候、六月上旬到普請テ御頂戴被遊候、然共御老病故御名代ニ忠恒様御上洛、慶長七年八月一日御發足同十七日口州於野尻伊集院源次郎殿御誅伐、九月廿六日細島御出帆、十月十四日摂州兵庫ニ御着被遊候處、此時福島左エ門太夫殿御上意趣御承ニテ折角御待被成候得共餘日源候處、殊ニ左エ門殿安藝國御拝領ニテ候故御國之初手人ニ被罷下候處兵庫ニテ御參會被遊、公方様去ルニ日閑東江還御被遊彼御置候趣有之山ニテ左エ門殿又兵庫ヨリ引返シ、忠恒様御同心ニテ同十六日大坂江御着船被遊候、今表御番所江右之候笛卷之裝鎧三十本ハ此時於大坂福島殿ヨリ忠恒公江御手廻余リ少ク御座候由ニテ御遣被成候ヲ其後又八郎様御拝領被遊候由御書付等ニ相見得申候、又古老之物語ニモ承候事、

一 吉道場原之住人矢野主膳亮兼雲下申者馬上之達人ニテ惟新様仁御奉公仕高麗・關ヶ原方々御供仕、其後加治木道場原仁被召移、元和七年之御改泊ハ持高百五十石ニテ罷居諸弟子等モ過分御座候、其後切リ支丹宗之風聞ニ付牢込被仰付、此時牢屋之内ヨリ馬共一部嫡子徳千代方江送候、当分大坪流馬乘候衆所持ニテ候、其後主膳亮事ハ帖佐於脇木火罪ニ被行、兄弟之子日州穆佐仁寺領被仰付候處脇本仁ハ親類有之、右之兄弟脇本江来テ從ヲ射取候故右之趣相知兄弟共ニ壓シ打ニ被仰付候、志烈之助・権之助ト申候テ達者物ニテ先様御用ニミ相立可申管候者共之由、

一 片柳田ノ住人和田仁左エ門下申者ハ其時分ニ才頭ニテ候處、其比春日川肥田木川訂合春日宮之西脇山ヲ崩シ候處石垣普請諸上申御加勢普請被仰渡候、諸上之才共罷出毎日殊ノ外大工役ニテ候、然処ニ才共段々惡クナト申候テ石垣者モ無之故横目杯被召入置、又御側ヨリモ日付杯被召入置候、惟新様御事モ節々御差出被遊御直ニ御下被遊事候處、一口惟新様萩原之出口ニ御兄得被遊候處和田仁左エ門中者萩原之出口ニ樺門力亀突為持下知ニ来ル、彼ノ樺門者イナハロヨムカシ、我朝ハ枳置唐國中道引卒多クノ人ヲ使ヒ殺シ、其子孫ニ候者共ヲ片田舎ニ引付置御感状ヤト紙切迄ヲニギラセ、今又春日之川原仁被追込、高倉山之真石ハ持テヌ彼ノ樺門力下知トモ持ナ々々ト申候、其日之表横目法充内藏助御側ヨリ之目付神戶休五郎勤前ニテ休五郎有之儀ニ御前江申上候、然共休五郎江ハ密々ニ被召入置候故内藏之助ヲ被召出此趣御尋被遊候、然共内藏之助左様成儀會テ承付不申候段御返答申上候、仁左エ門母有之、此儀ヲ聞行内藏之助江折角相頼申候得共再ニ被召

出候テ無被仰下候故無是非右之荒増申上候、左候テ為何御科無之三年日ニ宅間八兵衛被召出被仰渡候ハ、去々年春日川原普請場ニテ和田仁左エ門不成合之過言三ヶ年間段々念ヲ人閑居候處無別条不屈至極ニ候間、此節壓シ打ニ被仰付答候間八兵衛打手相勤可申ト被仰渡候、八兵衛モ折角御断申上候得共抑テ被仰付無是非御請仕候、左候テ竹内平右エ門ヲ被召出、此度和田仁左エ門ヘシ打ニ被仰付候、打手宅間八兵衛仁被仰付候間太刀相勤可申山被仰渡候、平右エ門モ無是非御請申上候、左候テ仁左エ門儀御客屋之様ニ御用之由申来候故先年春日川過言之罰今ヨヲ不過ト心得、屋形之馬場江行シバシナケブシヨウタヒ外城番所前ヲ過ル所ニ宅間八兵衛上意成ト言マ、ニ打懸ル、仁左エ門心得タリト飛シサリ渡合ヒヤ、シバシ相戦ヒ仁左エ門若者ニテ疊掛テ打付ル流石之八兵衛ナレトモ仁左エ門ニ被打詰、八兵衛モ今ハ助太刀ニ成テ危ク見ユル処ニ竹内平右エ門統合、ツト人テ仁左エ門力高股ヲ切テ無難打隊候ヲ惟新様御事足ヲ在屋倉ヨリ御覽被遊兩人ニ御褒美被下候由、

一 吉堅馬場之住人久保明覚坊ト中山尖ハ、本口之実窓寺川普請ノ時大脇主馬首ト及口論ニ互ニ拔合ヲ相戦ヒ候ヲ脇ヨリ押寄、其場ハ取納メ候得共互ニ残念相殘候段惟新様被附召上双方和談被仰付無是非申ナヲリトモ有之此事相濟候、其後木脇形部左エ門宅江明覚近所ニテ平心易出入イタシ候故一日明覚彼ノ形部左エ門宅ニテ須田用心ト互ニ月代致候處用心後ヨリ申候ハ明覚ハ頭ニ生遊所々村見得如何被成候、疵ト尋候、明覚返答ニ先頃於実窓寺川ニ大脇主馬ト致喧嘩互ニ相戦ヒ其時之疵ニテ候由申候、其時用心申候ハ

汝々納リタル世ニ合戦被成候山珍敷事、然共其敵モ得不打留頭ニハ生疵シタ、カニ負ヒ生替死替リ君ニ奉公結構ナ山伏カサト後ヨリ舌ヲ出シテ中候、明覺前ニ有之鏡ニ後指移リ殊ニ舌出シ中所元來短氣之明覺坊不圖ト立腹シ、アノ不屈者ト云マ、用心ヲ切倒ス、形部左エ門妻是ヲ見テ言語道斷之明覺坊仕形殊ニ形部左エ門留主ト言人之宅ニオイテ私之意趣ヲ以人ヲアヤマチ慮外千萬之被成方御不肖ナカラ形部左エ門御挨拶中スト長刀之柄ヲ廻シテ打掛ル、明覺是ハ近北覺忽千万御免被下候得ト中モ耳ニ不聞入、女之事ニテ散々ニ打掛ル、明覺是ニハコマリ只サヘニ受ナガシ化ル所ニ近所ニ近所ヨリ聞付談合無難押留候、明覺其座ヲ中斷早速罷歸リハタカ馬ニ乗テ木田之末窓寺川原ニ行、馬上ニ腹十文字ニ掻切テ落馬シテ死ケルトナリ、

一 昔蒲生城ノ宮権現堂御再興ニ付惟新様依御志願御崇敬被遊候處御宮被損仕候段被中上候、此節之御再興ニ付材木山被仰付候、爰ニ城之住人高麗番舟之戦死秋水二郎匹郎通連弟志摩允材木奉行被仰付蒲生之山江被差遣候、田舎之山中ニ六七十日相詰候得共三年ニモ相成心地ニテ比シモキサラキ之本ツカタ深山木ノ花モ大トハ見得ワカス、只此山中ニ長キ春之ロヲクラス計ニ漸々御材木數六七百丁計取調、加治木之様ニ罷歸候ニ付宮之棟板ニ落書シ、其文ニ云、加治木ノ住人此度宮作奉行ニ罷越日數七十日相詰候テ何トモ此里ハ不樂ノミウチクラシヤウタ々今日迄木數六百七十取調、加治木之城之様ニサラタ々ト云テカヘリ申候、慶長十七年二月廿六日生年三拾二秋永志摩歌ニ、

カキ仁テ見ルモメツラシカナシサハ

ナカラシトノアトノカタミニ

昔塩馬場之住人時任内藏允事ハ惟新様ニ御奉公仕高麗・関ヶ原御供、其後加治木江被召移タル者ニテ候、イマタ帖佐江罷居候時分八日町祭礼ニウトマシキ姿ニテ立出居候處上別府之方ヨリ乘馬之士一人被罷通候テ内藏允ヲ見掛馬ヨリ飛卸リ内藏允殿久々ニ得御意候、先御忌才珍重候、擬関ヶ原以後下着之御道中船中段々貴公之御蔭ヲ以無恙罷下候、其後不得御意候、御礼不申人段被中候處ニ内藏允返答ニ拆々左様之御事ニテ御座候由拙者事ハ左様成者ニテ留テ無御座候、是ハ定テ人違御座半拙者事左様成儀夢ニモ取覺無御座候ト申延相別シ候、跡ヨリ被參候人内藏允ニ立寄扱々久々待御意候、拙者ハ本郷伊豫ニテ御座候、當分半根江罷居候途ニテ御座候得ハ其時分之御礼難申上候、是ハ近北輕少ナカラ寸志ト申候テ送物手渡シ互ニ涙ニテ又之御縁ト相別レ候、

一 昔中島北國江エ門事ハ從惟新様手替成御感狀被仰付候、櫻島ヨリ内海ニ掛リ之分被下難有頂戴牛格護仕候處、其後此御感狀ハ何之用ニモ不相立候ト申候、火中仁候、其子孫ヨリハオシギマニテ候、其後表御番相勤罷居候處侍一人相尋被成候、北國左エ門罷出被致對面候處右之人被中候ハ中島北國左エ門殿下申候ハ貴公之御事ニテ御座候哉、貴公御名先達テ承居候、數年御目掛度存罷居候處今日始テ得御意殘所無御座候、御近付ニハ又重テ緩々御宅江以參心事可申上、被中候テ相分レ被申候トヤ、此人名ハ失念ニテ候、此人ハ上方ヨリ被召拘置北國左エ門江イマタ不會内ハ左モ可有之ト存居候様子始ニ相替リ心中如何被存候哉、其後此人御當地

御暇ニテ上方之様ニ被罷登候上、

一 平萩原之住人白尾利右エ門下ハ關ヶ原ヨリ御歸國之時分伊賀之邊路御通ニ付中途人家有之、利右エ門走入見候処六十余リ奴髪之男後ニ長刀ヲ掛置片候處、利右エ門中候ハ御當地罷通中者ニテ御座候、別テ勞レ申候、何ニテモ食事ニ相成物御座候ハ、少シ被仰付度申候処彼男中候ハアサタニ飯ヲ進セ申セト申候故下女ト相見得候者宛具以合候様子ニテ御座候間、手ヲ出シテ是ニ被下候ヘト申候テ紙壹枚ニ包ミ罷立時分右之男彼長刀ヲ取テ跡ヨリ參リ候様ニ御座候故、日掛之分ハ靜ニ歩ミハ出ルト走候テ惟新様江奉進付右之飯ヲ馬納杓ニ移シ御前に差上候得ハ、利右エ門イツクへ行候哉ト御尋ニ付右之段言上生候、其時楚忽之者ト御意被遊、右之飯一口被召上候テ御側之手負者江被下候トヤ御下國之後同年十月十日三拾石之御感狀被仰付丁今格護仕居候、

一 昔慶長五年之壺月ヨリ御分國中風聞申候ハ上方勢薩州江罷候様ニ取沙汰有之、扱又肥後隈元城上加藤主計頭清正近國之諸大名同意ニテ同國水俣江押寄候由ニテ夜白御普請有之、若岡人松岡勝兵衛塩井戸口北之方尾崎ニ矢倉上テ御城内ニ諸士被召移候、勝兵衛モ矢倉御番ニ被召移、此時被召移候人数和田圓常坊・木脇形部左エ門・押川強兵衛・猿渡忠左エ門・大村市兵衛・井尻平兵衛・米良伊豫守・松下治右エ門・木原四郎左エ門・安藤権右エ門・家村奎之允・山内傳右エ門此時諸士江被仰渡候、

候

一 諸上何篇申付候儀、於相應之儀ハ不可難渋、若及異儀ハ可有其沙汰候事、

一 武具無油斷可掃事ニ付、白石ニ付具足一領宛可致用意事、給人之事ハ附為右之石之内人々可馳走事、

一 出陣之時止五石取候衆ハ可爲自防事、廿五石之内之衆門屋敷持者自夫タルヘキ事、

一 殿役於相勤者門一ツ付領主之知行壹石可被召上事、付白石無之門屋敷タリ共領主前ヨリ殿役可仕事、

一 諸侍番普請等懈怠於有之ハ可爲山事、自然及三度者可沒収所領事、

一 不寄上下喧嘩可爲停止、縦無理非道ヲシカクル者アリトモ其場致堪忍可違言上、若私ニテ於事飯々不及理非之沙汰双方可加成就事、

一 諸外城衆中地頭之下知不可相背、別テ於戰場ハ地頭之手ヲハナレ仕ノ下ニ付如何様之高名仕候共不可爲忌節山事ノ段可申付候、若又地頭無理之儀アラハ可致披露事、付出陣之時小給人衆在所ヨリ持道具自身持ヘキ事、

一 於戰場無御免衆無馬可爲八町事、付ヘンタウノ類其外手ヲモギ道具不可有持事、

一 百姓耕作卯之刻ヨリ出戌之刻ニ可歸事、女共モ作ニ可出事、一 一字者百姓ニヨラス走タウ無時タカヒニ可致許容事、

一 諸侍召ツカウ者男女ニヨラス日夜片時モイタツラニ居マシキ事一 就用段召寄ル人遠近ニヨラス不可移時ヨ相定候儀式供使飛脚等ニ至近差當タル日限不可違事、

一 縁者親類ヲ備、撥イタス事アラハ本人之事ハ不及是非同心之者共

二可成敗事、

一常之振舞一汁、某塩山椒ハ可爲此外事、私ノ大酒可爲停止、
一毎度出陣之儀日限ニ過無沙汰之者アリ、如此之類後日其科可有糺
明事、

右條々若違犯之輩有之者、於侍者可没収所領、於凡下者堅可加
成敗者也、

家久御判

慶長六年八月七日

惟新御判

龍伯御判

右御城内被召置候人数同十一年川上四郎兵衛・本田源右エ門御使
ニテ此節惟新様御事帖佐・平松之様御移被遊管候、御先移ニ右之
衆平松之様被召移候、同十三年又加治木之様ニ御移被遊候ニ付此
時モ右兩人之御使ヲ以右之人數加治木之様被召移候、日本山御狩
之場御鷹野々場見合可中山被仰渡候、御先移ニ罷移候、

一片慶長十三年惟新様加治木江御移被遊等ニ付前以コウ路御見分ニ
被遊御越、此日御供之御家老川上左近將監殿御使衆新納左右エ
門殿ニテ候、其日御立宿ハ向江町藤崎伊与宅ニテ御昼飯被召上、
其時諸院ヨリ進上物町中ヨリモ銘々進上物菜上、加治木コウ路割
惣テ御下知ヲ以繩張被仰付、町之本通りハ今横町ニテ候、其時ハ
上ハ町ト爲中由候、本誓寺モ本ハ上ハ町ニ右之タル山候、其後町
人の子共殿之真似シテ御科目ニ寺領被仰付、四書一部ツ、被仰付
讀仕舞次第ニ御赦免之難有サニ町方御通被遊候時分ハ、内ニ食事
仕候時分ハ箸ヲ置テ上地ニ下リ、殿様御通ヲ承候得ハ物越ヨリモ
カ、ミ居中事御座候由承中候、御座形ハ御殿作之家七ツ御坐候山

惟新様御近去被遊候後追其マ、被召置候、暫アツテ元和六年又八
郎様御懷様御移越被遊候処加治木東之丸御懷様ト申上候、左候処
虎壽丸様御懷様モ御移越被遊候故西之丸御懷様ト申上候、又島津
安藝殿御懷様ニ御移越被遊候、是ヲ中之丸御懷様ト申上候、依之
黄門様御在國之時分ハ加治木ノミニ被遊御座、御家御焼失ニテ候
得共本之通又棟上リ候、御家七ツ本之通御普請有之、依之加治木
東之丸・西之丸・中之丸ト唱へ中候、

昔御里馬場之住人別府助右エ門ト申者惟新様未帖佐江被遊御座候
時分御屋形之近方ニ罷居候、一子三才之時母致死去、此子龜松ト
申候、或夜龜松ヲイタキ臥居候処近所之人夜半過ニ門ヲタ、ク、
助右エ門出書読江呼人用事ヲ聞ニ客被申候ハ、御方之龜松殿ハ被
居候哉ト相尋候ニ付助右エ門返答ニ是ハ存外成儀御尋被成候、龜
松事只今蚊屋之内ハ臥居申候、如何様龜松儀ニ付夜半過ニ御戸候
テ御尋被成候儀無心元存候段中候處、其時客ヨリ被申候ハ成程
御不審御尤ニ存候、先龜松殿被臥居候哉御覽可被成ト被申候處敗
屋之内ヲ被見候処相見得不中候、其時助右エ門相驚キ只今迄拙者
懷ニイタキ御方御出ニ付テ跡ニ寝セ置候儀無別条候處、是ハ不思
儀千方之事ト被申候、客之曰、其儀ニ付罷出候、拙者儀只今向江
之小鳥之邊罷通候処被祟原ニ先比死去被成候貴公之御内室・龜松
殿供ニ被罷居候儀見罷別条無御座候ニ付拙者ニモ餘リ不思議ニ存
候故乍御無礼夜半過ニ罷出候、貴公御同道申候テ只今彼祟原江可
参由被申候處、如案危公母諸供ニ遊ヒ罷居候故助右エ門行掛候得
ハ母ハ影形モナク消失セラレ、助右エ門龜松シイタキ中之渡ヲト
渡罷歸候、上別府川先比之洪水ニ高樋ノ橋落テイマタ川モ大ク、

三才ノ龜松如何シテ相渡候哉客ト物語ニテ相別レ候、其後龜松事モ
継母アリ、此母龜松ニ別テ無町嚙ニテ殊之外當リ惡候故龜松傍輩
之衆ニ中候ハ我レ無調法者故継母我ヲ嫌フ、我何方ニ成下モ可參
所存ニテ候段惟新様被開召上、龜松ヲ被召出被仰下候ハ上乃ヨリ
被召抱置候「村吉右エ門跡無之、彼跡相統可仕申被仰付申村源八
ト相改元和七年之衆ニ帳ニ七拾五石ニテ候、其後「納言様ヨリ岩
屋寺持佛堂御再興普請奉行之内村吉右エ門是也、右持佛堂之
御本尊ハ幼少様御影ニテ御尊躰ニ御書付有之、幼少生還本尊子大
正四年三月廿二日午刻逝去、歳六才金泥康康作ト有之、棟札有
之、寛永四年三月日普請奉行申村吉右エ門、岩崎主計頭、志岐覺
左エ門此三人ニ被仰付候山相見得候、岩屋寺山中ニ登リ志町余之
処ニ觀音堂有之、元徳年間ニ再興之棟札有、坂中ニ石佛段々ニ
有、永正大永之年号也、岩屋寺ニ正門ヲ中納言様御意ニテ藤原局
大乗院江御直シ被遊候由今ニ玉堂是也、助右エ門甥之小吉事ニ親
父ハ根之坂ニテ戰死故幼少之時分ハ此家ニテ生長シ其後御側ニ被
召仕候、助右エ門ハ加治木江被召付後仁心ニ相改互之贈答有之、
願成寺千阿弥陀御寄付之内ニ中村吉右エ門後家八躰之寄進也、

一昔天神馬場之八杉一郎右エ門、慶長六年之冬國分宮之隈御屋形
ニ國泰之刀進上仕候、長二尺三寸此時猿渡新介殿ニテ進上仕候処
久長肥前入道江御見セ被遊候得御國ニ珍敷刀之由被申上、國泰
鍛冶ハ一代ニ刀數作不中候、其故ハスミ金子志貴日宛ニ相定作申
候故世上ニ多無之由被申上御取入被游候、依之十郎右エ門江加治
木之内佳例川村高四上石可被仰付段伊集院抱節老御取次ニテ被仰
付候、此比備前中納言秀家公御當家御頼ニテ被罷下候、御上産被

成度申御屋候間黄金七枚ニ御所望被成度申節覺被仰候得共御遣不
被成候山、其時分宮内ヨリ捕者三人參候ニ付阿多洞雲老ニ被仰渡
候ハ此刀ニテタメシ被仰渡候、則洞雲老檢使ニテ平野左近將監殿
御タメシ被成候処、切レ通リ刀ハ十二以通リ候得共刀モコレ不
中候、依之洞雲尤抱節老・利安老御相談之上ニテ右之次第被申上
候、跡西人之科人ハ御救免被仰付被下度申被申上候処洞雲次第ト
御意被遊候故、此罪人モ助命ニテ右刀ハ別テ御秘藏被遊候山候、

昔惟新様御代毎年兩度宛於御屋形御振舞被仰付事候、酒ハ白酒之
由候、左候テ御暇之時分ハ下座ヨリ罷立事候、座席ハ高下ナシ諸
上之子共四五才ヨリ召列參上可仕、女子ハ十二才迄ハ召列可申
由被仰渡御前其衆・御中間衆・御小者衆、估佐・蒲生・吉山・山
中衆中諸寺院迄古帳ニ相見得候、扱又盆而夜ハ毎年諸上中ヨリ思
ヒ々々ノ模様ヲ白シ御屋形之馬場左右ニ灯籠掛有之、是モ惟新様
思召ヲ以為被仰渡事之由候、有時惟新様御差出御覽被遊候処角屋
會之下ニ刀ヲ砥候繪ノ灯籠有之ヲ御覽被遊、爰ニ大山利兵衛刀ヲ
砥候ト御意被遊候ト御意被遊候、御通り之山大山利兵衛ハ諏方馬
場住人ニテ有時表番ニ罷出勤居候処今コ帖空・餅井・田原御鷹野
ニ御差出大番中御供被仰付候、早速罷帰朝飯相仕舞早々參上可仕
由被仰渡候付、暮衆罷帰皆參上仕候得共大山利兵衛ニ參候故利兵
衛所江參見可申由被仰付、走行見申候処無身林者故朝飯イマタ
不相調、母妻之粉ヲ引ク湯立可被下候処向ヒ參候故今爰ニ洗飯被
下候ト申、直ニ同道ニテ參上、其コ餅井・田原御鷹野於場所御奉
公人ニ勝レテ相見得候、其後委細被聞召上利兵衛江御米俵被仰付
候申、此年別テ飢年ニテト石ニモ相及程之年ニテ御坐候申、

一昔惟新様御代ニハ加治木給地高三万六千石有之候処御逝去之後元和六年二百石以上ハ四部一・百石以下ハ三部一之上地被仰渡、諸職人之高ハ皆司御取揚被成候、三月十二日大野左近將監・吉田六郎右三門、同七年中納言様被召移、上井次郎左三門・比志島河内守同入江給地高之役被仰渡候処一万三千七百石余御坐候、此時衆中三百人、惟新様御逝去被遊候ニ付諸士過分ニ鹿兒島之様罷移候故人数如此相減候處、同七年ヨリ中納言様加治木ノミニ被遊御坐候故又過分ニ鹿兒島ヨリ被召移候、同八年五月加治木高ニ相増シ候衆高貳百石市來備前守高貳百拾石阿多内膳亮高百五拾石肥後土佐守高拾五石伊地知對馬守高百五拾石川上佐渡守同百五拾石鎌山伊賀守、其後又鹿兒島高ニ相直リ候衆高千三百五拾五石三原左エ門佐四百拾貳石川上助八高五百拾貳石市來掃部助高六百貳石之内百四拾八石余、八文字屋返銀上地北志島河内守高百九拾四石余八文字屋返銀上地百拾八石余ハ加増給分直ニ上地七拾六石余給地之内上地本田源右エ門高百五拾石外ニ百五拾石余八文字屋返銀上地伊丹道下右之衆ハ加治木江居付ニテ候、又鹿兒島江移衆高共高百五拾石鎌田勘兵衛高百六拾九石肥後主馬首高百貳拾三石五代正助高九拾五石野村吉之丞高七拾八石三原市右三門高七拾五石坂元與左エ門高三拾五石為足高十六石川村織部入道下左エ門平田氏高込テ三拾三石高十五石伊地知對馬守高十石新納三河守高八石稲山仁右エ門高貳石三斗井手籠惣左エ門高壹石四斗東郷仁藏跡高九石大窪備前守高三石和田新二郎横川江移ル、寛仁元年七月鹿兒島江被仰付候衆廿八石木野田仁左エ門高廿七石大村市兵衛高四石端山喜右エ門高貳百貳拾石鎌山傳左エ門高八石有川早左エ門加増高七石中馬老岐守、右之衆江ハ仁礼右近殿御使ニテ加治木高ニ直候也、

一惟新様末帖佐江被遊御歴候時分於願成寺大學之物誦被仰付諸士之子共被召奇聴問被仰付候、惟新様御事モ毎日御差出被遊然也塩賣宅人參候テ客殿之庭江手籠御置是モ縁之下ヨリ聴聞仕候方、此者中候者近比慮外下方ニテ御坐候得共今御誦被成候処左様ニテハ聞得不申候、誦様ヲ替テ御誦被成候、可然ト申上候、其時詰合之衆ヨリ其者推參成事中候者哉、此御坐殿様被成御坐候、早ク立去可中段シカリ付候処惟新様御覽被遊、其者ハ何國何成者ニテ候哉ト御尋候ヘハ塩賣縁之下ニ畏リ申上候者私事本日本人ニ非ス異國之者ニテ御候哉、一本江相渡京都江罷居候得其乱國之砌故御當地ヘ罷下リ爲家業塩賣ニ罷成イマタ居住モ枉究不申者ニテ御坐候段申上候、左候得ハ大學ヲ讀候得ト被仰下候処硯ヲ申下只今被誦候処ヲ誦誦誦誦様如此也ト差上申候、何歟成者ニテ何ト申者ニテ候哉ト御尋被遊候得ハ友監ト申者ニテ代々易者之家ニテ江反ト申所之城主ニテ乱ニ合候テ日本江相渡候申上候、依之惟新様被召抱高屋敷被下、其後加治木之様ニ被召移、垂口今野村金兵衛大山利兵衛屋敷ニテ候、当鹿兒島御城被召立候時縄張加治木御屋敷之御屋形之縄張モ此友監江被仰付候山、友監ハ慶長十五年ニ當地ニテ死去、墓所實窓寺江有之、嫡子筑前守三閑其子内記加治木江被召附候時三百三拾貳石ニテ候、友監江秀吉殿下ヨリ被仰付候御禁中様ヨリ被仰付候著木杯此子孫無筆故紛失仕オシキ事ニテ候、

一昔有馬山之丞ト申者道場原之住人ニテ候、此先祖三代戰死之者ニテ元來肥前國有馬郡之人ニテ筑前守豊前守トテ兄弟惟新様飯野御在城之時分御當地江參上仕候故馬関田之内池之峯ト申所知行三百石被仰付置候處、元龜元年五月苦木之永野之城主渋谷新兵衛寄

手馬越之地頭鎌田尾張守大將ニテ被攻候処双方大乱ニ及ヒ味方悉ク戦死ニテ尾張守殿モ必死ニ相究リ、若武者共十騎計敵陣ニ突込ミ無比類相勦終ニ戦死ニテ候故尾張守殿モ帰陣ニテ候、其内ニ山之元三十八才ニテ戦死ニテ候、其子ニ源七ト申者七才ニテ候、祖父豊前守養有ニテ候処、同三年五月四ト於飯野大崎原ニ伊東方御合戦ニ惟新様御備相崩、惟新様必死御究被成候時騎馬七八騎敵陣ヲ突破リ皆々戦死之内豊前守事右之人數之内ニテ候、其後源七ハ御側江社召仕七兵衛ト御改被下朝鮮國迄御供仕、直ニ伏見江御供ニテ候処ニ慶長五年八月十一伏見之御城松丸口寄下之、番鎧生年三十八才ニテ其日戦死仕候、此日家来江申置候ハ今日若打死候ハ、手鎧ハ國ニ持下リ、一子千代丸兄弟一世之形見ニ可相渡旨書狀迄相認召置候ニ付石家米持下リ候、鎧モ今後藤新七所江預置候、若狭之住冬廣ニテ候、諸書付等モ有之、千代丸後茂右エ門ト云加治木江被召附候、屋敷ハ今鬼塚四郎兵衛罷居候、

一片惟新様御前ハ求摩之相良義口ノ御娘ニテ惟新様飯野江被遊御坐候御肥後方ト段々御合戦有之、此比相良殿事モ御當國江御隨心ニテ見乃子共之衆證人ニ被遊置候、其後乃子共ヲ繰取又肥後方江隨身被致候ニ付惟新様御立腹被遊如何被思召候哉、右求摩御前ヲ御離別被成候、然其求摩ハ御越不被成加治木之内ニ邊川村トテ山之飛地有之、此名五百石ハ右御前様御召之御白粉田ニテ御坐候故此処江御越被遊邊川之觀音淵ト申所江御手ニ灯明腕弄御守リ、一七ヨ日夜川中ニ御立被遊終ニ川中ニ御逝去被遊候、依之御側之女中川流ニシタカヒ上木山ニ落ル數十丈之大滝ヨリ身ヲ投ケテ皆死タリ、御供候者流ノ束之方山中ニ御石塔ヲ奉建立御菩提奉弔

候、今ニ此滝ヲカモシカ滝ト云、滝ノ下ヲ柳流ト云、滝ノ西ノ坂ヲイツノ坂ト云、文字ニ結手ト書候由、此滝ニ黄世公御歌アリ、散ル花ノ流レヲ留ル瀬モアラハ落テモカ、レ流ノ白米（イミコ）

タノメツ、君カコヌ夜ノミタレ髪結手ノ坂トマチカネニケリ此時飯野ニテ色々他宇ノ事共御坐候ニ付保寿院ト申寺御造立被成阿弥陀堂御立被遊、惟新様被成御座候テ御崇敬可被遊御願ニテ段々御夢相共御坐候ニ付、御前様御婚礼之時被召列候松葉本左エ門、子ヲ出家ニ被仰付光觀坊ト申候、其言示ニテ候、天正十八年四月六日光觀坊ヲ京都江御遣被遊吉田敷江被仰入、御前様和号御中下シ被成、此時宝觀大明神ノ御神号御璽御下リ被成、加治木上木田之御石塔惟新様御差圖ヲ以宝觀大明神御宮御建立被遊、惟新様八面ニ栗野江御移被遊候、大ヨリ朝鮮國江御渡海ニテ文祿四年ニ帖佐江御移被遊候、此時帖佐寺師村ヘト一面觀音御建立光觀坊被召附、同十年平松江御移ニ付右觀音岩銀邊江、御願成ニテ同十三年加治木江御移ニ付又右觀音ハ宝現大明神之別當宝現寺ト申寺御建立被遊寺之御本尊ニ被遊、光觀坊事ハ宝現開山ニ被仰付、此時社領高ニ拾石御寄附被遊、依之于今御物御修南御寄附物等有之、御宮之右脇ニ御稻荷堂有之、飯野ヨリ御還宮ニテ流之下ニ有之候処ニ、其後此所江御還宮有之、光觀坊事ハ元和八年二月十日於當寺遷化、

一片帖佐願成寺千阿弥陀ノ御施主ハ久保公・忠恒公之御母堂（タカ）相様ト申上候、三十五鉢之御寄附惟新様ニ鉢上床宗圓六十、鉢其外人數有之、右室桂様御事ハ國分御上様御、所ニ大坂御城ニ御詰被成、慶長五年之秋迄ハ大坂御城ニ被成御座候、御歸國之後依御志

願御建立、同十二年二月朔日御逝去被遊御寺今集院妙國寺御影御位牌御立被遊、依之芳真様御位牌相立寺内ニ御寺御建立、依之芳真軒是也、実窓寺ハ其後被壞実窓寺御牌ハ長年寺ニ御見被成候、跡本尊地藏丁今実窓寺旧地有之、此旧地ニ伊集院源次郎殿石塔有之候処其後此石塔咄佐天福寺江相直リ候故于今杉森屋敷百姓新右エ門元禄年間ニ杉森之下ニ本之通源次郎殿石塔建立、心香良安庵主慶長七年八月十七日源次郎殿奥方ハ惟新様四番日之御姫ニテ源次郎殿江御娘子、人被成御座候、源次郎殿隠謀相願レ都之城御攻落被成高一万石被仰付帖佐御屋形之後三十町之地ニ被召置候、忠恒様御上洛之御供ニテ被罷登候処於野尻御誅戮被遊、死骸野尻ヨリ帖佐ニ持越ス管候処加治木迄被参実窓寺ヘ葬有之、其後右奥方御親子事惟新様加治木之様御同道ニテ御移被遊候テ御側之様ニ被成御坐候、右御高之納ハ別ニ竹下江御藏有之候、今濱田藩左エ門屋敷ニテ候、其以後右御親、様慶長十八年江戸御遊人御屋地様御替合トシテ御上洛被遊、惟新様御事モ京泊之港迄御送ニ御越数日御滞在被遊御上洛之御供上床膝右エ門・苗木五兵衛御役人被仰付帖佐御屋地様ニ御替合被成候、江戸御詰合之衆町川勝兵衛殿・上井次郎左エ門殿・伊勢兵部少将殿・滑地備中殿杯御詰合被成候、此比惟新様ヨリ右姫様江被仰遣候御文ニモ今度西郷淡路下首ニ付大御所様ヘ之御進物於江戸本多佐渡守殿御取成ヲ以テ御書出シ被遊候、扱又備中ヲ始勝兵衛次郎左エ門・宗圓五兵衛杯ト御坐候、苗木五兵衛儀ハ御上洛之御於京泊急ニ被仰付候故代之儀ハ束條年人ヲ御見合被置候段扱又孫殿事當年十五才之ヤク池田ト齋御札守殿若寺御祈念之段御供衆之守六十三差上山候ト有之、扱又此時分ニ寺沢志摩守殿江戸御詰合ニテ此御方御屋敷節々御見舞

被成、右御姫様方ヘ別テ御叮嚀被仰候段、依之寺沢殿御方ニモ惟新様ヨリ之御贈答段々ニ相見得候、扱又志摩守殿御出被成候ハ、芳々御札宜相達可被中山被仰登候山御文ニモ相見得候、其後源次郎殿御娘子御事ハ伊勢之桑名之城主松平河内守殿ヘ御縁與被成、被御方江御越被成其時分御供山内膳止被召附彼御方江暫罷居候、其御日野大納言輝賢様江御日見被仰付御先祖様昔薩州縣娃郡硫磺崎ト申所江御左遷之御國主ヨリ田中門前上置候、其時分之御子則私先祖無御別条、其時分被召残置候御證書差出候故日野名字實之字御系圖案拝領被仰付于今御目見御贈答仕来候、扱又江戸江御證人之御姫様御事ハ御下向之後今之御殿之地ニ被成御坐候故御下様ト可奉唱由被仰渡、依之加治木竹之下之御藏ヲ御下様御藏ト諸付付ニ相見得候、其後嶋津下野守殿江御取合被遊、其後ハ竹之下之御藏ヲ又下野守殿御藏ト書記有之、

一昔伊勢平左エ門殿屋敷ハ今普請方屋敷之内南之方角屋敷ニテ候、平左エ門殿事ハ惟新様御家老御勤被成候人ニテ高麗・関ヶ原御供被攻、其後加治木之様被召移嫡子弥八殿代追柳田江被罷居候山諸書付等ニモ相見得候、左候処肥前唐津城ニ寺澤志摩守殿御縁中ニ付此御方様ヨリ御違返之御使平左衛門殿江被仰付肥前之様ニ被差越候、彼方家老高島新藏ト中者有之、志摩守殿江御違返之御使首尾能相濟罷候時分有新藏ヨリ被中候ハ私宅江一刻御立寄可被下御茶、シ進上可申由被中候、平左エ門志摩守殿ヲ御暇之時分新藏若相招事モ可有之、左候得共被立寄候処無用也、御叮嚀被仰却候得共平左衛門大武篇之人ニテ御坐候得ハ無辞退モ被立寄候、然處茶亭江相招キ平左エ門江切懸候ヲ取取候、然共協ヨリ打果申

候、左候テ右新藏致切腹、左エ門死骸彼御方ヨリ御送被成候、於
加治木雜説仕候ハ平左エ門後疵之様諸人申候ヲ惟新様被召上兵
部少輔殿被召出棺之蓋ヲ被開御覽被遊候処指之候杯其外皆々而疵
ニテ御坐候、依之大株寺江御葬被成石塔近被仰付候由敷之内ニ田
石段々有之候得其俗久無之故是ト申事不相知候、平左エ門殿石塔
ハ伊集院妙圓寺ニモ有之候様承候故妙圓寺ニ參詣仕候時分相尋候
得其無之由ニテ其時之仁持江中、過古帳杯拜見仕候得其相見得不
申候、御舍弟兵部少輔殿屋敷ハ其時分中洲之今ハ桑畑係助屋敷ニ
テ候、貞昌御事ハ又八郎忠平公御弓親ニテ御坐候山ニテ御互之御
贈答段々相見得候、貞昌御上洛前方細々之御意見之御條書杯拜見
仕候、諸上被召附候御請文モ貞昌之御判下野守殿御連判モ有之、

寛永十七年ニ江戸御夫婦御上洛ニテ同十八年四月三日於江戸死
去、依之其時分江戸御詰合北郷式部少輔殿・新納右エ門佐殿御方
江又八郎様ヨリ同四月十二日之御書ニ相見得候、貞昌ヘハ御男
無御坐中納言様十三日之御子御養子作人正貞照公ト申上候由貞
昌御死去之時ハ十二才ニ被為成候山、依之大株寺江御石塔被召立
候山貞昌之御法名俊翁豪英居士、惟新様御報案ニ、不存寄時分預
御使札候ト書山シ有、幸沢志摩守殿江七月十一日コ、久敷無音罷過
候之書出シ有之、寺沢志摩守殿江十一月二日、今度高島新藏殿江
中人候ト書出有之、同志摩守殿江十二月廿九日、

一古祥寺庭前大松ノ下ニ昔ヨリ縁塚ト申テ箱人之石碑有之候得共世
人見ル事ナク如何成故ト相尋候得ハ當寺開山松岳和尚ト申ハ惟新
様御帛依僧ニテ高麗江御渡海被遊御陣僧ニ被召列可被下由被申
上候處、此節御陣僧ニハ志布志之大慈寺大願寺之鳳山江御約束ニ

テ候間御跡ニ御武運長久之御祈禱被仰付、依之法華一万部之誦誦
相勤被申上御帰朝之後御子孫為繁昌亦法華三千部之誦誦相勤、慶
長十二年未四月廿二日松岳白ト日帳于今當寺ニ有之、此時迄ハ別
テ小庵ニテ御坐候故比志島河内守江被仰付寺御建立被遊此時寺領
三十石御寄附被遊候、其後元和四年奉惟新様思召ニテ小島ヨリ真
石ノ竿石ヲ被召寄法華一万三千部之石碑ヲ被召立、銘筆ハ文之玄
白和尚江被遊御書ヲ其銘云、

奉讀誦法華妙典一万三千部、^(佐々)檀越島津十七代藤原義弘敬白、伏
願慶長丁未身心堅固家國豐饒武運亨通ニ係繁昌、元和ニ西歸仲
奉時正日讀誦妙門只堂松岳

一昔天神馬場之大工神田助左エ門ト申大工ハ兼テ大敵言ヲノブ者ニ
テ御坐候處、其比御屋形御普請ニ毎日罷出御看経所天井ヨリ次第
ヲ釣候処下ヨリ大工々々ト中人有之、助左エ門ヨイト申候得ハ今
日イマタ喰ヌカト申ニヨリ奥ノ禪門杯カマタ喰セヌト申テ其人
ヲ片フキ下ヲ見候得其不相見得候、外之大工共申候ハ助左エ門只
今ノ人誰ト思ヒ候哉、惟新様御差出御意被遊候故右之惡口故殊之
外御立腹之御様子ニテ奥之様御引入被遊候、右之斷被申上可然ト
申ニ付助左エ門モ始テ相驚キ近比愈忽千萬今更應ヲ嘴トモ益ナキ
事ト申内ニ奥ヨリ只今之大工御用早々御書院江可罷出ト被仰付、
助左エ門モ今ハ難遁ト存定テ御手包丁可被仰付事案之内ト傍輩共
ニ暇分候、扱又宿許江モ右之趣共ヲ申送り早速御前江罷出候処大
工只今禪門カマタ喰セヌト申タナト御意ニテ候間成程奥之禪門杯
カマタ喰セヌト申上候、其時御意ニハ奥ノ禪門カ只今喰スル喰
ヘト大盃ニ山鳥ヲ持來候ニ付助左エ門ハ是カ御手包丁之最後之盃

ヤト引請々々五ツ六ツ吞候處、御前ヨリ大工マタ喰ヘト御意ニ付
又、ツミツ被下候處マタ喰ハヌカト御意ニ付モフハ、得不被下候段
申上候處、御用無之下レト御意ニ付助左エ門此時夢ノ覺タル心地
ニテ御前ヲ罷立納殿江相下リ、助左エ門今コソ鰐之口ヲ逃レ候連
御普請奉行江御暇中、大工ハ我宅江同道イタシ誕生祝ト付大
祝仕候ナ、

一 昔椿窓寺之鳳山和尚事ハ山門出生之人ニテ於正龍寺出家ヲ被遂、
後露田之大願寺江被罷居候處文祿元年ニ朝鮮國江被召列御歸朝後
當寺ニ被召置、寺領ニ石御感次被召附候、萩原寺ト申候、當
寺ハ日新公御姫御西様御事ハ肝付兼貞之娘御懷懷ニテ椿窓妙栄大
如御不塔有之、依之椿窓寺ト為申由候、其後鳳山和尚事ハ出世為
敬行被致上京候ニ付被仰付置候、御感狀高ニ石之内十五石北村
三左エ門江相働、比銀ニヲ以上京之後黒川江隱居所是鳳山軒ト申
磯邊澤殿ニテ急成高山別テ絶景之庵ニテ御坐候故黃門公御事節々
御光駕被遊巖上ニ躋躋盛リ之時分御入被遊、御詠歌御短冊下今椿
窓寺ニ有之、

波ノオリカクル錦ハ磯山ノ梢ニサラス花ノ色哉

其後寛通和尚代上方遍歴之時分備前岡山之城主松平新太郎殿領國
中佛法禁有之、然共國中靈魂不相調、依之寛通其國之端ニ被罷居
佛法ニテ不相調候故國中惣テ又佛法ニ罷成、依之寛通絶行之金了
過分ニ有之故直ニ被致上京、紫衣之御綸旨頂戴ニテ罷下鳳山相働
被置候、寺高十五石貫返シ于今右之三十石且又紫衣之御綸旨モ椿
窓寺江有之、佛檀之額ハ板獅子ニ牡丹之盤上ケ、是ハ朝鮮國ヨリ
御歸朝之時分御土産物之内ヲ當寺江被召附候、

一 昔大坂御没落之後上方三人列ニテ當地ニ罷下カナタコナタト仕
候故、此衆ヲ捕ヘ何故罷下候哉ト御尋候得ハ秀頼公御亡命之御跡
ヲ終ヒ罷下候、堀田大學助・藤原右京亮ト申者ニテ候ニ付此兩人
ヲ相働メ黒田七兵衛ヲ被召附板倉伊賀守殿御方迄御引届御披露被
成候、今一人相残り有岳伴左エ門ト申候テ道場原ニ居住ニテ候、
今浪元八太郎屋敷此人若年之時分ヨリ罷居候哉一生無妻ニテ平生
碁ヲ打書籍ヲ子共ニ教ヘテ万治二年六月四日ニ被致死去、近所ヨ
リ家財等相改候處金子有之ヲ以當地安國寺江葬リ残リ祠堂ニ相付
衣類製計目上下紋所平生之定紋ト相違候故諸物無残所焼捨候、其
後志布志大慈寺住持松絶岳斐禪師爰ニ米テ悟哉此人薩隅之國ニ往
徂シ齡ヲ終ニ此地ニ留ルト云ヘト始終米由ヲ可知人ナシト云テ石
碑ヲ被立候、今其碑ノ銘闕テ不分明候、

一 昔安國寺ハ曆應二年尊氏建立之、一國一寺之寺ニテ延文三年等持
院殿一品左將府仁山義公大居士當寺之供鐘ハ肥前彼杵庄鈴山村之
竹園山度教祥寺大願主景備、永和五年未仲夏廿八日再銘ニ大平山
安國寺比正雪庭斐英溯永正十六年八月日ト有、當寺往古殊之外大
地之由今南惣門アザナノ所迄ハ寺内之由候、黃門様當地江被遊御
坐候時分ハ大龍寺文之和尚ヲ被召置、此時分黃門公御意之趣ニテ
當寺本尊ハ大龍寺江被召置、十六羅漢ハ伊集院妙圓寺、山門ハ
鹿兒島御城路地江、鐘樓ハ當御屋形之御數寄屋ニ被召成候由、此
比矢野白徳院ト申禪琴之上手有之、文之ハ轉入ニテ黃門様別テ之
御湯依ニテ候由此比福昌寺廿二世大川和尚遠島被仰渡候、一卷モ
文之自徳院抔仕業之山候、大川自殺之御書物式通被差上候内ニ迄
追ハ弟子法類三十餘人ニ跡式之事大龍寺自徳院御披見可申候、福

呂寺遠島之儀ハ文之自徳院仕業ニテ候、奥州様ヲ参又ハ御老中ニ
モ有之候得ハ此衆仕業無別条候、文之ハ九月晦日死去、当寺ニ葬
リ客殿之西ニ墓有、初ハ宮内正興寺四十一世之住持文之易傳有南
浦文集ニ文之書元和三年之三月廿三日之書物、

一昔萩原之住人白坂七右エ門入道与竹卜申者親美濃守呂株、横川之
城主ニテ飯野北原家ニ致隨身候處ニ天文十三年之比ヨリ惟新様
御奉公仕、文禄元年高麗江親子三人御供嫡子助七郎・次男助六召
列罷越候処嫡子助七郎事於高麗番船戦之節戦死仕候故與竹事次男
助六供ニ直ニ伏見之様ニ被召列候處、慶長五年八月一日伏見寄下
ニ御カリ被遊、其日助六事戦死ニテ候、与竹一人ニ罷成直ニ御供
仕関ヶ原ヨリ御罷國ニ付不離御側罷下リ、同十月十日ニ高百石之
御感状被仰付于今格護仕候、呂株・與竹孫子召列帖佐ヨリ加治木
江被召移只今之屋敷被仰付、其後徳千代持留之知行百三十五石ニ
テ御小姓役之マ、又八郎様江被召附候、美濃守次男持留事モ高麗
方々被召列、其後當地江被召移嫡子仲右エ門持留之高百石ニテ被
召附候、此嫡子與一左エ門事美少人之若衆ニテ近國ニ肩ヲ并ル人
ナケレハ見ル人恋不寄トイフ事ナシ、此時島津中斐殿杯ニ鹿児島
ヨリ夜ナ々々被通候故今ニ才衆中斐殿道行卜申候座頭之職ニ寝ラ
ンヌマ、ニ思ヒ立出ルト被歌候、天相寺之鐘ヲ名残トハ椿窓寺之
事也、白坂與一ハ椿窓寺近方也、七右エ門家々ハ惟新様ヨリ被仰
付候、御檢等有之美濃守呂株寛書系圖等有、

一昔入唐之西工乃削等^{（ハミ）}卜申者元龜年中教入唐、其後國分宮限御屋
形之時分國分ヨリ當地罷移、為山ハ道場原江罷居前川為仙江相付

醫道藝仕候、然處為^{（ハミ）}仙賀ニイタシ、為仙江ハ無世子、為
山子為左エ門ハ為山孫ニテ候故致養子前川為左エ門卜申候、元和
七年之御改ニハ為仙高六十石ニテ、其後寛永十一年為仙被召附
候時六十石ニテ候、其後之衆中振ニハ十五石ト有之、同十六年
之喪口帳ニハ為仙無高ニテ候、其後前川為左エ門事本之乃削ニ相
改等條判之物爲之書籍醫書等過分ニ當藤左エ門所持ニテ候、

一昔高麗國ヨリ被召列候焼物師仲次郎卜申モノ帖佐之宇都江被召置
焼物細工仕候処惟新様加治木江御移被遊候ニ付ヨ木山之地江被召
置候、今滝口坂之下靈屋門百姓屋敷是也、芳仲ハ其後吉原之様ニ
被召移候、此時芳仲事モ諸上一様ニ又八郎様江被召附、左候テ右
焼物場ハ春日寺西脇山中江被召立、此時焼物別テ相勝レ殊外結構
ニ出来候故御高札站被召立御物人之場所ニテ御高札之寫モ于今
有、其後場所ヲ小山田村ニ相立シテ孫山本碗右エ門日本山焼物場
之時分高麗國ヨリ持渡候茶碗上貳十四俵迄岐五兵衛檢者ニテ堀込
置候由ニテ五兵衛肥後ニ尋失ヒ下今相不知候、オシキ事ニテ候、
近年靈屋門近所山之片脇ニ大キ成大穴堀出候時分右之茶碗上心掛
候得共土器道具焼物等少々有之候得共上ノ有所ハ不相知候、

一昔高麗人被召列候内ニ蟻飼市右エ門卜申者ハ當古城大手之坂之下
宅反計之屋敷ニ益々蟻ヲ飼候テ罷居候、寛永十一年諸士被召附候
内ニ市右エ門モ被召附候テ後小川市右エ門卜申候、後鹿児島江被
召移候、此時分為仙・爲足・爲草・一官・陳之・六官杯皆當地ニ
罷居候、高麗御上産御花園之石ヨジユンサイミツ蟻バメキ鳥卜三
助鳩白小藤長年寺之卜玉像九幅椿窓寺佛檀之額板店棕欄是御花園

柳之御庭ニ有之、高麗ヨリ直置レ候テ十餘リモ御坐候処先年之
大風ニ吹倒シ其珍敷有、

一昔道場原之住人大佛師康藏ト中者ハ京都七条之大佛師ニテ候ヲ被
召抱置、妙圓寺本誓寺之御尊影奉彫刻其外此人細工之諸師有之、
寛永十一年ニ諸士一様被召附武具御改ニモ鍵一本ト有之、其後病
中ニ卜方者一人相付居石病仕候処ニ死去之後大佛師之系圖諸書付
上方之様持参仕候由當分鬼塚助四郎屋ニテ候、

一昔春日寺ハ慶長十年竜仁様御建立被遊、其時御安奇之御位牌大
中良等庵主雪窓妙安大師湖月宗江大禪定門執筆ハ文之・玄昌和苗
富之隈御石經所之御位牌モ文之奉書候故此比上方真言之客僧ト文
之・門答破取茂有之、客僧曰國分城下之殿中御石經所之過去名帳
之中於善女人法名之下向大師書之焉、破曰我未見我未聞矣、世間
多以称大師若可有可書大師本祝者書テ造我則可致其過者也、太
師者三公之一名テ天子諸師法也、於積門亦然也、古來之高僧爲帝
上師者以称大師矣、何女人之法名得称大師矣、當寺古往義伯山存
庭然開山蘭谷和尚檀越肝付彈正忠兼盛永三十一一年建立、嫡子三郎
五郎兼寛代文禄四年喜入之様被召移、其節當寺モ喜入ニ被召置今
喜人之為庭然跡破壞ニテ候処御建立被遊、春日大明神別當貞言宗
開山弘印法印、其後惟新様御再興ニテ眞明存忠庵主御牌御安附被
遊、其後大風ニテ護摩所破損ニ付諸佛當寺之様被召置候、依之當
寺御本尊之不動明王ニ被成御坐候、御乃當御所持之護摩所御本
尊空海心行不動空海自作尊形諸佛其外佛繪所過分ニ有之、内出島
齊進上之出山之釈迦繪考金岡力筆、山力賛有之、山島安齊ハ京都

「科寮人被召抱茶道人ニテ候、当寺界内ニ落ル滝ヲ右引ト云、或
人之歌ニ、

布引ヤ滝ノミヲニテケレハ水上遠ク立チサラシケリ

一昔春日之住人福永丹波守ト中者伊兵衛匠太夫義祐家匠ニテ天正五
年御当家様ニ参上仕、其節野尻之一所之御感状頂戴于今格護仕居
候、嫡子宮内少輔姉ハ太守勝久公御嫡子休庵様御内室様ニテ御子
時宗公之御母ニテ候、曾於郡念佛寺十代之住持ニテ候、宮内少輔
嫡子筑後守ハ又八郎様ニ被召附其時知行四十七石文書ニ讀ル伊豆
國伊豆内下書出候、文永三年十一月祐頼判曳繩之事ト書出候、
嘉暦三年八月左エ門尉祐教判口向國蔭生野別府之事ト書出候、貞
和五年八月祐爲判、慶長三年十一月十五日泗川御訂立之覚書高麗
御軍役之盛一通妙本寺ニ久遠寺日珍・日促ヨリ之捻狀教通于今格
護方之、

一昔春日之住人神戸休五郎ト中者ハ元來信長公ヨリ伊勢之國主木造
大膳亮殿江爲横目被召附置候、神戸左馬頭殿ト中人之望養子ニテ
信長公没落シ後同州河津浪人ニテ候處嫡子千熊ト中者於伏見惟
新様江被召抱、親休五郎事ハ北國之途摩五郎左エ門尉殿ヨリ千五
百石之約束ニテ彼方ニ相越寄候處、新納旅庵老ヨリ被申候ハ嫡子
ヲ薩州江差下シ貴公北國之威龍越候儀心得不申候、纔ニ三百ニテ
候得共薩州江一所ニ御下リ被成間敷哉ト被仰下候故其通之約束ニ
テ被召抱候、依之公同勝兵衛ト相改、慶長五年八月一日伏見御寄
手御供ニテ松丸口脇奉行久留休齊同役ニテ其日鉄炮深疵ト死一生
故関ヶ原御供ハ千熊被召列、其先岐阜中納言殿御頼ニテ家老相勤

多年罷居候故千熊事大垣近方別テ相馴依之別テ御調法被成候、御
歸國之後親勝兵衛ハ高五百石被仰付、千熊ハ御感状百石被仰
付、勝兵衛ハ其後市右エ門勘左エ門五兵衛ト申候、始終之覚書一
通御感状惟新様ヨリ被仰付候、御捨寺沢志摩守殿ヨリ被遣捨等丁
令格謹仕候、被召附候時ハ百八十三石也、

一昔新納原庵老事ハ伊勢守殿令弟ニテ浄土宗出家ニテ其比肥後國八代
之庄嚴寺住職ニテ候処大正之北惟新様ヨリ現俗被仰付御家老被仰
付候、慶長五年封々原御、乱之後丹州鞍馬江本田助之丞一所ニ
隠居候処落人爲捕檢使山口勘兵衛尉殿鞍馬山ヲ被視候故、旅庵・
助之丞寺之ニ階^{カク}欠上リ切腹ニ相究、水一ツト被申候故旅庵小僧
疑之、林田戸右エ門二階水汲ニ仰候処御僉使庭前ニ被爲忤候ニ付
戸右エ門申候ハ勘兵衛様ニテ御坐候、中則欠^{カク}御り白妙ニ被畏候得ハ
山口殿ヨリ委細御尋ニ付大坂方江御味方被成候儀始終被聞召上、
然共此衆ヲ御擲メ被成京都之様御引出被成候、翌六年之春山口殿与
力和久甚兵衛殿被召附被差下候、依之同正月廿四日忠恒様ヨリ百
石之御感状被仰付于今格護有之乎先年拝見仕候、翌七年十月廿六
日於帖生死去願成寺ニ葬ル、助之丞ハ同十三年死去總持寺ニ葬、
旅庵後室ハ吉松之内小野寺相模坊娘ニテ無世子川上左近將監殿次
男養子被仰渡、仲左エ門忠雄後證印後室ハ御里ニ被召移、仲左エ
門事ハ帖佐ヨリ罷移候、前方旅庵家来之内一人鹿兒島江相付上シ
願鹿兒島江罷移候、然処此人帖佐江罷居候時分無所行有之、仲左
エ門帖佐之様ニ召寄打果申候、鹿兒島十二被召成候後ニテ候故仲
左エ門ハ寺領被致、依之加治木江一詣上一所ニハ不罷移後立テ萩
原江被罷移候、今ハ堀川氏屋敷ニテ候、其後三原備中守殿跡屋敷

ニ被召移今之屋敷ニテ候、仲左エ門持高六百七十七石余ニテ候処
被召附候テ、萬石之内三百石被仰付候、旅庵三嚴寺ニ罷居候時分
小僧三人有之、是モ現俗被仰付林田戸右エ門・平野半兵衛・上野何
某也、此三人惟新様御前江被召出御直ニ御用等被仰付タル者ニテ
候、林田戸右エ門子孫ハ帖佐松原江宿ニテ罷居候処惟新様ヨリ被
仰付候、御捨ヲ先比松原失火ニ燒失仕オシキ事イタシ候、黄門公
ヨリ仲左エ門ニ被仰付候御短冊ヲ拝見仕候、御掛物所持ニテ候、
先ホトハヒカタ傳聞ステカタク、

ミヌ色ノサソナ糊ノハナサカリ春ニオクレヌ昔ツレニマツ
チリウセヌ紅葉ヤカサシ帰ルサノ神待エタル鑑ナルラン

霜

トシタタニカハシヌ色ソ冬ノ葉ノウヘニ置ソフ庭ノ朝霜

一昔檀千橋ハ惟新様加治木江御移被遊候筈ニテ慶長十一年平松之様
先御引移被遊、此年之三月唐カネノ擬法珠トシ御立被成候、此擬
法珠近年御取納メ今普請方江有之、年月日書付有此橋之角江外
城番所ト申候升形有、爰ニハ昔惟新様・中納言様御代迄ハ帖佐・
清生・吉口・山口ヨリ番替リニ相勤爲中所之由候、

一垂口之住人江田五郎太夫ト申者江山藤右エ門入道宗圓次男ニテ候
処二才之初天神島場原田何某之妻ヲ盜取我家ニ列来テ納戸江隠置
候折カラ米テ右妹之者ト惟新様被聞上候故御自筆ニ條々書ヲ以
身持相嗜武藝字文等ニモ心掛可申段被仰下候、右不行跡仕候折カ
ラニテ候得ハ此御條書ヲ引サキ則火中仕候、然共此等之儀ハ被聞
召上何ソ哉ニ付御腰物拝領被仰付等ニテ登城可仕申被仰下候、早

速登城仕候処御前之様被召出御側ヨリ承知仕候ハ御腰物并領被成
筈候間御前近ク可被參ト被申問候、其時五郎太夫存候ハ右膝之不
教席ニ被聞仁上、彼之御腰物ヲ以定テ御手包丁ニ被仰付事必定
ヤト存、則御前ヲ罷立逆法々々ト申候テ納殿江欠出人ワラフニ成
テ殿山ヲ欠出近所傍輩之所江逃人相隠候処、早速真之白鳥江三
年之寺領被仰付候、御赦免之後藤右エ門ヨリ分地廿貳石被遺物頭
役相勤、寛永十一年東衆中之内ニ被台附候時分持留六十六石ニ
テ候、其後鹿兒島江被不移候屋敷ハ当書物藏北脇之田地ニテ候山
候、

一昔本誓寺開山運管上人ト中人ハ肥前生之人ニテ天正十二年高木
島原松龍寺ヲ退出シテ肥後八代之莊嚴寺江來リ旅庵仕職之折ニテ
候、同十三年阿蘇家没落ニ付中斐宗運宅ニテ推新様江始テ被懸御
目合志郡住吉光明寺ト申ヲ抵ケ被下、八町之在所ヲ被召附候、是京
竿千石ニテ候、同十五年飯野江參上被致、太ヨリ鹿兒島江被參不
断光院門前ニテ越年被致、同十六年之正月加治木江被參上、八町
江本誓寺ト中小庵建立ニテ、五年加治木本誓寺江仕職ニテ今
横町之内也、同二月爲何御機嫌飯野江參上被致、旅庵老任世老江
相頼加治木江少々檀那ヲ勧請申候ヘハ、落着難山願ハ飯野之内江
小庵地ヲ被仰付候ハ、本頼母數奉存候山被申上候、旅庵老任世老
ヨリ此趣被申上候処來六月ハ栗野之様御引移被遊筈候間、栗野ヘ
庵地被下筈候間屋宅可仕承、其後十八年之六月栗野江參上被仕候
処原田ト申所江小屋敷被下庵室出來仕、正覺寺願成寺ト書付ヲ以
寺号ヲ被願候処願成寺可然下被仰付候、此時本誓寺ハ弟子相管作
職ニテ候、文祿元年高麗江御渡海被遊候故同年運管事出世教行

上京被致、御繪旨頂戴于今本誓寺ニ有之、同四年殿下ヨリ御檢地
ニ付高麗入中場ニ御帰朝此時諸所移替被仰渡候故惟新様御事モ栗
野ヨリ帖佐江御移被遊、運管事モ願成寺之小庵ヲ帖佐之様被直、
慶長十三年之四月筑後之善道寺仕職三年相勤、同十五年之極月歸
錫被致、翌十六年ニ上力町之本誓寺ヲ当地江被召直候、寛永三年
寅正上當寺ニテ德化、運管一代白筆之覺書有、本誓寺京都知恩院
ヨリ善道寺江隱居隅州加治木之本誓様ト宛書有之書翰有、當寺山
号ハ黃門様御光駕之御黒川山絶頂ヨリ出ル月ノ松ニ懸ルヲ御覽被
遊、松月山又院号ハ運管說法御聽聞被遊候テ、

身ニシメル法ノオシヘノアヲワレシフサナラ驚ノ深山ナリケル
ト黃門様御詠歌被遊候故靈應院ト申候、御短冊今々寺ニ有之候、

一昔ヨリ本誓寺江被遊御坐候惟新様御影之御事ハ末々御存命被遊御
坐候時分於御側佛師康嚴江彫刻被仰付、一躰ハ妙圓寺、一躰ハ當
寺江御安附被遊候處、其後願成寺三代之住持澄管申僧當寺掛持ニ
被聞候時分不断光院ト願成寺ト互ニ門首ノ争有之、此儀公義ニ罷
成、此時薩隅兩門首ニ被仰渡候、然ハ澄管如何被思候哉、当地出
歩被致、此時本誓寺之御尊影ヲ開山運管之影像ト取違ヘ下総國北
相馬郡同村之梅向寺ト曰寺運管開基之寺ニテ候得ハ爰ニ持越長々
彼之地ニ被成御坐候、其後當寺八代之住持遺極ト申僧閑東遍歷婦
郷之御石梅向寺仕持江被相断候ハ我隅州本誓寺開山運管上人之像
ニテ候由被申、彼方ニモ相知為中事候故遺極被持下候得共、右之
通之事候故當寺江惟新様御影有無之儀為存人無之候、其後松齡様
御百年御弔伊集院妙圓寺御執行有之、殉死御供之了孫被召寄候内
当地折出市右エ門相勤候処山口高兵衛殿ト中人唱之趣有之、罷婦

早速致沙汰候得共左様成儀為存人無之既、一並相改候処ニ罷門之像
ト十二牀有之、一牀ハ禪家之像牀ニ有之故早速伊集院ニ使僧召立
許合候処御一牀ニテ御見得被遊別儀無御坐候故山口宮兵衛殿覺書
請取罷帰、此趣ヲ以テ則御披露被申上置候、其後大風之時分御影
堂被損、其時雨懸リ被遊御尊牀御別レ内々御書付有之、弥無別条
此趣ヲ以テ格結構ニ被仰渡候、当寺本尊ハ丹慶作之阿弥陀ニテ入
米院殿菱刈江被成御坐候時分惟新様ヨリ原山淨通ト申者ヲ以御所
望被遊候由、客殿庭之陽梅一株ハ元和之本年於当寺侍詣有之此時
貴門公踊人数ニ御加リ被遊其ヲ將儿ニ御腰被懸候跡ニテ候由運答
覺書之内ニ相見得候、松山之内ニ六地藏有、是ハ黃門様御姫千鶴
様御事寛永十四年三月廿四日御逝去被遊候故於寺御茶尾有之御
跡也、源室林桃大始同六月十二日於当寺御法事有之、此日立ッ御
靈屋ハ長年寺ニ有之、

明日ハ花イレ送り給ヒ候マ、一首

月雪ノアカナキ色モ忘レシノコノ花ヲカサシテヤミム

一首

家久

雲與老江

昔当寺之小僧夜半過鐘ヲ突時、黒川ヨリ川童来テ小僧ヲ鐘樓ヨリ
引釣シ、太ヨリ後人皆本誓寺ノイハリノ鐘トイフ或人歌ニ

イハリスル片手ニモツク此寺ノ夜明ノカネニ川童コソクル

一昔惟新様御狩之場ハ櫻島之黒髪・原山・牛根・百引、御鷹野ハ帖
佐・餅井・田原・山田之鮎川、御鷹野ニ御芋出候時分ヲ為御持
三人計被召列御鷹ニ鳥付候故志「ヲ御射ヲ被成候、御用御狩之時
分ヲ持御供何時モ木原ヲ兵衛被召列、御供ハ何時モ表大番ヨリ被

召列候、百引之大岡狩ニハ大雨降之中候得共六十一日三百六十六
丸取レ爲申其日四人持之大完ヲ木原弓兵衛ヲニテ射留、惟新様
御間臥次ニテ候故其候御覽被遊、然ハ雁保之根完之裏江通候ヲホ
ウ々々ト御褒美被遊候由、依之猪之目透ノ園田矢之根立ッ拝領
被仰付候、牛根之濱ヨリ御出舟被遊、加治六御舟手ニ御着被遊早
速飛舟ヨリ木原弓兵衛御使ニテ牛根御假屋江参今日御取被遊候穴
三百六十六丸共ニ列卒中惣人数ヲ可被仰付申、御狩奉行木脇刑部
左エ門江申達候、惣人数何レモ牛根之濱江罷居候故頂戴仕候、依
之、コニ三百六十六丸トレ爲申事ニテモ候哉、何哉思召被仰旨有
之中候、

一昔鳳凰止大持寺ト申寺ハ帖佐天福寺末寺ニテ城之大手之坂之下
ニ無之候処中納言様思召ニテ只今之地ニ被引直、松齡山長年寺ト
御改被遊、松齡様御位牌ヲ真様御位牌御安寄被遊候テ福昌寺末寺
ニ被召齊候、諸證文有之、黃門様当地江被遊御坐候時分毎ニ御直
参被遊事ニテ松齡様三十三年之御年回御當被遊時於当寺御法事有
之、諸土中ヨリ千灯燈寄進生参詣人當地ハ町在郷道諸上ハ帖佐・
山口・濱生・古川ヨリ別テ夥數尊御坐候申、左候テ赤坂之橋迄公
義ヨリ御掛被成事候故忠朗公思召ニテ御私之御寺別ニ御開基被遊
櫻島山能仁寺是ナリ、長年寺江被遊御座候、

御位牌

松齡貞庵主

元和五年七月廿一日 御牌

實憲寺殿実窓芳真大師

御牌

慈眼院殿花心琴月大居士

御牌

不二院殿雷峯・默大居士

御靈屋

仙裴院殿嚴清香座主

一七九〇年

御靈屋

花嶽妙榮大姉

一七九〇年

御靈屋黃世公

輪桂貞下大姉

一七九〇年

御靈屋右司御姫

月情妙心大姉

一七九〇年

御靈屋右同御姫

源室林桃大姉

一七九〇年

御靈屋右同

瑞光院殿照久迥珠居士

一七九〇年

御靈屋

正覺院殿貞範妙雅大姉

一七九〇年

御靈屋

當太守重豪公御懷様事

宣豪公御自筆ニテ御寄付被遊候、其外御寄附物等多有之、洪鐘

一口此者惟新様九州御一乱之砌、肥後之國御打取被成候印之御持

參ニテ寺ニ御寄附、鐘之銘ニハ肥後國宇土之主鎮寺三所大明神

御宝前正平十九年二月十五日藤原康熊丸下有之、上繪九幅ハ高

麗ヨリ御十座物之内當寺江御寄附、寛永十五年之御扶持帳ニ切米

九斗松齡様・花心様・妙榮様江毎月忌々長年寺江有之、此御扶持

帳ハ御物御拂之御扶持帳之由候、御拝領之一万石之内御拂ニテ無

之候、

一昔於當地錢作り候所ハ今錢ヤ町ト申町中ニ相成候、錢作方ニ取

ハ本佐木佐渡入道正銘ト口者ニテ候、其時分書付于今有之、慶

長十一年ヨリ蒲生米丸之御藏水夫ヤノ御藏ヨリ銀米御出被成候山

御書付有、錢作ハ川布施ヨリ是板仁助ト申者被召寄御作ヲ被成候

山子孫之者町人ニ罷成母方名字ニ木ニテ候、諸書付等ハ折々之出

火ニ焼失、石道具達丁今相残リ候、其時分惟新様天満宮江御參詣

被成、八杉十郎右エ門前ニ幅出居候處錢作方銅子上方ヨリ幾人

罷下リ候哉ト御尋被成候処十人余リ罷下候段御返答申上候、日帳

ニ相見得候、依之丁今錢屋町之地ヨリ古文許宛居出事有之、此錢
洪武通宝裏ニ治之字・和之字有之、加治木錢ト申候、此錢下相考
候、平生余錢ヨリハ廻リ少シク有之候、依之其時分之葉流歌ニ
今ノ加治木錢ハ古文貳文何ニ、シャウニトウタヒ候之由、

一今宮門司街道ハ寛永十二年六月七日見分有之、鹿兒島ヨリ新納

勘解由殿・二階堂城之助殿、加治木ヨリ肥後上佐守・北村平右エ

門・伊地知和泉守・長五郎左エ門立合見分有之、同七月五日有川

平右エ門ヲ以江江被仰上候、街道相直候、有川平右エ門事ハ佐

上原ヨリ罷移、其後奥府江罷移後八右エ門ト申候、其後伊勢名宇

罷成上兵衛殿先祖之山候、此宮門司海道ハ本清辺石川ヨリ當地小

山川村之内本上ケ原ヲ通り五本松扶護寺之上ヨリ江川之湾之上城

ノ大迫山ヲ下リ口之町ニ出黒川之濠江相通リ為申由候、タツモン

シノ束之方城ノ外城ヨリ落高サ十七八間横十間計有之、竜門力滝

ト中有古歌ニ、

オフサキカサ遠米近米人ノ今シハシ立掃リ見ル滝ノ白糸

一昔惟新様諸士被仰渡候ハ加治木諸士ニハ高下無之次第不同役目ニ

コソ高下有、何様之役被仰付候共相勤可口ト、依之諸士之内シリ

御道具衆・御小者衆・御中間衆ト申ハ皆役目ニテ御台所付衆杯ト

申モ皆役目ニテ候、御道具衆ト申ハ人々得手之武道具ヲ御渡被置

候ニ付テ御道具衆ト為申由候、其比ハ毎年元日出仕之諸士江御通

被仰付事候處本原四郎左エ門江惟新様シリ四郎左エ門ハ上戸ニテ

候間大土器ト御意ニテ七合人之大土器ニテ練ケテ三ツ被下候、今

一ツト御意ニ付又一ツ被下候、大兵ニテ候事元日殊ニ御前ニテ御

坐候得ハ通米常々高名トハ違ヒ中候ト物語之中候、其後日本山ノ御鹿倉ニテ真虫喰ヒ惟新様被問召上四郎左エ門登城可仕旨被仰付加籠ニ乗セ納殿口ニ参上仕候處、惟新様御差出御足之指ヲ以咒ヒ被下、御唾キ吐掛被下候處只今迄平剣之様腫候カ忽チ腰相立歩行ニテ御暇仕候、爪ヲ被下候、真虫喰ニ變之中御意被下候故ハ途スカウ被下候テ日本山江罷歸リ候山、

一三、西瓜之御馬印ハ惟新様高懸ヨリ關ヶ原迄御持セ被遊團扇ノ丸ト中候、金ニテ啄キ上中下二段之間曇ニテ候、御馬ハ福山野々紫ト中青毛ニテ本庄之御鞍ニテ關ヶ原御歸國之路次ニテ御馬モ野ニ御放シ置、御馬印モ御拾サセ被成候ニ付本庄之御鞍ハ輪計解放シ御中問衆江口驍兵衛・小川與三左エ門・有馬八左エ門ヲ持下リ候山、其後右之為御馬尋上方江被差遣候處馬ハ咄付不中候、御馬印ハ菊田之中ニ鳥之ヲトシニ相立有之候ヲ右之衆持下リ其節生駒龍齊モ同道ニテ被罷下候、關ヶ原ヨリ御歸國之御伊賀越之片路御案内仕、其時分御約束中上被置候、龍齊ハ尾州尾口城主生駒七郎右エ門尉殿令弟主殿下中人ニテ候、其時分諸國行脚ニテ候、七郎右エ門殿嫡子雅興頭殿次男ヲ龍齊致養下列下リ、後二殿ト中候テ垂口江罷斥候、被召附候時高十五石、寛永十五年之御扶持帳ニ切米持高生駒主殿助下有之、左候テ惟新様御道具都テ御藏共ニ寛永十二年ニ黃門球ヨリ御拝領ニテ次渡入ハ川上美濃守、請取人ハ宅間與八左エ門、厩方ハ落合其平、本庄之御鞍ハ其後鹿兒島ヨリ御借物御藏迄相下リ彼御坐ニ被召置候由、右之衆ハ高十五石、之御感狀頂戴仕了孫共于今格護仕候、

拜見仕候御道具

御鎧・領桑形大堅物（おろし）日威

黃門公

一 桑形大堅物

義弘公

一 御鎧・領桑形小堅物地金

忠明公

一 久葉公御鎧ハ主右ニ門様御方有唐冠ヲ

一 色正之御鎧金地之結鬘計有

一 御鎧・領

久任公

一 御鎧・領久運公白髪ヲトシ大益堅物

一 加治木繪岡郷中繩引帳卷冊

右正保二年酉六月六日境相究、國分境黒川崎鐘石ヨリ初リ竜口坂之上・小牧原小田・野久美田・朝日之上正八幡・宮之上原二日當山・溝邊・加治木之三方境有、西光寺之上ヨリ上別府之上・木上ヶ原・笹原正慶寺之上・地久里・瀬丸屋・所原・市野々・西別府・牧内・山中ニ溝邊・山ノ・加治木之三方境有、坂之口・桑之迫ヲ下リ帖佐境新城八幡之城山ヲ下リ岩嶽之後草水谷ヨリ上別府・牛之渡リ下川限、

一 對之御道具黒熊

一 長御道具白毛抛サヤ

一 加治木三十三騎之乘馬之差物ハ正保二年酉六月廿三日ニ天月ニ相直リ候日候、

一 御手道具片鋌

一 大袈之御道具

一 石ハ又八郎様御守護代御勤、御上洛ニ御持セ被遊候由、

一 石火矢五挺百口ヨリ三百口迄

一 鉄炮六十挺四匁ヨリ三十匁迄

一 騎馬只足六十領尋具足凡十領

一 御軍役馬具

一 御系圖 一 御文書 一 御卷物 一 御判物 一 御記録

一 御案文 一 笛卷之農鑑三本

是ハ黃門様御上洛之砌於大坂吊島左ニ門殿ヨリ御遣シ被成候由ヲ
又八郎様御拝領之申候、

一 惟新様御帷子箇御役所一ノ宇

一 米之國光之御鷹差ハ又八郎様御守護代御上洛之砌大猷院様ヨリ十

井大炊頭殿上使ヲ以御拝領之申候、

一 吉宗之御腰物ハ台徳院様ヨリ

一 吉宗之御腰物ハ加治ハ宅方石御拝領之砌久様ヨリ御家御古例ノ

御道具之由御祝被遊候テ御遣被遊候由、

一 三轉上老人御掛物壹幅 雪舟筆

一 花鳥繪御掛物壹幅 元信筆

一 堂ノ繪御掛物壹幅 秋月筆

一 雲龍大掛物壹幅 呂紀筆

一 公家遊乱之繪御卷物 元信筆

一 鳥羽之次米取繪御掛物壹幅 鳥羽院勅筆

一 御手鑑壹折 此御手鑑は、
上洛の儀に御用ひ
せられたるもの
と傳へられて
居る。

一 御屏風壹双平戸一官墨跡

一 同御枕屏風壹双武者繪 上佐將監光信筆

一 御傍題壹間飯求堂 一 官筆金之間ニ掛ル

一 武藏富士之繪御掛物壹幅 探幽筆

一 舟筆滝觀音之御掛物ハ寛永廿年ニ有川與左ニ門ヨリ同氏長次殿

ヲ以進上被致候由、

一 御鑑二本越前之住御紋下坂

此御道具寛永十九年三月廿六日江戸芝於御屋敷元久様ニ御持参ニ
テ御進上御取次本田宮六ニテ差上置御前に被召置候由候、亦穂浪
入夜打之節此鍛冶作候方之申候、致受領葵之御紋被下候由候、

一 御旗之スヘ物金地之龍 祐乗作

一 刀之口利之書壹部 光悦光世ヨリ之正本

大山利兵衛同氏長左エ門方江贈答之檢光悦親子之檢老山喜平太所
有之、

一 寛文八年申正月廿五日之示諭久治再答壹冊

一 六角堂池之坊傳之花書壹卷

一 寛文十一年亥七月十九日御案書壹冊

一 高麗南原古備前・古帖佐焼之茶入水指御茶碗等并屋簷ニ利休作之
茶杓遠州御銘之花生、惟新様御茶之湯御道具拜見候処申々我々
敷口相屈不申候、帖佐御判手御茶碗先年郷原轉殿御拜見被見候テ
此茶碗今ニテモ片被下候事候ハ、指ヲ・ツ・ツ共ハ切候共カシキ
由御咄為成申候、其外之御宝物色々拜見仕候得其数々覺不申候故
覺中候分書載候、慶長十九年之御案文留織田有樂者江御遣被成候
御檢今度伊月道甫罷登候ニ付田邊屋道與司道ニテ御見舞申上候処
ニ御秘藏之水指送被下置奉存候、委細道甫ヨリ承候由御坐候、宅
通ハ道與方江、一通ハ今午十右エ門殿方江参候、御使今午勝八被
差登候テ相見得候、

一 昔元和四年之六月惟新様御不快ニ被遊御坐候、公方様ヨリ御醫師
壽德庵・玄田老御下候、加治木御客屋江被成御坐、其時分御客屋
ハ今上橋詣藏・萩野両右エ門屋敷ニテ候由、同五年之春又御不快
ニ被遊御座候ニ付上使篠崎占右エ門尉殿壽德庵老加治木御客屋江

御首被成候、同年七月廿一日御逝去ニテ上使花房五郎左エ門尉殿御下向、御書并御香奠銀子千枚御持參ニテ御拝領、其比壽島華林寺住持頼長事ハ先年和州之長谷之北池坊ニ為教行罷登被居、慶長五年之秋閑々原御帰國之砌大和路御通之片路ニ義弘公江被奉謁御案内被申上、其後於加治ハ御噂被遊候処、其時頼長事加治ハ般井寺江住職被罷居候故同十九年華林寺江被召置、此時何哉御約束被仰置候事御坐候由、擬又大珠寺・妙圓寺・古井寺・本誓寺・福呂寺和尚杯ハ別テ御焼依僧ニテ御坐候由、七月廿一日御逝去被遊候得共為何誤ニテ御坐候哉御寺御究不被遊、八月十六日適當地ニ被成御坐候、左候テ福呂寺之様御引越之筈ニ御究被遊、此口白カネ街道御通被遊福呂寺之様御引越被遊候由、依之殉死御供之人數木田之冥窓寺川原迄露出切腹有之、此時木脇刑部左エ門尉事ハ年増ニテ候得ハ何レモノ御先ニ可參跡ヨリ追付可被成ト被中一番ニ殉死被致、池田六左エ門・折田和泉・人枝佐五右エ門・坂元番左エ門・圓田縫殿助・色紙仲兵衛何レモ一門傍友之衆為暇乞露出互ニ益共有之、夫々ノ介尺人ニモ不及花々敷事之由候、相濟候後帖佐之山路後藤兵衛ハ相後レ岩嶽之南脇迄參掛リ相濟候事被聞彼所ニテ殉死被致、今後藤兵衛塚ト云大松之下ニ右置有之、池田六左エ門墓ハ大珠寺ニアリ、木脇刑部左エ門殿墓ハ椿窓寺ニ有、折田和泉殿ハ古田ニ有、入枝佐五右エ門殿ハ古井寺ニ有、坂元番左エ門殿ハ牛根ニ被罷居候、崗牟田縫殿助ハ蒲生ニ被居、夫々檀那寺江被葬八月十六日之事也、新納式部殿杯鹿兒島江被罷居候衆ハ十月廿三日之殉死也、福昌寺西印塔江有之、惟新様御逝去被遊候得ハ諸士過半坊主ニ罷成、出レハ坊主見レハ坊主世間坊上ダラケ可笑事ニ為有之由候、御跡其跡被召立置諸役人モ其跡ニテ被召置候

処ニ同五年六年比兩年ニ鹿兒島之様罷移人多々有之候故罷移事被召留候由、

一元和六年東ノ丸御懷様加治木御屋形之様御移被遊候ニ付黃門様御事モ御在國之時分ハ加治六ノミニ被遊御坐、依之四之丸御姉様モ御移被遊候得ハ上之丸御懷様モ御移被遊、御家老御使衆其外之御役ニ御移被遊、島津下野守殿御屋敷ハ今木佐木程右エ門屋敷、下屋敷ハ島井右エ門・萩野仁藏屋敷ニテ候、町山出羽守殿御屋敷ハ老山喜兵衛・木佐木七郎兵衛・二見浦右エ門屋敷迄ニテ候、喜人根津守殿御屋敷ハ松元玄丈・木佐六次助屋敷迄ニテ候、皆羽山馬ニテ候、喜人結嘉老御屋敷ハ鯨島四郎兵衛屋敷道場原ニテ候、國分ヨリ伴保藤左エ門御使ニテ被召移候由、伊勢兵部少輔殿屋敷ハ中洲馬場、三原備中守殿屋敷ハ今新納仲左エ門屋敷ニテ候、市来備前守屋敷ハ今土橋六右エ門屋敷ニテ候、重之江ニテ候、柴之衆ハ此節被召移候人數ニテ候由、

爰ニ御上馬場住人肥田藤兵衛ト中者御包丁人ニテ此度被召移候、其比中納言様曰布施江御應野ニ御越被遊、藤兵衛モ被召列一ト大雪ニテ御坐候故雪消之御酒宴夜半過迄大酒被召上、翌朝二日醉被遊、御櫛不上御機嫌散々ニテ被遊御坐候処、藤兵衛見立ヲ以雪中ニ雪アヘ喰ヲ大皿ニ守リ立晴間之御銚子差上候處櫃アヘ喰ヲ被召上殊之外ノ御機嫌ニ御成被遊、夫ヨリ又御酒宴ニ罷成候、御褒美之餘リ御狂歌被遊、藤兵衛江被仰付于今格護仕候、其御詠歌、

包丁ノ上ニ霜ヲク藤兵へ冬ノ料理ノ秋ノハケル

一 片薩州阿多郡上床之城主上床八郎三郎ト申者忠良公ニ御奉公中、
天文七年十二月廿九日加世山御合戰於間之瀬川戰死仕候、其子
上床助六左エ門事永祿九年之十月庄内ニツ山御合戰ニ御供仕候処
於彼地同月廿六日戰死仕、其子藤右ニ門入道宗圓大正十八年小山
原陣ニ騎馬十六騎之内ニ又一郎様御供ニテ罷越候、本名ハ江田ニ
テ候、帖佐願成寺千阿弥陀御寄附之節宗圓六十一鉢之寄附、慶長
十一年御下様御證人ニ江戸御上洛之時奥方惣差引役人被仰渡罷登
候、其子藤右エ門高麗ニテ太刀始仕候、其後慶長四年庄内御合戰
之時同廿三「」ニ山之口城ニテ戰死仕候、其子江川助六後上床吉
右エ門是モ高麗江御供仕候、此吉右エ門事ハ押川強兵衛殿賀ニテ
候、強兵衛事ハ濱川榮林型ニテ候カ先年秀吉公ニ國下向之御太閤
公ヨリ榮林江高五百石御手鑑一本拝領仕候、高之儀ハ上ヘ着上、
手鑑ハ押川強兵衛江型引出物ニ被遺候、其後強兵衛ヨリ上床吉右
エ門江為型引出被遣申候ニテ于今格護仕居候、屋敷ハ道場原江下
今居付候、時ハ高貳百石依之此家ニ代戰死ニテ候、延久八年之文
書有、惟新様ヨリ被成下候御掟、伊勢兵部少輔殿ヨリ御遺被成候
御掟有、此吉右エ門妻末々札立江罷在候時分平川太郎左エ門殿ヲ
打手ニ強兵衛江被仰付、人來土瀬戸越ニテ鉄炮ニテ射殺シ、桐野
九郎左エ門ト相別レ札立之様罷歸申戸江夜音ヲカフリ臥居候處ニ
太郎左エ門若童小者追掛候得共右之山賊トモ見失ヒ候、然共止カ
ツフシ落候措消之文字ニ押川強兵衛ト幽カ計相知候、依之加治木
之札立江尋來郷兵衛ト相尋候處、郷兵衛妻ハ濱田榮林娘ニテ何様
成儀モ不存候処覺悟之外之人七八人尋來様子相替候ヲ被見、其時
ハ布施ヲ被致候ガ郷兵衛儀ハ菱刈表ニ姉病氣ニ付昨日罷越末々不
罷歸、今日共ハ罷歸申事モ御坐候半御用候ハ、重テ御出ト布施カ

ラ々々ト織候テ申候故無是非立歸候、其節吉右エ門妻ハ郷兵衛娘
ニテ十一才之時分ニテ青院江遊居候テ郷兵衛ヲ相尋來候ヲ聞テ
父様ハ南戸江臥居被成候ニ父耶ノ為替事被申ト思ヒ立上リ被申候
得共又遊ヒ人被申候山、左候處太郎左エ門家米石カツシ等ノ書
付ヲ以致御披露候得共則御覧被遊措消ニテ不相知究テ押川郷兵
衛ニ難定御意ニテ御取上無之候出候、

一 昔元和四年戊午十月御老中土井大炊頭殿ヨリ此御方様江之御注進
候、御書翰ニ於江戸御取沙汰有之候ハ薩摩守事四十已上遊男ヲ無
之被河大納言様ヲ薩摩守殿御養子拜之様御坐候、承レハ御幼稚之
子共御坐候申、早々御同道ニテ御參勤可然由被仰越候、依之虎壽
丸様御上洛被遊答候御不決ニ被遊御坐候故若松様御上洛可被遊
答ニ付元和五年之正月為御暇乞加治木江御參上被成候、此時惟新
様ヨリ御盃之上ニテ貴門様始之御名又八郎惟新様始之御名忠平ト
御拜領被遊候、御下國之後ハ惟新様御跡加治木ヲ可被遊御約束ニ
テ二月廿一日黃門様御同道ニテ御上洛被成候、御供之御家者島津
下野守殿・町田圖書頭殿・市米備前守殿夫婦三月十五日大坂江御
着、六月一日於二条御城ニ將官秀忠公江御目見御奏者松平隱岐守
殿御取次士井大炊頭殿、此時又八郎様御歳四歳ニテ御目見之節御
守役ニ京都内侍原侍兵衛内室御頼ニテ御前這罷通、將軍様ヨリ御
直ニ御髮計給給候御千少ク故御給之御髮計是ニ落候得共御目不
被懸、手ヲ猶御出候得ハ又御授被成御給候テニ育カラ口出度ト
被遊御意、正宗之御脇差御手渡ニ御拜領被遊、御暇ニテ御下之節
御縁川下テ緒ヲ引テ御下リ被成候、其節御話合之諸大名衆何レモ
ヨリ御出合罷被遊御坐候段黃門様被聞召上御自筆之御詠歌御拜領

被遊候、

一葉ヨリ松ノ齡ヲ思フニハ今日ソノ年ノ始トハ見ル

金地之扇子紙ニ有之候浪人内侍原傳兵衛殿内室へ伊丹兵庫殿思女ニテ日本一之美女之山、又八郎様江大猷院様ヨリ上使上井大炊頭殿ヲ以御脇差御馬金銀時服御拝領被遊候、御馬ハ黒毛、御脇差ハ米之國光、馬八寸九部、正宗之御脇差ハ長九寸三部、此御脇差ハ從黃門塚為御替長壹尺四寸七部無銘之裏表ニ樞カキ候、御脇差被遊御遣候、其後元禄二年久位様御上洛節本阿弥方江為御見被遊候處正宗ニ相究札有之、又八郎様御事大ヨリ江戸之様御通、寛永二丑四月黃門様虎壽丸様ヲ御同道被遊、又八郎江御替合ニ御上洛、此時黃門様又八郎様ヲ御同道ニテ御登城被遊、台徳院様ヨリ御腰物貞宗長一尺五寸又八郎様御拝領被成候、左候テ五月二日上使上井大炊頭殿ニテ御暇御給、同廿六日江戸御立、此時又八郎様江被召附候衆吉人振津守殿・市來備前守殿・川上助左エ門・木島肥前守殿・木原次郎左エ門殿・伊勢内記殿・川上又左エ門殿・関主殿助殿・赤崎平兵衛殿・新納仲左エ門殿杯騎馬衆・陸衆過分ニテ候、女房衆止入被召附候、先年御上京前ニ惟新様ヨリ加治木御約束ニテ候故同年七月十五日直ニ加治木江御下着被遊、從是加治木江御住居ニテ寛永八年九月四日川上左近將監殿御使ニテ黃門様ヨリ加治木老万石御拝領被遊、依之從光久様御悅之御奉書丑十月三日・同六日、又古宗之御腰物伊地知四郎兵衛殿御使ニテ御拝領御太刀御日録御拝領、二月廿六日新納仲左エ門殿御使ヲ以御太刀日録御拝領、寛永之御案文留ニ有之、

一寛永九年ニ士十六人御道具衆・十人持留之知行ニテ被召附候、

下野守伊勢兵部少輔判御使三田大久坊・相良全之助殿黃門様江戸ヨリ之御使者ニテ候、同十年ニ士七十八人持留之知行ニテ被召附候、伊勢兵部少輔判依之東衆中・西衆中ト相分リ黃門様御在國之時分ハ加治木ノミニ被遊御坐候故東西ト相分候、同十一年東衆中皆同持留ノマ、被召附候得其黃門公先様加治木江御隠居被遊思召ニテ同十四年這ハ西衆中・東衆中帳別紙ニ有之、其内西衆中人数東衆中人数過分ニ有之候故東西ヨリ西ニ御奉公ニ付時々被召置候衆過分候、其後黃門公御意ニテ鹿兒島ヨリモ被召附候衆モ有之外城ヨリモ被召移候衆モ有之、同十二年ニ高崎惣右エ門殿御使ニテ京費口不殘御客屋江被召出、黃門様御意之趣被仰渡候、寛永十六年ニ衆中帳一紙ニ相見得候、

一奥州様大坂御出陣ニ付御陣中御法度之御条目廿ヶ条加治木諸士江被仰渡候有之、

一奥州様御上洛ニ付加治木諸士江御留守中被仰渡候御神判八ヶ條

一又八郎様御軍立之御賦御軍役人数三百九人

一昇百本 鉄炮五十挺 一弓廿張 一鎗三十本

一手明衆五十四人 一夫九十五人 一騎乘馬壹騎

一御口役乘馬廿騎百廿人

一皆御藏入ヨリ出ルト有之、壹騎ニ付主従六人賦

川上六兵衛 伊集院三郎右エ門 町田勘左エ門

川上内匠助 山路縫殿助 町田平左エ門 海老原九兵衛

阿多久右エ門 高野源兵衛 川上主殿助

伊地知貞右エ門 町田覚左エ門 渡邊正太夫

濱田九郎右エ門 川上翁介 肝付城之助 町田伴右エ門

町田七郎兵衛 肝付喜左エ門 坂田仲右エ門

野口主馬首

一 乘馬加治木（新納加賀守） 横川 上原大藏太夫

一 曾於郡 町田駿河守 蒲生 市来八左エ門

一 大目 新納加賀守 本庄（成合） 吉川貞右エ門

一 采野 阿多掃部介 山田 新納左京亮

一 古田 比志島掃部助 古田乘馬老騎

一 局越 菱刈伴右エ門 高城 新納仙左エ門

人數五百九十名

一 御合戦之時加治木諸上江被仰被候賦書

一 加治木爲六与代官諸所江差越居候定書

新納加賀守

一 加治木諸上之屋敷帳（高崎伊豆守） 三十九町四反余

山田氏部少輔

一 加治木御私高老万石御筆入帳上冊

一 從黃門様本田藏人野村主膳江被仰付、加治木諸上之武道具御改被

仰渡候、

高七千七百三十七石八斗

人數三百四十貳人 外ニ御道具衆六十餘人

内騎馬二十六騎 御小者衆四十餘人

御中（同）衆廿餘人

一 具足二十九領 弓五十五張 一 鉄炮百五十挺

一 長刀十九振 鎧百八十五本 一 爐燭百七斤

三千七百放 下九千百十六 一 火繩七百十曲

一 矢五百四十三筋

正保三乙丑六月廿三日加治木三十六騎之乘馬之差物天月二相直ル

寛永十二年十一月十二日川上左近將監判

昔道場原之住人白坂十兵衛下中者本ハ本脇川部左エ門二男納右エ門下中者ニテ御坐候處、白坂七右エ門與竹二男助六事於伏見戦死仕候ニ付右之跡養子ニ被仰付置、知行上石被仰付、御上洛之御供ニテ江戸江被召列筈ニ付被仰渡候處少高ニテ御斷申出御心付可被下候間御供可仕候山被仰付、江戸江參候處於彼方御差出之時分御供ニモ不罷出、且那ウソイフモノナリト少々悪口共中病氣之山ニテ罷下リ候、御下國之後新地七石餘リ被下、本ハ辻立江罷居候得共道場原之被留與兵衛屋敷迄反会之御屋敷被仰付候得共合点不仕候哉、其比溝辺之竹子山之御狩有之、於御狩之場空鉄炮ヲ打杯候テ殊外猥成事御坐候故禁足被仰付候處、被成下置候高十二石余ヲ当地徳川六郎右エ門江賣拂殘五石ハ吉田衆中向井六左エ門江賣拂段々我假成仕形ニテ今一度忠朗公御前江被召已度、言御直ニ申上度儀有之山申候ヲ忠朗公被問召上、上床吉右エ門「寛永十六年三月二日ヨリ切米三石六斗ツ、被仰付候由、吉本新左エ門江被仰渡候ハ白坂十兵衛ヲ召列罷出可申由ニテ彼兩人召列罷出候處ニ不差遣言上ニテ然レ被問召上事共一言モ無之、別テ無興氣ニテ相下、其夜上床藤右エ門宅江參、近口鹿兒島江可參答候間為暇乞見舞候得共吉右エ門ハ留主ニテ候、無間モ吉右エ門罷居候處十兵衛被參候段承、十兵衛鹿兒島へ被參候儀心得不申迹跡ヨリ追候テ被尋候得ハ近所之神戸平左エ門所江罷居候、吉右エ門十兵衛江被申候ハ貴公只今拙宅江御見舞近口鹿兒島江御越之由、是ハ罷成間被候、貴公御所存致推察候、当地之儀忠口ニ御物詰可被成被思召候テ之事ニ御坐候半、先此涯鹿府江御越之儀御無用下中候得ハ十兵衛返

答ニ左様成所存毛頭無之下被申候、其翌日鹿府江被罷越本之木脇納右エ門ニ罷成、於彼地如案加治木之儀被致惡口、其上曾木新左エ門我ヲ致讒言候故奉公方別テ不宜坏ト申候ヲ讀良善助殿ヨリ上床吉右エ門江被相尋候ハ此節山坂上兵衛鹿府江罷越加治木之儀段々惡口申候、其上ハ脇納右エ門ト相名乘リ候儀又八郎様御救モ無之、我儀之様諸人中候、左様ニ御坐候哉ト被尋候処吉右エ門返答ニ成程加治木中左様ニ申候、拙者杯モ十兵衛儀ハ為申事ニテ御坐候申被申候、此等之趣兵庫様被問召早々加治木之様可罷焔由被仰遣候得共罷焔候故興國寺江寺領被仰付候、然處致月代頭ヲ手拭ニテ包加治ハ江罷居候、兄之六脇三右エ門所杯江夜ル々々罷越候段兵庫様被問召、依之光久公江十兵衛始終之儀御披露被成、正保四年亥六月廿八日切服被仰付度御願被成候御返答ニ釣子江被召列候時分ハエ下切共ニ調法ニ可相成候間被可被召置段被仰下候、然處御家老新納右エ門佐殿江被仰遣候御書山坂納右エ門當時寺領之拜候得共鹿更島中其外方々行廻候山候、家之若者道中ニテモ行逢候ハ、難兄道候、其上加治木江兄木脇三右エ門中宿仕候間罷タク夜ル々々ハ差越候儀モ有之様ニ傳聞候、貴殿御使ヲ以無口能切腹可被仰付申候、卯月十二日之御狀ニ有之多々御坐候段御申上候、依之切服被仰付候ハ十兵衛儀ニ付光久公江段々御贈答有之事候、兄木脇六郎右エ門モ此時迄ハ加治木江罷居候休作、三右エ門・六郎右エ門、脱文カ

一馬書一節

右者惟新様ヨリ黃門様江御拜領被送、別テ御秘藏之御書ニテ候故又八郎様ヨリ御寫被遊度申黃門様江被仰上候處惟新様御撰之書ニ

テ御坐候間御寫ニ不及、直ニ御遣可被遊申御意ニテ御給被成候、依之御札之御書ニ馬書之儀申上候處ニ從惟新様御給之本ヲ被下候由奉奉存候、聊他見仕間敷候、随分秘密ニ可申候何レ明朝致^テ候御札可申上候、恐惶謹言、

十二月二十一日

忠平

進上黃門様

一昔惟新様御代之藏ニ御道具入付惣テ從黃門様、又八郎様御拜領被遊候得共寛永十二年亥二月朔日御殿御道具落合基平受取、同十月廿日御兵具空問與八右エ門受取公儀御軍役方被召立置、詔所御關狩御馬追之時ニモ加治木ヨリ上兩人ツ、為申目下知騎馬ニテ罷立來候處ニ、寛永十二年福山御馬追ニ付又八郎様御登セ被遊、御馬追相濟申目立之御馬御軍役ニテ候致公儀御中問口取罷焔候、於國分店入町御馬繋置致、茶屋入燒酎杯吞候、折馬ニ乗候人被通候ガ右之御馬殊之外アレ候故右之上馬上ヨリ被申ハ此馬何方之馬ニテ候哉、主アヲハ早速片付ト殊之外シカリ候得ハ右御中問其内ヨリ中候ハ御馬ニテ候間ヨケテ可通申候、其時右之人殊之外致立腹御馬ト云ハ誰カ御馬殿之馬ヨリ御馬トハ外ニナシ、タトリ薩摩空之馬成共往還ヲサヘキル馬ニ科ナシ、引手之者仕業ナルヘシ、早々相片付ト申候ニ付内ヨリ中候ハナマ不屈成過言中者哉、左様成過言イフ者ハロシ可被裂ト申候得ハ侍之ロシ裂レテ可立哉、只今出テ裂ケヨト云マ々ニ^{○脱文}チヤルトテ欠出馬ヨリ引卸セト刀ヲ抜テ打掛ル所ヲ、此刀ヲ^{○脱文}蹴落シ石ヲ破キ山へ抛捨小刀ヲ以ロシ切裂キ半殺シテ馬ニ鞭打テ小濱追參候處、國分衆如雲霞迫掛來候、小濱ニ被參揚賣ニ逢テ馬巾着タル馬ニ逢ヒ候哉ト相尋候ヘハ、揚賣

答テ馬引タル衆ハ最初加治木ニ被通ト申候故皆々引返被歸候、右御中間衆其待ハ龍口之坂下一、可先ニ參候時分ニテ候半由、揚賣左様ニ不申ハ追付大喧嘩ニ可相成候、右士ハ則切腹之由候、右通之御披露江田五郎太夫ヲ以江戶江奉上聞、江戸ヨリ市來八左エ門被差下、依之御家老衆並正大御久慶・山山民部少輔有榮・鎌山出雲守政経・三原左エ門佐重^{ユウ}御方ヨリ新納仲左エ門迄被仰渡候趣、去年於國分下馬出合之儀江戸江奉上聞候處木山藏人・二階堂傳右エ門・足枝長左エ門、御庭筆者落合甚平・山口七兵衛此五人之儀ハ深々敷々領下馬始仕候、御中間九郎兵衛・年入藏右エ門事ハ國分衆之刀ヲ取テ敵キ候科ニ依リ死罪可被行候、御坐候ニ付此三人之御中間衆ハ又八郎様ヨリ思召ニテ遠島被仰付候、其後島使之時分九郎兵衛母島江送物遣候内ニ白木柄之脇差ヲ包込相送候得ハ九郎兵衛申候ハ拙者母ヨリ申送候趣有之、脇差ヲ遣候ニ付切腹仕候得ハ跡兩人之名モ同時ニ切腹仕候山候、

一 昔当町江瓶之弥左エ門ト申町人有之、天神馬場住人原田平内左エ門力家籠ヲ取候事ヲ相尋ニ彼弥左エ門何タル惡業候哉、短刀ヲ竹之先ニスケ是ヲ持テ家籠イタシ、バロヲ堅切人ヲ不入候、依之御披露有之候處一郷々々以相談人ヲシラベ捕方被仰渡候、依之天神馬中押寄相談有之候處ニ其内原田郷兵衛ト申者中候ハ此儀誰ト申共如何ニテ候得ハ拙者此^{カサネ}ヨリ^{カサネ}可中候ト申テ直ニ參候ヲ、郷兵衛弟平内左エ門ト申者兄之家籠取ニ被參候儀ヲ聞付走統之弥左エ門力戸打破リ内江人候處、右竹籠ヲ持候儀少モ不存弥左エ門江飛欠リ組伏候處右竹籠ヲ以平内左エ門只中ヲ通シ候、午被通繩ヲ掛テ無間モ相果候、此趣ヲ兄之郷兵衛ヨリ御披露申上候得ハ平内左

エ門子之有無ヲ御尋被遊候故、子八左エ門ト申候テ當年三才ニ罷成候段申上候、然處上ヨリ被仰下候ハ此節原田平内左エ門捕留之、瓶之弥左エ門事ハ平内左エ門・子八左エ門江被成下候間何様ニモ取計可申段被仰渡候ニ付難有頂戴仁、本誓寺洲崎江引出シ、三才之八左エ門江親之敵上ヨリ被仰付候、初太刀ヲ打セ其跡ハ郷兵衛ヲ始一門中取計申候、寛永廿一年四月七日之事ニテ八左エ門十五才ニ罷成候ハ、其時可申上候山被仰渡、其後十五才ニ相成候節言上仕候處新地十五石被仰付候山候、

一 昔又八郎様江被召付候女房衆廿人之内ニ式部卿ト申女ハ日新様江御奉公仕候、木田笑閑子之掃部兵衛娘ニテ候カ、幼少之時ヨリ龍伯様御側ニ被召仕候間、位郷ト為中女賢人トモ申程之女ニテ御坐候ニ付黄門様ヨリ又八郎様江御母役トシテ被召附候時式部郷ト相改罷成候、左候テ右姫本田九郎右エ門ト申者ヲ被召寄式部郷養子ニ被仰付候、寛永十五年之御振持帳ニ切米六石七斗女中夏衣類代拂帳留ニ錢七貫五百文ツ、ト有之、式部郷心人分ト相見得候、

一 昔藤子小納言^{コナノリ}ト申貳人ノ女候、國分御上様寄相様聞ケ原御合戦前ヨリ大坂御屋敷江御詰被遊候處聞ケ原没落ニ付慶長五年九月一日御上様・宰相様大坂御引取被遊、御下國之御供衆有川助兵衛殿・伊集院左京亮・伊地知駿河守・比志島源右エ門・廣瀬源助・川東清左エ門・酒匂式部少輔・大井七右エ門・森與左エ門・大重主馬允・池之上宮内左エ門・赤塚源太左エ門杯大坂川口御出帆、同國西之宮沖ニテ堺ヨリ御出帆被遊候、惟新様御乗舟之小舟御參會ニテ右御所所様・惟新様御舟之様ニ被召移御供舟ハ御船之灯爐^{カマド}

ヲ印ニ可參由御意ニテ豊後國守江之沖ヲ罷通之處夜陰ニ至リ御舟ニ乘後レ御船之火ヲ日印ニ急キ候、其比黒田勘解山入道如水軒安喜城ニ陣シ海上ニ番舟數十艘ヲ掛置候處此カ、リ火ヲ御船之焼灯成ト見損、御供之女中船臺所ニ艘番舟ニ乗欠候、番舟是ヲ過ル所ニ二艘之船相驚キ漕逃候所ヲ番舟追掛、云所船ハ一町合逃延候得共跡舟之難儀ヲ見テ漕返シテ合戦ス、此時炮燦ヲ抛損シテ船中騒キ候トイヘトモ不叶終ニ自船ヲ焼沈ム、此時有川助兵衛・宮内次郎左エ門・池上宮内左エ門・森與左エ門・大重主馬允・伊集[○]左京亮杯ヲ始三十八人戦死也、此時舟ヲ熊手ニ掛ケ引揚タリ、生捕ニ女口ヲ捕テ安喜之城ニ引ク、小納言藤子ト申二人女大雨之夜陰ニ紛シ忍ヒ出形ヲヤツシ夜ヲ日ニ次テ終ニ歸國仕候、依之知行十石ツ、之御感狀被下、フチヨ事ハ猪俣氏娘ニテ候故姫之猪俣藤左エ門養子ニ被仰付、其後知行廿石被仰付觀音寺之前ニ居住ニテ候處此家断絶故御感狀如何相成候儀不相知候、甥亦小納言事ハ黒江氏娘ニテ候故願成寺千佛杯ニモ黒江小納言ト有之候、後ニ有川早左エ門江妻ニ被下候、早左エ門子嘉納助膝オヤシノ者黒江名字之中間有之候處嘉納助子ハ右エ門右御感狀ヲ石中間方ニ具為申由當分此子孫格護仁候、

一 昔惟新様御事元龜三年五月四日伊東方大將肥田木玄齊ト申者ヲ御鑑付被遊候時、御鑑不屏其時馬膝ヲ付候故御鑑相別テ御氣悅ニテ從夫此御馬膝付栗毛ト申候テ歳八十三才适活中候山、此馬墓者帖佐龜泉院ヘ有之、龜泉院四代之住持久屋和尚書留被置候御馬墓銘書蹄跡驛墓ト有之、橋口對馬ト申御中間養方被仰付候處右對馬事モ八十三才ニテ死去仕候、依之御馬墓之脇ニ葬方治二年丑三月

九日此馬本加治木西別府牧ヨリ為出馬之由候、依之綱貞公ヨリ加ク御召之御馬貳疋御入被遊候由候、一疋ハ雨龍、一疋ハ松尾ト申馬ニテ二疋御入被遊候、橋口對馬・淺川新右エ門・加治木竹之下ニ罷居候新右エ門ハ保壽院殿江被召附帖佐江被召移候、

一 昔上踊之儀惟新様御代ニ有無之事諸言付イマタ見出申候得共元和年中黃門様被遊御坐時分ヨリ段々御言付相見得毎年程有之山相見得中候、本誓寺開山運上人書留ニ黃門公事士踊、人數ニ御加ハリ被遊、當時之庭ニテ御踊被遊其節御床机ニ御腰被掛候跡陽梅植被置候由相見得中候、從夫黃門様御子様方奉始上、踊京之於御庭有之、鹿兒島衆モ被相踊候由相見得候、其比寺々ニモ御踊被遊候山依之長年本誓寺・吉祥寺等ヨリ踊之為御札何レモ參上被致候山相見得中候、新納所印老日帳杯ニモ御子様方御跡ニ付我等事モ親ニ被踊候山飛拍ニ茶々トハヤシ茶々ハ文字千代々々ト書之由古老物語ニテ候、古書一冊有之、道太鼓ヨリタン々々々タン々々々々タン、惣太鼓デントテンエヒタツフゾウヒタツフゾウトゾ、カンノ間ニ惣人數役者道折敷上ケ太鼓向人立残り太鼓打ナカラ折敷タン々々々此間惣人數御札上ケ太鼓打兩人片膝付打候テ立、タン々々々々タン此間惣人數一同ニ罷立ソコテシセカケタントモユウルシヤセマヒモノ、タタンタン々々々々タン々々々々タンツ、々々ノ是ヨリ道太鼓ニテ候、又カント、カヲ是ノ御庭ニアク魔ハイラヌ、長月手者カヲル程二千代々々千代エイタ々々々ナキナタ手者カヲル程ニ茶々々エヒタ々々々々ツウトツカント、カントウト大刀ハ俯前太刀小ソリカノ長刀一振フリテ御日ニ掛フ、チャ々々チャエヒカント、長月コツハニ々々々々

手打搦味方ヲコイトウチマネク、チヤ々々チヤエヒツ、トツウテ
ントテン、是ヨリ半人鼓ニテ候事、歌數略ス、在郷前之儀ハ駿河
國ネン佛踊之拍子ヲ以惟新様被召立於大殊寺始テ踊有之、御屋形
馬場左右ニ距相分レ道太鼓ヲ打其中ヲ御志被遊候、直ニ御側ヲ被
仰付、大ヨリ御責ト申候テ只今ニ至テ有之事ニ候、其後黃門様御
代曳統キ束之御庭杯ニテ二庭三庭其外上使御下向之時分杯モ被懸
御目候由寺々帖佐願成寺迄モ踊ニ參候山相見得候、竹子脇本杯モ
被仰渡踊来事ニ候、在郷前ハ初西別府村被仰付テ今彼名ハ余名ニ
相替リ木カタナ牛頭ヲカフリ歌ニハツタハツセ吉野之櫻御所櫻ス
ノ系茶セン竹播摩ナタ南黒雲六町子節返シマセノ内忍フノ道ニ御
ナ植ソ心ノ列テ乱ル、ニアハストセメテ夢ニモ見ヨヤツシナノ君
ノ面影ヲ、

一 昔竹下之住人濱田小左エ門ト申大工方、寛永十年酉六月上使小堀
對馬守殿・能勢小十郎殿・堀田織部助殿當御客屋ニ御着之御能勢
小十郎殿ヨリ被仰出候ハ爰許竹下ト申江戸濱田小左エ門ト申大工
息才ニ罷居候哉ト被尋候ニ付、成程息才ニ罷居候段申候得ハ其大
工ニ御逢被成度被仰候ニ付早速小左エ門罷出候處右小十郎殿ヨリ
小左エ門久々ト被仰候得共、小左エ門事ハ覺語之外成御挨拶ニテ
終ニ御目ニ掛リ候儀覺不申段申上候處、其時小十郎殿祝箱・而御
出被成候テ是ヲ其方ヨリモラヒ候、其時押者爰許普請方人足三七
ト申候時分ニテ候、青山宮右エ門ハ息才ニテ候哉御尋ニ付其通御
等申候得ハ此宮右エ門ハ能奉公人ニテ候間見上テ被召仕度候、喜
右エ門我ヲシカリ候時眼付悲敷候故我普請方江居ル事不成、大故
無是非相廻シ候由御咄共其外段々御咄等御坐候内ニ其時分雪隠之

制竹松ニハ御コマリ被成候ナ杯御咄ニテ候、其後宮右エ門事ハ品
能被召仕候由候、

一 昔萩原之住人恒吉清兵衛ト申老之先祖ハ御当家伊作島津之庶流恒
吉之敵家ニテ清兵衛親藤兵衛迄飯野江被召移段々品能被召仕、其
後當地江被召列候テモ品能御坐候處元和七年之御改迫ハ知行八十
石余ニテ候處、其後寛永十年ニ被召付候時持留之知行六十八石ニ
テ候、其子主膳後長兵衛從夫必迫仕、同十五年之御扶持帳ニテ切
米宅石八斗二錢拾五貫文ツ、被仰付由相見得候、此家之系圖等有
之候處其後紛失ニテ御坐候故、次男家小林與口恒吉ハ右エ門覺書
ヲ以御披露申上候處恒吉之嫡家無別条御證書御記録所ヨリ被仰付
候、下今子孫代々血筋ニテ文書格護仕候、

萩原之住人店仁原左右エ門・横内本右エ門・万膳源左エ門・下
津佐林齊此兩人高麗御供延村万右エ門・松下源太・野添宗右エ
門・上野市左エ門・西孫右エ門・川島彦左エ門・前田仲藝・稻田
弥五左エ門・吉野伴兵衛・與左エ門子岩切惣左エ門・右近子大河
原才右エ門・源太左エ門子宅間與八左エ門・八兵衛子法元次郎左
エ門・新納織部正左右エ門・入道・市子池田右近將監・六左エ門
子濱田伊左エ門・白尾治部左エ門・上床忠磨助・下津佐城之助・
上村与左エ門・仙覚坊・普門坊・寺沢主馬首・瀧田全左エ門・老
山五郎兵衛殿・老山六左エ門・市来勘解由兵衛・竹内藤左エ門・
長野縫殿助・永長甚右エ門此嫡子與藤太夫ト申ニ才共慶安元年正
月十四日晚横干橋江門咄ニテ罷居候處、通人申候ハ只今江口通ニ
柳川方若衆達向江方江孕メ打ニ被參候處於江口喧嘩被致候由承付

早速欠付候向ハ皆町衆ニテ候、此町衆ト申候ハ乱國十二諸城ヨリ
逃來リ當町江罷居付致浪人候人多御坐候、此等之人ヲ其時分浮世
人ト申候、浮世人御改方トシテ節々有之山浮世人改帳モ有之候、
其比町人之業仁ヲ居候者共ニテ若衆方喧嘩ヲ右與藤太夫受取町方
ハ多人數告人ニテ悉ク切臥候處、跡ヨリ山口弥五郎・田口善兵
衛・郷川新次郎ト申ニ才共統合太喧嘩ニテ候、四人之才共ニ恐
レテ向ハ皆散リ々々ニ逃失候故追欠家之内ニ追詰相戦ヒ候處、三
人ハ其場ニ被切臥與藤太夫一人家之柙ニ力ヲ切込ミ引トモ不致無
是非力ヲ打捨其俣捨置則走歸力ヲ取テ欠來リ候得共今ハ力向フモ
ノモナクシテ二人之手負ヲ引起シ候處、別テ深手ナレハ加籠ニ為
乗テ罷歸候處山口弥五郎・郷川新次郎右之疵故相果候、與藤太夫
喧嘩之儀御便八代次左エ門ヲ以江戸江被仰上御披露有之、町方相
手濱田藤左エ門ト、^(江村)方御科目被仰付候、與藤太夫事ハ二年ニ切腹
被仰付候、曾本新左エ門ハ與藤太夫若衆ニテ新左エ門介偕為仕山
候、池上與右エ門先祖ハ將監ト申候テ加世田間之瀬川合戦之時戰
死ニテ候、其子宮内左エ門事ハ豊後森江之浦ニテ戦死仕竹内平右
エ門・郷川新兵衛・二階堂傳右エ門・二階堂源左エ門・二階堂常
春・羽島藏人・伊東市兵衛・松山秀齊・稲元弥兵衛・肥後上左守
竹下住人ニハ西田志摩水・橋口對馬允・淺川新左エ門・松元丹波
守・山口左左エ門・赤崎仁藏・月後子丹後事ハ大坂ニテ石田殿
我家之武備者トシテ被懸御目候物也、其後補元ニ相改當分補元ニ
テ候、城権右エ門・山路宗真・中馬早左エ門・濱田源左エ門・江
口藤兵衛・松永五兵衛・有馬才助・廣瀬民部左エ門脫文カ、

一 堅馬場之住人林兵助親ハ林仙朝坊ト申山伏、龍伯様江殉死御供之

御約束申上置、慶長十六年五月廿一日於國分御逝去被遊候ニ付殉
死之御供仕候、仙朝坊權大僧都法印ト有、依之被仰付候、御帳而
杯ニモ仙朝兵助ト有之、道場原住人武彦左エ門ト申者親彦左エ門
事ハ龍伯様江殉死御供仁、其子彦左エ門被仰付置候處其後鹿兒島
江罷移候、

一 片柳田之住人伊丹道市ト申醫師有、此人本ハ高武藏守師直之子
孫摂州伊丹郡有岡之城主廿二世之孫伊丹孫兵衛師親ト申者ニテ候
處、泉州堺ニ率人イタシ英道ヲ以世ニ鳴リ慶應庵道市ト申候テ子
徳庵道三門弟之人ニテ候處、其比惟新様於上方御茶湯傍○ニテ有
之候故慶長五年之秋濃州大垣之様御越ニ付、依之三法印御同道可
被成由兼テ御約束被仰置候得共、其時分道三事病氣故道甫御頭被
成大垣之様御同道被成候處、其後道甫當地江被罷下候處惟新様ヨ
リ被召留平松之内ニ知行百十石被遣候テ、別テ御町嚙ニ被仰聞候
故歸國可仕様無之、其後加治木之様被召移當分ノ屋敷被仰付、元
和七年之御改ニハ百六十石被仰付候故上方江罷登妻子共列下リ可
申中申上候處弥其通可仕山被仰下、長野織部佐被仰附罷登妻子等
列下リ道甫大病之節辞世之儀、

アタノ世ニシハシカホトハ旅衣キテ歸ルコソモトノ道ナレ

葉茶壺一ツ進上仕候處為御礼高四拾石被仰付候、文之和尚文有、
医上道市老ヲ摂州人ニテ京極庵流而也、事我島津氏惟新尊君唯
下居止於那者十余年矣、勤其醫業之暇以茶事鳴於一時、是歲癸
丑元月有試筆之語及茶口折湘雪之事、予素秋門之徒對花徒啜茶
而已不知茶事之其礼法故、和不知茶事而說翁之醫藥之有奇術、
醫術亦非予之所業詩法亦予之所不學也、^レ仁足至尾以不知漫和^レ其

諺有蛙聲之乱大雅矣、新汗州鋤雨滌藥苗新勸業其心在教人、
爲良方有奇效每令萬病早○春大龍唐納玄呂拜稿、

前武藏守師直司越後師奉下書川候卷物迄卷有之、惟新様ヨリ被仰
付候御檢二通家久様御書案一通相良内藏助殿狀四通本田上野介殿
檢一通口内記殿檢一通相良左京殿檢一通立花左近殿檢一通道三法
印檢一通伊○兵部少輔檢四通種子島左近將監殿檢一通相模守殿檢
二通町田勘左エ門殿檢一通相良新兵衛殿檢一通伊勢平左エ門殿狀
二通三原諸右エ門殿一通川上翁介殿狀一通島津下野守殿狀一通米
良勘兵衛殿一通、

一 片萩原之住人白坂助之丞ト中者若衆ハ近國迄モ知シ渡タル美男ニ
テ御坐候侍ハ草木迄モ此人ニ不驕トノフコトナシ、依之其比之偈
俗歌ニ讀レツ詩ニ被作ツ、然レト誰カ一夜之契リヲタニ枕ナラヘ
シ人モナシ、爰ニ鹿兒島之住人何某ノ里部少輔殿ト中人助之丞ニ
執心起シ、三年カ間カヨハレシカ終ニハ立寄使モカクアリテ、昔
肥後八代之衆ニ葉川平馬殿ト云若衆ニ新納判部殿此世ニテ契リシ
コトモ夢ナレヤ平馬殿後之世迄モツウテナニトケ様ニ被中、翌
ヨカ刑部殿戰死被成候、是ヲ平馬殿被聞付人々ニコトハヤ是迄ナ
リト御暇乞ト云捨テ長恨欠付戰死被致候也、此度殿之御上洛ニ供
奉シ奉ンハ助之丞ニ幾世之名残ヲ惜ミシ事ヲ忠平公被聞召上、刑
部殿御上洛之御供ニテ被被上洛候ナリ、其後忠平公ヨリ刑部少輔
殿江御遣被成候御奉書之尚々ニ白坂助之丞息才ニ候ト御案文留相
見得候、

一 片萩原之鎌田播磨守ト云人娘三人、次女ハ束之丸御懷様ニテ被成

御坐候、嫡女ハ木田氏ヨリ習養子皇前守ト中候、其門様ニ殉死之
御約束申上置、寛永十五年二月廿三日御逝去被遊御供ニテ候、豊
前守嫡子傳左エ門・次男彦左エ門トテ二人有之、彦左エ門事ハ寛
永九年西衆中被召付候御小姓役之倭被召附候、知行三十石御鑑
一領被仰付後百七十石ニテ候、傳左エ門事ハ百五十石ニテ同之殿
中奉行納殿役ニテ候、親豊前守事ハ當町奉行四之談合役ニ相見得
候、其後寛永十五年宛死御供饗止常英庵主墓所本太株寺ニ有之、
播磨守未タ在生時分ハ二百石餘ニテ黃門様節々御先駕共為有之由
相見得候、死後為何事御坐候哉孫傳左エ門事ハ父之罪科ニ付遠島
被仰付候処、山川之沖ニテ上意之趣有之打長中候、弟彦左エ門事
モ遠島ニテ相終リ為申由候、今御兵具所ニ有之鹿之角立物之鑑一
領、才共藝古具足ニ生候、彦左エ門江被仰付置候ヲ石ニ付御取揚
被成候由、

一 柳山之住人長谷場氏カ文書ヲ見ルニ藤原姓長谷場六郎久純江延久
三年ニ被仰付候御判物有之、福昌寺地差上候坪付之覚文禄五年高
三百石内ニ、百石ハ御加増被仰付伊集院右エ門入道幸侃ト有之、織
部介言ハ天正十四年豊後御合戦之時迄ハ騎馬ニテ御供仁由相見得
候、其後高麗・關ヶ原迄御奉公為仕相見得口候、其後於國分龍
伯様ニ御奉公申上候処御逝去之後慶長十八年ニ当地ニ被召移、元
和七年之御改ニハ知行百十石、寛永九年ニ嫡子傳左エ門八十石ニ
テ被召附候、御家様御系圖并長谷場氏系圖宇左之判物、通小代下
總守殿江忠平様御返書案一通誠ニ此表之上戈得勝利候ト書出候、
内々空閑備前守殿江義久様御狀案一通去春八城及進発足ト書出
候、伊集院右エ門太夫殿江親成狀一通秋月殿江親貞ヨリ狀一通島

津又三郎氏久軍忠之事ト書出候、尊氏御判紙寫宛書奉候院ト有之
一通木田下野守殿ニ肥前守殿ヨリ之狀一通圓覺寺ニ忠全ヨリノ狀
一通喜入根津守殿坏ニ鎮尚ヨリ之狀一通伊集院右エ門太兵衛親
成ヨリ之狀一通島津修理太夫御覽有之御狀一通此内五行ハ鹿兒
島御記録所御用ニ付差上候、元禄十年丑四月六日市来源右エ門殿
受取ニテ御用ニ相成候由相見得候、

一 昔紺屋町馬場之住人川上大炊介ト申者後佐渡守ト申候テ御家老川
上四郎兵衛殿嫡子ニテ於當地殿中奉行役ニ相見得候、其後切支丹
宗風聞有之火罪ニ被行候山候、四郎兵衛殿ハ聞ケ原御供ニテ敗北
之節跡ヨリ百騎計ニテ追求候ニ付組下之者ニ柏木源藤ト申者朱臺
之鉄炮ヲ以蔽之内ヨリ真先ニ進来候大將ヲ射落シ、川上四郎兵衛
ト名乗候処相從兵共是ヲ引挾引退キ候ト也、後承候得ハ伊井兵部
少輔殿之高股ヲ射テ落シタルヨシ源藤事ハ当町江居住ニテ別テ必
迫ニテ後当町人ニ罷成子孫無ク、

一 千道場原之住人阿多長吉ト申入之親父ハ元米島山氏ニテ候哉、
孤ニ成母方阿多之家ニ幼育ニテ其後出家被遂安養院江住職被罷居
候処現俗被仰付御家老職被相勤候、其時寺高之内二百石ハ自分高
ニ被致長壽院盛淳ト申候、左候テ慶長五年閏ケ原ニテ戦死ニ付一
子長吉後内膳亮ト申候、当分山尾利右エ門屋敷也、其時分貳反四
畝余、元和七年之御改ニハ知行二百十石ニテ候処、八年之冬加治
木高之内ニ入候由、其後寛永八年之夏城之大手口坂井手之滝大破
損ニ付十余ヶ外城衆中在郷普請有之、此時之檢者ニ阿多内膳正・
新納織部正・稲水筑後守・長谷場傳左エ門・日野少監物其時罷立

候、諸所福一・敷根・國分・清水・曾於郡口当山・田・蒲生・
吉田・清敷・加治木・帖佐・平松衆中在郷合壹万四千五百余人、
九月九日成就有之、此内々膳正事末衆中之内ニ被召附候時知行
三百十五石ニテ候処、其後鹿兒島之様帰参ニテ今島山式部殿也、

昔爰許御客屋ハ上使節々御下向ニテ御座候処寛永十四年十一上
七日上使新庄左近將監殿主從八人ニテ御客屋ニ御着御取持有之、
依之被仰渡候ハ此節御上使御下國ニ付御滞在中客屋近方ニテ辻歌
等何哉幾ヶ聞敷儀會テ仕聞敷候、若於相違ハ由事可被仰付山候処
新庄殿御首、明日昼下リニ江夏少内記ト申者ハ友監係ニテ候カ屋
形下リ之砌半風ニ仕懸テ客屋之馬場ヲ登升一盃東北之九世ト謡ヒ
罷通候処右近殿客屋屏之上ヨリ是コト被中候故小内記答申候、内
江一刻ト被仰候故右近殿前ニ罷出候処被仰候ハ遠國江罷下リ殊之
外淋敷候半ト存之外都ナツカシク折ケ様ニ手ヲ以問追打而白事ニ
候、今一ツ御所望ニ任セ右近殿列席ニテ謡ハレ酒杯之御相下ニ罷
成御勝手ニ入殊之外御機嫌能夜入候テ、御暇仕候段又ハ郎某被聞
召上則新納仲左エ門ヲ被仰出御立度之御様子ニテ被仰渡候ハ、此
節上使下向ニ付客屋近辺ニテ辻歌等堅禁止ニ申渡置候處、言渡ヲ
背江夏内記辻歌ヲ謡ヒ其上客屋迄致推参、近比以不届之至早速切
腹被申付段被仰渡候、其時仲左エ門申上候ハ乍則答言上仕候、被
仰出候儀左入早束小内記江切腹中渡度ハ存候得共、得ト承候得
共小内記罷通候ヲ上使様屏之上ヨリ御覽被成御直ニ被召寄、別テ
御勝手ニ入為中申候處其者切腹被仰付候ハ、定テ被召召寄候、此
趣ヲ能御了簡可被遊下申上候得共其時被成御意候ハ若口者々々ト
是ヲ其方江可遊、此儀其方心次第ト被仰候テ御處差御手渡ニ被仰

付下今格護仕候、

一 普門院之住入市米備前守ト中者ハ從江口被召附タル人ニテ黃門様当地江被召移候時分知行七十貳石ニテ罷移、元和八年之五月十六日嫡子掃部介殿鹿兒島江被罷移候ニ付石之内五百十二石鹿兒嶋高ニ相直リ、次男主水助事ハ鹿兒島老岐氏養子ニ罷成リ、備前事ハ二百六拾石ニテ寛永十年酉衆リ内ニ被召附候處同十一年ニ御給老万石之内ヨリ三百石被仰付、同十三年五月廿一日死去候、屋敷ハ當分上橋六石三町屋敷ニテ候、依之同四月廿一日町勘解山次官殿備前守跡為役人黃門様ヨリ御使有川左近之允ヲ以御給被成候、依之又八郎様ヨリ山尾傳左エ門ヲ以御禮使同五月二日地江御引移被成、此時新地三百石被仰付依之御互之御贈答有之、市米備前守相果候ニ付其地江慥成人可有之儀簡要候間今度町町勘解山次官可罷移之山申付候、内々其心得尤候、恐々謹言、三月二日家久御判又八郎殿同十五年十一月勘解由次官殿鹿兒島之婦參被仰付候テ仁礼計助殿被召附候處、其後伊勢貞昌御上洛前ニ再陳之御書物之内仁礼信濃事加治木江被召置候儀ト有之、依之婦參被仰付候由相見得候、

一 普門院ハ天満宮別當、昔ハ普門寺ト申候テ道歌之會所ニテ被召立置候由、黃門公当地江被召移候ニ付宗可ト申連歌師ヲ中洲江被召移、三才衆へ去嫌ヒ等指事可仕由被仰渡候、奈良之春日之里ニ紹巴ト申連歌師ニ相付、其周桂法師・法橋杯下向之時連歌期書等有之、其比之人數、

家久公

圖書頭忠長紹益

野村古右エ門存綱

樺山權左エ門久高 町田勝兵衛久幸 市兵備前守家政
三原諸右エ門重種 銀田次右エ門政在 珠連

種長 意閑 清平 景親 西侯彦右エ門清房

重長 元綱 國隆 紹嘉 白祝 久元

久加 其阿 玄與 喜庵 重位 清昌

鍾幸 宗可 三祝 昌琢 玄仲 昌侃

玄陳 宗順 玄的 隆阿

執筆宗可次男野川喜左エ門事ハ別テ為勝美少人ニテ又八郎様御若衆ニテ候、依之連歌執筆何々被仰付、法外ニ御口之御捻等有之、家久公奉初連歌之書有之、宗可訴訟之口上有之、今度御扶持米衆并ニ被召關候ニ付當時堪忍難成、則ウヘニ及ベキ昧ニテ無爲方候間御法度信申上候事誠ニ慮外至極候得共、我等事ソウカ俗カトモソカレサル者ニテ候マ、無殘念心底申上候、拙子加治木江被召移候身、御連歌去嫌等ヲモ申上次ニハ若輩衆ニモ似合之指南杯ヲモ申セトノ御意ニテ、此中御扶持米十石ツ、被下候内被召關七石ニ可被成候間、則時命今ハノ限り候条、世ノアサケリヲモカヘリ見ス餘之事ニ佗御物笑ノ種ナカシ申上候、大和歌道ハ六儀ワカテル中ニ誂譜跡三十一字ヲツラネ佗申上候、此道ハ鬼神ヲモナヒカシタケキ武士之心ヲモヤワラケ我等如キノイヤシキモノモ高位ト交ルヨシ傳ヘウケ給リ、歌諸如來トギ給ヒシ文字ヲ句之上ニ置ツ、カサル言葉ヲ申上者ナラシ、
カセノ音アラキ草木ノ枯終テ若菜ツムヘキ春ソマタナク
ヤヤツハシワヲタシモトラヌウラカタハハツツノ水ノソコノシラレ
ス
ウウタヒヲクキシクセヨリモ切マヒノオモヒカロキハ人ノアラフ

ミ

シシカヒ波ウツハハ夢ノウチナラハ覺テ今年ノウキヤワスレヌ
ニアハスモ高位トマシルコトハ、コソアシキモ、レヌ和歌ノ道ナ
レ

ヨヨシアシモマタイウケナキ難波津ノ言葉ノ種ハツキシトソ思フ
ララクモナキ身ニハアハレミカケ給ヒオサマリワタル御代ト思ヘ
ハ

イイツカタニ行テウキ身ヲノカレマシ木ノ葉マハラノオクノ山々
和歌ニ神ノコハロヲ

言ノ葉ノ道スナヲニモ跡タルハ神ノ光リノ玉津島哉

タクキヨノ外ニハアラシ住吉ノ宮居ノ松ノ雪ノ明ホノ

諸人ノアフキ米ツハモ久カタノアマミツ神ノ恵ミ有世ハ

右佐中上儀御置目之外タルヘク誠ニ恐入儀ヲモカエリ凡ス如此候、

様七石^{（山ナリ）}

カヲヘ花ノ春ヲ待ニ申考ニテ身ノ袖ノ涙ノ^{（涙ト云フ）}トカシ申度候、此

等之趣被計御機嫌可然様ニ御申奉方ニ候、以上、

寛永七年庚午十二月一日

宗可判

高崎玄蕃殿

三原左エ門佐殿

トヲノ石ナラヘ置サハイキヲフルセヒモクナラハシナン乱基

トフ事^{（トフ）}中モアヘスクチハテハイツレノ神ノハチトイハレン

十石ノ御扶持米ヲモメシカハハ命ハ露ノ朝顔ノ花

此比ノ御扶持米ニテオクレスハ運ヒヤ消ン水ノウタカタ

物奉行

ソハロニモ五石十石離ンナハ後ハ心ノ外ノモクシキ

同

川舟ニ波カセザハルフチカタヲミナワタサレテタスケ給ヘヨ
是ハ時之狂言歌謡^{（狂言）}万事可然様御申上奉方々候、

一昔川洲ノ片馬場ハ小演藏・鎌田伊賀守・伊勢貞昌・汾陽正心・
野田宗可^{（宗可）}拆居住之所ニテ候、異朝之郭姓之人ニテ此門弟永井傳心
ヲ讓之唐差司永井用心于今所持ニテ候、鎌田伊賀守ハ百五十石ニ
テ被召附置候處、其後嫡子勘兵衛鹿兒島江被罷移候ニ付百十石鹿
兒島江相附候、伊賀守事ハ寛永十五年御扶持帳ニ切込六石御納穀
役人ト相見得候、二男五兵衛二石七斗相見得候、帖佐願成守江有
之、運營上人ハ惟新様高麗ヨリ御遣被成候御書翰ニ鎌田加賀守婦
朝ニ付テハ御書出被遊候、

一昔龍伯様御傳校之古今傳貴門様江又八郎様ヨリ御被申上候處、寛
永十三年之春從黃門様執筆被召密八代集^{（八代集）}方被仰付候、古今并新
古今集上周栗江被仰付候、新古今下卷ヲ鮫島次郎兵衛江被召付候
後拾遺集ヲ春山宮右エ門江被仰付、後撰集ヲ竹下十助江被仰付拾
遺集ヲ鮫島与右三門、詞花集ヲ有川淡路守、千載集上下ヲ藥丸才
右エ門江被仰付、金葉ヲ根古作左エ門江被仰付、以上十卷同二月
十日書調差上申候、此書ヲ以則御傳授被遊候由承知仕候、

一昔御屋形之御内千石木ヤト申候テ三反七畝余之木屋地ト申候テ有
之、右江ハ御物御代官所被召立置候テ、寛永十五年之御扶持帳拆
ニモ米十二石六斗御公義千五百石之六七人分又三十石四斗ニ錢貳
拾六貫文ハ御錢入定、夫十三人分又貳拾壹石御物并御台所詰夫

七人分又米廿八石五斗御藏人代官衆五人分ト有之、金剛寺・大株寺毎月忌米三屋廿五人之扶持米杯迄揚帳ニ相見得候、御扶持方ハ西束衆共ニ惣テ御物御拂ヨリ被仰付、諸士役替等諸事御物被渡ニテ吉万石御拝領之内ヨリ被仰付儀モ黄門公御下知之上ニテ被仰付事ニ御坐候由、同年之末ヨリ迄万石之内ヨリ御物成初有之、寛永八年迄万石御拝領被遊候テ、同十五年迄御高之所務米惣テ御軍役方ニ相成由候テ、元和五年又八郎様於江戸公方様ヨリ御拝領之金銀元利ヲ以御返銀有之、算用御書付先北於物奉行所拜見仕候、大分之銀高ニテ御坐候、此時分迄ハ上町・下町・加治木之町三年行司御扶持并客賄方迄御物御賦之内ヨリ出申候由、此時宮内正宮之五回米師子舞^{イニシヒノケ}幸之ニ徳仙覚院座頭上用経御札諸上屋敷鹿兒島諸屋敷同膳室現大明神御祭之時之鐘迄之儀江戸江御願被仰上候、此等之儀、々達上聞、光久様御下國迄其通可被召置被仰下御下國被遊候、後惣テ古米ヨリ有米之通被仰渡御閑狩御馬追之戸下知護摩所御稲荷御荒神之御祭御物賦帳之通、黄門様御代ヨリ之米直成帳只今ニ至テ物奉行所江書載来ルモノ也、

一昔義弘公御代之弓場ハ漆山ニ相成今皆木嘉右ニ門屋敷ニテ候、黄門様御代護摩所之角江被召直御鉄炮之場ハ木川村之今弓場屋敷ト申候、其時分木田之鉄炮場ニ御差出御供五十人計節々御吟味有之山諸書付ニ相見得候、木之上和泉殿蒲生ヨリ被參候テ有職方御藝古節々有之山、其内有川早左エ門事ハ弓法迄不殘惣様仕タル者ニテ候、御右筆ニテ被召附候、又八郎様御在江戸被成御座候時分公方様御弓師吉田久馬介殿此方御屋敷江御招待之時久馬殿被仰候ハ御家来之衆ヲ被仕候衆御坐候ハ、御覽被成度候ニ付、有川長次

郎・野田長右エ門・木原弓兵衛・池田勘兵衛・山口七兵衛此五人被召出弓御覽被遊候、其後彼御方江御見舞之節右之衆被召列候処彼御方奥之御庭ニテ右五人ニ狂物御望ニテ罷出、弓仕候得ハ的ニツミ當リ不申候由候、黄門様御逝去被遊候テ三年日之八月廿四日御弓之事被仰渡人數六十九人、蒲生ヨリ江高新左エ門殿被罷越又八郎様大的ニツ的被遊候由相見得候、早左エ門嫡子掃部助事ハ東郷長左エ門殿方江致藝古惣傳仕候、東新之丞ト申者ハ蒲生之仁人ニテ加治木江參候儀相見得候、東郷重位事ハ黄門様御代納殿役ニテ從鹿兒島掛テ相勤被申候由相見得候、川上十郎左エ門殿又八郎様御犬追物御藝江被遊節々御招ニテ被罷越候山御案又留ニ相見得候、寛文十二年十一月十一日加治木江參上、正保四年丁亥十一月十三日江戸於下子原忠平公御犬追物御勤被成候由、

一北志島氏家之由、

一古系廣清和天阜ヨリ湯成院ト釣出ス、新系廣比志島上代河内守立頼之弟義方ヨリ釣出ス、

一建武二年二月廿日比志島孫太郎・西保弥三郎・河田助太郎江沙汰御判、通内裏御番^{御内裏御番}、

一貞和四年十一月十六日薩摩國満家、流中島山右ニ門尉義俊判、通、薩摩國合戦之事今年八月十九日御教書如此、

一長明三年霜月六日比志島三郎四郎江源祐義ヨリ之状一通、大友次郎為朝敵上ハ可浪治候、

一應永廿九年三月朔日島津殿御奉行所比志島河内守義重判シヤウフ殿エソリワタシ申候、書出候、

一文明九年丁卯十一月十日謄狀一通、但對當家守護方ニ付孫太郎ト有之、

一文明九年丙酉九月十二日比志島米五郎江内守義重ヨリ讓狀一通、
 一慶長年中始ハ比志島彦三郎、内藏之丞、河内守後ニ掃部介下申候、
 一元和七年之御改知行六百貳石、此時ハ河内守下申候、
 一寛永九年四月六十八石ニテ加治木江被召附候、占田地頭此時掃部助下申候屋敷一反六畝余今足板治右エ門罷居候下屋敷一反七畝余山地ニ罷成候、
 一寺沢志摩守殿ヨリ之書一通立陽之御祝儀惟新様御小袖進入申候下有之、河内守之時ナリ、
 一志摩守ヨリ内藏之丞之時大坂一之丸ヨリ外江之堀埋之御普請下有、
 一相良権兵衛殿・三原左エ門殿杯ヨリ明日之昼休ハ吉日御泊ハト有、
 一山田民部少輔殿ヨリ掃部助江伊集院左京允殿下書出候、
 一喜入源津守殿ヨリ掃部助江狀一通、
 一市来掃部助殿ヨリ狀一通、前田上佐守殿江使下書出候、
 一新納氏家之書、
 一屋敷ハ四反余三原備中先寛永十一年辛、
 一御家御代々傳 一惟新様江井伊兵部殿ヨリ御狀、
 一惟新様江本田佐渡守殿ヨリ御狀、
 一黒田甲斐守殿ヨリ御狀、
 一龍伯様惟新様江山口勘兵衛本多佐渡守ヨリ御神文、
 一惟新様江山山城守殿ヨリ之御狀、
 一中山王江之御言案慶長十五年、

一義久公之傳記與ニ朝鮮人御感狀、
 一少將様江惟新様ヨリ御狀案七通、
 一和久兵衛殿江惟新様ヨリ御狀案、
 一平田太郎左エ門・比志島紀伊守江從惟新様御狀案、
 一寺沢志摩守殿江惟新様ヨリ御報案、
 一惟新様ヨリ御書案口付宛書ナシ、
 一京勝江惟新様ヨリ御狀案、
 一高橋右近殿江御狀案、 寺澤志摩守殿江増右江 生雅樂人江
 一龍伯様江記書文之書、 寺澤志摩殿江御報案、
 一惟新様御判形三ツ、 文祿四卯月十二日秀吉公御
 一慶長十二年御日帳十二冊、
 一七月十二日夜半大坂ヨリ旅庵下御条書御案文、
 一覚書案一通、
 一惟新様江參候小立物一通、但惣旨御判、
 一大友左エ門入道殿ヨリ義久公江御狀、
 一惟新様被仰出候御覚書、
 一薩摩守様江稻葉丹後守殿ヨリ御狀、
 一覚書一通又八郎殿御公家成方下有之候、
 一同書付太閤様御藏入下有之候、
 一京都ニ祝物進上覚書、
 一惟新様江典録ヨリ之狀、
 一御覚書從内府様黄金百枚御借給下、
 一薩摩守様江伊達正宗ヨリ御狀、
 一帖佐江被仰渡候覚書、

一 御案文一通 一 鎌田左京允阿多伸左エ門木川源右エ門ヨリ狀、
 一中性院ニ惟新様ヨリ之御狀案、
 一 右五拾二通未五月晦日鹿兒島御記録所御用ニ付御取揚被為置候
 山、文書九十一通旅庵口來之書鹿府御記録所御用ニ付元禄十年
 三月廿二日丑四月六日市来源右エ門殿請取ニテ差上候處、右
 之内四十一通ハ、二月十五日返被下候、
 一本田氏文書、
 一 屋敷一反九畝余当分桑畑孫右居住、本山源右エ門蒲生地頭、
 一 惟新様江御清本多佐渡守ヨリ狀、
 一本多伊豆守殿江御狀一通日付ナシ、
 一 三原飛騨守殿ヨリ御狀一通、
 一 川上左近將監殿之狀一通、
 一 三原備中守殿ヨリ源右エ門江狀一通、御算片并生、有、
 一 伊勢兵部少輔殿ヨリ比志島掃部助杯江一通、
 一 比志島宮内少輔杯ヨリ一通、
 一 御朱印、為有馬釣庭書出、羽柴薩摩守侍從殿江ト有之一通、
 一 右元禄十年御記録所江差上候中、
 一 町口圖書頭殿ヨリ一通、
 一 新納五郎右エ門入道殿ヨリ伊豆守江一通
 一 比志島紀伊守殿ヨリ一通、一通ハ寺沢次郎殿ヨリ御立寄可有之山
 候書出候、一通ハ昨日以新納越後守申入候ト書出候一通、
 一 濱田源左エ門殿ヨリ上使御下向ト書出候、
 一 伊勢兵部少輔殿ヨリ從大坂川北少左エ門尉殿ト申御方ヨリト書出
 候一通、
 一 御同人ヨリ蒲生衆野村小五郎殿ト書出候一通、

一 御同人ヨリ上川久右エ門ト書出候一通宛書ナシ、
 一 御使殊迎舟之儀從右治武庫ト書出候日付ナシ、
 一 此兩通元禄十年鹿府御記録所御用ニ付被召留置候中、
 一 関ヶ原ニテ百石五十石源右エ門小源五親子ニ被下候一通、
 一 曾八氏家傳菱刈家二男、
 一 正十二年十二月九日薩摩國朱屎院之内相傳系圖一通、
 一 藤原宗茂一通、
 一 慶安八年四月日大隅國菱刈但馬守重遠謹テ言上一通、
 一 應安九年八月十六日大隅國菱刈之内曾木伊賀守菱刈安藝守江沙弥
 御判菱刈院之内重富左近將監重兼一通、
 一 天正十八年小田原陣五兵衛騎馬御供、
 一 慶長十八年御下様御供江戸江奥役人、
 一 高麗関ヶ原迄御供弥五郎ト言時分、
 一 曾木氏系圖一卷、古系圖一卷、
 一 菱刈一族交名注文一卷、
 一 寛永九年被召附候節三百石余、
 一 日野家系之事本ハ田中、
 一 藤原氏「野某殿依勒勘薩州硫磺島江配流之旨ニテ下向候處、硫磺
 崎ト山所江被召置候、田中門遣置兵内一子出生被殘置候、京都之
 様御赦免ニテ被召置田中名宇ニテ候、元文年中田中藤次兵衛入道等
 林繪師ニテ候、其親掃部兵衛入道珍阿弥平松岩鋸之城ニテ戦死、
 嫡子監物島龍御供其子内膳正六代元(本ノマ)和七年二百六十五石、寛永九
 年小監物被召附候、
 一 御下様御供伊勢桑名江松平河内守殿江御縁與奥家老ニテ御供、
 一 口野中納言輝資卿江御日見山緒中上、日野名字資之字頂戴證書被

下候、于今御一代ニ御口見被仰付候事、

一 日野系圖案一通、

一 日野家由緒家一通、

一 日野大納言輝資卿ヨリ之山緒書一通、

一 慶長二年二月十三日伊勢兵部少輔殿下野守殿ヨリ如豫江被遣候捨一通、

一 天正四年^{〔西暦〕}丙子歲伊集院右エ門太夫忠棟ト書出候一冊、

一 妙谷寺厚風繪等林筆、

一 高麗江御供人數川上氏家系之事、

一 義久公ヨリ川上武藏守江從御家門様至相良方宅弘書出候十月廿日御案、

一 義久公御判紙、

一 川上民部左エ門覚書一通、

一 川上美濃守事増右エ門之時高麗御供嫡子助十郎父^{〔訃〕}、

一 當家一統射御秘儀致仰授候六月十一日、

一 川上助十郎後助左エ門事止立ヨリ萩原ニ移リ柳田江罷移今苗木嘉右エ門罷居候、助左エ門事ハ寛永九年被仰附タル西衆中ニテ候、親美濃守ハ同十一年ニ被召附候故東衆中ニテ候、助左エ門札立屋敷ハ九畝十部桂窓寺東脇ニテ候、萩原之屋敷ハ当分在郷ニ罷成候、柳田屋敷ハ惟新様御代之乃場所ニテ候處、今之所江被召直跡柴山ニ罷成候故罷移候、札立屋敷ハ寛永七年時分一反余川上新介江附屬之由相見得候、元和七年之御改ニ助左エ門事高百五十石内五十石ハ御加増ト有之、同十一年ニ被召附候時分百七十石余ニテ其後於当地助左エ門死去、其子助左エ門事後藤兵衛鹿府江被召移候、美濃守事惟新様御代ヨリ中納言様御代迄物頭ニテ道場原今之

屋敷、寛永十一年卒七畝廿歩后付候處嫡子助左エ門江石被召附候故元和七年之時分登ニテ、美濃守同十一年ニ被召附候時三十七石被仰付候テ又八郎様兵具奉行相勤、男山之丞喜兵衛無家督嫡子休作後慶左エ門又民部左エ門美濃守死後跡日跡役被仰付候、喜兵衛二男新介事御小姓ニテ其後被召附候後ニ為兵衛依之川上氏於加治木三家ニ被召附候、同十一年美濃守新介モ東衆ト相見得、同十四年ニ西衆中ニ石配当被仰付候節川上山之丞ト石ト相見得候、同十五年御扶持帳ニ切米三石川上新助ト有之、同十六年之衆中帳高川上美濃守高川上助左エ門無高川上新助其後川上為兵衛高川石ト有之、同廿年五月五日為兵衛殿知行拝領之御礼山之丞殿ヨリモ同前ニ被中上候山美濃守事ハ同十八年七月死去ニテ^{〔訃〕}、

一 加治木上十六人御道具衆三十人今テ四十六人寛永九年從黃門様又八郎様江江ヨリ時々被召附、同十年又上五十二人ハ今度被召附候、二十六人ハ當時之諸役人合テ百十四人也、同十一年ニ東衆中皆同居付之マ、被召附候、此時人數四百廿一人被召附候得共同十五年迄ハ西衆東衆帳面別紙ニ有之候、然處寛永十四年西衆中帳ニ上テ御道具衆迄五十九人鹿兒島其外諸所江又東衆之内ヨリ御奉公之人拜時々西衆方江被召附候テ衆中帳ニ通ト有之候、其内鹿兒島其外諸所江被召移候人モ有之、同十六年三月十四日ニ時々被召附候人數亂有之候處其時人數四百九十九人内二百三十人ハ高侍、二百廿九人ハ屋敷迄之衆、五人ハ出水衆、十一人ハ御殿付衆、廿三人ハ御道具衆、馬頭ハ七千五百二十八石五斗七升八合六勺四分、此時西衆東衆帳面一紙ニ罷成候、

一 塩入馬場住人平山六郎ト巾ハ松本休右エ門子ニテ御坐候テ大力

之者ニテ御坐候方、先年觀音寺普請之時分付之客棧取替候処書付有之、此木岩嶽ヨリ生木荒削之時平山六郎十六才ニテ持来候ト有之、其出付ヲ老岐五郎八・岡山十五才門二人ニテ持候得共揚リ不申候由上左之門直咄ニテ候、一日六郎真幸表参候処龍門寺坂之上江参候得ハF鼻ナラキノ本ニ生ニ三疋宛ニテ引候、御材六道中引ハヌ、牛ハ皆々野ニツナキ城師之者共休居候間六郎通リ申候得ハ、往還ニ材木引ハメ片時ハヤ可申ト申候得ハ駄師之者アサ笑テ申候ハ其方ヨリ片付テ御通可被成ト申候、其時六郎片手にテ材木之本口ヲハネ候得ハヨ暮堀之様ニ々飛入候、其時駄師之者共キモヲツブシ罷昇候、其時ヒシカリ山ヨリ高崎之様ニ日數三・四日計相軍候由其後六郎木山村百姓所ニ竹モラヒニ参候處、小唐老束共ハ進セ可申ト申候処六郎日半過キ伐候止江入候テ申候ハ一東コン遣セ可申候ト申候處、何束御伐可被成ト申候、六郎返答ニ一東コン伐可申、二束ハ不伐段然ハ一京御伐二束ハ不山ニテ候、其時六郎小唐竹ヲ牛之胴ヨリ太ク丸ケ百姓カ戸口之前ニ突スヘ候得ハ家ウゴキ候由ナリ、其時百姓ハ魂ヲ失ヒ逃出候由ナリ、其後岡山與左五門普請之加勢ニ参居候処其口山ヶ野金山相撲有之由承付、普請中場ヨリ列立金山江相撲見物ニ被参候ガ六郎道ヨリ五六寸廻之小唐竹ヲツヘニ突参候、其時筑後ヨリ参居候大関江望ミ飛入ニ出候方右之板ヲ土俵ニ懸テ這待候ニ付右板可置ト申候得ハ、其時右之ツヘハユニヒニテヲシキ手之ハヲ以抑セシ候得ハ唐竹サザラニ成リ、太ヲ以我頭ヲクビリ立場所ヲ行司團扇ヲ以西ニサシ候テ相撲相見得申候由中ニ付ナゼ不取候哉ト脇ヨリ申候、其時行司彼人ニ被合候ハハ骨ヲ無之由ニテ候由、又或時國分上小川江三ヶ國一番ト申有之由、六郎承付此牛ヌスミニ参候処龍門寺川原江ツ

ナキ有之ヲ引龍口之坂下ヨリハナシキ諏訪之「」持込ミツナキ被置候由、

一古老之物語ニテ、僊島山能仁開山義堂和尚事ハ上方宇治之里之旅僧ニテ当地ニ下今市之辺ニ小庵ヲ結ヒ被居候処、忠朗公被聞召上從夫後別テ御帰依ニテ御坐候処如何被思召候哉、其時分ハ長年寺事ハ公義御寺ニテ往々ニハ何様成儀到來候事モ不相知、依之別ニ御菩提所被立答ニテ竜口街道ヲ切フサキ口木山坂之下北長園門ニ能仁寺ト申寺御建立被遊、街道今之竜口坂ニ被召直、義道和尚当寺開山ニ被仰渡候処御請被申上、依之加治ハ給地高之内廿石之買地御免ニテ万治二年ヨリ当住職迄之処寛文八年八月ヨリ御取立御私出立ヨリ十五石被召附候、當時百廿石僊島院殿傑心白采在家菩薩忠朗公御石塔延宝四年丙辰二月十二日、

報國院殿梁山元桂大居士久住公御石塔

享保十九年甲寅七月廿六日

開山義堂和尚深キ思ヒ有之、本寺福昌寺江書物、通被出置候、其文曰、

陽州加治木僊島山能仁寺ハ島津兵庫頭忠朗公創建之地也、前黃門様忠朗公ヲ以爲松齡様御跡御当家脇之御總領ニ被定置候間、当加治木之御家之開基ニテ御坐候条、末代一寺御建立可被成候者ニテ於古來道場之旧跡爲御菩提所御建立被成知行高五十石被召附畢、其上当寺之儀可爲福昌寺之直末之旨被仰出候間、即拙僧福昌寺江改登山石作之様了申達候由於嶺宝和尚之御前傳法相統相究、末寺帳ニ書載申候テ則拙僧爲当寺開山之御書物被添下置候、無別儀候、

寛文九し四年九月十五日

福昌寺侍衣寮

能仁寺現住

義堂印

第一企竹ト中ハ後当寺ニ世之和尚ニテ上方編歴之時分日本テ頓智人ト為申事ニテ松島瑞巖寺開山雲云和尚ニモ為勝轉字秀才之事世人知ル通ニテ、此僧当寺住職之時分瀧町ノ船人仲右エ門ト申ハ別テ心易登山仕御止之竹之了束被仰付被下度申上候、其時和尚返答ニ曰、竹之了幼少ニシテ山鹿腹ト被仰候、然共チンフンカンノ事仲右ニ可答可申言葉ナクシテ空シク罷歸候力、不圖思ヒハシ又引返シ登山仕候處、和尚ヨリ仲右エ門ハ口途ヨリ又引返シテ何事哉有ト被問ケンハ、其言葉イマタ不終ニ沙門昆之早カソウト高ラカニヲシヒ申候、日本ニ名ヲ待候サスカ企竹モ仲右エ門カ一言ニ御ヨマリ、小手招ニテ仲右エ門夫ハ何ニナラヒ来ト仲右エ門竹之了ヲ被仰付候ハ、可申上候山、弥竹之望之如ク被下、是ヲ已シ走歸リ申候由、黒江崎ニ大（大）近義堂小鯛之因縁アリ、

一昔ヨリ黒川崎觀音ハ往古ヨリ幾久敷知人ナシ、寺島良安カ三才圖繪ニ大隅國磯崎ノ觀音ト記置候、殘返之高山別テ絶景ナル所ニテ有之候処ニ、寛永元二二月廿一日加治木諸上申ヨリ殿様黒川崎ニ遊御近ニ御差出可被下候口上候処、弥御差出之管ニ被仰出候、其後諸上出仕御覽被遊ニ原備中殿ヲ以被仰渡候ハ黒川江御差出被遊管候間御機敷場所見合ニ罷越可申候由被仰渡候、新納仲左エ門・岩崎主水・白坂仲右エ門・比志島掃部宅江相集リ、殿様黒川江御差出之管相究、諸上何レモ黒川江黃門様中請被成候得共天氣惡敷候故三原備中宅江御差出被遊度申上、弥彼宅江御差出被遊終日御機嫌能、此日之御供比志島宮内少輔・喜入給嘉諸士何ンモ

大酒御免ニテ其後黒川江黃門様南東中ノ丸御子様御婚様追御差出被遊山々絶頂ツ、シノ盛ニ岩ヲ躓シ錦江ノ岸打浪ハサナカラ御限野々名智ノ尾山ニ異ナラス、依之黃門公御詠歌御白簫之御短尺則風山軒和尚江拝領ニテ于今桂窓寺什物、

浪ノ折リ掛ル錦ハ磯山ノ梢ニサラス花ノ色哉

于今其旧石アヒ殘リ珍客同進之所候旅人之歌ニ

マタタクヒアラシト計リ岩年文カサネテ問シ磯ノ山カケ

一昔御城内之仁人川崎七兵衛ト申者貴門公御奉公仕別テ御厚恩深キ物ニテ一子乗左エ門又八郎様江被召附、其身ハ黃門様江御奉公仕候處、寛永十五年之春黃門様御不快ニ被遊御坐別テ御太切ニ御成被遊候故方々御立願御代參被仰付内川崎七兵衛ハ四國編路之物參リ被仰付今度之御病氣目出度御全快被遊候ハ、罷歸可申、無左ハ了簡有之候處再不罷歸候ト乗左エ門江致暇乞罷歸候、其後貴門様御事同年之二月廿三日御逝去被遊候段承付候故、同三月廿一日之書狀一通相認國元江乗左エ門江差遣候、我發足之硯究テ中殘置候通此節殿様不意御逝去被遊候段奉承知何共言評難述、今更國無詮事ニテ候間貴殿江随分又八郎様江御奉公可被相勤、我從是高野山江御餐髪之致御供黒染ト成テ永ク御菩提ヲ可奉申ト曰送候故、其日ヲ忌トシテ石塔大株寺ニ相立、松宿栄樹居士、

一古老之物評ニ曰、往古ヨリ正宮之神馬ヲ獅子振（坐）座當（効カ）徳院帖佐座頭仙覺院御札守進上（上）経疏參上、元日慶賀振来リ、死苦村ヨリ御草（草）仕来候儀ハ鹿兒島御屋形ニッ參上有之管候処于今當加治木御屋形參上仕来事世人知ル事無之、是ハ往古惟新様御世ヨリ貴門

様御代又八郎様御代御續ニテ有之事御坐候、先宮内之神馬之事ハ
往古大藏氏隅州郡司之城下加治木口木山ニテ、大ヨリ相續テ御城
内之神馬元日八朔十五夜御祭リニ參詣、反上村田中門檢才相付装
束ニテ參詣、十五夜ニハ御物御殿ヨリ假御馬トシテ相廻候ヲ田中
門ニテ檢才請取、八月十二日ハ六田村岩屋門ヨリ御句米小荷駄
十二疋ニテ渡五納有エ門宅迄相納米候、山植歌加治木ヨリ始ル
四十八院歌敷八百八ツ其内ニ弥九郎ト歌有、日州庄内日門寄セニ
庄内方戦死之事ヲ為作ト相見得候ヲ獅子二頭共ニ毎年御屋形ニ舞
米リ加治木ヨリ束物ニ御別レ被成候、此等ハ寛永十五年迄ハ束之
丸江有之候得共都テ西丸江被召移候、慶賀モ伊勢之太夫ヨリ免之
位ヲ取候、惣傳之證言有之、毎年死占ヨリ御南門御方ニ差上米
候、草リ蘭ニテ鼻ノナシノ御草リ御出陣之時參上ニテ罷立テ差上
候事、御逝去之時分屹ト立調進上是ヲ緒太ト申候、当地之死苦ハ
富之隈御代ニ宮内ニ罷居候処寛文五年ニ當地ノ様被召移候、イマ
タ宮内江提居候時分梅之成ヲ馬場ヨリ御覽被遊御短冊御付被遊候
処其後御詠歌遊失ニテ候由其時之梅モ当地江相直シ（今其口不枝アリ、
アリ、

一 加治木岩原之住人宮路三之丞ト曰者親紀伊之事鬼塚助八ト兄弟
之契リ不殘中馴候ガ去元龜三年五月四日伊東義祐ト御合戦、其日
惟新様御事必死ニ御究被遊程之事ニ成立候ニ付、此助八紀伊守敵
陣ニ欠入無比類相働而人共ニ致戦死、依之鬼塚主税助・宮路三之
丞事モ如父中談此向人之者共平生御奉公フリ人ニ勝レテ相働片時
モ御側ヲ不離、天正十三年之春之比ヨリ肥後・肥前・筑後・豊
後・豊前迄御供ニテ罷越、同十四年之暮方太閤秀吉公殿下薩州御

下向之風聞有之候ニ付、惟新様皇後府内ヨリ御帛陣被遊、長谷場
御通被遊候ニ付大友之家臣裏通リ八方に滿々依致野伏テ助八・三
之丞杯殿リ之内龜通候ガ山中ニ人兩人臥居候ニ付立寄見候処森岡
休助・中野助八酒ニ酔テ臥居候、此兩人ハ先々惟新様ヨリ御重代
之御被物為御持被置候処不相見得候ニ付中途相捨候ニ相究リ、其
時右兩人相果可申答候得共ケ様成折カラニテ候ヘハ兩人ヲ召列致
是國候、早速ヨリ諸外城御普請之御手当、同十五年春秀吉公川内
口ヨリ可被攻入答ニ付平佐之城主桂太郎兵衛殿城普請何レモ諸士
御加勢ニテ昼夜無構、此時御普請奉行ハ北郷作左エ門・相良新石
エ門被付詣上江兵糧渡方トシテ鬼塚主税助・宮路三之丞江被仰
付、首尾能普請イタシ則於平佐城京勢先陣ヲ支留、此兩人ハ無比
類相働、其時伊勢平左エ門ヨリ相渡候捷事、通今鬼塚四郎兵衛所
持ニテ候、

捉

一 平佐城普請ニ付普請衆兵糧渡方之儀一日ニ二度、一人ニ付七合五
勺ツノ事、

一 就右之儀テ御藏入ヨリ可罷出御用物ニ普請衆之事可隨御觸事、

右條々之事北郷作左エ門殿・相良新石エ門殿ヨリ可被仰渡候間
ユルカセナク可被相調也、

十一月十一日

伊勢平左エ門（花押）

鬼塚主税助殿

宮路三之丞殿

一 昔有川添路空孺子早左エ門惣傳之道之方ヲ相尋ルニ大友義統之
家臣木上掃部介ト申者小笠原備前守殿有識方致稽古、其後大友没

落以後薩州大口之辺に致奔人罷居候処、其比家久様御上洛之御小
等原殿に有識方御稽古被成度由被仰候処従小笠原殿被仰候ハ、木
上掃部下中ハ御國之端ニ罷居候、此者当流致傳受候、此者被召出
御稽古可被遊旨被仰候ニ付大口ヨリ消生江被召移候、此時和泉守
下中候、黄門様御稽古被遊候御弟子ニ被仰付候内ニ早左エ門事モ
被仰付加治木江節々被召寄御稽古有之候、其内早左エ門事ハ無殘
所惣傳仕傳書數十卷ヲ送付七ヶ條、寛永二年霜月十六日木上
和泉守惟商（さう）口石之通相見得候、元和七年知行八石ニテ御右筆被仰
付、寛永元年七月六日親之淡路守百七石貳斗之内十四石分地ニテ
都テ加治木ニ相送り、同九年西費口之内ニ持留之知行之俣又八郎
様江御右筆ニテ被召附、此妻ハ御側ニ被召仕候御女房衆ニテ大坂
御陣前方江戸迄相勤果江少納言ト御感状被仰付アツマタリノ道
スカラノ御文ミ其外歴々方ヨリ被遣候捻等ナクアリ、

一昔御里馬場之住人河内源五下中者慶長五年九月惟新様御供ニテ濃
洲大垣城江罷居候処御國許ヨリ統衆段々被罷登候、阿多長壽院・
伊勢平左エ門殿・大田古兵衛殿・相良古右エ門殿・後醍醐喜兵衛
殿其外御一門衆・小身之衆杯被罷登候内ニ野村弥次郎ヨリ河内源
五江被召候ハ、只今罷登候得ハ先手之様子曾テ不存候間罷成事ニ
テ候ハ、ソト見申度之山可中候ニ付源五同心ニテ先手ニ參候処先
江島江中書殿セイロウニ御上リ御坐候、源五被中候ハ薩摩ヨリ續
衆御坐候、是江一人心仕參候、敵之陣見申候ヘハ、普請仕候ト
見得中候、アノ敵ヲ釣出シ御懸ミニ打懸御日ニ可中之山被中上候
ヘハ、左様仕候ヘハ被仰候ニ付兩人參見申候得ハ堤ニ移リ引、此
方ヨリ見得不中候様仕致普請候処ソ兩人鉄炮ヲ打懸中候ヘハ、其

ヨリ則馬引寄々々乘候テ津懸中候、兩人參候道ハ近道ニテ馬ハ通
不中候ニ付馬之通候道之コトクニ敵ハ參候、於中途行達真先ニ參
候、馬兵鎗ノ太刀打金ミカキニ仕タルヲ持候、武者猛勢之中二目
ニ立中候ハ有之候、河内源五射落候、野村弥次郎ニ除候事難成見
得中候処本田伊賀守相統キコタヘ被中候、源五・弥次郎ハ敵ト人
乱候テ之事ニテ候、其時弥次郎何ト致候哉鉄炮ヲ取落シ、弥次郎
中候ハ如此之仕合ニテハ生中斐無之候トテ跡ヲ立是其鉄炮ヲ取候
テ味方之中江參候、翌日早朝石井治部少輔殿此方御陣江御見廻被
成候テ昨日兵庫頭殿御内衆曾根之於先手能敵ヲ射落シ被中候山承
候、手柄仕候、其人被召出候、得ト被仰候故源五御前江罷出石井
殿御覽ニテ此人仕候哉、扱々石下ニテ手柄為仕山ニテ國廣之御腰
物被下候、本田伊賀守江ハ從惟新様御腰物拝領ニテ候、其後於關
ヶ原大乱之御諸軍勢打乱候内ニ源五惟新様御行衛ヲ尋失ヒ大坂江
罷見候処關東之横目衆西國之落人捕トシテ豎横イタシ候付大坂
御屋敷江參候儀不中、婆ヲヤツシ石井殿ヨリ拝領之刀片原江立
置、惟新様御下國ハルカ後ニ様々下國為仕事ニテ嫡子源兵衛又八
郎様江寛永十一年東衆中之内持留十三石ニテ被召附候、

一昔竹下之住人赤崎丹後守ト口者惟新様江御奉公仕御弓箭ト口スニ
一度モハツンス諸所ニオイテ高名イタサストイフ事ナシ、大武藏
之者ニテ老人当千之大兵寸隙モ御側ヲ不相離、筑前岩屋之城主高
橋給連下中大將御打捕之時赤崎丹後守ト名乗テ只老驕ニテ給連之
旗本ヲ打崩シ候故給連モ生捕ニ相成候、於朝鮮國名譽成手柄仕直
ニ伏見江仁詰、伏見落城之日古遊ヲ立物ニシテ松丸口打破リ候人
数赤崎丹後守・入来院又六・久留久齊・松岡勝兵衛・上床古石

エ門・財部傳内左エ門・中門早左エ門・市文源四郎・河内源五・白坂助六・野添善兵衛・井尻弥五郎・北村三左エ門・小山小右エ門・黒田七兵衛・有馬藤七兵衛・中摩平左エ門・廣場休藏・曾木弥次郎・根占権之丞杯大働ニテ其口落城ニテ候、其後大垣之様御越被遊候ニ付何レモ罷越候、此内有馬藤七兵衛・財部傳内・白坂助六戰死ニテ候、元ヨリ赤崎丹後モ大垣之様御供ニテ罷越居候処・目石田殿此方御陣所ニ御見舞被成候節新様ヨリ我家之武篇之者トテ御口ニ被懸候者ハ此赤崎丹後一人ニテ候由御舅國之後加治木江被召移竹之下江罷居候、元和七年之御改之時分知行^{カク}、寛永十年嫡子仁藏西興口之内ニ又八郎様江持留之廿石ニテ被召附候後ニ楠元ニ名宇替楠元五^次中候、

一昔根占権之丞ト申者ハ朝鮮國迄御供ニテ方々御陣中老度モ不相欠武功之名ニテ御坐候得共不思議成ルカセ方之、敵ト見レハ何方騎之中ニモ無^二無^三ニ欠入無比類高名仕、猪ノシ、武者ト人々中、向フ先無了満テヤマトモスレハ無^二無^三ニ欠込者ニテ候方、慶長四年亥六月上旬ヨリ伊集院源次郎庄内都ノ城ニ立籠下^二之出張ヲ槽逆意候ニ付、忠恒公御出馬之御供ニテ東霧島金剛佛作寺之御陣ニ罷出候、依之同十三日卯之刻ヨリ合戦始リ山田之城ヲ御攻被成、其日午刻ニ到ント城主之中村與左エ門・長崎休兵衛両将ニテ城中三百余人ニ下知ヲナシ堅ク相守ニ付手易乗取被無之候處、若武者共七八騎新納忠元之旁ニ先欠シテ根占権之丞ハ真先ニ無^二無^三ニ欠ヤフリ無比類武名ニテ終ニハ致戦死候、此時戦死根占権之丞ニ上成古右エ門、其後権之丞其子加治木之様被召移石塔椿窓寺ニ建ツ、無^二無^三ニ建定門、

昔札立之任人鬼塚主税ト申者未飯野ニ罷居候時分親助ハ八木崎京ニテ致戦死候ニ付主税事モ幼少之持分ヨリ諸所之御合戦ニ分捕功名仕候、爰ニ惟新様朝鮮御軍忠之為御感狀ト慶長四年正月九日御高五万石御拝領被遊候、右之御朱印、

高宅万石御藏人

加治木木田村・高井田村・西別府村・日木山村・反上村・小山

山村・佳例川村・竹子村・溝辺村・崎守村

高六千三百廿八石四斗四升八合

清水之内石田治部少輔知行分小川村・上小村・ミナト村・船ツ

キ村別紙之内持留之村

高三千五百三斗五升七合

肝付郡之内細川幽齋知行分岩廣之村

高限之村細小山田之村之内

高宅万九千七百十八石六斗九升五合

出水郡之内義康之跡知行

上チシキ村中チシキ村下チシキ村高瀬村郡山村淺クマ村柿木村福臨村安原村平松村手籠村松田村町屋村六月田村欠之村杉尾村ホウキセウ村欠之村長野小坂宮村西サバフチ村ウツノ野村木トヲシ村米之津竹木村栗毛野村丸木村小原村下柿木丸村堀木城村山下村龍光寺右河内之内石マフシ村市渡瀬村坂本村鮎川村マヨカリ村下原野村門見村高ムレ村カラス村向木村青椎村床ナミ村ナゴ村上小原村ハラヒシ村庄村多田村之内欠之内中内田赤瀬川長井野加ヘイヘホキ桑原田代松川村阿久根之内ツカタ村高松村瀨屋敷村渡留村スミ村トウヤ村カタ野村山下村大山村ヘホキ村ソノタ村長井村赤瀬村ハシ村高野江村大豆門カ村高城郡湯山村西方村大河内

コシノハエシナミ村高城下同上麦浦網津草道枚干臺宮内同大小路
シナハ拾石之代米ナリ、サイコロ錢廿六貫五百文代、
高老万石出水郡之内羽柴對馬守知行分、

一 五万石

右之通御拜領候ニ付此節京都詰合上井神五郎殿ヨリ申來候ハ此
節御高御拜領ニテ候間御知行高有之諸所に早速可被仰渡候、尤出
水之郡に御条書ヲ以諸所に被仰渡候御条書罷下り、早速尾塚主税
介・福崎主水御条書爲披露差越可申由ニテ御条書相渡候ニ付兩人
白水江罷越候、此便ヨリ富山備中方江申來候書狀ニ云、
京都之仕合拙子可然候テ薩州出水郡并加治ハ御藏入武庫様又八郎
様御拜領被成候ニ付テ爲御使罷下候様子可申渡候間出水江福崎主
水・尾塚主税助可被遣候、此通則加治木村在々江肝煎江モ被仰渡
尤可然候、貴所御内儀江モ右之御仕合日出度通御心得可心得可有
候、恐々謹言、

二月廿二日

上井神五郎判

富山備中人道殿

御宿所

竊以京都御無事ニ御入候テ可御心安候、其許御老中御心得尤ニ
候、以上、

依之御条書ヲ以披^ヒメ何レモノ衆江曰渡候処何レモ難有御受ニテ從
足何レモ傍友ト罷成、二才中ヨリ爲取持一日ハ川遊、一日ハ踊、
一日ハ狩、此時高尾野ニ才中出水出之カシクリ參詣有之、高尾野
ニ才頭腰引ニテ候由何レモ立出被見候処高尾野ニ才中腰引被中候
ニ付二才頭何方ト中事不相知由候、左候テ右之兩人帰宅之節ハ二
才中シビ山道追洒盛ニ被參殊之外大人數ニテ候、其後福崎主水ハ
萩原之住人ニテ候、右御条書ハ于今尾塚并郎兵衛所持ニテ候、主

水之助事ハ寛永十年諸士一様ニ持留之知行ニテ西衆中之内ニ又八
郎様に被召附候、

一 昔御里馬場之住人日置越後守、中老ハ御当家無據家筋ニテ段々
遺書等モ有之人ニテ御坐候処ニ慶長之始比ヨリ伊集院重胤江致隨
身親^ミ欠^カ梅北之城主ニテ候、庄内江罷居候同四年之六月始ヨリ
幸促子息源次郎謀逆ヲ相企ニ付中神石見守・伊集院新右エ門杯折
角諫言イタシ候得共聞人ナク無足非石見守、子於野々谷戰死イ
タシ候、石見越後事ハ其後庄内ヲ相除候、コ置善左三門・同二男
覺内致戰死候後ニ加治ハ之様罷移候、石見守ハ無子故帖佐與口中
村仁兵衛一男喜右エ門家久公江御日見得ニテ石見菰子被仰付候、
又八郎様江持留之知行ニテ被召附候、其後石見守事鹿府江罷移中
原伊兵衛弟又彼方ニテ養子仕候、越後事ハ段々御三君様ヨリ叮嚀
ニ被仰聞、一善兵衛寛永十一年持留之知行ニテ又八郎様江被召附
候、義久公御判紙一通欠州數十年之乃簡之辛勞ト書出候、忠平公
御判紙一通其後御無音非本意候ト書出シ候、八尾圖飛鳥并殿御判
紙一通立花殿之儀ニ付池之坊ヨリ之判物一通先以申入候、日置名
字之旨ト書出候一通・家久公御記證文一紙・一置氏新系圖一通・
義弘公御書之内御名計有之功之四枚其境和融之談合之事ト書出
候、忠平様御書一通下ニ人タルト書出候、家義弘公義久公御這名
ニテ越後守江被下候御書一通下今日置藤左エ門所持ニテ候、

一 古老之物語口慶長十九年四月廿三日町田圖書殿江戸ヨリ御下着被
成候、惟新様御前江參上ニテ只今下着仕候、今日天ニ霧島ヨリ
打立中候山被中上候処、去ル十八年罷登候処其比迄ハ御本丸之御

普請惣城芝上井ニテ御坐候、同十九年二月初ヨリ大名衆ニ被仰付御普請初リ候、公方様毎日御普請場ニ御順見被遊候処ニ御其屋立路地木ヲ植御屋敷ニ金之屏風ヲ建御茶被上候、司八月初メ夜更迄普請之故普候処ニ晩ヨリ端々休ミ候ヲ不審ニ思ヒ此方御屋敷ヨリ人ヲ出シテ候得老入夫一人モナシト申候ニ付、私懸意之御方江參リ奉伺候得ハ公方様御茶言ヲ以被仰遣處ニ秀頼公御承引無之、依テ来ル十月廿三日午刻ニ大坂江御局ヲ被向寄之由也、右口限ニハ寅刻此方櫻川之御屋敷之前ヲ夥敷人数通候ニ付御門ヲ開見セ候得ハ小荷駄無際限通候、其内二百駄ハ御褒美之金銀、疋三四十貫目ツ、ト承及候、右ノ小荷駄通り少シ間候テ御弓鉄炮長柄物頭ハ出立サマ々々ニテ或ハ勝軍地蔵ヲ金銀ニテセナカニナシ或ハ逆在天或ハ經帷子ヲ或ハ間違ヲ道服ニシ或ハ紙子ノ羽織袖無シ之馬ニ乗セアケ地ニ引様ニシテ馬ヲ乗廻シ下知被成候、御定之午之刻ニ成シカバ棒ツキノ衆御先ニ通ツクバハ々々々々ト申候ニ付テ何レモ御門之前ニツクバイ候処、公方様御装束御道服地黃色ニ基盤カウシ御カルサシハシユチン御馬ハ月毛紫金糸ヲウチマセタル大房馬西金之角御引添敷足御先ニ為引御通、御跡ヨリ武行ニ備ヘ西之刻ニ御通廿五ヨニ本多大隅守殿同出羽守殿御立候、同十八日本多出雲守殿・淺野采女正殿・秋田城之助殿父子三人、同廿九日真田伊豆守殿此分見物仕候テ其後大坂落城之物語今カ々々ト承居候処ニ江戸中サマ々々精説申散シ町人共財宝ヲ寺々江頼遣候、大坂之城衆強クシテ既ニ御所様御陣近ク働キ申候テ矢鉄炮ヲ打欠申候、御負軍ニ成候山風胡中候處御和陸之由御左右御坐候、同廿年二月三原備中守代トシテ罷登候ニ付去ル三月九日江戸罷立神奈川邊ニテ大坂歸陣之衆ニ逢申候、鑑ヲ束ニシテ相荷ヒ候或ハ

鉄炮ヲ束ニシテ有負通候、中々多勢ニテ海道難通程之事御坐候、馬乳之渡參候処伊達陸奥守下宗ニ參會候、勢州龜山ニ一宿亭主話候ハ又大坂江戸御馬ヲ被向口城主松平下総守モ其支度被成候山ニテ候、今月朔日上京仁候処折節福崎新兵衛在番ニテ道正麻江罷在候ニ付私尋候ハ龜山ニテ如此風聞有如何、新兵衛其通無別条カ早冬之陣所ヲ大名衆使ヲ差越候、覺語之ヲ承及候ト申候間御國御觸ト無之候哉未無之候ト申候、サラハ御國中遣自身ハ在京可仕山申候処新兵衛尤之儀ニ候得共御奉書數通御持參之山、若其内ニ御陣觸之御奉書御坐候ハ、遅ク相届可申儀如何ニ候、且々御持參候得ト進メ申ニ付併五口開合トシテ在京仕候、同十三日此内開合候得共何之物音モ無之故伏見ヨリ下リ大坂ハ往来無ク申ニテナリ、ナミ川ニ舟ヲマハシ居ケ崎大物之浦畑ケ屋三郎兵衛江新兵衛相役人寺主計助御物之道具ヲ除罷在候ニ付彼所江一宿新兵衛同舟ニテ罷下リ、同十四日尼ヶ崎ヨリ帆順風能同十五日之朝室之沖ソハセ過候処ニ番舟来テ何舟カト尋候故薩摩家来江戸屋敷在否シテ歸國仕候、御奉行衆御状モ御坐候、早々船中御改可被下候由申候得共不及其儀トテ御通シ、其夜ハ備前ノ輜へ人津生、司十六日追風ニテ豊後大島迄口州美々津江入津仁則打立紙屋迄翌一大雨ニテ候得共薩島表座主坊ヨリ今朝未明ニ打立口候口候ヲ其日之御前詰何ンモ承知仕候由、

一昔羽山馬場之住人廣場久藏ト申者之親ハ太閤秀吉公御旗本廣場三河守殿ニ男ニテ鷹師ニテ御坐候処、天正十六年之五月惟新様御上洛被遊、其御二河守殿江御知辛ニテ御坐候処翌十七年之春一男久藏御所望被成御國之探被召列度山、依之三月十二日河守殿江惟

新様ヨリ御遣被成候御書、

如仰先度、令參人御雜說申奉本望ニ奉存候、御鷹又ウミ中候哉
奇妙不思議之至候、仍テ久藏殿之儀内々中候様ニ是非其國に御
同心申度候、如御存知我等或元旅妹ト申、又國元極々田舎之
儀候間御堪忍難成可有御坐候得共於有同心ハ可被入候、左様候
ハ、當時扶持カタ何程可有候哉承度候、就夫一人御使ニ相添申
候、恐々謹言、

羽兵

義弘判

廣三様

右之通御尊札久藏持參ニテ下着仕候、文禄元年ニ高麗に御供御
是國之後当地江被召移、鈴木ニ相改嫡子鈴木徳右エ門被召附候
時持留之知行百七十石ニテ寛永九年西衆中之内ニ被召附候、

一昔天神馬場之住人は枝存力坊ト申山伏ハ、天正十三年義久公九州御
出陣之時分騎馬ニテ御供仕候、御帰國之後地頭職被仰付於國分御
奉公仕候処慶長十八年当地之様被召移候、嫡子長兵衛門寛永十年
西衆中内ニ持留知行百三十四石ニテ被召附候、存力坊大膳坊等ハ
其先ヨリ惟新様江御奉公仕萩原江罷片候、町奉行ト相見得候存力
功事ハ其時分物奉行ト相見得候、黃門公ヨリ御改之時分ハ廿三騎
之内也、

一昔田中馬場之住人桑幡左馬権之助ト申者岩劔之御合戦ニ軍功有
之、惟新様江御奉公仕方々仕候、嫡子九郎右エ門一所ニ當地ニ罷
移、日州平治之記岩劔御合戦桑畑係右エ門人道頼延狀牛屎藤九郎

宛書ニテ勝目録右エ門方ヨリ遣候書狀共相見得候、元和七年之時
分ハ別テ少直ニテ被召附候、時ハ持留之上石ニテ東衆中之内桑波
田休右エ門内附候、

昔川上民部左エ門ト申名物頭役ニテ候処、寛文二年二月又八郎
様久董公御上洛被遊江戸新町ト申借ニ御宿被成候、同七月御川人
仁礼太郎兵衛殿ヨリ新納伯左エ門ニ手紙參候ハ此節能太夫勸進能
仕候ニ付御道具者不足候間又八郎殿家来上江可申付、御門番所江
兩人、辻番所ヨリ兩人、其上公義御道具者兩人ツ、可相加候間一
一夜之御番可相勤之山鎌田藏人殿ヨリ御下知之山、則川原庄左エ
門ヲ以新納仲左エ門ヨリ民部左エ門口野監物方ニ申遣候ハ此手紙
見届候、此方御道具衆江可申付候、土衆江申渡候テモ御番生人有
之間敷候山候、庄左エ門ヨリ申候ハ罷成、間敷候様子ハ此手紙之
趣公義口帳ニ留リ、已後ハ土之仕タルニ罷成、又八郎様御難ニ成
候間早々御詫言可然通其坐有合候、鳥居堅助モ尤ニ存申候、仲左
エ門モ亦尤ニ存新屋敷ニ仁礼太郎兵衛殿方江庄左エ門ヲ以御詫事
被申遣、翌日黒川嘉兵衛殿・木脇作右エ門殿ヨリ使ヲ以堅物民部
左エ門新屋敷之様早々用段可參候処作右エ門殿・嘉兵衛殿ヨリ承
候ハ此節勸進能ニ付御道具者不足候故、又八郎殿士衆被仰渡候処
御詫言被成候、又八郎殿若年ニテ定テ仲左エ門分別ニテ候、藏人
殿立腹我々ヨリ注進可申段外方ヨリ承候、外記殿家中衆ハタベヨ
リ今日星時分迄御番仕候、又八郎殿三郎右エ門殿衆御番不被申候
由被爲期候、則御番明申由藏人殿江是非被申出候ニ付藏人殿迷惑
被成候、仲左エ門殿早々寺領候テ御申分可然通被申監物民部左エ
門ヨリ仲左エ門寺領罷成間敷候、外記様ハ御子ニテ候得共庄内御

跡御繼被成候得ハ又八郎様トハ格別ニテ候、仲左エ門寺領首テ罷成間敷候、先々右之段仲左エ門江咄可申段承候、三郎右エ門殿方江ハ川村少左エ門殿ヲ以御注進有之筈、又仲左エ門ヨリ申候ハ如何様ニ御腹立被成候テモ寺領罷成間敷候、又八郎様御若輩ニテ候間御下知ハ有間敷トノ事候、翌日監物民部左エ門新屋敷江參候テ嘉兵衛殿・作右エ門殿江各之御注進仲左エ門寺領首テ罷成候、無理ニ寺領被仰付候ハ、兵庫殿・又八郎殿難ニ罷成、又八郎上之儀ハ御代々御奉公仕候、筋之者共ニ候得ハ御道具之者ト相番、又八郎殿難ニ罷成儀ヲ奉畏申儀當テ以罷成候、是非御番不相勤候テ不仕儀ニ候ハ、我々兩人相勤則切腹可仕候得ハ作右エ門殿・嘉兵衛殿尤ニ極中分ニテ候、此上ハ我々ヨリ首尾能相濟候様ニ相談可被成由ニテ作左エ門殿所江島津帶刀殿・高崎惣右エ門殿・伊東三左エ門殿・種子島伊兵衛殿・是枝喜右エ門殿・白坂金左エ門殿被致相談、翌日種々島伊兵衛殿ヲ以內談、至右エ門殿江御相談其節帶刀殿ヨリ又八郎殿如何様成御存分御尋ニ付兵庫殿代ニモ終ニ無御坐候、若仲左エ門寺領不仕候テ不相叶候ハ、又八郎寺領可仕、左様候得ハ證人勘罷成間敷候、則御暇中上可被罷下候由一坐之衆ヨリ尤至極ト被仰、其後又八郎様ヨリ御口上書ヲ以御所被仰上管ニ御相談藏人殿御方江之使福崎新兵衛殿・上村茂兵衛御頼請御口上書御出被成無口能藏人殿御返討有之、右之段々太守様被聞召上藏人ヨリ不人儀ヲ被申出候、又八郎道具之者江被中付候テ口能有間敷候、又八郎立腹尤至極ニ被思召上候通御意之趣作右エ門殿・嘉兵衛殿ヨリ被仰候、此段無口能相濟候、右為一礼嘉兵衛殿監物ヨリ刀進申候、作左エ門江民部左エ門ヨリ高田之刀白鞘ニテ持參ニテ一礼申入候事監物ハ其節物奉行役ニテ候、

一昔道場原之住人有馬藤七兵衛ト申者惟新様御供ニテ伏見江相勤罷居候処、慶長五年丁酉八月初日伏見落去之刻惣奉行入來院又六・其脇久留休齋・松岡勝兵衛ニテ候處此勝兵衛事ハ伊勢軍人御抱者候テ岐阜之城ニ長々罷居為申故、能相馴今日之合戦未明ヨリ松丸口門ニ五代舍人助ト一番ニ相付、鎧ヲ以矢狭ヲ三ツ四ツ閉候處内ヨリ敵勝兵衛力持タル鎧ヲ取リ石垣之上程這上候得共曳勝下江落候處城内ヨリ鉄炮ニテ勝兵衛ヲ打倒シ、草摺ノハツレヨリ打ヌカレト死一生ニテ曳退、統テ財部傳内左エ門城内ニ攻人能敵ト組合上ニ成下ニ成大音ヲ揚セリ合候テ、終ニ敵ト一組ニ討死ニテ候ヲ白坂助六・有馬藤七兵衛馳入テ敵五六人突臥兩人一枕ニ討死ニテ候、依之跡ヨリ切シ遊ヲ立物ニシ我モ々々ト切人候故松丸口ハ終ニ打破リ候、勝兵衛儀ハ深手故惟新様ヨリ御藏米六十石其外御藥被下、日々御見舞被下候テ御下向之後ナヘ倉之頓テ返之下御客屋ニ被召置、其後高樋ヨリ加治木江被召移候、財部傳内事ハ一子甚五郎幼少ニ有之故加治木之様被召移後傳内ト申候、惟新様御代ハ当地ニオイテ御奉公仕タル由相見得候、白坂助六事ハ一子無之、於加治木木脇刑部左エ門二男納右エ門ヲ白坂十兵衛ト助六養子ニ被仰付、有馬藤七兵衛事ハ一子之源七末夕幼少故當所之様被召移何レモ之石塔帖佐天福寺江被仰付、慶宗順賀兵士藤七兵衛伏見戦死前國元江遺候狀アリ、

令申候、大山三次殿不慮之儀到來候テ御成敗被仰出候、然レ大井右エ門殿拙者兩人江被仰付、改正月四日伏見ヨリ大坂江罷下、明五ヨリ三次殿江腹切ラセ申候、年之始之御奉公ニ大事之儀ヲ被仰付、心遣ニ存候處無意儀三次殿腹切被申外間能御使申濟令満足候、左候テ今月七日ニ伏見ニ參、同九日殿様御供仕又大

坂二罷下候、此等之儀為意得中事候、謹言、

正月十二日

藤七兵衛純房判

好便之条令中候、仍テ世上之事六ヶ數罷成サハカシク轉ニ候、
様子ハ内府様御内衆伏見之御城桶籠候ヲ諸軍兵取巻夜日被責
候、未落去候、惟新様奉始御供養無寸隙^{ホレ}軍身被成候、我等事此
中大坂江被召置候得共人数一分伏見ニ被召寄、當時城キシ被仰
付相調候、城ヨリ之鉄炮ニ當手負有之候得共我等事當日迄無為
候、可易心候、ケ様之時節此地江我等式有合候事サリトテハ幸
之儀ニ候、随分無油断御奉公可仕覚悟ニ候、其元之儀何篇無油
断分別帳入中候、千代丸兄弟手習其外人々成候様ニ意見帳入中
候、恐惶謹言、

七月廿三日

有馬驊七兵衛純房判

宿許々

外ニ山路藤助殿南光坊方江頼之書状有之

一慶長五年之秋大坂御出帆ニ付御意所舟上乘ニ宅間與八左エ門・
伊集院半五郎・中馬市作其外乗合有之罷下候處夜中豊後國森江浦
ニ黒口如水之番舟カ、リ居、火ヲ燒罷居候處澳ヨリ惟新様御座舟
之焼灯成ト心得乗掛候故、二町程漕離候得共有用助兵衛尉及難儀
候ニ付又跡之ニトク漕戻シ、同所ニ碇打掛リ暫ク鉄炮ヲ以相働候
得共敵ハ船數此方者只貳艘迄ニテ働中人數悉ク致打死、與八左
エ門親八兵衛事ハ其後当地江萩原江被召移了今與八兵衛居付ニテ
候、孫与八左エ門ハ別立ニテ御里江八兵衛罷居候後與八左エ門ト
申候、又八郎様江被召附候時ハ八兵衛ハ西江被召附、與八左エ門
ハ東江衆之内ニ被召附候、中馬市作事ハ權左エ門兄ニテ候処森江

戦死ニ付弟權左エ門当地江塩入馬場江被召移束衆中之内ニ被召附
候、

一昔口木山之住人木原四郎左エ門ト中者貴久公御奉公仁清生江被召
置候処、幼少之時分從弟之津留主税事左エ門佐歳久公江被召附置
瀬々水御合戦前方四郎左エ門宅江見舞ニ来、其夜於書院寢咄イタ
シ候ハ当分歳久公御方江致奉公居候ニ付四郎左エ門事モ彼御方江
御奉公可申候、拙者肝煎候得ハ相濟之由念比ニ申ニ付四郎左エ門
ニ当分母一人ニテ別ニ兄弟ニ無之候間弔其通致與候様ニト相頼、
其翌朝四郎左エ門母中候ハ扱其方共夕中寢咄ニ四郎左エ門ヲ歳久
様御方江御奉公ニ可出談合皆テ以不罷成候、四郎左エ門親ハ伊集
院江罷居候時分ハ寺社奉行被仰付置候処四郎左エ門三才之時被致
戦死、我兄之中原中門坊隠ヲ以様々此歳ニ罷成、其時分ハ貴久様
ヨリ段々難儀共為被仰下事候間此儀ハ義久様江御申上、其後
御差圖次第可奉與ト申ニ付主税罷歸候、其後主税事歳久様御供ニ
テ鹿兒島御歸宅之御於瀬々水御切腹被成候ト然共敵間近寄来候
故御供之銘々立閉リ相戦候方真先進来ル、有馬右エ門兵衛ニ組合
トニ成下ニ成シケルカ若輩者之事ニテ候得ハ終ニハ右エ門兵衛ニ
被組敷戦死ニテ候、右エ門兵衛事ハ其時分ハ蒲生ニ被召置候テ軍
御評定人之内ニテ御坐候方蒲生江罷移候テ四郎左エ門親子仁右之
段被致咄候山今心岳寺之石塔ニ主税名字ヲ鵜田ト有之候得共津留
田主税ニテ候、四郎左エ門ハ其後半松江被召移又加治木江御先移
十二人之内ニ惟新様ヨリ被召移候、

一萩原之住人法亢大炊左エ門ト中者関ヶ原御合戦後忠恒公被遊御

上洛候ニ付從惟新様上方表之御取沙汰為可被聞召、法元大炊左エ門・山坂大學坊被召附御登被成候処上方表別テ御仕合罷御坐候ニ付此等之趣為可申上、先法元大炊左衛門御下被成候、然処ニ関束方之御番衆於兵庫大炊左エ門ヲ捕ヘ何方ヲ下ル何者ニテ候哉ト答メ候処、薩州之島津惟新ヨリ江戸御奉公ニ罷登居候、薩奥守江之使只今罷下候由中候得共御番衆ヨリ然ハ書狀ニテモ持參答候、大可被差出下被中候ニ付書狀此通下差出候、其文ニ云、

奥州様御目見之様子為可被仰人、法元大炊左エ門被成御下候間言上仕候、

一 今度ハ海上以外早御上著候テ則大御所様江昨口五日御礼被仰上候處無残所御仕合ニテ御坐候、就中今度奥州様御上洛之刻惟新様御肝煎之由大御所様為被及聞召御直ニ奥州様江被仰候、如斯何事モ細々聞召付候間万事ニ付御決断有間敷儀候、

一 本多上野助殿ヲ初連々御念比之衆少モ御心中為相替様ニ無御坐候、就中羽柴越中守殿被對御家御心遣不夫形候、種々様子共書中ニハ難申上候、

一 公方様三日依御少憶未^{所々}被仰上候、本多佐州老江今朝モ我等致參上得御意候付昨日公方様少御平愈候間而一中ニ可為御目見得之由被仰付、

一 大坂思召候相濟申候、御祝儀自惟新様被仰上候テ尤候、左様ニ御坐候ハ、御進物等此方ニ相調可中候間御紙御上候テ御尤ニ候、御文牒ニ思召共候ハ、御案文ヲ被成候テ可被下候、御進物ハ於爰許承合調可中候間御書ハ此方ニテ相調候テ不叶儀ニ候、為御心得申上候、

一 今度御左右為可被聞召兩人御坐候、御上候内法元大炊左エ門事ハ

先々差下申候、大學坊事ハ重テ此元之様子承合候テ下可申候、此旨可然之様可預御披露候、恐々謹言、

六月六日

伊勢兵部少輔貞昌判

比志島内藏允殿

番衆此文ヲ見テ関頁御味方無別条文牒ニテ御座候故罷通可申中中ニ付乘舟ニテ被歸國、此等之趣惟新様江言上仕其後嫡子内藏介代又八郎様江持高山石ニテ被召附候、

加治本古老傳終

原書ハ玉丑公爵島津家藏

昭和三年十一月

長崎護通膳寫

薩藩雜事錄

嶋津分豆殿家臣北郷次左衛門依科先年徳之嶋に遠嶋、十八年居
住其内男子一人出生豊城と申候、次左衛門赦免以後郡之城に豊
城一年程滞在、帰嶋之節鹿見嶋に差越候御都之城より詔メ被越
候書状嶋江持帰居候を、其後伊地知助右衛門殿徳之嶋にて右豊
城へ入魂之故を以右書状見せ候を、子其衆江教訓之為与被越候
を後年反古之内より見出与之取、

一筆申越候、弥無恙鹿府江着候半と令祝察候、明日乗船之様ニ茂相
聞得候、嘸其元二而可為取込と存為事二候、離別もたゞならず候得
共無是非道二候、然者其方△立前ニ着色々繁多有之、不得申事共
ニ△付△而致迫啓事二候、其身地味短氣少シ有之候、且夕心掛内外
△其△相略可有之候、△於当地△式十四孝之講談聴聞候、其意忘却
有聞館候、五常と申は仁義礼智信又五倫とて君臣・父子・昆弟・
夫婦・朋友皆其根本貞止り候、貪嗔痴之三毒とて△いかり△第一
嫌物二正候問短慮捨、只本ニ付公儀を守り私を捨、百女と仕之下々
迄慈悲憐愍寺にして母ニ孝養、夫婦も別有△物△と聞得候、兄弟之
睦諸人之交りに衷を尽し憐ミの心を本立にして身をなき物にして藝
位を捨、愚人になり、謙り道を守る心須臾も不怠所古人の教る所
にして明眼の人常信二候、所作能々無間断時々刻々話止黙て心肝に銘
する所懈怠有間鋪候、吾輩ハ不足と歎き他之邪と悲む事修行者^じの助
と心得可有之候、吾輩を善とおもふハ却而大邪なるものなり、求鹿
邪念をめぐめハ雲泥の差違ニ而候問心中之邪氣を忘却すれば跡々天
性之真成るへし、能々此所を観念す寸隙怠有間敷候、論語讀の論語
不談との平句^へあれば三八の孝書の真を守る所なく、無は悉く徒にな
り本の愚者より猶科可深候、古の道を聞てもの御歌吟考可有之候、

真を忘れては身^みの藝智財主ともに口に捨るに可同候、マ返々も心中
の位を會得可為專要候、△上を敬ひ下を撫育する本仁者に敵なし、
萬卷之書物も別に無他事儀二候、最可家財之儀は午不足も十分とお
もひ可有之候、此上は身の修行なく、無ハ家財藝共無成り、切々
危き事に候、くとき事ながら凡人は藝と位とを鼻の先に掛け人を
押下ケ我まゝを働くならはせに候、是△を傍若無人者として人倫のく
くりニ不入事候間、大ハを捨て才藝位官にたゞす、平人と睦く快く
交るを佛神聖賢余所ならすめくみ給ふ事可被救存候、尤醫術は
人の命を助け病ひを治するを業とするならひなれば貧福も別有間敷
候、扱日月は清浄△不浄△の隔なく照し給ふ、其匠様の人性など花
路端嶋の隅て可有也、君子ハ狼を懐ミ獨立百物にかゝわらず、理も
法もたゞぬ世そとて引やすきこゝろの駒の行にまかすな、また滄浪
の水すめは以ての語なしてみよなきはなとかならざらん、古野の花
も枯木とそまく花中鶯言不花香蓮は泥より出で淤泥に不染、其身存
之前短才故往聖之教書不依存候、火定に入るがごとくとの教も有ハ
暫時も邪思に被感事無勿昧候、父祖の名を不穢よふにこゝろ掛ると
ころ天性上のならひニ而候、先以其行跡ニ付存寄候分如斯候、委曲
期後便候、聊他見之儀無中追候、恐々謹言、

神無月十二日

北郷次左衛門

久記判

豊城殿

押繪貳枚

右袋棚に有之候を見出候付遣候、

是より伊地知助右衛門殿

人の親の子をおもふ道如斯候、私千日萬日案しても此事之外に可
中事無之候、不思議に豊城より此文心安ければとて見せ被申候、
扱々繰返く落涙千行是非に写させてたまへとて無理にうつし中候
而、其方たとへ道中候千萬卷之書物茂皆此事候、次左衛門殿事者各
聞及びも有問敷候、北郷家の歴々二直代々家老勤尤次左衛門殿ハ外
記殿・筑後殿御家老被勤候処、大田伊右衛門と云人に家老被仰付、
無故人二直候得サケ様之者と同役ならずとて北郷十郎兵衛殿・次左
衛門殿家老二直番頭拾人計御断被申上候、段々道理の有事候得共被
仰付候事を何敷と為申とて両家老と大鳴・徳之鳴江遠嶋被仰付候、
番頭皆々遠方守領二直候、次左衛門殿此嶋江拾八年之遠嶋二直候、
十二年前に被召直候、今豆州之後見と成被居候、其人之事者其地二
而御聞可被成候、於此嶋男子壹人・女子壹人有之候、此壹城ハ其子
二而去々年上国行之、去冬下嶋候、其人に私朝暮對話中委細は別本
に見得中候、親のつをおもふ二つかの世もわすれぬやうに被存候
ハ、父祖の名を不穢よふに可被仕候、貧ハ欲二直候、八萬四千之煩
惱貧欲為本とと法華に御説候、能欲心を慎ミ可有之候、又々別書に
委細中候得共教訓之事ハ此次左衛門之状に止り中候間、一筆も教訓
之事ハ私書不中候間左様心得可被成候、願ハ少八三七次左衛門殿江
對話仕候而十の規をも被見候得かし事ハ為存知前二直候、其身委細
被承可然候、此度次左衛門殿ハ書状還兄弟之事も中入候間左様可被
心得候、

二月廿口

掟

一諸侍何篇申付儀、於相應之儀者不可致難渋、若及違儀者可有共沙

汰事、

一武具無油断可誘事、

付百石二付具是一領ツ、可致用意候、

一出陣候時止五石取之衆より可為白賄事、

付廿五石以下之衆も門屋鋪持者可為日夫事、

一殿役於不相勤之門老ツ二付百領主之知行老不可被召上候、可致召

上事二付百姓無之門屋鋪たりとも領主前より殿役二可仕候事、

一諸侍番普請狩等若懈怠於有之者可為非事、自然におよは、可没収
所領事、

一不依上下喧嘩可為停止、縦無理非道を仕掛者有其場致堪忍可遂
言上、私二直事を破るにおひてハ不及理非之沙汰双方に可加成敗
事、

一諸外成衆中諸事地頭下知不可相背、別而於戦場地頭之手を離れ他
之手にいか様之高名を仕共不可忠節而事之段可申付候、

付出陣之時二出給ふ衆者從在所持具自身可持事、

一於戦場無御免衆乗馬可為停止事、

付介当之類其外手重き道具不可持事、

一百姓耕作卯之時二出戌之刻二可罷歸事、

付女共件二可出事、

一倅共百姓以下に不依走たらぬ時は許言不可致事、
(可致事)

一諸侍召使者不依男女日夜片時も徒二罷居間鋪事、

一就用段めしよする人不依遠近移時日へからず、打立之儀或供使至
罷歸等近為指當日限不可相違事、

一縁者親類を催致一換事あらは本人之儀者不及是非同心の者をも可
成敗事、

一常之振舞二汁三菜塩百樹ハ此外可爲事、

付私之大酒可爲停主事、

一今度申物之儀日限ニ過無沙汰之者有之、如此之類後日其料可有糺明事、

右條々若違犯之輩有之者至侍者必可没収所領於凡下以下老輩可加成敗者也、

慶長六年八月七日

忠恒御判

惟新右同

龍伯右同

一昨日若態々御見廻候処緩々御咄不申入至今口惜存申候、其地何たる新敷事大ハ御座候半左様成節はちと御注進相待可申候、此地分而寒々御座候、今分ニ而老かつれ死可申候、何れとも御心得御面上細々可申入候、恐々謹言、

正月十八日

新納四郎右衛門

久柄判

児下四郎兵衛

直判

吉田大藏

清家判

平田三五郎

宗判

安樂大炊之助様

上紙ニテ

渡瀬より

隅州濱之市ニ而 平三五

安樂大炊之助様 吉田大藏

右國分安樂氏ニ有之候を飯牟礼膝子写被居候を借求て与之、判は六ヶ鋪故不写、

一筆奉啓上候、殘暑之節ニ御座候得共先以其御表尊君様信御安泰被爲成御座恐賀之至ニ被存上候、然ハ先年細々被仰付候關ヶ原之御墓所一件之儀、先年より段々吟味仕候処雖相知れ候之所、此度尋當候ニ付其旨別紙ニ相認メ奉指上候、又御墓所御位牌等足又別ニ繪圖ニ仕候而奉指上候、大々御覽可被下候、且速以愚書可奉申上候之處、皆口之旅行少々痛候而延引仕候、此段御高免可被下候、此度元御氏御下リニ付御頼申上候而奉指上候、此上彼方に御用之儀御座候とも可被仰下候、乍然彼地江老幸便と申ハ無之候ニ付急之御用なきは態々参ニハ不申候而老相達し不申候、延着ニ而も不苦御用候得者無其儀相達申候、此段左様ニ被爲思召可被下候、先右之段奉申上度如此ニ御座候、恐惶謹言、

七月廿五日

岡笠新次

種 次左衛門様 上

御墓所尋一件口上書

先年細々被仰付候、豊久公御墓地之儀彼方近辺之者共に毎々相頼候得とも何分不相知候山申渡候処、誰人傳ニ而も迷も埒明中間鋪存、当三月中旬江州彦根表へ罷越候序ニ關ヶ原江参候、同月廿日彦根出立關ヶ原へ止宿候間、翌日牧山ニ着候間、所々ニ而菊合候得共相知れ不申候、扱此牧山と申ハ七村之惣郷名にて一村之名にあらず、依之牧田之宿ニル日滞在仕候間七村之寺々を一ヶ寺

より不残相尋申候、其七村之寺々者法雲寺・宝珠院・乾徳寺・乾宗寺・清泰寺・法承寺・常淨寺・常法寺・琳光寺・善性寺・林是寺如此中候、右を一ヶ寺く相尋候得共一句相知れ不申、其上何之手懸りとてなく詮方なくすこく罷歸候、此旨可奉申上候と存慮書をも相認め候得とも能々相考へ候に、是ハ御戦死之場所ちかひもやと存付候故今一應外をも相尋候上二百可奉申上旨存其まゝに相扣罷過候き、

一当六月上旬ニ若州小濱江罷下り候始路ニ江州米原と中所ニ宿仕候処、此宿ニ勢州白之之座之人我等とともに宿りして四方山の物語之うちに与風聞々原一乱之事とも被語候ニ殊之外委且學才之仁ニ付、右御墓所先達口相尋候得とも相知れ不申事なと語り候へは公之御戦死者牧田ニ非ず、牧田より遙に南西の間也、石津郡多良郷といふ、此道筋ニ勢州と西近江江とへ通ふ在所道なり、其郷内に松木村といふ村あり、そこを右江取りて行けば井尻村松木村とて二村有り、此二村之内被尋候へかといと懇に被教候、依之又々彼方江罷越候、六月十八日米原之宿を出て牧田ニ止宿候、其翌日多良郷へ趣く、和田村・下多良村・宮村・松木村・井尻村此村より相尋候処、松木村之瑞瑞光寺と申御寺ニ薩摩塚と申御墓之候と申人教候き、夫より松原村を尋瑞瑞光寺ニ首ぬきし處にて、御墓と申、則寺ニ参てしかくの山を中入候得寺出られて成程当寺ニ御位牌御墓所有之候間御參詣候へと被申候、先御位牌を拜奉れば御謙ニ嶋津之御二字を上下ニ置て光忠道源之御四字有、左右二年月日を彫ていともく尊し、誼而拜終て御廟所に至り又見れば草木生ひ茂りていかさま年ふる御廟也、誠ニ是迄數度之尋ニ知れさりしを伊勢の人の教ニ依て今角見当り奉る事

の難有きにとりあへず、

尋ね佐ひいつか美濃路の多良に来て

君の御墓を拜うれしき

と仁りて御石牌を懸見奉れとも御謚を刻める文字みへず、唯若むしたる五輪也、往し御陣の期今此庭の際の御いたはしくおもひつゝけたなきみたまはふりし時ハいかならむいまさへ和をしほりぬるかな、御塚印に椿の太木有、廻り六尺五寸、一ノ板まで六尺有、それより上は枝葉茂りていと高し、左の方ニ古き小社有、此社を崇む其社内の棟札を見れば願主三輪内藏と画して造時の年月願主の國所を書す、所の地内外竹藪ともニ東西拾間計南北貳拾間計也、右方内悉く見廻りて寺二人て旧記を尋ぬれと宛主の留主ニ知れず、近行ならハ滞在して歸寺を待んといへは尾州名越屋江行れしといふに無是非寺を已て松木村に宿りぬ、其家のいふき事はぬかたなし、其上王は心のおとろくしき男ニ蚊屋りするとつれなくあたりけるにつらにくし、翌日松木村を出て宮村に至る、爰ハ古木侯の御陣屋有、夫より下多良村・一瀬村・萩原村を過て牧田に着ぬ、其の御役人若山武兵衛殿と申御方方位且地理ニ委、御御人故尋まかりて関ヶ原一乱の軍所等委山に承りて別紙之繪圖を相認め候也、是より段々歸路ニ趣、六月廿五日帰宅仕候、先は右之段奉中上度如此御座候、誠ニ無筆の長文御覽之程、恐々あな賢、

七月三日

岡野新次

則行(花押)

種子島次右衛門様上

右享和二年戊辰八月大坂町人岡野新次より相糺繪圖三枚相添大坂御

留守后種子島次右衛門殿迄中寄候うつし也、

一家康之上ニ烏井四郎左衛門と成瀬係藏と口論を致出し、互ニ巾褌りし程に既に切合為相果を傍輩とも押留て中正りをすへしといふ、烏井聞て成瀬に向て云けるは明一信玄と御一戦あるへしとて織田殿より加勢に来る、斯る時勇士独も大切なる折柄なるに貴殿と我と少之事を意恨ニ死なは主君に對し不忠と云、我身に取て不覚也、上式人大死して君に御損を掛んよりハ明日之合戦貴殿と我と勇を争ひ高名をも比て、其後共々ニ敵を曝んとおもふハ如何にと云ふ、成瀬聞て完爾と打笑ひいしくも宜ふ、烏井との哉我等も左衽存る君恩を蒙りながら其恩を報せずして我恨ニ死す、是に過たる不忠ハあらし、明日之合戦御辺も我も争て高名し、骸を曝んと談し和平してけり、其後味方ヶ原之合戦始散々に戦ふ中に成瀬首取て烏井烏井を尋ける処に烏井も首を捉て成瀬を母相逢て互に首をハ投合、又驅入、烏井又敵の首取て味方の歩兵を招て成瀬は何方江有候と問ニ、既に敵陣をうち破て相死し、其首敵の手に渡り候と云、烏井聞て涙を流し、成瀬は誠に勇なり詔し詞を不達して討死せり、我後れたり無念なり、汝生残て此旨傍輩共ニ可語と下人に口含又驅入、信玄之近臣上屋右衛門尉直村と戦ひ直に手を負せ終に打死しけり、誠ニ勇士といふへし、喧嘩して不死して逢敵打死す、誠忠王なり上屋右衛門尉直村、

一長篠の軍武田方敗北して中州勢難逃見へける處に小幡備前・川久保備前・小山田十兵衛等勝頼を逃延させんと踏留り防戦して死を并へて打死しけり、家康の御勢不遂追詰て討んと慕ふ時上屋右衛門尉直村は討残されたる侍僅に式拾騎計を随へ長篠橋の中英に

馬を扣へたり、其日の装束卯之花威の鎧に錆色之玉冑ニ鍔形打たるを着、白月毛之馬の朱に染たるに白襷輪の黒鞍置たるに乗白旗をは胸板の鑲に掛け馬の平頭に添て鎗を持ち、大音揚て足武田家には名を知られたる土屋右衛門尉直村と云ふ者なり、年積て三拾宅藏、去ル子細有て一両年以前ニ可死身なれとも高坂と言ふ傍輩に被諫今日這生存へ唯今軍門に死を曝す、首取て高名にせよと喚たり、此時追蒐たる先掛之勢僅五六騎ニ者過さりければ後陣の大勢を待て暫く猶豫する間に名乗たり、然るに參州勢武百騎計追来る、土屋が式拾余騎と掛合て散々に戦ひ終に自害をそ仕たりけり、一両年以前可死身とは信玄死去之節殉死可致とせしを他国の人不知様高坂諫し故今這存へ為君一大事之処ニ打死しぬ、土屋ハ誠ニ忠臣なり、

一夫朋友は他人と交る何そ四物の中に人て五倫と云、而や父母兄弟之間におひて自ら云難きもの有、朋友にあらすんハ卒てか其情意を伸へげんや、是以四の物に足を加へて五倫の名あり、故ニ朋友と交るにハ信あるを以て善とす、萬の是非を諫合益ある事最多し、浮世の風俗を見るに心友ハ寡而、友ハ多し而友には馴親ミ心友ニ者遠さけ離故ニ如何となれば必心友ハ無なくして心友を嫌へる人の心中の惡事見聞して不差置、是を諷るは其者の行跡を正さんとの義なり、其正さるゝ事を嫌て遠け離るは小人の意地也、誠ニ君子の交は淡して如水、小人の交は宜くして如醴といへり、如醴の朋友は義もなく信もなし、如此なる者を友とすへからず、此真偽を并へて信あるを友とすへし、

一昔知ある人の云るは世間無学の人を見るに善人集りて正しき道の物語得者かたくて聞ぬれハ肩を鑿て打睦り欠く仲し、無真顔餘

り二物をいはいはされは唯又言とや見えなんと自ら是を思ひ吾行跡の不善を掩ひかため善言を巧ていへと、其ことは片言のミ多くて其肺肝を君子に見られん事之口惜き考たる人の、言るには我等者年も過ぬれば学文すへき齡なし、若し二者うか／＼と月日をたてしくやしやと元非を悔ひは子孫には書をも遺せて眼を少し明度事なれとも實に心に思はてへ、其座を去て其後は心に留る氣色なし、若し上の言けるハ我等ハ生得愚鈍にて物を讀ても見たれとも其愚跡より打忘れ理の面白き物語當座覚る様なれと一日二日過ぬれば聊覺へ侍らずといへる族も多かりし、我又乍愚鈍此心根をさつするに力の不足二はあらず、学又嫌ひとはいはすして兎角に言を巧二して偽れる心行也、中に誠あれば外二顯る候ものなりと慮て自今以後其恥を恥か敷事二して幼学の輩能々舐認したまへ、賢を見て齊しからざることを思、常に知の勝れたる人を慕む事あらハ此語を覺てこゝろを警め給へ、臨淵前羨魚不如退而結網臨席前羨知る不如退而讀書、

一或人云大龍寺文之点世に行るゝ事あなち文之の力にあらず、是桂庵和尚渡唐有て四書の記撰を傳譯して帰朝なり、其比文之大器用之既得有れば桂庵好て弟子として是を傳ふ時に文之和尚咸武拾三、後都に登り於東福寺初而大學講談せし時聽聞の人群集せしけるとなり、文之ハ本膳州中良大塚の産なり、南甫文集は文之遷化之後薩州山川にあり、志本如竹見當り板行に起しけるとなり、一凡幼より幼学ニ隙を惜むへし、古の禹王は聖人也、其たに猶春陰を惜み給ふいはんや今の凡人をや、徒に悠々としてむなしく時一をついやすへからず、光陰箭のことく時節は流るゝかことくなれハ若きを頼みて時を失ふへからず、人の世にあるは老幼の時と病

する時は学ひかたし、

常々我身をかへりミ又人の諫をも問て我か不善なると我あやまちとをしりて善にうつりあやまちをあらたむへし、知ありて忠直にしてわか過を正す、良友を求て交りしたしみていさめきゝ教へを求むへし、学向ハ我身の惡きを改めて善ニうつる道なれば我を知ありとし我をよしとおもハ、学ふとも惡きなくしてかへつて邪氣善をつくさんや、自足とし自足れたりとすへからず、聖人すら学問をこのミて自足とし給はず、今の凡夫いかてか過ちなかるへき、

俗人の学問をそしるは学者書を讀ても道を行はずしてかへりて高慢にしてみづからほこる人をあなとりて心さま悪しくなり行、学ひたる益なきか故なり、学者つゝしみて身をかへりみるへし、世をよむに依てかへりて如此なる小人となるは口惜、

榮啓期帶素飯琴而歌曰

天生萬物、人為貴、吾得人、一樂也、男貴女卑、吾為男、二樂也、人生有不免襁褓、吾年九十五、三樂也、貧者士之常、

死者人之終、吾何憂哉、

一汲黯、字長孺、西漢人也、景帝之貶太子為洗馬、黯常以直諫、天子懼黯之直者、人懼黯之禮敬在身政也、

一樂毅、其先祖曰樂羊、為魏文侯將、樂毅賢、好兵、仕燕有功、號為昌國君、及樂毅代騎劫、故齊用田單而取、歸樂毅

攻取之地、後樂毅仕趙樂毅曰、臣聞古之君子交絶不出惡声、

忠臣去國、不棄其名、臣雖不佞、數奉教於君子矣、

一曹沫者魯人也、以勇力事魯莊公好力、曹沫為魯將与齊戰

敗北、魯莊公懼、乃獻遂邑之地以和、猶復以為將、齊桓公

許与魯會于柯而盟、

一 扁鵲者、勃海郡鄭人也、姓秦、名越人、少時為人令長、令客之

桑君過、扁鵲獨奇之常誼遇之、邑桑君亦知扁鵲非常人也、出

入十餘年、乃呼扁鵲私坐、問與語曰、我有禁方、年老、欲

傳與公、公毋泄、鵲曰、敬諾、乃出其懷口藥、予扁鵲、飲

足以上池之水三十日、當知物矣、乃悉取其禁方書、尽与鵲忽

然不見殆非人也、扁鵲以其言飲藥一十日、視見垣一方人、

以此視病、尽見五藏癥結、特以診脈為名耳為醫、或在

齊、或在趙、在趙者名扁鵲當晉昭公時、

太史公曰、女無美惡、居宮見妬、上無賢不肖、入朝見疑、

故扁鵲以其伎見殃、會公乃匿迹自隱而當形綈樂通尺牘、父

傳以後寧、故老子曰、美好者、不伴之器、豈謂扁鵲等邪、若

念公者、可謂近之矣、

一 齊景公遊於海上而樂之、六月不歸、令在右曰、收刀先言歸

者、致死不赦、顏燭趨進諫曰、君樂治海上而六月不歸、彼

儻有治國者、君且安得樂此海也、景公援戟將斫之、顏

燭趨進撫衣待曰、君奚不斫也、昔者樂毅關龍逢、紂殺王子

比干、君之賢、非些三也、臣之材亦非些三子也、奚不斫以臣

參、此一人者亦不可乎、景公說遂歸中道問國人謀內矣、

一 孔子曰、良藥苦於口利於病、忠言逆於耳利於行、故武王

諤々而亡、紂纣々而亡、君無諤々之王、父無諤々之子、兄無

諤々之婦、士無諤々之友、其亡可立而待、故曰、君失之、臣得

之、父失之、子得之、兄失之、弟得之、婦得之、士失

之、友得之、故無亡國破家忤父亂子、放兄棄弟、狂夫淫婦、絕交

敗友、

一 孔子曰、巧而好度必亡、勇而好鬥必勝、知而好謀必成、成者

反是、大處重擅寵、專事如賢、愚者之惜也、志驕傲而輕舊

怨是以尊位則必危任重則必崩、擅寵則必辱、

一 仲尼云、不知其子、視其所友、不知其君、視其所使、又曰與

善人居、如入蘭芷之室、久而不聞其香、則與化矣、惡人

居、如入鮑魚之肆、久而不聞其臭、

一 孟所以有諫君之義何、盡忠納誠也、愛之能無勞乎、忠焉

能無誨乎、孝經曰、將養其親、故上下治能相親也、君不為臣隱

、父獨為子隱、何以為父之體、而分榮耶相及、故論語曰、

父為子隱、子為父隱、直在其中矣、

感過 阿子昂

樂羊為魏將、食子殉軍功、骨肉且相薄、他人安得忠、吾聞

中山相、乃屬放、竄翁、孤獸猶不忍、況以奉君終、

一 志津ヶ嶽二、柳兵部少輔討死湊齋迫前哀なり、いとけの鋸鉄炮

の下にもぬける、柳しか、

一 光久公御代御用人鎌田左京亮政裔弟鎌田源助と中人有之、無筆二

何物も無之、家内二而罷居候人之山、或時於淨光明寺、體詩講

談有之候処ニ齊陶か詩、

五柳先生本在山 偶然為客落人間

秋來見月多歸思 自起開籠放白鷗

といふ詩を被解候三源助如何被思候哉、及落涙頓而其座を被立婦り

兼而秘藏之飼鳥を杖を以籠を打破り被離候とや、

一 鎌田左京亮殿宅へ、中納言様御入之節迄々御咄有之候処、歌或は

連歌などの御咄三三候を右源助殿勝手ニ和詰居彼中候三障子越に

右之咄をも承、最早武篇も相捨り歌のみの御咄源助にハ承悉く候

とて勝手より立被去候上、其後内儀不幸ニ而候ニ鬢を切為申程之
異人ニ下候、

一子路肩米 伊地知助右衛門

肩米無勞千里外 列累何樂一身榮

生前死後不弛志 獨許孔門志

一逍遙院実榮卿朝に道を聞て夕部に死とも可なりと云こゝるにて、
しら露のおきて朝たに道を問

きゆともよしや秋の夕暮

一楠帶刀左衛門正行討死を究、先帝の御廟に参りて過去帳に名字を
書れて其奥に、

かへらしと兼りおもへは梓弓

なき数にいる名残そとゝむる

と一首歌を書留、正行と討死を供にする物百四拾三人逆修之為と
覚敷て各鬢髪切切て佛殿に投人、其日吉野を立て敵軍に向ひ、其
後戦死と云々、

一慶安四年辛卯正月廿五日將軍 家光公御他界、時ニ四拾八才死
之内ニ堀田加賀守正成を廟所ニ歸りて嫡子正純ニ盃を互ニ取替し
飲て正純ニ一首の辞世書て其後切腹、

行先は開くもあらし時を得て

うき世の夢を明ほのゝそら
さりともといふこゝろも夢なれや

向ことのはも形見なるらん

一阿部對馬守重次も夜に入て歸り、嫡子千勝、男古兵衛と盃して辞
世に、

天照す月の光ともろともに

行すへすゝし明ほのゝ空

其後家人荒井頼母を呼て介惜をせよと云、頼母良と申切腹之座ニ
及て、頼母其首を切三筋に當りて不切、重次笑て云、心許に仕れ
と云、頼母又討之首に当れとも不落、重次又静に仕れと云、頼母
か云く、主君の御命を手に掛ゆへ眼開て所を知らずといつて重次
をとらへ突殺し其身も續て切腹すこと也、

一私事伊東才藏殿供仕飯野へ罷居申候處、五月之比ニ而候哉、鹿兎
嶋より才藏殿親類鎌下早左衛門殿より被申遣候者御伯父伊東半五
兵衛殿事河野弥次大夫殿より被相果候意趣者何共不相知候、人まか
ひにて被相果候と承候、又御方御暇被下候様申上候得共勉仕廻可
被罷歸旨仰渡候間、左様御心得可被成候申上申候、

一飯野より加久藤・吉田・古松、夫より横川筋加治木出候而才藏殿
被罷歸候、私ニ茂供仕候、其時節才藏殿事山奉行ニ而候、

一鹿兎嶋江才藏殿罷歸候而病氣御暇申上七拾日計引人被居候、

一同年七月十四日夜入時時ニ而候處、才藏殿親父千右衛門殿江伊
東新助殿より申來候者只今敵河野弥次大夫殿事福昌寺裏前へ被参候
間、早々御打立御出可被成と被申遣候ニ付御打立被成千右衛門
殿・才藏殿御盃有之、私共取申候、然處御駕川上長左衛門殿御見
舞被成候處而人之衆查取替し有之候を御覽候而、何様之訊ニ而左
様ニ被成候儀ニ候也承度旨被仰候、千右衛門殿被申候は伊東新助
方より申來候者只今敵河野弥次大夫殿福昌寺江幕參被致候間、早々
罷出敵打可申旨申遣候間、か様ニ打立申候と被申候得者長左衛門
殿扱て能所へ参上致候、私ニ茂同道可仕旨仰候得者而人衆貴方致
同道事不能成候、其訊を外之親類江被不申遣候而貴方致同道事不
相成候間御留り可被成候由申候得者、其時長左衛門殿左様ニ御留

被成事候ハ、御座御借シ被下度切腹可仕旨仰候間、左様之御分別
ニ候ハ、御同道可致とて直ニ相打立被成候、

一伊東千右衛門殿上下着用ニ候、私供仕候、

一同姓才藏殿上下着用ニ小姓之稲右衛門と申者供仕候、

一川上長左衛門殿上下着用ニ御出被成、直ニ其支度ニ候、御打立
被成下人段七と申者御列被成候、

一いつれも相印百紙拾枚計引すこき腰ニ被付候、私ニも付申候、

一川上長左衛門殿伊東才藏殿同道ニ候、伊東新助殿宅へ御出被成
新助殿同ニ直福昌寺石碑有之候処江御出被來候、

一伊東千左衛門殿事者才藏殿、長左衛門殿何人衆御出候、跡より
御打立御出被成候、私供仕候百福昌寺之方ニ參候処十九坂之中は
とニ河野弥大夫殿小姓老人股立を取候て福昌寺之方より走來
候歟、千右衛門殿を立向ひ見候而直ニ走可帰と仕候得者千右衛門
殿直ニ右之着之手をひたと取被中候者武士之面を見走歸候段不屈
候、此方へくらむへしと引方江突やられ候、左候直福昌寺之方へ
御出ニ候、

一福昌寺石碑之元江御出被成候へハ皆々被成御座候、其節火こら焼
多人數罷居候ニ付ませニ可成とて皆々被仰合引かすへしとそ仰候
者今晩火こら焼事御法度ニ候、早々口引取と被仰候間、火こふ
ら焼植口衆之仰候こと中不殘引取申候、

一福昌寺下馬札之元伊東新助殿宅人供屋之側伊東才藏殿下人召列被
居候、一ツ橋之近川上長左衛門殿下人召列被居候、伊東千右衛門
殿福昌寺門前入口候ニ候、私供仕候、

一いつれもの衆石諸所へからミ被居候、其夜は晴天ニ候、

一河野弥大夫殿御親父河野伊右衛門殿同道ニ福昌寺より被成御出

候、小姓下人三拾餘人被召列候、然処ニ伊東新助殿立向ひ被中候

者河野弥大夫殿伊東新助ニ候、親之敵覺被成と申とらさる内ニ
新助殿頭を弥大夫殿拔打ニ御座候、くさり頭巾を切割られ候新助
殿刀を抜弥大夫殿を切られ候、夫より方々ニ刀ぬけ中候、千右衛
門殿も刀被多人數之内ニ被切入候、私ニも指候脇差抜切込中候多
人數之中に押入、切込中候処私首ニ手を負候ニ付目くらミ何事
も覺不中候、然処ニ横口衆御出ニ候御名御名乗被成候間、事相
しつまり申候、

一横口衆御出ニ事鎮り候間、皆々之首元一門衆より迎ニ被參候ニ
付皆々宿元へ被帰候、

一横口衆御出事鎮り候節、両方親類衆御驅付被成候得共事鎮り候、
跡ニ候故皆々御帰り被成候、馬ニ乗被越之錯など御持被成候衆
も有之候、殊之外大事ニ候、

一何れも宿許へ被罷歸候而直速横口衆御出ニ候、番被成候、

一伊東新助殿其外河野殿御父子并小姓這其場ニ被切臥候、

一新助殿手疵頭ニケ所左右之手ニケ所も肩ニケ所合手疵匹ケ
所ニ候、新助殿へ着込着用ニ候、肩之疵はかたうて切割一ツ
の疵ニ候、

一伊東千右衛門殿手疵首ニケ所其場ニ被死候、

一川上長左衛門殿手疵頭耳ニかけ一ケ所大疵ニ候、

一私首ニ一ケ所手疵負中候、

一伊東殿方手疵四人死人老人ニ候、

一河野伊右衛門ニ被召列候小姓老人頭より尻近一刀ニ立割ニ成候、
切レ人者川上長左衛門殿下人團七と申者之由其節承候、

一河野弥大夫殿役人代右衛門と申者手疵肩腹ニケ所大疵ニ候、

一河野殿方之儀、右之外者不存候葬礼も、兩日も間有之候と覺申候、

一伊東千右衛門殿葬禮司十五日晩有之候処、兵具所より木戸番トシテ足怪三拾人被參候而門より内証を敷皆々すわり被居候、

一伊東才藏殿御内室敵打之夜門江御出被成、千右衛門殿才藏殿御帰を相待ニ而候、其時之支度地紅之帷子御着用ニ而刀大小御さし被成長刀を持ひん巻をせし、又相印のすこき紙を腰につけられ小姓之安右衛門と中人被召列候、此人も長刀を持居候、

一才藏殿御内室ハ顔姪之人ニ而候、

一伊東千右衛門殿七拾四才、御納殿役人ニ而候、

一同姓才藏殿四拾才餘りと覺申候、山奉行ニ而候、川上長左衛門殿四拾歳余り、其時勘定奉行と申役ニ而令勘定小頭役ニ而候、

一河野伊右衛門殿五拾余、流球飯屋代官ニ而候、

一同弥大夫殿貳拾三四才、無役ニ而候、

一同年十月比ニ而候哉、伊東新助殿伊東才藏殿川上長左衛門殿評定所より御用申來候間御出被成候、老通之糺明ニ而相濟皆々宿許江御歸リニ而候、私ニも才藏殿供仕罷在候得共我々ハ糺明ニ罷出不申候、

一同月評定所より親類御用口來候間御出被成候へは伊東新助殿は切腹、才藏殿は口之嶋へ流罪、長左衛門殿永良部嶋へ流罪仰渡候、

一右之通仰渡候、翌朝伊東才藏殿宅江物頭伊地知八右衛門殿足輕四拾人計不列御出ニ而候、然ぞ才藏殿上下着用ニ而引出會被申候得ぞ八右衛門殿被仰候者御方事流罪仰付候、持高屋敷召上られ候、家財等被下候、可奉畏旨仰渡候間御請被申上候、左様ニ候間祇園之下より船二乘仁被成候故物頭同道ニ而祇園之方江御出被成候、

私致供候、翌伊東新助殿門前御通り被成候時新助殿切腹被成候切声聞へ申候、左候而祇園之辺ニ御出被成候得は川上長左衛門殿先より御出被成御座候由ニ而御盃有之候、六より私ニ御兩人共御乗付被成候、我等ぞ才藏殿宿元江罷歸候、

一伊東才藏殿五ヶ年計も嶋も飯成御座候得は被召歸候、左候而被召上候高被下御船奉行御役被仰付候得共御断被申上候、其後寺社方中に被仰付候持高百貳拾石計も有之候、

一寺社方中段より糺明奉行、夫より納殿役人被相勤候、

一川上長左衛門殿ニも伊東才藏殿同年被召歸候、其以後龜姫様近衛家久公御簾口之時納殿役ニ而御登り被成候、

一河野弥大夫殿ハ河野道意老と申人の養子ニ而候、道意老とハ其比の御前よしニ而候、

一伊東新助殿切腹之節も物頭宅人足輕召列御出被成候と承候、新助殿介告ハ松田伊右衛門殿と中人ニ而候、伊右衛門殿御せき被成候哉、其長刀を御取被成候、御切被成候得ぞ切そこなひ頭を御切被成候間新助殿ハ取候刀を腹江突込被中候、側へ伊東源八殿被成御座候ニ而直ニ脇差ニ而新助殿を介借被成候、

一新助殿江切腹仰付候由相知候節、才藏殿より新助殿へ被申遣候は貴方介借伊東源八殿へ相頼候間、左様御心得可被成旨被申遣候へや、新助殿より此方ニ而先弁松田伊右衛門殿江相頼候由御返答有之候、然処松田伊右衛門殿介借仕損し被中候故源八殿介借ニ而候、

一伊東千右衛門殿了息才藏殿ニ而候、川上長左衛門殿才藏殿妹型ニ而候、

一伊東新助殿親父伊東半五兵衛殿を河野弥大夫殿被打果候事、

一 半五兵衛殿ハ其比焼物奉行役ニ而納殿役を兼役ニ而候、然者河野弥大夫殿近所ニ而候、毎々御出被成候処弥大夫殿養母有之候、然処弥大夫殿役人は代右衛門と申者存候モ弥大夫殿養母江蜜通被成御出候と相考居候処より或夜四ツ時分之事ニ而候、門之外ニ而代右衛門半五兵衛殿を切臥申候、扨御披露申上候者仲右衛門相見候と申上袋難申上候とて弥大夫殿御打果候と相成、御披露ニ者私屏を越候と見居候間打果候と御申被成候、

一 其夜横口衆御出ニ而見届被成候、翌朝河野伊右衛門殿・同弥大夫殿同道ニ而上下首用被成半五兵衛之宅江御出ニ而候得者新助殿旨會被申候、然者伊右衛門殿仰候者御親父半五兵衛殿を人まかひニ而弥大夫打果申候設何とも難申入候と仰候時弥大夫殿此座ニ而切腹可申と仰候、新助殿事モ若輩ニ而候故返答何とも難申ニ付先御傳可被成候と被申候而糺類鎌田早左衛門殿を御呼入候、左候而早左衛門殿御出被成候而仰候者、千右衛門事者年はひ才藏事ハ御奉公ニ而仕行いたし候、私事親類ニ而候、半五兵衛を人遣ニ而御討果被成候ニ付御出ニ而御切腹可有之儀、太二不及候間、御盃可有之と仰候間御盃有之候而其座は相済申候、

一 御披露有之候得者河野伊右衛門殿・同弥大夫殿^{（其カ）}逼足仰付置候、右兩人新助殿被討果候節者逼足中ニ而候、

一 私親者八兵衛と申者ニ而鈔物細工仕候、伊東才藏殿御細工奉行ニ而御座候、或時御細工所ニ而親江卓履取抱度申承候付私下権平と申者有之候、當年九才ニ而候、御抱被成儀候ハ、^{（其カ）}上可申と申上候得者成程宜可有之候間可遣旨仰候間、早速才藏殿江奉公仕候、一 敵打之時者私拾四歳ニ而拾六才之時前髪取申候、

一 伊東才藏殿遠流被成候間、御暇申候而私従弟長右衛門申者座見嶋

上町江有之候間其者養子ニ罷成候得共式拾計之時養子違変仕候間、當主伊地知八兵衛殿江奉公仕候、拾年計前ニ六右衛門と改名仕候、當六拾才ニ而候、

右任御尋覓之通申上候

六右衛門

ヨリ安政六年マテ百十八年ニ相ナリ

右元禄四年辛未七月十四日之夜右之通敵討有之候、横山慶右衛門殿日記ニ拾五日之夜と有之候、是考問違歟、

一 四本縫殿は伊集院衆中也、伊上院ハ三原左衛門佐殿地頭所故被召列等ニ而伊上院衆鳴原へ被立候人数妙圓寺御佛殿之前ニ而死罪を被取候ニ縫殿ニ者三度近取當り少しも慮したる色無之、勇追て被罷立候間、島原致若かと其退城きは江行、間竿を持て矢玉之雨の降こくにはけしき所ニ而一ツ一ツと間を打被申候、然共かすり疵も不被負となり、城より切て出、寄手敗北し、皆々被追立候半、縫殿三原左衛門殿へ申候者馬を城之方江乘向可被成候山申候、其ことく乘向被成候得者船の行すり様ニ有之候正にくる手よりハ敵ニ馳込様ニ相見得候、他国衆よりとなたくと申候時薩州之使者三原左衛門佐と縫殿答申候由、事得れば其發明申出るもの也、被ニ縫殿か仁様智之至也、可感也、

一 四本縫殿島原ニ而城之外濱下の方江濁有之候ニ一丁計江濁を通り先ニ大岩有是を橋ニ取り毎日敵を脱候、數多之敵を討落し候となり、右の下湯城近く矢道烈しき所ニ而人殊ニ通る事難成暗なる場所ニ而候、右之暗成場所ニ而敵を被射候、依之縫殿は鉄炮之上手と名を被挙げ候、右之側他國之人見候て他國之衆之内より吾人被申候者明日ハ御介抱を軀申候由被言候、縫殿被存候者自分ニは鐵之柄を取り漸く致渡世候なり、然者何とて彼人之介抱間敷と存候而

成らぬよし返答被申候、翌日も又干潟を通り敵を被惣候に彼人右之場所へ鎧振かたけ被參候可、九年母它ツ懷中より出し指小刀ニ而式ツニ割り它ツは縫殿ニくわせ、它ツは自分ニくらひ聽て城乗被致候か彼人終ニ不被帰候、其時縫殿存當り自分ニ介抱を頼と云しハ、ツの日をつきくれよとの事なりしに、さとらずして後れを取候と大きに悔被申候、

一 伊地知助右衛門殿辞世於屋久嶋

秋津鳴花に心をひかされて立帰らなんふるさとの春

雜事奇談集

目次

- 一 濱田民部左衛門鎧刀の事
- 一 琉球征伐の事
- 一 遊行上人尼を列廻国の事
- 一 源頼朝御遺髪の事
- 一 十月亥の口愛敬祝の事
- 一 諏訪大明神祭礼の事
- 一 大慈寺良雲并伊勢貞昌の事
- 一 幅佐岩劔城責め（の脱々）の事
- 一 穆佐城責めの事
- 一 龍伯様鹿兒島へ被成御座候節人來院家より使者の事
- 一 高麗御陣之節御威状焼捨の事
- 一 中納言様御下国之節船中にて一統へ着の夜妻女へ逢問敷被仰出候事
- 一 惟新様の御意戰場乗馬の事
- 一 細川幽齋岡分なけきの森にて俳句の事
- 一 秀吉公薩州御下向八幡へ高札の事
- 一 秀吉公薩摩御打人の節嶋原城主御褒美の事
- 一 嶋原一揆の節藤才助外老名拔熱の事
- 一 忠久公御誕生并御病死年月日の事
- 一 秀頼公薩州に御忍谷山に被成御座候由の事
- 一 喜入撰津守別て強弓射下の事
- 一 税所喜兵衛門柱の事
- 一 稲津掃部介ハ伊東家軍学者なりしの事
- 一 岩屋城主高橋紹運戦死の節卒塔婆の事

- 一 落合家々跡の事
- 一 宇喜田秀吉の事
- 一 光久公御代田司喜兵衛大吹上の事
- 一 殉死御法度の事
- 一 嶋原一揆三付三原左衛門佐の事
- 一 池田六左衛門御台所人足より御小納戸役に昇進并寛陽院様御病氣身替として切腹の事
- 一 小畑勘兵衛関ヶ原合戦の事
- 一 寛陽院様御世継三羽するの事
- 一 大玄院様御鷹狩の事
- 一 大玄院様御鷹狩の節或士鷹打留の事
- 一 寛陽院様御狩之節大山稻助猪を差留の事
- 一 狩野探幽鳥の繪鑑定の事
- 一 寛陽院様御代行司大猿を射殺后切腹被仰付の事
- 一 寛陽院様御逝去の時大口より出水へ潤辺稻助使者の処七日間雪に降こめられしの事
- 一 光久公江戸御道中赤坂宿にて夜障子に人影うつりしの事
- 一 大玄院様江戸御道中成宿にて山伏人り来りしの事
- 一 鎌田後藤兵衛水戸へ御使者の折り素麵被下候の事
- 一 大玄院様小野次郎右衛門と御立合の事
- 一 嶋津下野守并嶋津助之丞御口通遠慮被仰付候の事
- 一 江戸御旗本嶋津八郎左衛門嶋津号名乗の事
- 一 光久公医道の御心掛被遊候の事
- 一 芝姓なる者召抱の事
- 一 寛陽院様有馬御湯治に被遊御越候の事

一 知覧衆中池仲源左衛門鉄砲上手の事
 一 嶋津下野守金堀共へ余分に米銭を与ふる事
 一 嶋津図書下屋敷へ高陽院様御趣被遊候事
 一 光久公榎田御屋敷へ被遊御座候節伊勢貞昌言上の事
 一 佐上原御世継無之三原左衛門の甥町田出羽守を可遣との企に付紛々の事
 一 南蛮船参候取沙汰に付寺入の三原左衛門より出兵問合せ書面の事
 一 大力小者右衛門の事
 一 泰清院様御前にて山田昌藤菊ヶ原合戦嘯の事
 一 寛陽院様御登城の節下馬にて挟箱を越たる上を市兵衛大に叱付の事
 一 小畑勘兵衛長命の事
 一 泰清院様御代江戸榎田御屋敷焼失の事
 一 徳田大兵衛日当山地頭にて衆中馬鹿を尽すの斬被中上候事
 一 木村長門守内室の事
 一 庄内合戦の節近国大名加勢衆陣取の事
 一 東郷肥前入道重位兵法を御覧に入れ候事
 一 江戸御旗本衆堀口宮内のおしめ麻上下にて大玄院様へ御対顔の事
 一 向井幸山御見廻の節腹立気色の事
 一 江戸御屋敷焼失に付御国元より材木余多被召登候事
 一 泰清院様御病気の節御庖丁人竹之内助市御役御断申出し事
 一 鹿兒嶋屋敷地初め当時の事
 一 仁禮九郎左衛門嶋原合戦物語の事
 一 江戸にて桐野仲左衛門芝居見物中或男仲左衛門の頭にきせるを当たゝき出せし事

一 今左衛門殿死去の節上下を着し九寸五分の脇差を指せし事
 一 曾於郡十五才馬場休左衛門大久保村の内昔坂にて金作の脇差発見の事
 一 加藤三計頭清三五十万斛に増領の事
 一 清正子忌忠廣器量劣たる事
 一 福嶋正則安芸備后四十九万石被召上候事
 一 稲葉石見守堀田筑前守を指殺す事
 一 大猷院様御参内の事
 一 朝帝御太子ヨ食御降誕の事
 一 平塚因幡守より大谷吉隆へ送りし一首の事
 一 家光公御逝去御葬世の事
 一 細川幽斎秀吉公の赤ひ衣裳を被召候節歌の事
 一 中院通躬卿の歌の事
 一 細川三彦月見矢合にて一首の事
 一 將軍家光公嘯茶亭の事
 一 細川幽斎の事
 一 尼ヶ崎城主青山殿参勤の節一首の事
 一 光久公御送路の節四本縫上筆の黒いてを進上の事
 一 帖佐のみうと山に付徳田大兵衛御答申上候事
 一 中納言様右馬へ御湯治の節徳田大兵衛へ御仰に依り詠歌の事
 一 中納言様桃山安芸守宅へ御成被遊候時床の生花御覧ありて徳田大兵衛へ歌をよめと被仰則詠歌の事
 一 平松中納言外二方御歌の事
 一 或人の伴大玄院様へ被召仕候に旅に御出の節更に御願口上たる事
 一 中納言様徳田大兵衛へ其方小男にて候あめの戸のふしほけよりいき

通り成間敷戦と被仰候事

一 光久公御代被ら長囚獄中地藏菩薩信仰せし事

一 樵山五郎兵衛大圓寺の住持見廻の事

一 相良上佐ハ東郷家弓の弟子にて伝受まで請たる人にて候事

一 本田家の事

一 歳久公御生害殉死面々の事

一 長崎御代官末次平蔵所領被付上候事

一 赤穂引取大坂へ借家大石噺の事

一 森共五兵衛家日記の事

一 黒田家小倉より筑前へ被移候跡云々の事

一 忠貞の石塔野尻にありし事

一 H新公御幼少の時海蔵院住持せつかんせんとして追掛し事

一 H新公御幼少の時夢に観音より墨杯御もらひ被遊云々の事

一 H新公御幼少の時海蔵院住持せつかんとして柱にしはり付為巾上事

一 加世田踊ハ貴久公御心懸より始りたる事

一 諏訪神社ハ貴久公の時御建立の事

一 指宿清左衛門惟新様御召の時別てせき為申事

一 嶋津菅左衛門子孫嶋津を吉水と名乗し亡緒の事

一 貴久公伊集院城御責の時有川雅榮介幼兄の際城突内せしニ付火をかけ落城せしめたる事

一 貴久公御代蒲三城御責落城の事

一 宇山無邊斎三原備中へ刀追上の事

一 虚空蔵山を出水崎と唱へし事

一 樺山安芸守善久入道玄佐ハ大力并歌道嗜の事

新納四郎勝久公へ敵対の事

伊作又四郎馬飼より殺れし事

嶋津薩摩守義虎の内室の事

貴久公伊作へ御落被遊候事

永泉庵をゑひ天庵と唱申せし事

勝久公櫻嶋にて御死去の事

龍伯榮茶戸の城にて能得見物の事

降信と合戦の時只を以勝利相図の事

嶋津中務太輔家久公子孫統合の事

嶋州清水の青葉山台明寺の事

嶋津八郎左衛門室久我子義虎を勝久公の御養子に願れし事

藤崎丹波所へ来りし乞食義祐入道の事附懐せし事

山川に南蛮人来り浜辺の無用地借地云々の事

嶋津家久式名修行の事

新納武蔵守忠元の事

後醍院吉兵衛入道淡斎の事

後醍院内蔵之助吉野馬追に罷登りし事

川上四郎兵衛忠見の事

伊勢平左衛門肥前店津へ御使者の事

日新公御歌の事

春田主左衛門流矢に当りし事

愛甲次右衛門形見の一筆の事

濱田民部左衛門錯刀の事

一或人濱田民部左衛門殿の指刀を拜見仕度由望み申候に、右の人被申候は、きつうさひ申候、此通にてハ事と申候時、切れすくれ申問敷候、御研被成問敷ものと申候へハ、民部左衛門殿被申候へ、御尤にて候、午去軍と申候ハ急にハ無之者にて、廿日も三十日も問有之者にて候、其内にとき可申候、又喧嘩などと申ハ、十は致さんものに候、万一月之人中儀急に有之候へハ、手前ハ鞘とものにたゝき殺し可申と存候、當時ハ其通にても自分ハ不苦候、御手前達ハ好く研候刀にてなくて成申問敷候と被申候へハ、右之人くすと成被申候由

琉球征伐之事

一琉球同ハ 忠國公御時より御ウ家になかなひ致し来り候処に、謝那と言ハ鹿兒嶋に來り様躰を窺察に、只一人小舟に乗り帰帆いたし、かなひをやめ、那覇の港口に城郭を構へ、港口に鉄のくさりを張、是に船のりたりける時迄より日の下に元おろし射る手術を拵へ、嶋々にも其用意し待かくるよし聞得けれハ 義久公より御願あり、家康公之御免にて、慶長十四年に数船を催し、大將樺山権左衛門殿、副將平田太郎左衛門殿にて、諸軍勢乗船の時、新納拙齊老將着被為持、祇園の洲まで見送にて、其外にも送酒被致候衆多かりける、諸軍勢并居ける時、権左衛門殿座敷之辟退被致候ニ付、拙齊老被申ハ、此節琉球征伐之人將被仰付候、渡海被致候ハ、 義弘公之御名代なり、早々大將之御座江直り被成候得と有之候へハ、無異儀上座被致候、権左衛門殿大將分を諸軍勢不足に存、あなとる底意有之候処に、拙齊老の言葉を聞致納得け

るとなり、夫より乗船にて山川の港口より順風に帆を揚、大嶋に着船、彼嶋広しといへとも無異儀貢取、鬼界嶋も手ニ付、徳之嶋へ着船、此嶋之者ども防戦候ニ付、鉄炮を打懸候へハ、棒之先より火を出し、人を殺す連逃けるとなり、手向ひいたす者を討取、構へたる処踏つぶし、仲(沖カ)之水良部と与論嶋を貢取、運天之港に着船、諸勢を揃へ、彼所手ニ付、伊野波・名護・読谷山之城を貢落し、北谷へむかひ王位之居城百里之城に敗掛ける、琉球之諸勢ハ、百里より一里有之那覇の港口之城へ皆船籠ける故、百里之城ニは防戦ふものなく、無異儀致落城、王位被致降参ける、那覇の城ニハ矢尻を待掛たりけれども、舟一ツも不見得、後口より被押寄、殊に王城落城なれハ、一戦に不及致落城無相違、琉球御手に人けれハ、刻(則カ)早舟にて鹿兒嶋江其段被申上ける、其年ハ順風おくれける故、諸軍勢百里・那覇に滞留して、翌年尚寧王召列鹿兒嶋江昇陸被致ける、 家久公尚寧を召列御上洛被成候処、 家康公御世話に、異国御手に人事と別て御悦喜 家久公江為御褒美御腰物并琉球同御惣領被成候、尚寧にも扨領物有之御下国なり、尚寧王の役(假カ)屋之庭に池と梅木有之、愛し給へり、于今王の池、王の梅といふなり

遊行上人尼を列廻國の事

遊行上人尼を列て廻國之時、 中納言

上人は霞の衣霧の殊数(数珠カ) 留氣はなれぬそら聖かなとよみ被遣けれハ、

水鳥ハ水にはずめと羽ハぬれす うしほの魚の塩の味なしと返歌にて候山

源頼朝御遺髪之事

一源頼朝之御遺髪鎌倉法華堂別当相義院二十世良深より王師上巳九月薩州花尾山へ被分遣候なり

十月亥之一愛敬祝之事

正文 丁年有官廬二

十月亥之二愛敬祝之事

先五こくのもり物とておりにすへりして三ツなをり候、其前にあかのいひ、足もおりにす（脱カ）へり候ておなしくなをり候、又其前にうす七ツ、きね二ツなをり候、足もおりにすへり候、其あかのいひをはしにてうすの中ニ御人候て こんこみやう三きやう四とく五愛敬と歌に曰、神無月難波之面のあしのかす我思ふことかなへとそつくと三度となへて、三度きねをふたつ共にたゝめし御つき有へく候、猶に伝ふへし

慶長四年十月十一日

龍伯

又八郎殿

鹿兒嶋諏訪大明神祭礼法様之事

一陸奥守貴久御代に、頭殿と云ふ事始なり、此根元ハ日本国之祭心なり、頭殿は 勅使、居頭は上使なり、七月・一片之間頭屋之儀式は 勅使会釈之儀なり、号頭殿事ハ公卿藏人、頭殿 勅使之心なり、号頭殿は上使なれば、諸衆之上に居心なり、頭屋之寄頭なり、然は祭之ヲ天下之為御祈禱、頭殿御幣、次為匡之祈念、居頭御幣、次ニ三ヶ国為祈念、貴久御幣如是心なり、木代迄此旨を存知、嶋注家を扱者能々可致奔走者なり、為子孫先書附置所なり

本田信濃守

永享十年戊午五月七日

右書付、先年今井松園寄置之由にて被差出、御記録所江有之候処ニ、元禄九年丁巳四月廿三日之夜、御記録所焼失之節、右等三文焼失候、右之正文は何方へ可有之哉不相知候

大慈寺良雲并伊勢貞昌詩之事

近衛龍山江篠別志布志大慈寺良雲

袂別西風洛興夷 千山万水隔天涯

鳳凰一夜依枕宿 折格柯秋一枝

伊勢兵部貞昌於禁中賦

千載作風興益加 夢坎非夢慰生涯

春魂若不化胡蝶 野生争看雲上華

帖佐岩劍城責め落城之事

帖佐岩劍之城、大中原御攻被遊候節、強敵にして落不中、依之日新様江委細之絵図を以被相任候へハ、城之様子堅固ニ候間、兄弟あひた它人打死無之候ハ、城は落間敷山御意にて、大中原御意知被遊候て、比度之城責めにハ御兄弟之内御打死可被成广御陣触有之候ニ付、惣軍中勢猛勇被成候ハ、城落候、上御老人も御打死ハ無之候

穆佐城責め落城之事

穆佐城被成御責候節ハ、新納刑部少兵衛戦死にて候故、惟新様より今日の城責ハ新納刑部少兵衛合戦を被遊候、就夫刑部少に志有

之者計可致出陣し御触有之候、か様之事候得へ、誰とて它人も可
残者無之ニ付て、皆中合戦ニ而候得へ、首を取候てハ手止の詮
も無之由、一因に中合勢ひにて責懸候ニ付て、其勇氣に落城候な
り

龍伯様鹿兒嶋へ被成御座候節人來院家より使者の事

一 龍伯様鹿兒嶋江被成御座候節、人來院家より以使者御祝儀申事
有之、使者 御目見被仰付候処に、御前之儀にて別て恐をき候故
乎、敷居より下にて御礼申上引入候、其時 龍伯様被遊御意候
へ、人來院不屈之至ニ候、使を差越候へ、侍を可遣処、以下之者
を遣候との御意にて候、御取次上井伊勢守より被申上候は、右之
者ハ人來院家來なから一門の者にて差立候者にて候得へ、御前
致に御礼之席無調法仕候山被申上候へハ、御機嫌相宜候、如此家
來等までも上と申候へハ、別て被仰御氣候て格式を御礼被成候山

高麗御在陣之節御感状遊捨の事

一 高麗御陣之節、皆々御感状被下候て罷在候、或時忝人申出候は、
御感状を持候てハ何とやう存命にて罷歸度氣有之、命を惜候付て
働ハ被致候、燒捨可口と曰合、皆々御感状を燒候、是 義弘公の
御計略にて御側之衆之内ニ如此中様ニ被仰付候由なり、依之高麗
御感状は害人なき由なり

中納言様御下国之符船中にて一統へ着之夜妻女へ逢問敷被仰出 候事

一 中納言様御事、閑々原已後御上洛、告々御安堵之程難計存奉存候

処に、弥首尾能にて翌年御下向被遊候、其節於船中御意候へ、此
節御下向之儀、無咎々にも大悦可仕候、罷下候て祝可申事候、併
着中候夜妻女へ逢申問敷由被仰出候、其段被仰渡皆々奉畏候由申
上候、然共皆々中談候へ、此節罷下儀ハ二度活候心にて候、罷下
てハ大休之事思ひ出答候処、御法度に被仰出候儀は迷惑之問、此
段ハ御断可申上候山申合、いつれもより御断申上候処、御感心被
遊候、扱々いつれも真実の御家來にて候、相背候へとも可相知様
ハ無之処に、被仰出候儀ハケ様にいつれも奉守候て御断申上候、
か様の者ともゆへ毎度肝要の御用に相立被思召候由、以之外御機
嫌能御物笑ひ為被遊由なり

惟新様御意戦場乗馬の事

惟新様常々御意被遊候へ、於戦場若武者ハ氣治りたる馬に乗る
由、鎧を鳴し、鞭を打々風情勇敢見得てよし、老武者ハ上ハ氣な
る馬よし、駈出ぬとするを引留たる様、尤切に見得てよしと御意
有之由なり

細川幽斉匡分なけきの森にて俳句の事

細川幽斉九州檢地之時、岡分向花の内なけきの森を見て

山風をなげきのもりの落葉かな

秀吉公薩州御下向八幡へ高札の事

秀吉公薩州御下向之時、八幡へ立候高札于今有之候、兵船之可勢
乱妨・放火・狼藉、此三ツ之停止にて、九鬼大隅守・脇坂中務少
輔・加藤左馬介・小西日向守と告、古筆流能書にて當時之風儀ニ

而無之候

秀吉公薩摩御打人之節嶋原城主御褒美の事

一秀吉公薩摩御打人之刻、薩摩に服せし九州諸大名力を得、皆敵に成候中、肥前嶋原城主有馬左衛門佐直能はかり薩摩方にて、手六ヶ敷為有之由、秀吉公別て御褒美にて候中、関外門徒宗直能寺ハ有馬氏菩提寺之由候

嶋原一揆の節藤井才助外宅名拔勲の事

一肥前嶋原一揆之時、藤井才助・萩原平三郎同人致拔勲、南林寺ニ一日一夜之寺入為被仰付候由

忠久公御誕生并御病死の年月日の事

一忠久公ハ治承二年己亥十一月晦日振津国仕占にて御誕生、嘉祿三年丁亥六月十八日雨降辰刻於鎌倉御病死、同来脚氣上腦赤痢病と言なり

秀頼公薩州に御忍谷山に被成御座候由の事

一秀頼公薩州に御忍、谷山に被成御座候中にて、其跡谷山木之下門と申伝下今有之候、墓ハ行屋御音堂とも下地藏とも中事候

喜人振津守別而強弓射手の事

一喜人振津守殿ハ別ての強弓を射人にて候、其弓物になひ扱首を見る様に有之矢を乗せ申川にて候哉、握り本につゝ有之、于今主馬殿所に余り久敷事にてハ無之候哉、人望見て肝をつぶしたると被

中候

税所善兵衛門柱の事

一税所善兵衛殿当屋敷ハ古大山稲助殿、同舍弟三次との居られ候、との門柱ハ稲助殿門柱の由に、子孫佐々不織右衛門殿にて候

稲津掃部介ハ伊東家工学者なりし由事

一伊東家臣清武之地頭稲津掃部介と云ハ、関ヶ原合戦之御、兵を率て一州を侵し候節、丹生備前殿ハ合岡地頭にて別て働有之由候、備前殿墓于今倉區に有之候、右稲津氏ハ伊豆家之内にて軍学者之由候

岩屋城主高橋紹運戦死の時卒塔婆の事

一天正十四年丙戌七月十七日、岩屋城主高橋紹運戦死之時、其外敵味方之為に、口州秋月より茂林和尚を請し玉ひ、施餓鬼之法を執行ある、卒塔婆之頌いはく

一將功成冠九州 戦場血入染川流
殺人刀矣話人功 月山風高岩屋秋

落合家の家跡の事

一落合家之儀は大竜寺御屋形之時に、從伊東家人質として義祐の妹歌娘坂為来女之家跡の由候

宇喜田秀吉の事

一宇喜田秀吉初名宇喜多河内守家氏と言、右下着之節、家臣新藤三

左衛門・黒田勘十郎など云もの付従共候上、其内黒田 義久公御抱被成候と見得たり

光久公御代田向喜兵衛天吹上手の事

一 光久公御代田向喜兵衛殿天吹の上手にて、光久公より天吹致拝領下今子孫其天吹を所持にて候、或時喜兵衛殿江戸へ被参候節、大坂へ滞留にて、一、三人列にて諸見物に参り、或共屋へ立寄、食物いたし被居候処に、其茶屋へ它間置候てこも僧兩人参候、是も食物をいたし、尺八をならし申候、しかる処に、列の人能吹候と被申候へは、喜兵衛殿あのやうニハ尻ても吹と些高々こも僧の耳に人程被申候、依之こも僧則尺八を止、二人共に右之衆の座へ参り候て、打付の申事候得とも、只今尺八を吹申候へハ、各様御内よりあのやうにハ尻てもつひ吹くと被仰候を承申候、左様被仰候やと申候、喜兵衛殿返答に、其通申候由なり、こも僧申候ハ、近比痛入たる御言葉にて候と、中々不差置様子にて候、喜兵衛殿いや手前次中ニ付て申候由被申候得ハ、虚無僧申候は、左候ハ、御吹被成候て御聞せ被成候へと望掛、尺八を差出し候、喜兵衛殿列之衆も古々数事を被申候と大きに驚き被申候か、喜兵衛殿さあらん躰にて被曰候ハ、左候ハ、成ほど吹て聞せ可口候、併尺八か痛可申候ハ、若しかる間敷哉となり、虚無僧とも痛候ても不苦と申候ニ付、則小刀を抜、かの尺八を取て尺八の尻をくしり穴をほかし、忽天吹に仕なし、無口能吹被申候得ハ、天吹を吹被申候様有之候ニ付て、右之虚無僧共致納得挨拶に、つまらざる仕方、且又上手之吹様、彼是之働を別て感心、頓首にて互ニ近付ニ成り、こも僧とも酒とも収寄、夫々盃に及候由、其時こも僧申候ハ、是

ハ何方之閑所にても御手形にてハ誰にても無口能罷通候手形にて候、是を志に進可申由にて、喜兵衛殿返事に、御志之段忝儀に候、然其手前同之者共ハ、あなたこなたと諸国を多分に徘徊いたす儀無之候へハ、さまで手形か人申候、其元御用被成候物をとて受納不致板相返候上、喜兵衛殿年罷寄候て、人々へ右之手形を印に貰置可申ものにて候と被申候上

殉死御法度の事

寛陽院様御代より殉死之儀は天下ニ統御法度被成候、然に寛陽院様御逝去被成候て、追付ハ脇某村兵中候、殉死にてハ無之候哉と世上申たる由、此木脇ハ当木脇左衛門先祖にて 義弘公江列死いたし候木脇川部左衛門殿子孫之由なり

嶋原・揆ニ付三原左衛門佐の事

寛永十四年冬、肥前嶋原に一揆起り、近国之大名衆よりハ何ぞ御用に御座候ハ、可被仰聞由にて、皆々家老老人ツ、被差遣候、然に誰を可被遣やとの処に、我に不被仰付ハ事成間敷之山、三原左衛門佐殿様子に相顕れたる山候、依之左衛門佐殿江被仰付、嶋原江被参候、騎馬与力ハ野元源左衛門殿にて候、嶋原江ハ上使として板倉内膳正殿・松平伊豆守殿・戸田左門殿御下り被成候、内膳正殿より諸国之家老衆江御談合有之候処に、左衛門殿申分よろしく御意に入候山、然に重て松平伊豆守殿御下り被成候て、何れもの衆江御條書ひるめ有之、いづれも被罷出候、其時左衛門殿も上座近く被罷所候処に、伊豆守殿より左衛門佐是へと被仰候得共、御返答不申上候、又三原左衛門佐是へと有之候へ共、同じく御返

答不申上候ニ付、薩州之三原左衛門佐是へと御座候時、あつと申上罷出候得へ、御條書之儀ハ其方へ頼候間可相広山被仰候、再三辞退せられ候へとも、是非と有之候て無是非御條書讀取御座へ直り、御條書を未まで巻はとき、一篇さりと見被中候へハ、いづれもの費せきあ申而よめ可中哉とあやふみたる様子にて候、一口読出し被中候と一字一点もあやまらず、水の流るゝ様ニ未まで読終り為中出候、其後よりハ諸国の家老衆何ぞ申出候儀有之候へハ、薩州の三原左衛門佐へ取次可申出由にて、左衛門佐何篇取次為被申上出候、然に城責有之、城より打て上候へハ皆敗北にて候処に、左衛門佐殿ハ馬をふみ留被中、敗北の勢とは舟の行すりの様に有之、左衛門佐殿ハ進み被中候様に賜よりハ見得為中出候、然に天下之目附衆被參候て、何方にて候哉と相尋被申候へハ、薩州の三原左衛門佐と答被申候由、外ニハ伊豆守・内膳正殿御備立留不被成候山、扱左衛門佐殿江御條書ひるめ被仰付候儀ハ、先年江戸桜田御屋敷へ伊豆守殿御座候刻、御床に禁有之御懸物掛有之候に、伊豆守殿より伊勢兵部殿江何とよみ候哉と御尋被成候時、兵部殿より三原左衛門佐ハ年若にハ御座候へとも、左様成ものハ能取嘆中候間よませ可申由にて、左衛門佐罷出就被申候となり、依て左衛門佐殿文才有之に被存、左衛門佐にてなくハ成間敷の由にて、御條書広め被仰付たる由にても有之候哉、左衛門佐殿嶋原の働ハ古今稀成よし候、於御当家天下に押出し、才智発明にて勝たる御家老ハ、左衛門佐外に無之山、然共威勢つよく肩をならふる人なく、おごり高くして、後町口出羽守殿子息山羽殿（山羽殿は山羽守殿の子息）十三歳に成被中候を佐上原の世継に可致山にて致謀書、御家老御免にて控宿の源中寺江寺領被仰付、彼にて相果為被中山候

池田六左衛門御台所人足より御小納戸役に昇進并寛陽院様御療氣身替として切腹の事

一池田六左衛門殿ハ、御台所之人足にて有之候を、寛陽院様御日利にて、御小老御當履取に被召成、夫より御側御仰被召成、夫より御小納戸役被仰付候、於江戸寛陽院様御病氣大切に被遊御座候節、六左衛門愛宕江御病氣能御成被成候様にと祈願を立、願文を納め、御身替として致切腹候、寛陽院様此事被聞召上、身替に立候とも可死病ならは可死者を、あたらしものを切腹させしと別て御忤み被遊候由、当池田仲太夫殿祖父にて候

小畑勘兵衛関ヶ原合戦の事

小畑勘兵衛景忠殿 泰清院様へ御咄に被參候節、関ヶ原合戦之御断可承と御側衆被仰候へハ、御鎧を付し候へとて、鎧を杖に突、か様く」と鉄の石突にてつしくと量の破る候様に突、小踊して勇み相断被申候となり

寛陽院様御世継に関する事

一寛陽院様御誕生ハ御舍弟兵庫頭忠昭より少早く被成御座候へとも、御屋形江相知中候ハ忠昭よりハ遅く有之候由、然とも寛陽院様御姫にて、六歳の御年とハ其儘にて被成御座候処に、忠昭母中納言様と御中能被成御座候ニ付、何となく世上兵庫頭様多分御世つきにて御座候半と取沙汰区々にて候、然に四分にて能作様御死去被遊候ニ付、国分御上様国分へ御首受に御越被成、御忌明候へとも御遊不參候ニ付、別て御立腹被成、中納言様・寛

陽院様御同道にて因分へ御越可被成由被仰出候、中納言様ハ濱之市まで被成御座、寛陽院様ハ因分へ御越被遊候、然に御上様より、其方ハ三ヶ四の世継にて候由、彼御方へ御マ物有之候を被進、御供之衆へもいろ／＼引手物被下候て御帰リ被遊、濱之市にて、中納言様と御列立鹿兒嶋へ御帰リ被成候、夫より、寛陽院様御世継別条ハ無之と人々為申出候、其後遙聞有之候、寛陽院様御令弟都之城ニ参下に御成候、外記殿或時何方江被成御座候哉、夜更候て御帰リ被成候節、中途山之口迄にて馬乗参候者、

寛陽院様をのろふ者有之候と高声に申懸候、依之小姓之者へ何を申候哉、心得ざる申様にて候、能聞候と被聞せ候へは、馬にしほり者を乗せ人々相附参候、右しほりもの、寛陽院様をのろふ者有之由申候ニ付、其しほりものハ御用有之由にて被差留御札有之候へハ、人ハい和尚など致談合、寛陽院様を致調伏候由相知れ、馬場夫婦ハ遠流被仰付候、和尚ハ馬場無拠者之由、馬場兼々下々を強く叱申者にて、右之しほりものを強く叱候事多く有之候ニ付、返忠ハいたす間敷哉と疑て、洲崎江列行殺し申覺渾にて参候に、外記殿行達れ之次第にて為有之由候、寛陽院様御通之節、中緒も有之候、右しほりものハ上ニ被召成、河野喜兵衛と為申出候、依之忠叩を御招、右之次第被仰聞、其方母儀に候へ共、其通にてハ難被召置由にて、忠昭母は中村へ三石被下候て隠居被仰付候、忠昭別て迷惑被成候て、ケ様之儀有之候ニ付てハ母とのハ存問敷、一世対面仕問敷と神文被成候て、寛陽院様へ被上置候由、右隠居所ハ今鉄砲場近所にて、板之走木保有之屋敷之藏側向にて候に、長命にて病氣に被相果候刻、如何にしても母にて候間、忠昭へ被仰聞候へ共、一世対面仕問敷よし申上置候間、御免

可被下候由にて対面無之由候、馬場は何か無余儀役目いたし候者之由候、夫より忠昭と、寛陽院様御対面無之候処にて、有之候て寛陽院様前之濱江釣に御出被遊候節、忠昭も又釣に出、御寄合始て御対面有之候由、其時御舟へ西瓜を乗せ御座候か、夫を互に御喰被成候て御対面にて候由、ち／＼伏ハ今ハ石原助左衛門殿先組へ被仰付、御殺し為被成申候

大玄院様御鷹狩の事

大玄院様或時申長広田にて御鷹狩被遊候て、あなたこなたと御歩行被遊候、然に何か御失念被遊候物遙之所に有之、御側之武士急き取参り候へと被仰付候、其者畏り直に田之中をどこともいわずむしやうやたらに踏ぬかり参候て取て差上申候、依之右之士を別て御褒美にて候、時に或御側之利口成上申候は、御厩に相立中者にて御座候と申上候得ハ、些悪敷御様にて、彼ハ如斯之時別てちかく用に相立候てなため申候、おれかほむれハ好き様に執成ハせんと被仰候、此士ハ御側之まひにてハ、殿様之御機嫌取にて候由

大玄院様御鷹狩の節或上馬打留の事

或時大玄院様如世田表にて御鷹狩被遊候刻、馬を取候へともばたつきに逃ぬとす、依之御側の或上脇差を抜、走り投打に打留候、殿様御覧候て兎相之事をいたし候と御意候、然に又馬を取候て右之如く逃ぬとす、殿様御覧候て、御差被成候さすこを御技走掛り、投打に右之如く御打留被成候て則呼之、兎相／＼と御意被遊候

寛陽院様御狩の節大ニ稻助猪を差留る事

一或時寛陽院様鹿兒嶋不動山江御狩被成候、然に彼山の大へこ原へ猪ほへ庭立中候、殿様山の中へ御駕を被召居候て、鉄炮にて矢さし可被遊候へとも、上の子ども余多見物に取廻し有之候ニ付、其儀難被成候時、大山稻助殿大附之衆へ取候へと被中候へ共、取中人無之候ニ付、稻助殿つと詰入猪を取、へこ原を上へ下へとまわり、下之小溝へ落入猪を差留被中候か、腰を打痛中候へハ、殿様竹之杖を稻助へ被下候由なり、其側へまきニ付被仰付候ニ付、遠山より猪・鹿多く鹿兒嶋江参り候て御狩多々被遊、上之共御狩といへハ、殿様の御跡ニ付多く見物に参りたる由候、然共不動山御狩後子共参候儀御法度に被成候由

狩野探幽庵の絵鑑定の事

一於江戸北御方御屋敷江狩野探幽参候、光久公御側坊主へ被仰付、煮(徹カ)宗皇帝の筆と申伝候處の絵、此御方に有之候を探幽に見せ、左候て相究させへき山候御意候ニ付、右之坊主取出し、誰か手跡にて候哉、嘉宗皇帝之筆と申伝候、御究め可給由申候、探幽つくくを見候て、これハ見事に相見得候、嘉宗皇帝之絵と申伝候ハ、如何様其通にて可有之候、誰か筆とは難口切候、坊主左候ハ、嘉宗皇帝之絵を見中たる人無之候ニ付、其絵にて無之候共、其絵と申候ハ、其絵にて可有之由中候、然ハ皇帝之絵と有之書附可給由所望中候へハ、成程書附可致置候とて、此絵見事に候、嘉宗皇帝之筆無別条と切紙を添置中候山

寛陽院様御代行司大猿を射殺后切腹被仰付候事

寛陽院様御代行司鉄炮を持来駈に吉野へハ、彼方此方と致候処、あやまつて深谷へすべり込み、中途に柴有之候処に落留り、上り下り難成、無詮方の砌、大成猿参り候て、柱繩を下け候、引候へハ手にこたへ有之候ニ付、たくり候て上に無口罷上候へハ、猿救十柱繩を引てぎくといふてならひ居候、右行司鉄炮にて其内之大猿を、矢に射殺し取て歸り為申中候、然に寛陽院様御数寄にて、右行司を御前に折々被召出、彼足之御嘶被問召上候刻、右之咄申上候へハ、御機嫌別て悪敷、右之行司切腹被仰付候由

寛陽院様御逝去の時大口より出水へ潤邊稻助使者の処七日間害に降こめられたる事

寛陽院様御逝去之時、大口より出水へ御死夫之問合ニ潤邊稻助と中者を使に被遣候処に、中途にて雪に降こめられ、口水大口之間高鼻越にてこへて七日罷居候よし、然るに出水より大口に飛脚に参候者、雪の中に穴ほけ有之候処に人衆見得候ニ付、不審に存ほたり明見候へハ、右稻助にて候間、致養生候へハ、足の指へきれすたり候て人に成候、其後稻助申候ハ、毎一山尖尙人來り食を喰せ口候と曰候亡なり、然に何ぞ致信仰之者無之かと尋口候へハ、霧嶋を致信仰候と申候へハ、如何様其験にても有之哉と申候、依之取出し稻助と申たる山候へとも、祈念等ハ不致候、右之雪ハ七八尺積候山、右稻助ハ嶋津中務殿家米宮原元孝と申医者療治にて候となり

光久公江戸御道中赤坂宿にて夜陣子に人影うつりし事

一 光久公江戸御道中赤坂の宿へ御泊被遊候節、夜中人静て障子に人影うつり候ニ付、河野道意外へ出見申候得へ、大さ成男のかつそふにて候者居候間、則打果し、其庭に堀込み首尾好相済候、光久公別而御褒美の由、大より江戸江被成御着候内、道意江高五石被下候、依之御家老與何とて高知を被下候哉と被申上候へハ、手前にハ千石も異度と存候と被仰何となく被下候山、是ハ如何様石之働にても候哉、其後より御道中に鍬を御持せ被成候と申説有之候

大玄院様江戸御道中或宿にて山伏入り来り之事

一 大玄院様江戸御道中之節、或宿にて人静り御居間之澳を大なる止伏引明け来り候か、なけしまはり障子にすぎ当り相見付候時に、鎌山後藤兵衛殿ハ御側御比人にて御居間に居被申候か起上り、切にも不及、組倒し被申候時、大玄院様御脇差御取御切殺し被成候、夫より後藤兵衛殿右之死骸を皮籠に人荷物のかく致し、灯を打消し、火鉢に火を入有之候を座中にいして、致怪我候水をと被中候へハ、丹荷に水を入参候ニ付、座の血を洗ひ流し、そろりと相済申候、夫より右死骸を荷物のことくして参り、中途川に捨流し被曰候となり、比時より襖など人之入さる様にきりにてしめ申候山申事有之候

鎌山後藤兵衛水戸へ御使者の節素廻被下候事

一 大玄院様御代、鎌山後藤兵衛殿を水戸或門光國（関カ）公へ御使者に被遣候、光國公御対面にて、於御前ニ素廻被下候、後藤兵衛殿ハからしハ参候やと御意候ニ付、被下候由被申上候、御宮仕

の御小姓持参候、此方のからしの如く多入喰被申候へハ、別てからく有之、むせひ吹散し被申候へハ、官仕の御小姓衆笑ひ為申候、然とも十盃余り喰被申候となり、被罷帰候跡にて、光國公大隅殿ハあの様なる者別ニハ被持問敷候、手前前にてむせ申候に少しも不構、数盃被下候儀大膳之至り器量の者と御褒美にて候申

大玄院様小野次郎右衛門と御立会之事

大玄院様示現流を相用被遊候砌、此御方之御用頼御旗本之小野次郎右衛門殿と中人、万流上下にて候由被聞召及、或時次郎右衛門殿御出之節、流儀上手に被成候由承候、立合可被成由被仰掛候、次郎右衛門殿色々辞退にて候へ共、御小姓へ棒を持参候得連持参候棒御取、さあと被仰候て是ッは次郎右衛門殿へ投被遣候、是ッハ我様御取振上被成候、然に次郎右衛門殿ハさあらん鉢にて被居候か、直に棒おつ取り飛掛り、なしかひとて大玄院様御本首江打込み被中候ニ付、脇差を御抜被成候、然をそうハさせ申問敷とて、是をも奪取り被申候由、夫より御弟子に御成被成候、彼流儀を為被遊由候

嶋津下野守并嶋津助之承御同道遠慮被仰付候事

嶋津下野守久元、嶋津助之承忠廣ハ光久公御家老にて候、忠廣ハ後萬山と申候、久元より若年三候得とも、別て心安為有之由候、此助之承殿ハ、人を余多切殺したる人にて、人切助之丞と為申山なり、然処に光久公より何たる訳とは不被仰置、右兩人江御日通遠慮被御付、一年計も経て助之承殿久元見廻と曰候て、此之内御日通り遠慮ハ何之覚も無之ニ付不審に存候、如何様説言

にて候半と存、折角開合候処に、無別条自分内人を何某致謫言山
先日問出し候、御存知にて候哉、口惜事にて候、右之者可打果と
存候、御知せ申候由なり、久元自分にもいか様左様成儀にても可
有之と存候処に、其通にて候哉、扱打果被成候儀ハ手荒き事にて
候、家老職相勤候へハ、何之構無之候、申上度有之候得は、御前
へ罷出直に又御用人江も取次申上事候、然ハ御口通遠慮被仰付候
ても不苦儀候、折角と氣を付被問出候て打果候儀ハ、毛を吹て疵
を求るに同じ入るる儀に候、兼て左様成御心有之故わるく御座
候、思召止られ候へと頼に被申候へハ、助之丞殿尤之儀にて候と
其通被致納得候由、其後 光久公御上洛有之、阿久根於御飯屋下
水御つかひ被成候節、御臨差抜け股へ御怪我被成候て、別て御大
切に被成御座候由鹿兒嶋へ申來候、依之御家老中早々御機嫌伺と
して可致参上言にて、助之丞殿へ久元と列立可申山候処に、久元
ハ仕廻方早速ニハ不相濟候ニ付、御下前ハ先に御打立可被成出、
助之丞殿被申候は、御日通遠慮之儀被仰付置候、御前へ参上可仕
候哉となり、久元苦しかる間敷候、可罷出由談合にて助之丞殿ハ
先に被参候、御前へ直に罷出、御怪我被遊候て御大切に被遊御座
候由承早速参上仕候、存候より御軽く被遊御座山被申上候へハ、
光久公最早快く成候、はや兵方も可参と存待后候処に早速差越神
妙之由、扱又久元ハ其聊ハ、家老中年生之茂者と申人にて、首尾
致手筈被参候ニ付、一兩日遅く参上可致候由なり、依之 光久
公御機嫌悪敷にて、何様之儀有之遅く参候哉と御意候、久元被申
候ハ、早速参度存申候得共、御大切に被遊御座候と承候ニ付て、
万一御養生ハ被相叶候へハ、爰元より早速江戸の様ニ参候て、御
跡職之願申覚悟にて、其用意仕り、且又同役之者ハ昔年若に有

之、鹿兒嶋之儀無心元存、以佐江参候て北郷佐渡へ鹿兒嶋之儀相
頼、万一御跡職之儀不相叶候へハ、鹿兒嶋へ橋籠可申山致談合、
佐渡と一所に平佐を罷立参候ニ付て、只今参上仕候由被申候へ
ハ、扱々左様成深き心入と御感大形ならす候由、然共御日通り遠
慮ハ御免無之候、此御怪(怪カ)我被引に御成候、足ハ忠昭之母
調伏之故と申説も有之候、佐渡殿ハ其時七十二才にて候

江戸御旗本嶋津八郎左衛門嶋津名乗の事

江戸御旗本嶋津八郎左衛門殿 光久公御代御当家御支族之由に
て、此御方へ御系図被差遣、嶋津の号御許候様にと有之候、此御
方御系図ニハ不相知候へとも、八郎左衛門殿御系図に、嶋津相模
守運久子出家、長徳軒と申人之子孫之由相見得候、右ニ付古老之
衆申云候筋も有之、嶋津之号御名乗被成候儀御心次第に可被成由
被仰達候、因茲此御方にも折々御見廻有之候

光久公医道の御心掛被遊候事

光久公医道の御心被遊御座候て、かう薬などおり置、御俱組の衆
などへ御附被下候ニ付、下野守久元御医師御座候に、左様成儀ハ
不入御事にて候と折々被申上候か、或時奥の女中かう薬を御附可
被下申上、御御道具御出し、御附可被下と被成候処に、下野守
殿一寸と参上被申候へハ、そふあるふと思ひて附まひといふたと
被仰、早々御道具取集為被成由候、其刻ハ殿様方にも御家老衆に
へおぞ被成候となり

芝姓なるもの召抱の事

一江戸御旗本伊桑半左衛門殿、男家芝氏へ、往古江戸芝を致領地、芝ハ彼の小名にて候、光久公御代伊桑の二男芝と名乗有之候処に、嫡甥雄雄に有之致番代居、伊桑の本家に可相成と相巧候ニ付、此事相知れ、馬放にて致浪人罷居候、然処に光久公彼人を被召抱、其子孫今有之候、今ハ柴と書申、五百石にて被召抱候ニ付、あまり高知にて候山中人有之候へ共、彼者ハ宝物を多く持候、能抱者にて、宜と被仰候となり、本家の珍宝其外後藤口貫等数多持参にて、今も珍敷品多く所持之よし、当分の人より祖父の代にて候

寛陽院様有馬御湯治に被遊御越候事

一寛陽院様有馬御湯治に被遊御越候節、色紙六左衛門殿も御供にて候処に、吉人候て六左衛門殿へ相尋中候へ、私にハ致有者にて御座候、秀頼公は薩州へ御下り被成候由承居中候、何比御死去被成候哉と無御慰望に相尋中候、六左衛門殿被中候ハ、秀頼公ハ於大坂御生害為被成と承及候、薩州にハ御下り無之候、返答にて候となり、六左衛門殿右之老人御方ハいか成御人、何れに御座候哉と相尋被中候へ共、只故有物にて御座候と計為中山にて、何たる者ハ相知申候

知覧衆中池神源左衛門鉄炮上手之事

一知覧衆中池神源左衛門といふは鉄炮の上手にて、生鳥を射て取る人の由候、寛陽院様知覧にて御鷹野被遊候節、嶋津備前殿を以右之源左衛門を被召出、鉄炮御望被遊候、折角辞退曰上候得共、君命難有故射中候て懸御目中候、然に御鷹放れとられさるに付、

源左衛門生鳥を射候由生ながら仕候様にと被仰付候、是又類に辞取申上候へ共、封殺候とも不苦候間仕候様にと有之候付、無是非畏右之鷹をとの羽を射、鳥の不撞様に射留て差上たる山候、寛陽院様別て御褒美被遊、御狩筒の御鉄炮被下候、于今致所持、子孫知覧に有之付候、此子孫今にも鉄炮射候得共、さまでハ無之申、右源左(左カ)衛門羽を射中候ニハ口伝有之申候となり

嶋津下野守金堀(堀カ)共へ余分に米錢を与ふる事

島津下野守金山方被為問、兼正被下候御賦より一倍米錢を金堀共へ被為取候故、勝手と存、他国より能堀候もの多参候て、精を出し堀申候ニ付、金別て沢山出申候、然ハ御側衆寛陽院様へ讒言被申上候へ、下野ハ金山方承米錢等沢山取くれ中候、御不勝手と被申上候付、則下野守殿へ御目通遠慮被仰付候、其初寛陽院様御慰として、前之濱へ釣に被遊御亡候、北郷佐渡殿老人にて可被召列御船へ被罷居候、然に脇々海上の船へハ魚寄走も上り不中候に、御船にハ鯛など多く被遊御釣候、其時佐渡殿被申上候ハ、殿様の御釣被遊候ハ下野ハ金堀の心と同じ事にて御座候と被申上候へハ、端と御立腹被遊、下野ハ金堀と同じ心と申ハいかにと御意候、佐渡被申上候ハ、下野ハ金堀ハ米錢を一倍當へ曰候付、金堀とも勝手と存、他国より能く堀る者余多参り、精を出し堀中候付金多く出、御勝手にて御座候、然ハ餌をまき中にて御座候、殿様の御船に餌を多く御まき被遊候ニ付、魚上り中候、脇々の舟に餌を多く持不中候、少しまき中候ニ付魚上り不中候、然ハ同じ心と存口候ハ被申上候ハ、尤の儀を口上候と御意にて、頓て下野殿御目通遠慮御免被仰付候山なり

嶋津図書下屋敷へ寛陽院様御成被遊候事

一 嶋津図書下屋敷吉野に有之候、或時 寛陽院様吉野江御鷹野御差越被遊候処に、右屋敷江御成可被遊山図書殿より被申上御成被遊候、其時御意候ハ、屋敷江可入候本道より外に道有之候かと御尋被遊候、外ニも野之くるり品之口道御座候と申上候ヘハ、どの方か、近きかと御意候、本道ハ、三、四町遠く御座候山被申上候ヘハ、駕籠さへ通候ハ外道御通可被遊由にて、外道御通被遊候、然に前すから品に見事成大根植有之候ヘハ、此大根を手々にこやし可申候、図書へ上座に可遊と御意有之ニ付、御側衆皆々こやし被参候、図書殿見附を出し置、御駕之見得候と図書殿御迎に被出候か、右之大根を見候て、御側衆へあの大根ハ御作らせ被遊候かと尋被申候ヘハ、品に作り有之候を御引せ被遊候山被申候、然ハ御買被遊候かと被尋候、いや左様にても無之由被申候、そこにて図書殿被申候ハ、扱々左様に被遊候てハ作主迷惑可仕と被申上候得ハ、殿様被問召、御こまり為被遊山候

光久公桜田御屋敷へ被遊御座候節世間騒動せし時伊勢貞昌言上の事

一 光久公桜田御屋敷へ被遊御座候節、世間騒動致し候ニ付、何事にて候やと人を出し見せ被遊候ヘハ、諸大名・旗本衆具足着たる方有之、武器等相揃馬に打乗御城之方へ引続通被申候、光久公にも御出可被遊と御座候得共、伊勢貞昌被申上候ハ、先御見合可被遊候、刻限之儀ハ私より可申上候、依之御見合可被遊（候、然に間）有て候ハ共騒動不止候ニ付、又々御出可被遊と御座候得共、兵部殿類に相留被申候ニ付、御見合被遊候処に、皆々塩々とした

様子にて御城の方より引返し被罷帰候、何事も無之候に諸国之人ハあわて申たるに、此御方計御出無之事、外方にも薩摩へたのもしと沙汰為有之山候

佐十原御世継無之三原左衛門の甥町山出羽守殿を佐十原へ紛々の事

佐十原御世継無之ニ付、三原左衛門殿の甥町山出羽守殿を佐十原へ可遣との企内々左衛門殿思慮被致、光久公へ被申上候ヘハ、嶋津弾正納得なれハ可然之由御意有之候、然とも弾正殿と左衛門殿兼々不和に有之候ニ付、無相談して弾正殿も同意之山を嶋津下野州被連印を以被申上候、左候て此事を弾正殿・喜入掛州・嶋津野州被問候て、弾正殿より佐十原御世継之儀、私納得牛と左衛門殿被申上候由、私ニハ納得不仕候、相談をも不承候段被申上候、掛州・野州をも私とも連印之書附差上申候、去十八日出席之節、私共印判相失申候由被申出候、然ハ左衛門殿被上候書除ハ、止八日後之日附にて、左衛門殿判盗取、謀害別条無之段、山田昌巖など連名にて被申上候、然るに弾正殿其（其カ）立腹（腹カ）にて、謀害に書附被連、此迂にてハ難差置被存 光久公へ申上候共、当時及なき出頭家老にて、別て威勢強く有之ニ付、早速三ハ呼問敷とて、私領之日置東郷の人数を被催、今夜八ツ時に三原左衛門宅へ切込んと、鎌田善内殿ハ弾正殿久像の騎馬与力にて被、弾正殿役人善内殿へ、今夜八ツ時に日置東郷の人数を被催、三原氏江切込被申上候にて、人数召揃候由申候、善内殿・弾正殿、三原氏江御切込被成候戸口候と被申候ヘハ、弾正殿此事相知候事にて無之候、定て役人より被問候事とな

り、善内殿折角差留被申候へとも、中々無承引候ニ付、善内殿直に御用人相良権兵衛殿宅へ、其夜五ツ過に見舞被申候へとも、今晚ハ夜更候、御用候へ、明朝御出可被成申返答候ニ付、鎌田左京殿宅へ被参候得は、左京殿髪ハ本ちやせんにて、左手ニ脇差を持被出逢ニ付、其段被申入、急用にて候故直に列立逸足にて嶋津図書殿江被参、早々御目にて懸山被申入、則図書殿へ其段被申候へハ、以て大切成事致到来候、片時も早々殿様へ可申上候とて、直に三人打列、不足にて致登城、早速御居間へ参上にて、右之次第言上候、殿様にも何様とも則答雖被遊事候へとも、片時も延引有之候而ハ大事成へし、早々弾正方可差留山にて、御台所預り新納大藏江早々可罷出被仰出候付、大藏罷出候得ハ、其方儀ハ早く弾正所江見廻、左衛門儀ハ思召有之寺入被仰付候間、意趣之儀ハ今通にてハ事不相済候間、寺人被仰付言、其方親類之儀候間、能相違へく由被仰付、直に大藏殿彈正殿宅へ被参候て、右之段御意候間被申入候付、彈正殿被召留候、夫より左衛門大藏殿江被申候ハ、今夜八ツ時彈正殿切込被申候由承候間、へし討ニハ逢間敷と存致覚悟置候とて表之襖を取明候へハ、家来とも皆々相仁舞、百人計鉄炮ニ付火縄にて、其外弓矢兵具を撞付居たる山候、夫より左衛門殿御家老役御免にて、指宿之源忠寺へ寺紙被仰付候となり、鎌田氏勸之故、大事に「一人々申たる由候、善内殿ハ鎌田休慶老祖父之由、鎌田左京殿ハ鎌田後藤兵衛殿父にて候、相良権兵衛殿祖父ハ相良上佐殿にて候、右善内殿ハ四位治部殿兄之山となり、此治部殿事、酒好にて不斷のみ被申候ニ付、人々不斷酒吞候治部に成候と山習へしたる由候

南奔船参候取沙汰ニ付寺入の三原左衛門より出兵間合書而の事左衛門殿寺人之内、孰（蔵カ）原長崎之間に南奔船参候山取沙汰有之候ニ付、左衛門殿跪見嶋へ被申越候ハ、牢人之身にて出陣生候例も御座候間、於御免爰元より人数四十人計にて可罷立候間、万人人数杯被遣儀候ハ、御知せ可被下候付被申越候、和田讃岐殿・新納大藏殿・黒葛原周左衛門殿三人江宛書にて被遣候中、今に黒葛原氏所江右之状有之候山、左衛門殿人に勝れたる器量有之人なれとも、参高して馬鹿を被致候となり、浮世に忠孝之道とて二ツ有之候、此二ツ無之候ハ、何様にも浮世ハ墨ニ仕成可申候と被申候由なり

大方小者右衛門の事

或時 寛陽院様松平相模守殿へ御見廻之刻、右衛門と云大方の御小者を被召列候、然に相州ハ別相撲御取せ御免被遊迄に、右衛門手もなく右之相撲取を打付申候へハ、相州別で口惜しく被思召、致軽我候と被仰御機嫌悪敷、其日御出仕有之候得とも御咄不被遊候、寛陽院様には御機嫌点、其咄を諸大名江度々被遊候、松平隠岐守殿被召、大名の左様御白慢ハ不宜候由被仰候山なり

泰清院様御前にて山田昌巖関ヶ原合戦断の事

或時 泰清院様山田昌巖を御前へ被召出候て、惟新様之関ヶ原御合戦を御聞被遊候間、御咄可仕由御意被遊候付申上候ハ、御合戦相済伊勢路に懸り御退被遊候中途におひて、弥九郎根ハ何様にいたし候哉と御意候ニ付、今少計御座候間、馬之足を用意仕候に申上候、夫より「被遊候て御座候、其所江御立寄被遊候

へは、御膳を差」　「私に相伴被仰付候、其汁に鮎人中候、惟新様御意被遊候へ、なんと弥九郎此鮎へこわひてへなひかと被仰候ニ付、余りむまし御座候故、くのみに仕中候、成程こわく御座候申中上候へハ、衆も苦も時過ぬれば跡もなしといふはいかにと被遊御意候間、如何にも左様にて御座候申中上候と御断被申上候へハ、　泰清院様御落涙にて御聞被遊候となり、御近習の衆外にも御断可申上と被存候処に、只此事被申中上候となり

寛陽院様御登城の節下馬にて挟箱を越へたる上を市兵衛大に叱付の事

「寛陽院様御登城被遊候節、下馬にて御挟箱を余所之土越中候、然に其御挟箱市兵衛といふ者、石之上を引すへ、不屏の生形と大に叱付中候へハ、下馬の棒突とも市兵衛を狼藉者と悪敷見て、数人取巻、已に棒からみにせんとす、市兵衛申候ハ、先各御聞被成候へ、此人ハ足成挟箱を越申候、且那衣裳までハ不苦候へとも、公方様より拝領の御紋付の御衣裳有之候、依之ケ様仕候と中候へハ、棒突とも是ハ尤の儀に候とて、何事なく引取候由、　寛陽院様被召召上、扱々奇特の働と御褒美之由にて、御下り被遊候ハ、士にも被成召免し可被仕之処に、於江戸相果候に、市兵衛ハ出水の者にて候由なり

小幡勘兵衛長命の事

「小幡勘兵衛景憲ハ長命に為有之人の山候、　泰清院様御心易申上、多く御断に参り、折々謀反をすゝめ為口ニなり

泰清院様御代江戸桜田御屋敷焼失の事

泰清院様御代、江戸桜田御屋敷御焼失之節、御逃し被遊候中途人込にて難通有之、御供之衆もあされ被申候処に、　泰清院様真先に御進出、脇差を御拔被遊候て、御討払御通被遊候ニ付、皆々刀を抜、鉄の鞘を迦し御通被遊候へハ、　道明申候なり

徳山大兵衛口当山地頭にて日当山衆中馬鹿を尽すとの御断被申上候事

徳山大兵衛ハ口当山の地頭にて、日当山衆中は馬鹿をつくすの由申事有之候、大兵衛於御前御断被申上、断尽候と地頭所日当山衆中か様成馬鹿を尽し申候と、左様にも無之事をつくしたる執成御断申上く、生候付、さして馬鹿を中程の事ハ不生候へとも、馬鹿を尽と申習はしたる山

木村長門守重成内室之事

「木村長門守重成打死ハ十八才共、廿三才共云、何れ若武者なり、城外へ出張の時、内室の呼わり被掛ける間、長門守見辰時、うるを切自害なり、長門守打死清く被成よとのすゝめなり、誠に賢女なり

庄内合戦ハ近国の大名加勢衆陣取の事

庄内合戦ハ近国之大名衆御加勢可申とて皆々陣取り居被中候付、守護方より謀計の敵に数日を込て、ひた責に攻、合戦余り早まり候ニ付、伏草当り負合戦多して、人数大分損し候事と庄内軍を見申候に、外「　「より出し候ハ、見苦敷、味方負合戦

また多かるべしと中説も有之候なり

束郷肥前入道重位兵法を御覧に入れ候事

一 束郷肥前入道重位八十余に被成候節、光久公へ被中上候ハ、私命も無之罷成候付、是までの御暇乞に兵法上覧に奉備度申願被申上候、左之通被仰付、嶋津安兵衛守久雄の於御宅ニ被遊上覧候、重位弟子中召列兵法入御覧候、棄丸大炊兵衛事ハ二才にて為打出參上仕候、其節の兵法重位高弟の衆までにて候、光久公御前不宜ニ付不召片候、翌旦朝棄丸氏へ肥前殿被為山、大炊兵衛殿江被仰候ハ、扱も昨夜ハ浦山敷存候、誰れの兵法を能被見候哉と御尋にて、大炊兵衛殿より答被申候は、五位之達者中々今時の二才衆杯のなる達者にて無之候、大野正仁衛門殿兵法勝てよく相見得申候、御親父様の重位より上手にて可有御座と拙者ハ兄及中候と返答被致候に、大肥前殿にも、拙者にも常々左様こそ存候なり、是を見られよと懐中より大野正右衛門殿と書たる札を御出し被成候となり、其節罷出候人ハ兄玉筑後・木田半兵衛・国分丹後等大形此衆中にて候なり、大肥前殿ハ重位嫡子なり

江戸御旗本衆堀田宮内のしめ麻上下にて大玄院様御対顔の事

一 江戸御旗本衆堀田宮内殿御事ハ、此御方様御用頼之人にて、或時御用有之、中西殿公の長屋御物見の仁之祐にて御対顔被遊候、其節宮内殿のしめ麻上下にて候、大玄院様より今日の御支度ハ何様の事にて候哉と御尋にて候へハ、答て被申候ハ、左方に祝言に参り、乍序直に伺公仕候との事なり、大玄院様より被仰候ハ、のしめ麻上下ハ余りきわ立中たる御支度なりとて、御小姓御

呼被遊、衣装袴持参れと有之、紋付衣類を近比慮外に候得共、先當時の御支度を替させ申さん為に進せ申候、必々御支度カハ可被成と有けれハ、宮内殿近比御懇懇之至り奉存候、左候ハ、御衣裳拝領被仰付候にハ及不中とて、自分の決箱より取だし、御次の間にて着替へ御用事候となり、利発に相見得ける人なりと直に其席に罷居候人より承候

向井幸山御見廻の節腹立氣色の事

向井幸山御見廻にて、御書院に御通可被成の由にて御通被成、暫く御尋被成候良有之、大玄院様御出にて御対顔被遊候、幸山ちと腹立の氣色にて被中上候ハ、私儀ハ御親父大隅守殿より御代々御心易申上、御隔心有之御遠慮被成候御方ニハ御心付可有御座候、余り久しく御持（待カ）せ候物哉と被申候、大玄院様より是ハ格護の外事を承候、如仰親父大隅守より御心易申儀なれハ等閑も無之、致遅滞候家老共罷出、何卒中内に用事仕舞、御目に懸らんとそんじ、御老人ハ被為見廻候に、茶にも進んはいかに存候、遠慮致方ニハ、急に御目に嫌懸節の御断申なりと御答被遊候へハ、幸山も却て御こまりのよしなり

江戸御屋敷焼失ニ付御国元より材木余多被召登候事

大玄院様御代、江戸御屋敷焼失ニ付、御国許より材木余多被召登、材木の木屋段々に出来有之候に、此御方へ御立入の旗本見物として彼方こなたと徘徊被成候、依之惣大工の和口次郎左衛門致御供、何か御挨拶口上候、然に旗本衆材木の木口を踏、此木ハ何の木にて候哉と御尋にて候へハ、次郎左衛門も同敷木口を踏、此

木ハ何の木と申候て返答いたし、其木ハ綾（後カ）に打割捨候、殿様にも被遊御間、次郎左衛門ハケ様なことをいたすものなりとて、御褒美被遊候なり

一 泰清院様御病氣の節御庖丁人竹之内助市御役御断申出し事

一 泰清院様御病氣御大切に被遊御座候て、御家老衆を始め御夜起被成候ニ付、御料理衆御庖丁人被召詰、御日覚之拵被差出候に、御家老衆より被仰候は、ケ様に塩の辛き物を喰たる事終々無之候、不調法致方にて候、庖丁人何某相勤候哉、支配の御納戸奉行より稠敷可中渡市被仰出候、御納戸奉行より屹度其段御庖丁人竹之内助市へ被中越候、助市承御返答申上候ハ、御家老衆ハ塩あんはい御間のため御詰被成候哉、扱々もなけかしき御事奉存候、我々儀の御羽の下に人と成蒙御厚恩罷在事御座候得ハ、偏に殿様御事を明暮奉存候、手仕事足之跡所も前後不覚仕合に御座候、中々塩加減杯の善悪も取覚へ不中候、此節の儀無調法に被思召上候付てハ、御役御断に奉存候間、此段被仰上可被下由、御納戸奉行江申出候、御納戸奉行より左様に被申にハ不及候間、其通にて可罷居由被申候得共、助市頗に申出候ニ付、御納戸奉行より無是非、御家老衆其時存當にて、別て御後悔にて御納戸奉行を以助市へ御断被仰人候となり、助市も天にて致落着候山承候事

一 鹿兒島嶋屋敷地初め當時の事

一 鹿兒嶋屋敷之初、當時上村茂兵衛前、伊地知四郎屋敷之辺吉町四方市木清四郎殿屋敷候に、市来次郎左衛門殿屋敷は牢屋之旨、慶賀屋敷ハ沔陽源右衛門殿屋敷の由にて、十ヶ源右衛門殿下をせい

らい潤と申候由、御下屋敷と申候ハ、新屋敷原田四郎左衛門殿屋敷の辺吉町四方計有之由、其時分新屋敷辺皆田地にて、塩屋辺南林寺松原よりせんきく山まで一面に田地にて有之候由、名子観音ハ中渡瀬の観音と申候、名子観音辺中渡瀬門と申門の山、皆田地にて三官橋より南林寺之方江道高場を加治ハ馬場と申候、加治ハより被召移候松永・田向・井手輩罷居候ニ付、右之通申候ナ

一 禮九郎左衛門嶋原合戦物語の事

或時藥丸氏にて石原愚見老に会しけるに、石原氏の物語に、日月分なと若干の比まで嶋原へ被立、仁禮九郎左衛門殿存命被致由、九郎左衛門殿嶋原之次第を尋に、九郎左衛門殿成程嶋原へハ立しかとも、合戦の下に不令、依之平物語不存候、併自分の立し次第を語り聞せ申さん、扱自分事ハ、定番立と願しかとも不仰付、三番に被仰付まい候、戸水之津より船嶋原へ可渡賦にて、蟻し候間は米之津町へ止宿いたし罷在候、夜中に遠く神嶋とるめき候様に聞得申候、依之亭主へ尋ければ、雨ハ降候半哉と尋申候、亭主申けるハ、あれは神嶋にてハなひ、遠嶋原ハ石火矢之音よ、御身達ハあの下の下に立めく筈なりと云、扱もと思ひしに、船も時分よし被召れと曰候付、夜明に岸に乘候に、其口入時分に嶋原に着候、舟頭其比下に御人候へと中に、依て垣之様に有之下に入候、追付城より打出し鉄炮玉上を通候、と之垣之様に有之候ハ皆仕寄之竹束にて候、段々に竹束にて仕寄有之候、薩摩陣を尋参候に、爰と申所へ参候、左候ハ、足輕共此木屋に御入被成、他の木屋へ自分用事にて退に一向御出被成間敷口候、次日 光久公江戸より御下着有之候、殿様御着被成候上ハ城責て有之候間、

似合敷勤可致と存居候処に、并久公へ松立守殿より、薩摩江御下、御父中納言殿御病氣可被為御覽大切之山承候、必々御下り可被成の山頼に被仰二付、無是非御下可被成候、直に御供被仰付候、依之致御供罷下り候、夫故に合戦之手に不介、軍物語は無之申咄にて候

江戸にて桐野仙左衛門芝居見物中或男仙左衛門の頭にきせるをあてた、き出せし事

一江戸にて白尾金左衛門殿と桐野仙左衛門殿芝居見物に被片候処に、尺地も不残打四候口に居候故、男立之あれ者共、煙草を吞候て、きせるの火を仙左衛門殿頭にあて、たき出し、何ケ度も被候得とも少も不構居候、右之有様此方御屋敷より見物に罷越候衆見て、口惜次第なり、薩摩人と相見得候と、其はきにをなく被居候、芝居終り皆々帰時、仙左衛門殿最口鼠戸の口に被待居、右之跪立致候者どもの罷居候を、人取てなほ、一人ハ踏殺し被申候、其人居之無之処之様にて退被申候二付見付候へハ、其時他国衆より、扱もか様之働き被仕候へとも智かたらぬ、人居之多き方二退被申候、のかし可申ものをと皆々申候、左候へとも後ハ御惜無之、薩州へ被召下候と感及候

金左右衛門死去之節上下を著し九寸五分の脇差を指せし事

一金左衛門殿死去之節ハ、上下を著し九寸五分の脇差を指し、冥途にて鬼共切へしといく形を不可改と遺言にて、其通にて棺に入れ葬しとなり、金左衛門殿ハ能書にて別て大強之人なり、寛湯院様御近習御役相勤為中人なり

曾於郡十拾五才馬場休左衛門大久保村の内皆坂にて今作の脇差
発見の事

元禄七年之比の正月廿七日、曾於郡十拾五才馬場休左衛門、大久保村之内皆坂と申所へ耕取に参、川岸の所に何やら光る物有之ニ付、沙の中より出し見候へハ、金作の脇差にて候故、遂（披露カ）露候、此所古戦場にてハ無之哉と御尋有之候へ共、彼辺の事何ぞ旧記等にも為相知所にて無之候、此諸道具ハ除にて、掛目惣様二拾匁有之よし候、右金位も成程能候巾なり、脇差長九寸、惣様朽候て刃の形も無之候、柄金之打鯨、口貫三階松、惣金縁頭金にて、皮に鯉井葵之紋等有り、柄長さ四寸ばかり、柄糸ハ金にて革柄のふしを似せ候、但きせ物切刃金のひた打、詔（カ）ハ金之きせ物、鐔ハ丸鐔、其せ物くりかた金紋になまつ鶴等の彫物なり、地頭市来次郎左衛門殿江申出、披露有之由候

加藤主計頭清正五十万斛に増領の事

加藤主計頭清正肥後熊本廿五万石に、又同国宇都・八代二拾四万石、小西行長亡候已後清正に被下、夫より五十万斛被領候事、或時大御所様清正に被仰へ、其方身帯に不相応の人数を被列、又江戸・駿河へも参勤無之内に大坂に参り、秀頼に被致目見と聞不可然存候、又大名似合んをわ罷、かまひけを被立候方相止被申候様にと御意なり、清正返答に、右人数召列申儀ハ、天下之御用に立、乱を治め申さん為に御座候、更有人数無之、小人数にてハ御用に相立申事難叶存候、又大坂江参候事、御存知之通太閤御恩之私式に御座候へハ、秀頼に疎意の事是以難叶御座候、上臈・かまひけの事、是又甲をかふり、「」あるを當日候に、忍之

緒のしまりとふもいへません旁御免可被仰付之中、何ツも御請不中上候、清正大器量不中及候

一清正子息の肥後守忠廣ハ拔群の器量劣にて候、或時中けるハ、我ハ力かほしきなり、力を四五人之程持たらハ、合戦に鎧を二領も三領も重て着すへし、左あらハ弓・鉄炮の矢を凌んと被中、其時家老飯山寛兵衛居て、私にハ左様には不及候、詎ハ御親父清正公ハ渾金之御鎧にて數度戦場へ御立被遊候得とも、終に浅手たにも負せ給へず、定命ハ限有物にて、運之矢ハ難防御座候と中退出候時、其玄嘆（蜀カ）にて涙を流し、扱も清正（忠廣カ）ハ拔群之器量おとりなり、加藤之家も是迄なりと申欺けるなり

福岡正則安芸備後四十九万石被召上候事

一寛永七年 家光公京江御登被成候、右ニ付福岡刑部大輔御供にて候、大輔正則ハ江戸愛宕之下に大屋敷を構へ住居にて候、然処に秀忠公より久世三十四郎・坂部三十四郎を以正則ハ十二ヶ条之不届成儀を被仰懸、正則少も異儀ニ不及奉畏之由御請被申上候、左候て安芸・備后四十九万石被召上候、其身奥州庄内之酒井宮内少輔に御預之山候、且又愚忍分として、奥州之内二万三千石被下候山被仰渡候、依之広嶋之城受取として永井右近太夫・安藤対馬守差遣候、此事広嶋へ聞得けれハ、七ヶ城に桶篋けるとなり、広嶋江江戸より入所、隠戸の瀬戸と云処あり、爰に大崎勘解由・吉村又左衛門出合候て、上使之貴命を承候、吉村中けるハ、主方正則預置たる城之事候へバ、正則墨附不被清候てハ明渡事不能成候山申切候となり、其後信州中嶋式万三千石繰替に被仰付執（藝カ）所なり、刑部大輔ハ正則より早く死去にて候、其後又正則死去之

時、無披露致火葬候、依之二万三千石も被召上候、正則係有之けるを御旗本に被成、其子孫三千石にて御旗本福岡左京殿と申候て有之山なり

稲葉石見守堀田筑前守を指殺す事

堀田加賀守二男筑前守正俊、綱吉公御老中にて別ての出頭人なり、驕高して諸上の致迷惑事のみ有之、其上御旗本の諸士困窮に及候ニ付、稲葉石見守正直より諸士に拝借可被仰付之山、兼而被仰候得共、筑前守上聞に不達候、右之次第其外惡逆至極之人なり、依之石見守殿乱心之様にして筑前守を御城内にて指殺し被成候、其時石見守殿居間江言罷

子孫をおもひ、家を立んとするハ愚之至なり、家十数ん事を思へとも忠之道ニハ難替、辞世ハ夢なり不可敷

貞享元年八月十八日

稲葉石見守

家中参

右石見守殿脇差ハ長首根隠岐人道虎鉄作之由、右脇差於江戸野村徹心被相求、今ハ鎌田小藤次殿江有之由承候、此脇差中心に忠ニ無乱心と切付有之由候、此嘶嶋津矢柄殿より承候事

大猷院様御参内の事

大猷院様御参内被遊候節、直に天子より御盃を被下候処、御頂戴にて、直に又御盃を天子に差上るとの思召にて御座候を志し御下り被遊候得は、左右列座、公卿・大臣かたつを吞て被居ける、中院通村卿之しつくと被仰候へハ、將軍もおほへず御さざり候となり、其後差合之敷、御統被成候て江府江三年被成御座候

清見かた関守波に迫たへて

あらんかたより通ふ旅人

右之敷勅使之江戸へ下り事関守之句旁以差合、江戸にて一首被詠候、其敷 將軍御感にて帰京被遊候

いるかたに身をはさそはてよなくへ

相の露とふ武蔵の、尸

朝帝御太子日食御降誕の事

一朝帝御太子日食御降誕被遊たるとの御事ニ付、御位に立給ふまじきとの勅旨なり、山院通茂御中上候は、食に御降誕被遊候得共、御器量御不足に無之上は不苦奉存候、其故は、延喜の帝ハ食に御誕生と承及候、延喜之帝ハ聖帝と奉仰候、必御位立を給ふ様にと兼而御中にて候、然共其事不被行候、左候て其年之暮に、首被詠候に、其敷差合勅勘を蒙り、いとせ余り朝參無之となり

今はとてゆつる春まつ君か代に

神も今年の暮や惜まん

勅勘之内に

偽りの世にしおしまん人之あらは

まかきの尾花秋風そふけ

勅勘之内に諸大名より御合力有之候へ共、曾以受用不被成候、水戸光圀卿より金銀にて都鳥を御作り、歌を添て被遣けるとなり、夫ハ御受用被成候

都鳥しはしなきさにあさるとも

やかて雲上り立揚るべき

追茂之御返歌に

思ひきやつむみくつを都鳥

心にかけてことゝはんとハ

平塚因幡守より大谷吉隆へ送りし、首の事

関ヶ原にて平塚因幡守より大谷吉隆へ討死を究て送り給ふ一首に

名のために捨る命はおしからし

終に留らん浮世とおもへハ

吉隆の返歌に

ちきりあれハ六の街にまてしはし

おくれ元立ことはありとも

家光公御逝去御辞世の事

慶安四年四月廿日、家光公御逝去御辞世に

なけかしな悦もせし苦も染も

つひにハ覚る夢の世の中

御病中鏡を御覧して

鏡にハしらん翁の視（顔カ）見へて

もとの姿ハいつか行らん

追腹之大名衆堀田加賀守・阿部対馬守・内藤信濃守・久永内記・

二好能登守なり、堀田加賀守辞世に

行かたも晴てはあらし時を得て

浮世の夢を明方の空

細川幽斎秀吉公赤ひ衣裳を被召候歌の事

細川幽斎尾州清州（洲カ）にて秀吉公之正月元日、赤ひ御衣裳を

被召候に

ほのくゝとあかひ衣をめす時ハ

しわかくれ行年の若さよ

則御衣裳被下候へば、又一首

くたさるゝお多ひの尺のなかけれハ

かたしけなきは身に合りけり

中院通躬卿の歌の事

一中院通躬卿歳暮のうたに

誰とてもかわらん年の暮なれや

身のほとくゝの春のいそきは

右之通躬も歌の上下にて候、身よわに被成御座候、十六才までハ歌の御会も無之候侍共、御親父通茂被仰けるハ、其方身弱に有之、今までハ歌の稽古もなし、然共歌の家に生れ誂んハ生たる詮もなし、被紋稽古されきりに死せられは可為本意と被仰、夫より折々の御修行にて、後ハ上下に御成被遊たるとなり

細川三齊月見矢倉にて一句の事

一細川三齊ハ御親父幽斎之御誂被成候を非に思召候て、一生歌ハ御誂ハ被成候へとも、將軍秀吉（マヽ）公月見矢倉にて御所望有之一句

月ハ弓たれも射てみる矢倉かな

將軍家光眺茶の事

一將軍家光公金森法印に眺の茶湯可被下と有之候て、眺茶亭に被参候に人けもなし、戸をおし明て内江入被申候へハ、床に月差入て

御掛物にうつり、則床にふ洗を敷、夫に乗御掛軸を被見けるに、郭公鳴つるかたを詠るに、只有明の月はこれと有之候、左候得ば、將軍様にも御出被遊御茶被下候、法印感心之あまり被巾上候ハ、茶之湯数年致候へば、ケ様成面白茶被下候事終に無之、此以後ハ茶湯相やめ可中候よし被巾上候、家光公も其方ほとよき相てはなし、其方止めハ我もやめんと被遊御意候、其後御互に茶湯不被成候なり、金森法印ハすぐれたる茶湯者なり

細川幽斎の事

廿五日天神祭哉

心持之歌に

まろくともひとつのかとは残しをけ

余りまろくハこゝろやすきよ

尼ヶ崎城主青山殿参勤の節一首の事

尼ヶ崎之城主青山殿江戸江参勤之節、近衛基熙公へ被巾上候ハ、今度富士之裾野を罷通候間、首を生候て上座に可仕之由巾上候、下り之時分ハ雨天にて、富士も見得不中候、上洛之御ハ余りの景氣におされて、首も不中候、上京之節基熙公に被曰上候は、下り之時分ハ雨天にて富士山見得兼申候、今度罷登申三ハ余り絶景におされ、さてもくゝ名山哉、唐土人に見せてもさのみ不恥止と存計にて罷通候と被巾上候、基熙公仰に、すぐに其心かうたなり

一の本の富士よこれとて唐十の

人に見せても恥ぬ山かな

光久公御通路の節四本縫土筆の黒いてを進上の事

一 光久公御老年東目御通路之砌、四本縫殿ニハ綾へ被召移被居候ニ付、御泊り之砌、場所へ致参上、土筆之黒いてを苞宅ツ致進上懸御目候、御近習之衆何者なれハ殿様にも御丁寧に被遊御意候かと皆々被申候に、光久公被遊御意にハ、彼者四本縫と云々なり、若き時分に武功勝れしものなり、当時ハ綾に住居せり、もとは伊集院へ居ける者なりと被遊御意候、縫殿より其時 光久公へ申上候は、朝夕芋を被下罷居中候、年寄難儀御座候間、何卒御高少々被成下度由願申上候、光久公其答の儀なりと被遊御意、高三拾石公被成下候由、子孫丁今綾に罷居候

帖佐のみうと山ニ付徳山大兵衛御答申上候事

一 帖佐之内に宇都山といふて山ふたつならひ有之候、或時、中納言様迄にて彼辺を御通候節、徳田大兵衛殿も御供にて御船ニ候か、大兵衛江 中納言様御意候ハ、かの山をみうと山と唱候、とれか男にて可有之候哉と被仰候、大兵衛殿則西之方山か男にて候半と存中候由申上候へば、何とて左様に申候哉と御意候、大兵衛殿ハ、いや古人にも妻之事を北之方と申御座候、然らハ北之方か女にて候半と存曰候と被曰上候得バ、御殘嫌別て宜敷有之候ハ、大兵衛殿ハ五十余りの時、都之城北郷殿宅にて年かさの餅を喰、のど引掛り則相果為中人にて候由

中納言様有馬へ御湯治之節徳田大兵衛へ御仰に依り詠歌申上候事

一 中納言様江戸御上下之節、有馬へ湯治へ御越被遊候に、彼所に梨

之木有之、花散之時節にて、其花に歌をよめと徳田大兵衛殿江被仰付、則大兵衛殿

このたひハ快氣有馬の湯に入て

病ハ梨の花と杜られ

よみ被申候へハ、御機嫌宜敷被遊御座候由、又湯治御越之刻、中途御通路に梨の木有之 殿様江散りかかり申候付、無興にて御機嫌悪敷候、大兵衛殿御供にて候か、歌をよみ申候とて、右之歌を被申上候へハ、御機嫌宜敷被遊候と申説も有之候

□ 中納言様松山安芸守宅へ御成被遊候時床の生花を御覧ありて歌をよめと徳田大兵衛へ被仰則詠候事

或時、樺山安芸守殿宅江 中納言様御成被遊候時、床に梅之花なかき枝と椿の花の小枝生有之候、折節徳田大兵衛殿も致御供、御前江被罷申候、中納言様大兵衛江床之花之歌をよめと被仰付候、則大兵衛被詠候

鎖梅に椿の小刀うけとめて

花の命をつきはてそみる

とよみ被申候へハ、別て御機嫌よろしく為有之申候

平松中納言外二方御歌の事

寛陽院様御逝去ニ、平松中納言殿御追善之歌

きへしこそ奈気木の森の露

八十またん年のこなたに

大猷院様児小姓堀田上野介殿三十二歳にして男二なれる時御詠あれてしも其名はのこる古の

志賀の都の華の面影

中納言様御追善に竹之内御門跡縁を書て送ら遣（せカ）給ふ其奥に

華にめて紅葉に馴し其人も

うつれハむかし夢の世に

或人の倅大玄院様へ被召仕候に旅に御出候節奉頼旨申上たる事
一或人 大玄院様へ倅を被召仕候に、旅に御出候節奉頼旨申上候へば、御意候へ、頼にも不及事に候、其身に奉公をよくいたせと可中候、其方頼候連も不効二候へハ免へ難成、不頼とも奉公能候へ、宜可仰付由御意候事

中納言様徳田大兵衛へ其方小男にて候あの戸のふしほけよりいき通り成間敷哉と被仰候事

一或時 中納言様徳田大兵衛殿へ、其方ハ小男にて候、あの戸のふしほけよりいき通りハ成間敷哉と被仰候、大兵衛殿つと立寄て、ふしほけに思をほつと仕懸、いき通り申候と被申上候となり

光久公御代鞍弓長因獄中地藏菩薩信仰の事

一光久公御代鞍弓長といふ下々の者、怪咎にて囚獄数十年人有之候、然に右之者兼て地藏菩薩を信し中ものにて、囚獄之中にても水を手向候由、然処に 光久公毎夜御夢に出家御枕元に参り、右之名を云、最早囚獄より御出し可被成者にて候、御出し可被成之由白候、右之夢御心に懸り御詮儀被成候処に、如案右之者牢仕所候を出牢為被仰付儀有之山候

桃山五郎兵衛大圓寺の住持見廻の事

桃山五郎兵衛殿江戸大圓寺之住持へ見廻にて候、廊下を通被参候を作持見被申候て、桃山家も末に成、男か小きと被申、五郎兵衛脇差ハ、刀か大小差持にて候へば、脇差か長かさ殊之外吃にて候、右住持ハ五郎兵衛伯父にて候

相良土佐ハ東郷家弓の弟子にて伝受（授カ）まで請たる人にて候事

相良土佐殿ハ東郷長左衛門殿弓之弟にて、印下之伝受まで請たる人にて候、つハ別て上手にて候、上佐殿或時弓場に射手あるか見て可参山下人江申付被遣候、下人罷帰、射手御座候、矢の的に申候てハ立不申、大持笑にて御座候由申候、上佐殿湯漬食を喰、鼻淵附被居候鳥之舌根の矢手弓に引添弓場江被参、家来共今日之的掛ハ誰にて候哉、鳴津弾正にて候由申候、上佐殿右之矢にて星の真中に当り射わり被申候、然ハ厚さ壹寸計の木的にて候由ニ付、土佐殿被申候ハ、扱々言語道断之仕形、何れもの弓勢を、らんとの仕方相見得候、此壹寸ある厚さの木箭かじんどうにて立ものか、殊に稽古にハ弱づにて射る者にて候、家来共一々つぶろを出し候へ、北鳥の舌矢壹ツにて皆々つふる射割可口と殊之外呵にて候へハ、弾正殿より向土を以上佐殿断為被申由候

私しせかれ事、御取立奉願候、是ハりんねのことく存候、さて、今日ハ御暇乞申候事、二世の御縁かと存申候、然処に御形見として御持扇并おす子へにおみ袋被下候事、富士程忝存候、今生之様に有ものにて、来世にてハ無別身可奉存候、何事も夢にて不足是非候、恐惶謹言

仲秋廿三日

久治在判

淺からぬ契なすや君にしも後之其懸てつかへぬる身ハ証のほる
月おししたひ行心もにしの空とこそなれ

伊勢大隅守様

参人々御中

新納式部少輔

本田家の事

切米拾五石被下候家也

本田家父書之内五代

道鑑公御置文写

一 祖父道佛并亡道義代々置文之旨、無主一族同子孫等、諸事惣領帥
久可被給候

一 總領大事に來之時、鹿兒嶋等急可令同道、若令違輩者可中給彼仁
徳

一 道鑑男女子孫得分親子中仕於現不忠不調輩所領は帥久知行之
但、為掠取所常構出、不実は可令知行道鑑

一 男女子孫等無牢籠之様可加扶持

一 乙寿丸譲与所領等事、若無一子有早世事ハ師久可知行之

一 本田次郎左衛門人道兼阿事、為年來仁上月幼少至丁今都鄙令隨逐
候間、存不便者也、兼阿一期今程恩給地等不可有改動之儀、一讓
杖拾通所認置也

右條々守堅、此置文之旨可致沙汰也、於違犯子孫には可知行所領
之狀如件

延文三年卯月五日

道鑑

本田家之事為當家父母、依其分国之諸侍不可本田上古殿代々置文
如斯、非新儀之狀如件

久和四年霜月十一日

氏久御判

雖不新當代証狀大望之由候間、加筆所なり、本田名を領地給斷
事除之畢、仍狀如件

永正九年壬申五月二日

忠治御判

歳久公御生害殉死面々の事

文祿元年辰年七月十八日、心岳良空大禅伯御生害殉死面々

権律師盛居士

長松院

静庵永文居士

西牟田隠岐

桂庵守久居士

長倉兵部

宝山善珍上座

三原源六

長泉良壽上座

村松主殿

助翁存佐上座

東郷刑部

賀室守慶上座

有川新五郎

静庵守清上座

有川與四郎

月窓辛心上座

本田次郎五郎

實際文具上座

本田四郎左衛門

濟翁道海上座

宮内伊豫

一岑静心上座

成合城之助

喜叟静慶上座

大山帶刀

怡雲良悦上座

鎌田因獄

主山正珍禪定向

内田主馬

疾泉等金禅定向

鶴田主税

江雲道照禪定向 島山石近

降春玄與禪定向 竹下助八郎

慶學淳喜禪定向 木脇民部

佐叟善香禪定向 大迫年人

一翁祖芳禪定向 切通小七

玉林長泉禪定向 伊東雅樂

心安春波禪定向 上床新助

明窓正智上座 中馬源助

以上供奉二十四人

門月御口問 齋藤右衛門

次第不同 小川四郎兵衛

奥 彦助

為君は正仁、為臣は忠死物ぞかし、有心武士ハ御覽候得と歌を左に記

終に行道とは兼て聞しかと

きのふ今日とはおもはさりけり

長崎御代官末次平藏所領被召上候事

一長崎御代官昔ハ高木作右衛門・末次平藏兩人なり、或時江戸へ差越御老中久世大和守様へ参候処に、長崎御奉行牛込仲左衛門新を御聞被成候処に、殊之外悪様に申候付、仲左衛門江戸へ被差越候節、其段御中聞被成候処に、少も不存候被申候、於長崎段々念を人平藏をしらへ候処に、平藏母清孝院手代九左衛門と云者、店へ兵器を渡したる戸間出し候、長段及披露、手代は八付に達、平藏事ハ所領被召上、北国大名へ御預になり、家貨所持候金銀合

二十万貫目有之由、マ藏在世之時ハびいとろの天井はりたる中

赤穂引取大坂へ借家の大名噺の事

大坂土佐堀肥後熊本屋敷西に木屋太兵衛と云町人有り、元來播州赤穂町人にて有之候故、大名彼所へ兼て申遣置、赤穂引取太兵衛江参併座敷致世話候様に申候故、筑前橋筋横小路借受置候、太兵衛折節参、扨奉公にても被成候哉と尋候へハ、大名奉公にほつといたし候故、左様の望無之由申候故、然ハ何を商賈(売カ)にても可被成哉と申候へハ、行々ハ左様にも不致候て不叶々申候由申候、其後醬油屋を可被成候、至極宜物の山申候へハ、心入忝由申候、其後太兵衛参、扨醬油屋松道具有之山、直段も下直候間御取被成問敷哉と申候へハ、成様(程カ)左様いたし度候得とも、先京都へも参、江戸へも御家門様方へも不参候へハ不叶候、左候へハしはらくハ間も有之筈候、二、三年ハ此處にても相済、用意も候へハ先見合、重て可頼由申、其後京都へ引越候、其後又大坂へ下り、太兵衛へ申候へハ、扨其方醬油屋を致候様に申候へとも、商賈事ハ不叶候故、安く買て高く売事ハ所詮不成候故、山科辺へ口地之あき所有之故、是を求、百姓に成賦にて候、是自身作りて食するまでなれハ可宜と思ふなりと被曰、扨京都より飛脚等二ハ不遣、家(人脱カ)を這候て太兵衛所まで書状遣候故、太兵衛より西之宮其外方へ相雇候山、右之通故付状等ハ数通持合申候由、主税事ハ大坂へ住候時分までハ未前髪有之、亀太郎と申候由、京都へ登候て致元服、主税と致改名候由、内藏介無際節にても候哉、主税よりも文通いたし候由、右之内にも亀太郎主税と云状相認候も相残居候由、内藏介伏見・京都遊女くるひの時分

へ、内室甚不機嫌故、太兵衛参内蔵介へ存寄とも申たる事も有之山、其時ハ内蔵介尤之事なり、乍然心遣致候故、少々ハ鬱散も致さねへならぬと為被申由ニ候、釜屋揚屋へ買か掛か多なりて、夜抜之様にて京都を出立之山と右太兵衛世倅太兵衛嘶之山、右之世倅太兵衛も大坂着之節ハ、内蔵介荷物などを船よりはこひしとの嘶なり、油屋古八嘶なり

森其五兵衛家旧記の事

一磯多崎ハ今の二寺なり、馬喰洲ハ願景寺なりと阿波御留守居嘶なり、大坂乱の時までハ、海舟有之寄しと森其五兵衛かたハ旧記に有となり、両城落城之後両御堂を阿州本陳也、大より町計束之方稲田修理父子より二丁計束中対右近陳となり、とほしき家に上宿となり、夜打の夜ハ修理所へ嘶に参、具足を為持、紙よりをして具足のけさん杯の切候を嘶次手修甫せしとなり、其夜阿州より餅到来候故、幸之事なりとて、直に囲炉裏にて焼喰し、羽風雨仕候故、左近も油断する夜にあらずと帰しとなり、さて夜半過夜打來、一番に右近陳に入しとなり、右近ハ具足箱にもたれて寝らひしか、具足を着、小千すね當へせすして直に鍵を取て出候に、強盛の男なりしか小溝に踏込打たれしとなり、修理ハ夜打と聞、直に具足を着候得とも、九郎兵衛ハ熟睡故、頭をニツ踏て出しとなり、夫に日覚、是も本陳に行しとなり、坪内善助噫嘶なり

黒田家小倉より筑前へ被移候跡云々の事

一黒田家小倉より筑前へ被移候跡に細川家へ給、隣国なれとも移替之事ニ付中々不能候、然処に後藤又兵衛は黒崎に計居候由、後藤

も長政と戦場の働等之事ニ付主従中々不宜候、有時後藤嫡子不興を受、上方へ登死せしとなり、一男長政奉公せしに小鞍を能打しなり、有時筑前神事に能有之時、二男後藤又江鞍を打と有之故、黒崎へ夜來、内々慰にハ不苦候へとも、晴立候時鞍を打と有之事所存不及、御尋申上候上にて可打と云て来りしを、親又兵衛能こそ來候へ、夫ハ打事にあらずとて書狀付て細川家へ頼置候へハ、能そ来りしとて召置しなり、其後長政腹立にて、後藤も黒崎に居不叶様に成立、又小倉へ頼置候へハ、安き事なりとて鉄炮など迎に遣候て引取しなり、其後より略不快相成、既に合戦にも及様に成立しか、後藤ハ上方浪人せしとなり、右二男ハ肥後に有付て今に又兵衛と名乗しなり、大より細川・黒田不快にて漸享俣の末、水戸大學様暖にて和談有之となり、菅野司局大噫嘶なり

忠貞の石塔野尻にありし事

忠貞を被誅時、小姓野村貞次郎・川井田監物、忠貞と共に死と云々、其朝忠貞庭かひに行て、監物云やふ、今朝ハ此辺にて通用なく、草刈の不出候ハ不審なり、是より求摩に被為落可然申中、忠貞馬を挽へ暫時忌案して云れけるハ、求摩へ落行たりとも彼方江請付さる時可行先なし、兎も角も帰るへしといわれしと云々、忠貞を移佐衆中島川治右衛門・潤脇平馬鉄炮にて討取と云々、同時に平田新次郎も誅罰なりと云々、其外供衆十六人と云々、忠貞の石塔野尻へ有之、法名真香良庵居士、年月日無之、慶長六年八月十二日なり

日新公御幼少の時海蔵院住持せつかんせんとて追掛之事

一 日新公御幼少之時分、御手習とて伊作海藏院に被遊御座候、外にも寺兒あまたにて殊之外御あまり被遊候ニ付、海藏院住持之刀の鞘をはづしせつかんとして追掛候得ハ、皆々玄喚口之様に外に逃出候、日新公御事も玄喚口之様に御逃被遊候へとも、御草履無之ニ付、玄喚口に独り御立后被遊候、住持見奉り、長刀を捨て、涙を流し、いたき奉り、さてく後におろき大將に御成可被成と中上られ候、御幼少の時分よりすくれ被遊候山なり

日新公御幼少之時夢に観音より壺杯御もらひ被遊云々事

一 伊作海藏院之前に観音堂有之候、日新公御幼少之時、観音より黒・筆を御もらひ被遊候と夢に御見被遊候となり、それより日新公御建立被遊候と申伝候

日新公御幼少之時海藏院住持せつかんとして柱にしばり付為申事

一 伊作海藏院ニ日新公御幼少之時被遊御座候節、余り御あまり被遊候ニ付、住持せつかんとして日新公を柱にしばり付為中山候、其柱に新柱と申伝有之由候へとも、先年海藏院火事に焼失いたし候戸、其跡に木之通普請有之、今に日新柱と申伝跡柱有之なり

加世田助ハ貴久公御心慰より始りたる事

一 貴久公之御養子御違変にて、加世田の様に御差越被遊候、然に日新公より貴久公を比興至極と殊外御腹立御叱にて候処、貴久公必至と御迷惑被遊、殊外御様子あしく御座候、日新公も御叱

りあまり強過たると御後悔被遊、御違変ハ左も可有之と思召、夫より貴久公御心慰と有之加世田衆中へ前を被仰付候、依之十今六月廿三日貴久公御忌日に踊申候となり

諏方神社ハ貴久公の時御建立の事

上之諏方ハ御当家五代貴久公之時信州下之諏方を御盜とらせ御当国江御建立被遊たる由候、其後又信州上之諏方を御盜とらせ可被遊山にて、伊集院彈正少弼頼久之嫡子五拾計人数にて盗に被遣候、然る処ニ、此事旦諏方に相聞へ候ニ付、彼方より待受、頼久之嫡を始五拾計の者迄人も不殘皆々討留たる山なり

指宿清左衛門惟新様御召の時別而せき為申事

或時惟新様御前へ指宿清左衛門殿を被召出、何か御意有之候に、別而せき為被申様ニて、清左衛門殿被召に跡にて御側之衆被申候へ、清左衛門殿ハ別而武功有之と候かきつふせき為被申とすく被申候、惟新様被聞召、はたと御立腹被遊、清左衛門ハ別而正直にして、上を重んじ、武功勝れたる者にて候、正直にして上を重んずるに付てせき申候、太をうすく申なす事、物をしらん者にて候、其方杯ハ上を重んずる正直之心なきと見得候、さりとハ言語道断の至りと大きに御叱り被遊候となり

鳴津善左衛門子孫鳴津を吉水と名乗し由緒の事

一 鳴津八郎左衛門実久の一族、鳴津善左衛門子孫、泉又太郎忠辰代、出水・高城一郡天領に罷成候節、鳴津を吉水に替、吉水善左衛門といふて野田に罷在候由、子孫今野田衆中に有之由なり、

古水ハ古満のよし候

貴久公伊集院城御貞の持有川雅楽介幼児の持城案内せしニ付火をかけし事

一貴久公伊集院之城御貞被成候へとも、城強して不落、然るに有川雅楽介貞世、其時ハ伊集院の守兄にて十三、四才にてありしか、兼て歳暮の茶をくはり、城内に人案内被成候ニ付、貴久公へ申上、城のちり出しよりすへり込み、城に火をかけ被中、それより落城いたし候となり、又一説は、彼城強して三年持こたへ申たる山候、然に城のうしろ尾つゝきの方に、夜々蠟燭の火の如く有之火多々とほれしこと多く有之候、是不思議之事、いか様稲荷大明神の告ならんとてしのひ龜候処に、大下より強く責候ニ付、城之人數大手を防ぎ、後の方空虚なり、依之後之方へ入敷を廻し彼為責候へハ、落城いたしけるとなり、其時稲荷大明神の告故とて、稲荷の社を彼の地に崇め于今有之候

亨保年間^の比にても候哉、伊集院城山の峯崩れ、朽木數多並ひ出候、実ハ不相知候へとも、如何様是ハ其時桑首木にても可有之哉と取沙汰為有之由候

貴久公御代蒲生城御責落城之事

一貴久公御代蒲生之城御責之時、北村之域とて出城有之候、此城山矢筈の如く有之、矢筈の域とも中候、本城より北之方に有之由、蒲生兵糧藏之由にて、蒲生、族罷居、兵糧を携に人、夜々川に流、蒲生本城へ入たる由候、此事相知れ、川江綱を張り被差留候に、依之城中難儀に及び、北村内山下半太と申者内通曰候ハ、君に對しつを引事非本意候間降參可被成由、度々諫中候へとも納得

なく、利手前を討果さんと被仕候間、御味方可仕候、城中に火之手を揚可申候間、其時御人數被差遣候へ、御下引仕、城中へ御人數を引人可申候、日限を定茅に火を付、火の手を揚中候ニ付、左兵衛尉尚久之御手、北村之域大手之口まで忍寄り被成候処に、内通案に相違し、偽の謀計にて尚久御難儀に及候、北村大手口より道二筋に分れ、二筋共に一騎通しの道にて、此道を御引取被成候に、蒲生本城より人數を出し、道を遮り、さしはさみ討候ニ付、至極御難儀之処に、貴久公御人數結まり、漸々切抜て城下のたひら川を御渡、是蒲生城下へ流れ兵糧流し候川なり、大より川上方へ谷これあり候、谷道を御引被成候て、高牧のいての山に、御つほみ被成、已に御自害に相究、御側之衆何れも最後之名残にうたひを語中候へハ、最早自害いたすの由にて敵引取りたる由に、それより危難をのかれ、古山の城へ御引取被成候となり、其時 貴久公御人數相続きたるによつて、敵も引退き難なく御引取被成候となり、此時へ尚久別ての御難儀にて、尚久之御下へ大方戦死いたしたる由、后御側之衆尚久に中上候へ、兼て語を好み、御うたひ被成候、其時へ何とて語を御うたひ不被成戦と中上候へハ、辛苦いたし候ニ付、万一語候て声なとふるひ候て、隠したると見られ候てハ殘念と思ひうたはさると被仰たる戸候、其後蒲生落城して右之山下半太の家を取巻、半太を焼討に為被成中候、其時女子共ハのかせと御下知に討不中よし、半太子幼稚なるを妻いたき逃のかれ、于今其子孫にても候哉、蒲生衆中に山下名三有之由候、一説に左衛門督歳久之御事にて八幡のさとに御引人御自害に相究、御最期の名残に語を御うたひ、御側の衆も一同に罷中候へハ、敬最早最期を催すとて引き取りたるのよし候とな

り

宇山無邊齊三原備中へ万進上の事

一隅州横川の住十測脇岡坊ハ山伏二人死にて致奉入、戦国之御りにて、序に諸国軍見物いたされしか、甲州の武田信玄公江奉公被仕候中、其時宇山無邊齊と名を替、穴山梅雲（雪カ）の手に相つかれ、数度走廻りにて梅雲之内にても指折の衆にて為有之申候、甲州崩の後、家康公御旗本に被召出、長久手合戦に武功有之、家康公より点（定カ）宗の御腰物、無銘式三寸計有之を拝領いたされ候由、其後手寄候ニ付御暇申上、当国へ罷歸り、横川片庵をむすひ居被申候か、地頭三原備中殿より段々馳走とも被致心易被申ニ付、右御腰物自分世継も無之故、備中殿江進上被致候由にて、于今三原次郎左衛門所持の由候、此刀岩下仁左衛門殿見被申候て、じつにて可有之と被申たる由候、右無邊齊殿ハ一院坊と申たると申説も有之候、又人をあまた隠し切いたし可相知様有之、当国を出奔いたし、甲州に在付被申共、又諸国武者修行に出、甲州に在付被申候共申説有之候

虚空蔵山を出水崎と唱へし事

一鹿兒嶋虚空蔵山を出水崎と唱中之由、いにしへに（虚空カ）空蔵止後江伊集院家の一族伊集院某、城をかまへ被居候よし、出水止につゝき候由にて出水崎と唱申候哉となり

樺山安芸守善久人道玄佐ハ大力并歌道嗜の事

一樺山安芸守善久人道玄佐ハ大力の人にて、常に「一」尺計の太刀

を為被指山候、或時家兵致慮外被打果候時、右之太刀を被拔候を、側に居候十二、三歳計の童おとろき太刀の柄にすかり付候を、其被拔候ニ付、右童へ中に柄先にさかり為申候、又歌道を嗜たる人にて候、御家中、御一家衆他家之歴々不殘御当家に弓を引候へとも、此玄佐ハ終に不忠之志無之、度々の高名無比類人にて候、然とも極老に及び高麗へも渡海難成ニ付、首之和歌を被詠候

君のため名のためとりし松弓

八十にあまる身仕よはけれ

新納四郎勝久公へ敵対の事

志布志之城主新納四郎殿江北郷讃岐守忠相、肝付河内守兼続より、勝久公へ御味方可被仕申被申遣候へ共、四郎殿忠良へ御味方可仕連無承引、依之都之城・高山・鉄肥之人數志布志に取懸責候、和睦ニ唆候へとも、不聞して終に責崩候故、四郎殿ハ佐上原へ落行為被申出候、清水次兵衛先相右四郎殿へ相附、其時戦死にて候よし、これ勝久公御代嶋津八郎左衛門実久、鹿兒嶋に乱入候て勝久公鹿兒嶋を御立退候節となり

伊作又四郎馬飼より殺れし事

伊作又四郎善久ハ馬屋に御座候て、馬飼様を被成御覧、飼様悪敷とて馬飼をつよく御しかり被成候へハ、馬飼腹を立、則善久を殺したるよし候

嶋津薩摩守義虎の内室の事

一鳥津薩摩守義虎の内室ハ球摩の相良娘にて、義利のうち山野江氏千石計粉粧の料有之、年寄候て山野へ被居候、法名御貞芳有大姉と位牌于今山野之内或寺に有之由、勝久公没落被成候て、居櫻嶋西堂ニ御座候時、勝久公薨の湯治に被成御座候、然に右之芳有大姉、勝久公江見廻被申上候へハ、此牀になり候ニ付、是迄不被存寄儀に候と御悦にて、誰ニ讓候とも譲る方無之候とて、御系図を芳有殿へ為被進申候、此系図よろしく有之、薩州家没落後鹿兒嶋へ為参となり

右寺ハ右軒と申候由、高式百石相付有之候、寺之側芳有大姉の被居候屋敷于今有之候、竹など生しけり手掛り無之よし

貴久公伊作へ御落被遊候事

一勝久公嶋津実久之讒謀を突とし、貴久公を御討可被成由にて、毒害被成筈候延を、貴久公御食焼之もの御知らせ申上、其外雅説多候ニ付、伊作江御落被遊候節、伊作之内實石と申処、實池のよふなる穴石有之候ニ付、其所を實石と唱申候、此処にて貴久公御髪を其穴之水にてけつり差上候由、于今雨天・晴天いつまでも石穴に給たる由、貴久公其時御歳拾四にて御座候となり

永泉庵を急ひ天庵と唱申せし事

一日新公加世田之城御責可被成由にて御出馬被成候刻、余野の嶺上に月出、泉庵の側に有之候池之水に月移（写カ）り、いづれも急ひ天氣と申候、夫より其砌は永泉庵を急ひ天庵と唱申、右城責之時、相州入道・瓢間之瀬川端にて馬に乗、日新公加世田に御出為被成出候

勝久公櫻島にて御死去の事

勝久公ハ豊後にて御死去と申候へとも、実は櫻島にて御死去被成候由

龍伯様茶臼の城にて能御見物の事

龍伯様ハ御念弟礫方戦場へ御立被成候節ハ、国分共巨の城にまくをはらせ、折々能をさせ御見物被成候て御座候と申伝候

降信と合戦の時を以合図の事

九州入降信と合戦之時、敵ハ猛勢、味方少勢にて候、時に川田駿河守殿味方を勇ましめん為法を行ひ、明る之合戦味方勝利ならば夜中に貝を吹へし、うんせん嶽よりコタ江の貝可有之、負ならば答の貝有之候と被申候て、折角法を行ひ、夜中に貝を吹被申候得ば、案如くうんせん嶽より答の貝有之候、士卒勇氣ふくみ、終に切勝、大将降信を討取たるとなり、うんせん嶽の貝は宵の口にひそかに人を遣し、谷の貝を可吹申付おかれ候ニ付て、答の貝を吹申候となり

嶋津中務大輔家久公子孫統合の事

鳥江中務大輔家久公、天正十五年六月五日卒、梅天長策大進伯、歳四十一、其子中務大輔豊久、慶長五年卒、天貞己運居士、年三十、其子中務忌業、其養子安公久雄、夫より中務久輝、中務久貫、当主殿迄七代にて候、豊久の舍弟源七郎、此子女子中務忠栄之室、諸右衛門、樺山養子九右衛門、東郷養子後津波清右衛

門、此子源五左衛門、相良内藏養子源五左衛門弟源四郎、本城と号す、清左衛門弟市右衛門、東郷家養子、当惣左衛門祖父なり、中務大輔家久ハ天正六年十月、月日州佐土原ニ居住なり

隅州清水の青葉山誓明寺の事

一隅州清水の青葉山誓明寺ハ本天台宗にて尊可親王の御孫僧正之跡基之境地^(タメ)重の勅願所なり、御繪旨も百余通有之候山、此山ハ皆竹山にて、此竹笛竹に好なり、されは百余通の御繪旨も過半ハ笛竹御用の儀にて可有之なり、此所の武士も上代の頃、役儀勤たる人の子孫の家にて、笛竹御用之御繪旨有之よしなり、年夜^{アノ}盛の持玉へる青葉の笹も、此山より出たるとなり、世間台明竹といへるは此山の竹之末にて候よし

嶋津八郎左衛門実久我ヲ義虎を勝久公の御養子に願れし事

一嶋津八郎左衛門実久、我ヲ義虎を勝久公の御養子にせんと内々願れけれども、貴久公はや勝久公の御養子に御成、虎児嶋津に御移り候ニ付、勝久公江色々説言をかまへ、貴久公を討奉んとせし時、小野の圍口清左衛門か館に御しのひ奉隠候、兵馳来りさかし奉りけるか、彼室をさかさんとせし時、右の室より山鳩式ツ社頭の軒より飛出けり、又社頭の下より狐式ツ馳出ければ、追手者とも此内ハおはせぬほうそと捨置たる由、清左衛門ハ矢上氏嫡流にて、数代彼地に被居たる由候

藤崎丹波所へ来りし乞食義祐入道の書附懷中せし事

一忠平公飯野に御在城之節、上江死苦村藤崎丹波所へ乞食の者乞人

参候ニ付、食をくわせ、然ハ其名の様鉢つく／＼と見候へハ、只ものとは不相見得候ニ付、内に呼て、あわれ成事候、酒を吞めとて丹波娘に酌とらせ、数盃のませ酔伏、夜ニ入候て差役、懷をさくり見候へハ、乞ツの書附有之候、其文章の心、忠平を可討と数年謀を廻し候へとも不及力、然に其方事、忠平飯野より加久藤へ通ふ道中にて様をかへ可討之申神妙之事候、忠平を討取候へハ、彼国を奪取、当領ハ其方に可宛行之由、義祐入道之判文にて候、名ある家老にて候由、依之則此書附差上、委細に言上仕候へハ、忠平公御泪を流し、か様にさまをかへ忍入一命をおとす之条、誠に難有忠臣なりと御意にて、且丹波へ御褒美有之候由

山川に南蛮人来り浜辺の無用地借地云々の事

龍伯公御代、薩州山川に鯨島圍成坊といふ山伏あり、然に其頃南蛮人多く来りて、山川より喜入の辺までの浜辺の芦原無用の地、横壱町ほど、長さ三里計を借地に被仰付候へハ、礼銀として式戸貫口進上可仕出願ける、其時の式戸貫ハ今の三千貫目より猶重かけれハ、皆人可然と申合けるに、嶋津圖書殿、是ハ不意の幸にて不計の利なり、不計幸有時ハ不計の禍あるべしといへり、幸事もなきには不如此事、不可然とて止けり、然ハ日本國中に宗旨ひるかり、神變不思議多く、誠に難有宗門なりといふふらしけれハ、御当国にも御免可有致と御評儀有之、善惡をたゝさん為 龍伯公之依貴命、右之圍成坊他国行て鬼利文丹ばてれんなといふ宗旨の弟子に成、金銀を多出して学ける程に、三ヶ年の間にかの宗旨の極意殘所なく伝受して帰国し、龍伯公之御前にて極意の伝受無殘所申上候、七慮るといふ術をして、忽座敷野原松原となし、地

獄の有様、極楽の舞、或ハ壇上に生首をおとし、又ハ雲空より華をふらせ、音楽をなし、其様成事数多いたし、これハ邪術にて彼是之薬石などを取合、或ハ香に焼、或ハ灯明にて人をたふらかすのよし申上、右御領四中正御制禁にて候山、其れよりほと経て天下よりも日本国口にかの宗御制禁被仰付ける、然るに鬼利支丹宗門帳に、薩州之山伏圓成坊といふ者ハ、鬼利支丹の真如路といふ達人なりと被仰下ける処に、最早 龍伯公も御逝去、其時の人々大形なく成給ひて如何せんと有之候処に、御近習に勅居ける八十余才の人、右の次笏被申上ける、依之長崎へも右之趣被仰上、切支丹之帳面は消けるとなり、此圓成坊子圓清坊と云て、これも名高き山伏にて候よし、其孫に鯨島弥兵衛といふ人も有之、子孫誰にて候なり

嶋津家久武者修行の事

一嶋津中務大輔家久ハ拾六歳の時、十八人列にて諸国武者修行被成たる由候

新納武藏守忠元の事

一新納武藏守殿大水六戌年の誕生、慶長十五年八月三歳にて死去なり、忠元ハ御第一の良将、太閤秀吉公より人質に御取被成る、程の大剛の人なり、数年大目之城代相勤、秀吉公当国江御駐座之砌も大目に櫓籠、下城被致候、秀吉公御下向有之においてハ、大に戦ひ、其上降参之儀中人ハかならず秀吉公対面あるへし、其時飛かへり荒進んとの思慮足ありたるハ、然とも、 義久公早く御降参有之、忠元ヘ下城可致之由被仰越、依之武藏守無是非城を下り

けるとなり、薩摩に易いたし、秀吉公泰立寺より川内川登り、鶴田より大口筋御通被遊候、其刻忠元 秀吉公へ曾木之内大堂ケ尾にて御目見にて候、御前に被罷出、御盃被成下、其上御服御長刀拝領被仰付候なり、秀吉公より御意候ハ、いかに忠元我に弓を今一度可引かと被仰候へハ、武藏中上候ハ、主君義久さへ思ひ立候ハ、唯今にても弓を引可申と申上しかハ、 秀吉公扱もく、義久ハ能家五を持候と被仰候となり、御目見之場所は大口曾木之間、大堂ケ尾と中所なり、忠元ハをはひけのある小男なり、御盃を被下候に、細川幽斎御前へ罷居けるか、おはひけをちんちろりとひねりあげと被申掛候へハ、其言葉之下に、鼻のしたに鈴虫の鳴、と答けるとなり、秀吉公の御前にて少も平生に相替らず如此なり様子、是にても忠元の器量ハ相しれ候、拝領之御同服ハ、原坂之様なる黒地に、前後肩のまはりに五、六寸計の獅のおり出しいくつも有之候、又羽月之内兼山と中所にて、為御暇乞拙者参上にて候処に、 秀吉公御手白洋領被仰付候陣扇子、金梨地に脇面ハ花桐、わきめむハ菊の繪有之候、忠元事ハ薩州の親指武藏と中上方までも名高き事なり、拙者と申候ハ、 秀吉公へ御目見之時、自分より被付候名なり、其後 龍伯様より為舟と被仰付けるとなり、しかれども書にも拙者と多く相見得口候、ならひなき歌の上手にて候

惟新様朝鮮御渡海之時、舟木まで送り被中ける時、歌に

あちきなや唐土までもおくれしと

思ひしことも昔なりけり

惟新様御返歌

もろこしや大和をかけて心のみ

かよふ思ひをふかきこと知る

拙者は 惟新様へ下の年増にて候

龍伯様或時拙者の手を一寸と御取被遊、歌出るかと思仰候に

光なき深谷かくれの夏草へ

高根の松に身こそ及はね

或時忠元召仕の女短尺を持居候二付、大を見せよといわれけるに、かの女口に吞み込けるを、不審におもひ差殺し、胸を立わり見られけるは

人ならは浮名やたゝん小夜更て

枕にかよふ庭の梅か否

と有之ける、女は何の心もなく、武蔵殿歌の上手成に恥て、如此いたしけるとなり、此歌禁中三問へ、御褒美御歌有之由、重て承り書付可申候、右之歌、下の句を我か手枕に梅か否、と有之武蔵殿へ於御家中武勇無比類の人にて、何方の弓箭にて候や山坂を越難儀之所にて、或人武蔵守殿常に歌道数寄にて候、ケ様之折節も替事なきかと心えるべくと今、山坂を登り喉のかわくまゝに、のとのかわけるくゝと生懸候へへ、武蔵守殿やかて、中つかふ女の足のなかけれへ、と被付候

忠元若年の比、太平記をよみ被口けるに、嶋津四郎降参の所を見て、偏身に汗を流し、口おしと思はれけるか、武道を学ひ被中候山、嶋津四郎と太平記に有之候へ、七人嶋津之内、新納四郎左衛門と申事候、然共肥後之国住人曾我四郎と申説有之由、馬野本毛利家杯に見得ける由、太平記あみの時分、諸国衆より色々これしきなど有之書載られし家をも有之由、此御方所々にて御軍旁有之候へ共、しかと不相知候者、これしきなかりしに、依之無拠迄

を掲載たる者なり由申説有之候、東鑑ハ頼朝公より代々の日記にて、王書にハ可有之かと覺し事も、夫さへ后に集出しければ、落たることのみ多しと申説有之候、忠久公之御事も御子なる由ハ不相見得、月後局に頼朝公之御志御座有之由ハ慥に有之候、頼朝公より山田重忠之御書にありし三郎殿と被遊候ハ忠久公の御事にて候、ワカウ三郎ハ「申ことにて候

忠元大目之内下城に居城之時、大目之敵に相良頼房、其外加勢有之、合戦度々なり、或時忠元出陣之刻、大目之内白坂之小左代薬師堂に参詣にて、堂に薬書いたされ候時、敵打口候由申來候二付、其段忠元へ中候へとも、堂之戸さんに上り、心静に薬書にて候二付、無是非忠元を引落候由、夫より敵にむかひ合戦及ひ、八代の仁人的場五藤と申者と忠元自身鎧を令せ、薬師堂二下門の側、六地藏の本にて五藤を打取被申候由、右之薬書の字、引落し候時策跡すくれ候て有之候か、其後堂修甫之時、右字之有之板、同所永福寺に有之候へとも、永福寺火事の時焼亡の由候、然に其比合戦度々なるに、さき陳と申書に相良頼房為加勢陳をかまへ廻合有之候、依之武蔵殿

無用かな人の弓箭によりふさの首をこふきにさらして見ぬと一言書附、矢文にして頼房の陳へ射込被口候得ハ、夫より頼房退陣にて大口御下に入たる由申伝候

拙者或時 惟新様へ茶をたて進上被致候に、あまりせきふるひ被成て、無面じ御挨拶被申上たるは殿様御存知候様、折々敵中にも入申候へとも、か様にせき申たる儀終に無御座候と被申上候、殿様御返答に、おふ茶の場はそふうやるよと御意被成候、此際中嶋四郎右衛門殿漸にて候

拙者年七拾に余りける時に一首

今こんと別行とも七十の

よハひの名残おもひやりなん

同人辭世に

さそな奉つれなき者と思ふらん

今年も花の跡に残して

御当家へ禁裏より箆に難波の霞と書付有之御頂戴被遊候、上書にてさとり中て明候様勅定有之候ニ付、御家老衆を初め思案被成候へとも、御落首不被成候処に、拙齊被申候は、難波の霞と有之候ニ付、定めてあしをかくすもの成へし、足をかくすものハくつより外に有間敷と被仰上、明て御覽被遊候ニ、はたして履にて有之候、其後禁中江相知れ、武藏よりほかにか様成者ハあるましと御意有之候由なり

禁中より忠元を御覽可被成と有之候、忠元小男之由、公家衆扱もあの様に小男にて日本に名も高きと笑被申候ハ、薩摩は田舎にて候か、何ぞ上方に替り珍敷事ともハ無之哉と御尋候に、忠元被申候ハ、何ぞ上方に替り事無御座候得共、童六か蛙の飛を面白さに、竹にてつくしり杯申候、是共か上方にかわり珍敷事に御座候と曰上罷歸り候、跡にて公家衆被申候ハ、聞にも似ん馬鹿な事を申もの哉と笑被申候得ハ、童(帝カ)御意被遊候は、其方杯ハかの武藏より見さけられ候なり、井の中の蛙は大河をしらすと言事有之、其方違ハ武藏かことを笑ひ申候得共、智恵ハ勢の大小によらざる者なり、わか達ハ禁中の故実存たれとも、余等共は存間敷、井の中のかわつ同前なり、武藏よりか様にたとへ被言候得共存せざるなりとりんけん有之候、其時公家衆漸々御たまり有之候

由候

武藏殿ハ加世田に被居候を、大口に城をかまへ、下の城に被遣置候、其時白坂七左衛門と近瀬川奉膳兵衛也、武藏殿附衆中にて被参候、兩人共に加世田之住人にて候、其後武藏殿を大口城に被召移候、後奉膳兵衛殿大口に被居候内ニ、肝付方手根之城責之時、城中に鑓を打込被申候ハ、奉膳兵衛殿・七左衛門殿にて候ハ候間々原合戦之御、加藤主計頭清正当国に責入へきと被致候得共、忠元大口之城を守り

肥後之加藤かくるならハ、煙硝着にだこ多しやく、

だこハなにだこ鉛だこ、きに刀を引て物

と歌を作り、諸人にうたわせ、堅く用心いたされ候ニ付、此國へ責入不申候由なり

後醍醐天皇兵衛入道淡齋の事

後醍醐天皇兵衛入道して淡齋と云ふ、文祿四年從朝鮮御帰朝被遊候、其時分より御家へ御奉公被申候、或時 惟新様帖佐建昌之城下、餅井山原にて御鷹野被遊候、其時淡齋之嫡子高橋少三郎御供被致候、其刻殿様白銀之坂之方を肩影を御差御覽被遊候、左候て老人田舎馬のあやしきに打乗被参候、彼人も 殿様を奉見と馬より飛び下り御側に被参候、殿様殊之外御丁寧に御挨拶被遊候、老人被申上候ハ、余り久々常限へ参上仕候間、御機嫌伺に罷越候、 惟新様へも御機嫌可奉宣と存候処に、与風御目に懸る由被申上候へハ、帰るさにかならず立寄可申と御意被遊候、左候て高橋少三郎右之老人の名を御側之衆江被相尋候に、濱川民部左衛門入道采臨と被申候得ハ、其時興さめ顔にて被居候、罷歸り則淡

齋へ被申候へ、今日餅井山原にて御膳野に御供仕候処に、あやし
けなる老人へ殿様殊之外御丁寧に御意被遊候、何人致存申候へ
ハ、濱田氏部左衛門入道栄臨にて候、彼武篇者、右太閤様まで御
存知之人なり、あの武篇者、あの跡にて候へハ、われノ御当家
へ恥敷申候、立身思ひも不依候、上方へ奉公に罷出可申候申い
われ候、淡齋兎も其方了簡次第と有之、夫より因幡取島へ被召
移候、今に後醍醐院家ハ松平相模守様ニ有之、此方後醍醐院下今書
中之行来有之と云々、淡齋之男蔵之助と申候、此人語教奇に
て、夜白うたひ被申候故、淡齋殊之外悔にて、武篇者の二かか様
に遊芸計にて罷居事口惜なり、殿様御能御教奇なれハ、
方一語などに被召候へハ別て迷惑なりと被申候

後醍醐院内蔵之助吉野馬追に罷登りし事

一慶長五年閏ヶ原合戦より六年日、惟新様七十の御年、吉野御馬
追に是迄之御名残に御登を可被遊申被仰出候て、帖佐・加治木・
蒲生・鹿兒嶋の二才衆不殘異様の支度にて罷登り可申由なり、鹿
兒嶋の二才衆思ひくの結構にて馬に乘列て罷登に、後醍醐院内蔵
之助計野袴着して、馬にも不乗被登候、二才見て、あのかみとふ
かなりを見よ、と皆々笑曰候、左候て吉野にて牟礼落しの時、袂
より食を出し馬に喰せ、ひたと打乗かくを三ツ三ツ打込み、人よ
り真さきになり、其時拟もく淡齋の子程有之と皆々被申候、
惟新様にも牟礼落し被遊候となり

川上四郎兵衛忠兄の事

一川上四郎兵衛忠兄ハ参河守、男なり、幼少之時分吉松之内小野寺

相模坊義子になられ候、或時忠立公御意被遊候は、其方事参河守
二男にて候へハ、一方の大将をも可仕と頼母致存処に、思之外沙
門之跡を継よと御意候に、忠兄中上候へ、私にも此程より左様に
存候と中上、相模坊ハ違返被致候、十三歳之時より三ツ山の城代
被仰付、城普請有之に、忠平公御兄類よりハ廿日早く出来申
候、別て御悦喜にて、我が日利違んなり、成長するに付能大将に
可成と被仰給有て、城普請之早く出きたる訳御尋候得ハ、当分夏
の事に御座候得ハ、百姓之家ハかべ人用無之候、それを以揚城に
用ひ候と被申上候となり

忠兄庄内御合戦之砌ハ瘡を煩ひ候となり、伏見より為養生罷下
り居被申候、鎌田出雲守政近の頼に依て、庄内御陳江為相談
相談被申候、忠兄別ての切者故如斯、朝鮮泗川之大勝利にて
三万八千七百十七級計取御勝関之時、惟新様御左に小和泉の御
口を忠兄被授候、右御脇に舍弟久右衛門久友御長刀被授候、兄弟
ともにすぐれたる武篇の衆なり、小和泉之御児ハ太閤様より御
拝領なり、忠兄嫡子佐渡ハ切支丹宗にて大罪に御成敗被成候、其
御家召禿さるへきの処に、忠兄忠節に依て一男五郎兵衛江家督被
仰付候

伊勢平左衛門肥前吉津へ御使者の事

伊勢平左衛門殿肥前吉津へ御使者に被参候訳ハ、中納言家久公
御妹様を寺沢志摩守殿御嫡子式部殿御婚礼有之筈候処に、寺沢家
幾利支丹之風耳寺有之候、惟新様・中納言様御談合に、切支丹
之儀を乍間遣事も難叶、又大名か大名に進せ置たる事を不義理に
此方より違返難成、如何せんと忠召頭ハせ給ふ、其儀を平左衛門

被承、其儀に御座候へ、私に御使者被仰付候へ、罷越私了簡にて云消可申連被參候、唐津へ参り被申候趣へ、惟新娘を此方へ進せ申候様に世上取沙汰御座候、曾て進せ申たる事無御座候、御家米某殿之御取組にて御座候哉、曾て以不進之由被申候、右之取組は、守沢殿家老高品新藏なり、志摩守殿も御逢坂成候、平左衛門へ新藏申候は、是之時分に私領天草へ御立寄可被下候、御茶進せと被申候、平左衛門系成程立寄御共可被下出返答有之候、其時志摩守殿被仰候へ、御無用三候、直に御帰可被成候由なり、左候而天草へ立寄被申候へハ、茶亭に受招て新藏懸申候、平左衛門詰懸く被取候へハと新藏ハ奥へ走り込被申候、平左衛門ハ新藏家米の大津喜右衛門切ふせ申候、其者を平左衛門家米瀬戸口主税可留候、新藏頓て海きりへ出て、此方衆へ被申候ハ、拙者事平左衛門へ意趣有之其鬱堂を相散候、御相手に唯今罷出、拙者手負候ゆへ、家米に首を打せ候由申相果候、慶長十二年十一月之比なり、平左衛門殿年二十九之由、蒲生衆八人供いたし、是は地頭所故なり、惣手廻り五十人の由なり、平左衛門殿事茶亭にて逃被申たるとの風聞誰かこともなく取沙汰有之候、惟新様別て御立度にて、平左衛門中く左様之者にて無之と被仰、平左衛門死骸を咄佐平松之御城へ被召寄、舍弟の伊勢兵部殿へ棺のふたを明させ御覽被遊候に、皆々向疵にて、両手の指の俣ことくく切割有之候、殿様にもか様にこそ可右之と御意被遊候、悪説と申ものハ誰か上にも有之事なり、彼大忠節の平左衛門殿へケ様申候へハ、よの常の人へ多く可有之事なり、人々口にふたへならん故、惟新様も死骸御覽被遊候となり、死骸ハ伊集院妙圓寺へ納被成候、伊勢殿方の人ハ、武宮名字にて上にて候、其時の働無之

故、世人ほめ不申候となり

口新公御歌の事

戲波幾久仁就大毛緒於絶古都之葉毎仁露計加利出穴衣留身曾恥心幾紅之花波井之色登幾久仁毛

春田主左衛門流矢に当りし事

一皆是疎懷之心ハ尤道埋至極也、乍去昔之事を問も、貧成者にハ隣あつくもあり、されとも貧者ハ婆あしく、刀もはけさや、すね半切の給なとを雪のふるにもきて、手足は薪をとり、米を舂き、あら仕事のみしなれて、一ツ蚊屋に入てもしつけもなひ仕方あき給ふとなり、是も尤なり、日根野店助様の被仰にも、貧者二才ハかならずあまり重になるものなり、事もなきに人の門をくらのせ、過言を云、單物一枚着てへこふりふるひ行て、見くるしと周尊公之被仰しもまことなり、春田主左衛門等は、爪筭をさし男せんしよふの二才なり、片内陳之時、竹嶋傳古様と云少（小カ）人之流矢に当り消給ふを、家米の畏八とてやたけ心のすくときものかたに引掛退くを、「比馴染たる矢野権九郎、是ハ如何にと云、畏八只今彼森の下にて打死と云、権九郎扱も云不及、行々

ましてはし我かおもふやみに送ふらん

三途の川の道しるへせん

と説て、かの森下にて打死しける、此片田の権九郎と云ハ、云にいわれん貧者なり、如何なる縁にや有りけん傳吉様の御意に人、いつそや彼御宅へ参候に、家來之者権九郎の刀を見しに、鞘の内ハ竹のへらなり、是を傳吉様の親父にかたりけれハ、大ハ恥か

しくせんとて咎をしたる小者を切る筈なり、権九郎殿に頼可中と被言ける、其時傳吉様権九郎が恥をかゝん事をかなしみ給ふて、人目を忍ひ刀を権九郎にあたへ、是にてきるへしと被仰ける、其時我かさひ刀にても切可中と少し挨拶はおかしける、左候て今の刀をおつ取、件の小者を造作もなく切すましける、今の小者ハ何の咎もなく、然も傳さまの御側不去なり、ケ様に上之交り、則懇と言へ、少人より真実にましますは、あなち貧者とは嫌ひ給まじ、後人権九郎を以しろしめさるべし

愛甲次右衛門形見の一筆の事

一誠に世中も彼是御高情忝共、中々無中計おかしきことながら黄泉の門出を仕候へへ、浮世一人名残おしく候て、如此

別れよりまさりて惜き命哉、君にふたゝひあわんと思もへば、形見の為にのこす一筆

愛甲次右衛門

有馬市兵衛様

舊薩藩奇譚旧記集 上・下

旧藩旧記の種類致て尠少ならざるも、大災時変等に依り湮滅に属し、其跡を絶つに至るもの亦敢て少しとせず、現今に至り數十部の記事存するものも、いづれも上梓する処のもの稀にして、有数の謄本なれば、歳月を経るに従ひ終に鯨魚の腹中に埋んとするもの之れなきにあらず、是に於て片山鼎児島県立図書館長大に之を慨せられ、湮滅を訪かんと我謫劣を顧みず、之を承け数部の旧記謄本に既に蠹害欠損せしものを蒐集し、更に調査を遂げ、舊薩藩奇譚旧記集と題し上下二冊となし、いづれも原本の文章其儘に依り謄写し、唯口次を付したるのみ、素より旧藩記事多数中の一部に過ぎざるも、時代対照の料ともならは至甚之に過ぎるなり、大正七年十一月 森蘇一郎識す

舊薩藩奇譚旧記集 上

目次

- 一 足枝大膳坊二男次吉事福崎新兵衛娘の力量に感し妻に貰受の事并次吉切腹の時妻介錯の事
- 一 伊勢兵部貞昌為子孫書き残されし文句の事
- 一 忌恒公関ヶ原合戦后始て御上洛の事
- 一 惟新公関ヶ原御引退の時敵の城下にて後醍醐天皇兵衛事島津兵庫具今罷通ると高声に被中たる事
- 一 本田其右衛門物語の事
- 一 久保七兵衛脇差なかに刻み付し文句の事
- 一 吉野の市助なるものゝ用たる棒に書付し文句の事
- 一 高嶽在陳中綿入式枚着川せざりし事
- 一 山田越前守有信人道理安死去 龍伯様及新納忠元詠歌の事

- 一 因分小濱にて 龍伯様雨乞御歌の事
- 一 光久公櫻田御屋敷に御座候節騒動に対し伊勢兵部御諫上せし事
- 一 矢野主膳無双の馬術者なりしとの事
- 一 黄門様御供見腹せる愛甲次右衛門書付の事
- 一 伊作海蔵院にて家久公御歌の事
- 一 又 一郎久保様御死去龍伯様御歌の事
- 一 濱田民部左衛門合戦場面色の事
- 一 新納武蔵守忠元の息女は鹿兒島一番いふ醜婦なりしとの事
- 一 山田彌九郎有采の脇差の鞘金張りしとの事
- 一 貴久公田布施にて鷹野被差し節溝御渡の事
- 一 川上因幡守久國恩送り物語の事
- 一 中島大蔵事績の事
- 一 惟新公加治木より鹿兒島へ舟路御越の際瀧ヶ水にて毎に座頭歌御うたわせられしとの事
- 一 下川伊豫守逸事の事
- 一 木脇納右衛門切腹の事
- 一 平田大休坊殉死の事
- 一 黄門様能に用る籠御自身御細工の事
- 一 空龍住持の事
- 一 頼姓主水切腹の事
- 一 島津大膳久豫の事
- 一 伊勢平左衛門親父は有川半染介なりし事
- 一 四本縫島原合戦にて多く敵を打ちし事
- 一 東郷肥前人道重位示現流上覧に備へ并に坊泊地頭の事
- 一 川上因幡久國の家来藤井四郎兵衛殉死の事

- 一篠崎寛左衛門兵法数奇及示現流の事
- 一大肥前(東郷重位)より東郷與助へ問答の事
- 一黒葛原周右衛門息女腹立の事
- 一古兄貞右衛門屋籠の事
- 一四本縫 光久公へ御目見の事
- 一石原忠見老物語の事
- 一関ヶ原合戦之節川上四郎兵衛忠兄罷登被申并永野勘左衛門戦死の事
- 一鳴原合戦の際山鹿越右衛門敵五六人突殺たる事
- 一黄門様へ殉死の衆川の口へ飯屋の事
- 一久保七兵衛殉死せざりし誤物語の事
- 一山伏の屋籠上意打ニ付久保七兵衛十四歳の少年にして智略を以て切腹せしめたる事
- 一伊勢兵部少輔貞昌へ旗本の木田三彌と申香山田彌九郎息才なりしやと尋ねし事
- 一東郷家の口上寛市緒書のこと
- 一木脇休作祐秀朝鮮番船破の際手負の事
- 一木脇祐秀親父刑部左衛門肥後八代にて戦死辞世歌の事
- 一龍伯様或時新納捐斎の手をちよと御取ありケ様の時も歌申るかと思ふ御意に対する歌の事
- 一惟新様朝鮮御渡海の節拙齊歌及び 惟新様御返歌の事
- 一押川強兵衛十一歳にて水俣陳見物及び死去の年月の事
- 一十新公御逝去の時 貴久公御歌の事
- 一又八郎忠恒公幸侃御下討高雄山に御寺人の際非人の詠歌を御聞被遊御歌の事

- 一黄門様或時御番所にて朱鞘の刀御覧持主財部甚五郎と御物語の事
- 一大山六右衛門秀綱死去の節黄門様東郷肥前守を御使として御歌手向なりし事
- 一平日三五戦死新納拙斎歌の事
- 一光久公桜島横山下より御詠の事
- 一光久公御所望なりしも島津甲斐に小歌うたわさる事
- 一光久公御細工所の細工人へ御心付の事
- 一光久公波江野仙千代江戸へ御召列の事
- 一新納近江事悪業を働きたる届ニ依り取調相違の儀新納一睡より言上の事
- 一光久公下方御越の際飢米被下たる事
- 一光久公御下向の際伏見にて佐土原嶋津式部御面会上下着用ニ付御申合の事
- 一光久公毎月御口待被遊し事
- 一光久公御細工人脇阪市左衛門へ店しんちうとて被下しへ全金にて返上申出たる事
- 一光久公十二月御煤さけの節豊敷附方ニ付御申付の事
- 一綱久公於江戸上野へ御仏詣の際大雪降なりしに御乗物の戸を開き御手を出し居被成たる事
- 一弘文院殿ハ芝御屋敷並通行の際は必ず乗物より下りたる事
- 一綱久公六月御下向暑気強く御供の面々へ喰物被下方ニ付御近習役必至困人たる事
- 一綱久公福呂寺御仏詣の際住持被召出死罪に処られし面々申として小判十両住持へ被下し事
- 一綱貴公御用御聞に對し有川設楽之助より言上の事

一喜入安房忌女又八郎様へ御縁与御書付の事

一綱貴公へ御庖丁人原金右衛門より天門冬云々言上の事

一綱貴公常磐谷に御一宿の際有川設楽之助山下喜右衛門の兩人へ内証云々決して無之様御意の事

一加世田に兄弟の百姓親孝行者あり御褒美の事

一於江戸綱貴公上野御仏詣の際大雪降りにて御供衆へ粥被下候事

一綱貴公江戸御在宿中国元御屋形焼失ニ付御尋問の事

一綱貴公夏御下向の節備後国矢島より御乗船の后筑前小屋の瀬より御上陸御下向被遊し事

一綱貴公江戸高輪御屋敷御焼失后山町御屋敷御在宿口河国橋花火御見物船中出来事の事

一惟新公中馬大藏と合戦味方勝利の場所等御咄の事

一忠恒公御中間橋口某へ御褒美の事

一泰清院様或時山田昌嶽を御前に召し関ヶ原合戦御聞被遊候事

一寛陽院様御登城被遊候節下馬ニ於て御挟箱一件の事

一後醍醐院喜兵衛嫡子少三郎事立身おもひ寄らすとて上方へ出行きし事

一関ヶ原合戦より六年日惟新公セシにて吉野御馬迫の事

一濱田民部左衛門人道可嗜条々の事

一黒田嘉兵衛へ被下たる陳羽織の事

一惟新公より龍伯公へ御申上の事

一惟新公より陸奥守様へ御書面の事

一諏訪本右衛門隠居の事

一太玄院様御代江戸御屋敷焼失因元より材木召登の事

一泰清院様御病氣御大切の砌御家老衆より料理の件庖丁人竹内助市

へ申入に對し返答の事

一伊勢平左衛門肥前唐津へ御使者の事

一新納忠元公生女短尺持忌不審と思ひ差殺せし事

一光久公雄子姫に古野原に御出被遊たる砌法度を犯せし者ありし事

一光久公貞日前御参勤国分の内小村御滞宿翌日御立ニ付嶋津口務御名代云々の事

一綱久公の御事

是枝大膳坊、男次吉事福崎新兵衛娘の力量に感じ妻に貰受の事并次吉切腹の時妻介錯の事

是枝大膳坊二男次吉或所へ被参候途にて、腹立候牛向より参り候ニ付、道の側によけ被申候得へ、右の牛とほり候、次吉跡より歴々方と相見得候年の比四十計の女十六計のむすめを列れ、下女五人召列被参候が、右の十六計の娘右の牛参り掛り候ニ付、脇へ押のけ何事なく罷通り被申候、次吉見被申候て、持々器量の働誰か娘にて有之候哉とそんじ、跡より見被申候処に、福崎新兵衛殿宅へ付込被申候、則取次新兵衛殿に一刻御目に可掛由被申入候得は、哀にしやうし入れ逢被申候ニ付、次吉被申候へ、打付の申事にて候へとも、只今年寄候女中十六計の女中列立候て爰元へ御入候、何れの人にて御座候哉と被相尋候へハ、私の妻と娘方へ参り只今罷歸候となり、次吉途中の咄被申候て、けなげなる御働き目を驚し申候、近比巾着候得とも、私事未妻無之候間、右の娘を私に可被下候、左候ハ、私妻に可仕候山被申入候、新兵衛殿返事に、近比存外なき儀を承候、成程御方に進せ可申候得とも、最早脇方へ約束仁置候間御断の出被申候、次吉重て被申候は、左様御座候へ、御尤之儀是非なく候、乍然私にも比段申懸り候ニ付てハ其通りにてハ差置かたく候間、御不肖ながら相手に御成可被下候、中々聞入さる様子故、左様に思召候ハ、脇方へハ断を中、成程進可中とて脇方へ断を中、次吉江兵衛被中候ニ付、やかて呼為申由候、次吉其時二十の由候、然るに、兩年過候得とも夫婦の中そこはさる様子二有之候ニ付、双方の親々に談にて、次吉而親よりよめに夫婦の中そこはさる様子に相見得候、左

様有之候てハ先々難調有之候間、先親の方へ可被歸由申聞せられ候、よめ返事に、男々左様に被思召候哉、次吉殿私を御見捨脇方より別に妻を御むかひ被成候ハ、左も可有御座、なれとも私ハ故有て御もらい、両親の奉公に参り為申事候間、左様成儀にてハ中々罷歸る事ハ難成申切、手に不及候ニ付、其通にて被差置候、夫より三、四年間有之候て、加治木に被居候伯父是枝存力坊所へ次吉被参滞留の節、經掛川の喬にて、才衆余多集り居、何か相咄被申候時、惟新様御通りと申はつし申候ニ付、傍輩の中より、惟新様御通り被遊候、折敷かれ候得と被申候得とも、自分にハ旦那を二人不持と言て折敷不申、御無礼被申上候、依之、惟新様別而御腹立、存力坊へ御吊被遊候而、同分より加治木へ滞留杯参候儀無用之由仰出し有之、且又、龍伯様へも御咄有之候、然は、龍伯様より親の大膳坊へ言語同断之仕方と被仰候、尤存力坊よりも大膳坊へ其段中聞せられ、依之大膳坊被存候へ、自分ニは御側に不断被召し難有召仕われ候得は、脇の人よりハ左様の儀有之候てハきひしく可申付儀候とて、切腹為仕候得との御しかりハ無之候得とも、兼々不弔之儀とも有之者候得ハもたしかたく、切腹いたすへき由被申付候、依之次吉切腹にて候、其時次吉妻介錯は私仁て差上よし被申候得ハ、脇々の衆より、女の左様ニハと差留被置候得とも、切腹の時進出、是までの儀候間介錯ハ私にと望被申候得ハ、次吉頼む之由にて、後より私も追付跡より可参と申介錯いたされ候と也、依之けなげなる女故、何様の事か仕出さんとかたく氣を付申候、次吉妻其御ハ別而之なけきにて候得とも、月一重るに付てなけきもうすく成、六十計に成て油断有之候得ハ、困分大川へ行、身をなけ相果候に、夫より次吉一所に正興寺にほうむり為被申由候、文之和尚被居候正興寺にて

ハ無之候、次吉切腹二十五歳の山候、次吉子無之ニ付子孫無之候、此次吉ハ人の所へ参り秘藏いたし候植木などを是ハ何に成候哉など中取廻り、其外言語道断之仕方など有之候山

伊勢兵部貞昌為子孫書き残されし文句の事

無私仁而大公

伊勢兵部貞昌、右之句を為遺書子孫に残され、兵部殿所江掛物にいたし今有之由

忠恒公関ヶ原合戦后始て御上洛の事

関ヶ原以後始而 忠恒公御上洛被遊候御、福岡正則安芸國長門領にて入部被致候節、兵庫にて御取逢被遊候、正則別而悦、大坂に舟を返し、使者を以駿河に被申上候、其使者に此方よりも市来八左衛門差添被遣候、本出正純ニ付被申上候、大より伏見にて御目見得有之、家康公御懇之上意候、忠恒公供奉いたし、殿中に参上致輩ハ嶋津岡吉・比志島紀伊守・伊勢兵部少・敷根三十郎・高崎弥六、五十と云々

惟新公関ヶ原御引退の時敵の城下にて後醍醐天皇兵衛事嶋津兵庫

只今罷通ると高声に被申たる事

惟新公関ヶ原御落足之時、敵味方陳場・城下にて、後醍醐天皇兵衛殿嶋津兵庫頭只今罷通ると高声に被申候となり、然るに 惟新様を始め何れも不可然申様と有之候、言兵衛殿被申候ハ、左様ニ申候ハ、人々必死に罷成、強ミ付可目と存口候旨被申候となり、此事を薬丸老岐殿と申説有之候、薬丸老岐殿、伊賀上野の叢城下にて兵庫頭只

今罷通り候と高声に被申候得は、皆々老岐ハ殺害者にて候とて、跡より可参山にて御列不被成、跡より為被参由候、別に左様成儀為有之由候哉、如何上」「にては敵人少し打出戦しとなり

本山甚右衛門物語の事

鹿兒島老番の義者と中本町甚右衛門殿江、本城源四郎被申候ハ、人の仕にくきと申事安きにて候、浄光明寺の坂を止伏上り来り候處、其山伏の面ほを拙者ふみ中候、又西山橋普請相濟いまた人を通し不中跡先江しきり有之候處を、拙者押破り通り申候處を、普請検者見咎め差通さず候、拙者申候ハ、通り掛り候橋を不通過してハ成申間敷申候て公事ニ成、大旨々もらいに成、橋の真中より橋子をかけ拙者をよりより河原江おろし申候と被申候得は、甚右衛門殿被申候は、人の仕にくきと申事ハ左様成事にてハ無之候、唐の聖人と中人の書物か有之候、其書物の様に諸事仕事か成不申候と為被申由候

久保七兵衛脇差なかに刻み付し文句の事

久保七兵衛脇差之なかに刻み付有之候ハ

念々有慈鳴呼福岡徳萬公、世不立有連天逢無退事

裏に

生年十八歳久保興九郎

二つなきいのちも君のためならは

すゝしくかくすてよ武士

薩州住藤原貞良

吉野の市助なるものゝ用たる棒に書付し文句の事

吉野の市助かつき候中に、喧嘩可買人あらば売へしと書付候中、或人何とていらさる事をと申候得ハ、買て売れハ手前ハ喧嘩せずと申候なり

高麗在陳リ婦人式救着用せさりし事

高麗在陳之節わた人ニツ着候人無之申、わた人ニツ着候得ハ、殿様御覽被遊候て「其様に大着をいたしてと御意有之候ニ付て難着為有之由候、寒國にて別而さむく有之、陳小屋に大ゆるりを長く柝火を焼、いづれも両方より足を差し出しあふり寝申候て、殿様を奉給平生ハ打ましり主君の礼無之御座被成たる山候、加藤正計頭清正是を聞て、薩州ハ平生の礼ハ主従同様ニ有之、事立候節ハ主従立わかり候、寒暑を主従共にしうれひ、辛勞を下と共せられし故、武か強ひと言被中たる山ニ候

山田越前守有信入道埋安死去龍伯様及新納忠元詠歌の事

山田越前守有信入道理安死去の時、柝を国分御城の御門まで被召寄御焼香被成下、利安利安さらば、自分も頼而追つかんと御意被遊言上、御歌を手向被下候山、夫より同所龍昌寺のそば向花と云ふ所の前面川の端にてたひニ被逢候

夫利安慶軒居十ハ山田越前にて猛心を専とし、疵を蒙り名の譽有事度々なり、然るに忠節の者なれば、内外をいわず仕仕に、予五年の悶心地例ならず、怠事なきを歎き身の替になんといひけるか寔成戦、夏の始つかたより病床に臥て、水無月十四日身まかりぬると聞て、不便さの余りに一首をつらねて手向とするものになん

はちす葉のおきこほしたる露の上の

おわりや君かためにすてけん

慶長十五年六月廿九（五月） 法印龍伯

右二付、新納忠元歌に

うらやましきへぬる玉のおわりまで

いともかしこし君の言の葉

右御焼香大龍寺御屋形御門まで被召寄被成下候と申説有之候得とも、国分御城御門にて可有之候、龍伯公慶長十年に国分新城江御移、同十六年二月二十一日新城にて御逝去被遊候、いづれか足なるか

国分小濱にて龍伯様雨乞御歌の事

国分小濱甲鈴大明神の神前にて、龍伯公雨乞の御歌

五月雨ハ雲貢りてつねにふれ

うへて田の面のうるふはかりに

光久公桜田御屋敷に御座候節騒動に対し伊勢兵部御諫止せし事光久公桜田御屋敷に御座候節、世間騒動いたし候ニ付、何事にて候哉と人を外へ出し見せ被成候得ハ、諸大名衆・旗本衆具足着たる方も有之、武具等相揃馬に乗御城の方へ引つるき通り被中候、光久公ニも御出可被遊と御意候得とも、伊勢兵部貞昌殿申上候は、先御見合可被遊候、御出被遊候ハ、時分は私より可申上候と被申上、御見合被遊候、然に間有之候得共、右騒動不止候ニ付、又々御出可被遊と御座候、然とも又々兵部殿より時分ハ私より可申上候間、御出之義は今少御見合可被遊としきりに被申上候ニ付、又々御見合被

遊候、然るに押付皆々塩々としたる様子にて御城の方へ参り候衆引返し被罷通候事、何ぞ無之、諸国の人はあわて為申事に、此御方へ御出無之、外力にも靡靡ハ頼母敷と沙汰為有之由候

矢野主膳無双の馬術者なりしとの事

矢野主膳殿ハ無双の馬の上下にて、惟新様 中納言様へ御指南申上候人なり、高麗・関ヶ原にも御供にて候、其時「一、拾歳計之山候、或時 惟新様矢野を御背ニ」「一せ、我か様馬に御成御心見御馬稽古被遊候となり、或時又 中納言様御馬に召御指南被申上候折被申上候へ、御馬に召候を見中候得へ、猿の馬に乗候様ニ御座候と被申上候を、光久公被聞召上、不屈之申様なりと御腹立被遊、御殺可被遊之処、 惟新様矢野を御惜み被遊、御手をかふせられ、肥前長崎へ被遣候、其後間有之被召返候処、切支丹宗に罷成候ニ付、櫻島黒神におみて火あぶりに御殺被遊候となり

黄門様御供切腹せる愛中次右衛門書付の事

久保七兵衛殿所へ有之書付に
自幼少至今「迄得御意候事七生迄之御縁かと存候、 黄門君之御供曰候而切腹曰候と思召被咄候へ、あとにてうわさ草の陰にて

入相のかねもかきりの有と聞は

猶世にこそはおもはさりけり

形見く

虚白了無居士 漫甲次右衛門

生年廿八

久保平内左衛門様

右状右の手掛ニ書おくられぬるへし

伊作海藏院にて家久公御歌の事

伊作海藏院にて 家久公御歌

おく深く劔ふかぬる杉むらに

つもれるやは花にまされり

又一郎久保様御死去龍伯様御歌の事

一唯如（想）参は弓馬の道をたしなみ、武士のたけき心を専として前関白秀吉公異国退治の御下知にしたかひ軍陣暇なきに、こま・唐上のさかひ唐嶋といふ所にて、文禄二年九月七日の夜、世を早ふせし事をつけしらするに、心まとひいへはさらなり、其比一首をも手向まほしく侍りつれと、かなしきの余り、いとよせくる老の浪にしつみ、歌のもとすゑもたよひ、たしからねハ、人口のひまを忍び六字の宝号をはし「めに置」、六首をつらね、回向したてまつるもの「なら」し 龍伯

なく虫の声ハ首をも待やらて

あやなくかるゝ草の原かな

むらさきの雲に隠れし月影ハ

西にやはるゝ行衛なるらん

雨はたゝそらにしられん習ひあれや

憂折ノの袖にかゝりて

見し夢の名残はかなきね覺かな

枕にかねの声はかりして

たつねてもいかましものを山寺に

ときおく法の深きこゝろを

筆をみきに弓を左にもて遊ぶ

人のこゝろや名に残らまし

閏九月廿三日

一唯怨参の追善とて能伯老人のよみ給へる弥陀の宝号の詠歌に感涙
双袂をしほりて一首をつらねける

跡とへる言葉の下の光にも

な「きか」ゆくへのみちへまよはし

濱田民部左衛門合戦場面色の事

濱田民部左衛門殿ハ、合戦場にていまた下に不逢候刻ハ、いつも面の色さほふ有之ふるわれたるよし、働かれ候ときハ、面の色亦く為有之申候なり

新納武蔵守忠元の息女は鹿児島一昏といふ醜婦なりしとの事

新納武蔵守忠元の息女ハ鹿児島一昏といふ醜婦なりしとの事
事咄及び有川雅楽介「一七歳の時、忠元へ直にもらひ妻ニせられしとなり、其後に伊勢平左衛門・同兵部殿出生ニて候申

山田彌九郎有栄の脇差の鞘金張なりしとの事

山田彌九郎有栄の脇差の鞘ハ、金にて張廻し置たる山ニ候、高麗普州の城貢之時候哉、諸士一司に乘込候刻、有栄も堀を越し乗込られ候、其時指宿清左衛門殿有栄の与力にて被付居候か、具足之総角を取、此方へくと暗き方へ押やられた、其後清左衛門殿へ何ゆへに城乗の刻此方へと押やられたるやと被尋候得ハ、清左

衛門殿被申候ハ、御脇差金鞘候間、人々皆結構成物にて候と申ニ付、明るき方へ御働候ハ、万一味方討もや可有之かと存付候ニ付て、くらき方へと申候となり、関ヶ原御退道之節、兵糧并金子相絶候ニ付而難致刻、右のきんをはつし御用に立てられ候申

貴久公山布施にて鷹野被遊之節溝御渡の事

貴久公或時山布施にて鷹野被遊候刻、溝江行掛り被遊候、此溝御渡被成かたく候て御廻り被成候得ハ、場所悪敷成候故、御供いたし候士一人溝江飛込申候得ハ、腰まで水かゝり深くぬかり候間、私の肩江御ふまへ御飛越被遊候へと申上候得ハ、貴久公御意被遊候ハ、士の肩をふまへ候事無礼之申被仰候、いや不苦候、御ふまへ被遊候へと申上候得ハ、左あらへゆるせと御意候而、御草履を扱、御手をいたゝき御ふまへ御渡り被遊候となり

川上因幡守久國恩送り物語の事

川上因幡守殿久國年寄候て、蜜柑・九年母などの実植をせられしに、或人中「一年寄候ニ付、御代の内ニハ御用ニは立申間敷由申候得ハ、尤自分用に立間敷候得とも、年寄たる人の仁立置候」一我も喰候、又我等も人に喰せ可申存候、是か浮世の恩送りと申事候と被申候得ハ、其人こまり候申

中馬大蔵事續の事

中馬大蔵殿ハ刀にて人切られ候にハ、大形一打にて埒明候山なり、東郷藤兵衛殿重位大蔵殿へ被尋候は、御方ハ多く人を切たる人にて候、手こたへハ如何有之候哉と被申候得ハ、手前ハ大形一打にて切

たをし申中被中候となり、大藏殿ハ人を多く討候人なれども、一世に薄手をも不負人の由候、惟新様別而御秘藏の御腰付の人にて為有之由なり

中馬大藏殿出水に被居候時、惟新様江被申上候ハ、私事当所物主に被召成可被下候、左様ニ御座候ハ、諸人私の下知に相付可中候間、合戦仕よく可有之候、只今にては諸人私の下知に付不中候間、合戦仕にく候（、カ）御座候由願被申上候得は、出水物主に被召成候となり

中馬大藏殿ハ、惟新様別而御心易被召仕候人にて、間々山水より鹿兒島江差越、御前に参上被仕候、惟新様加治ハ江御隠居被成候砌、或時大藏殿御機嫌伺に出水より参上被仕候、大藏殿参上之節ハ、いつも御手料理を被成下候、然に其用意も不相見付候ニ付、御前を罷下り御暇中段御側之衆へ中置罷帰られ候、然に些間有之、大藏ハと御意有之候ニ付、御側之衆いや大藏ハ先程御暇申上罷帰候由被申上候得ハ、さあそれ早々よひ可申由候ニ付、則走答にて御用候間、早々参上可被成由申つかはされ候得ハ、最早半道計被参候を呼、御川被遊候由、何とて早く罷歸り候哉と御側之衆へ御意候ニ付、御側之衆、大藏殿へ其段被中候得は、いつも罷出候節ハ御料理被下候得とも、今日ハ其御用意も相見得不中候ニ付、今日ハ御料理不被下候間、定而御暇にて有之へくと存罷帰候由被申候得は、其段御側之衆より被申上候得は、扱々其通ニ而候哉、今日ハゆるくと可咄と思ひ、いまた其用意も無之候、しからは料理いたし喰せへくと被仰、みづから御料理被遊候て被下候由

惟新公加治木より鹿兒島へ舟路御越の際瀧ケ水にて毎に座頭歌

御うたわせられしこの事

惟新様加治木より鹿兒島江舟路にて御越、瀧ケ水の前御通り之節ハ座頭歌を御うたひ、又御うたわせ御通り被遊候由、いかゞとなれハ、秀吉公薩州江御下向之時、歳久より降参被成間敷由類に御諫め被成候得とも、御降参被成候、歳久ハ始終無其儀如此ならせ給ふ、依之歳久ハケ様之儀にて相亡、惜き器量笑止の至と御氣暗しにて為有之由に候

下川伊豫守逸事の事

玉川伊豫守ハ浮田口納言秀家卿の家臣にて弓の達人なり、世に聞得有武士なり、秀家卿関ヶ原敗軍之以後、御家を御頼有て御下り、牛根へ二、三ヶ年被成御座候、其後八丈ヶ嶋へ流罪被成候時、右之玉川伊豫・山ノ半坊兩人ハ御座ニ被相立可申上なりとて被進置候、此方歴々の衆より又新参名と中で、二、三ヶ年か所ハ伊豫押籠にて御目見へもなく、或時、黄門様御意有之候ハ、北郷伊豫ハ馬之達者と聞及、かれに馬を乗せて御上覽可被遊候由被仰出候、依之御厩より御馬を出シ候に、黄門様御覽被遊候て、あの馬ハ誰か下知にて出しけるかと御尋なり、三原左衛門生さし図にて御座候と申上候、御意被遊候ハ、彼の馬ハ三正共に悪馬なり、伊豫事ハ新参者に比地にて知者ハ月日ならでなし、馬の子の果より落たることく、左様の者に右式之仕形別而悪敷致様なり、我乗料の小沢を出させと被仰候て、小沢に御乗せ被成候となり、伊豫ハ馬も達者にて美事に乗掛御目候、左候て伊豫御意之趣以後承り、汨を流し、扱々難有上意なり、我ハ主君之命ニ依て無是非奉公仕者なれハ、此地に拾ヶ年致御奉公、主君秀家の跡を追ひ、八丈嶋江渡り、百ひつかへん

と思ひしなり、是聖人二君につかへすと云所なり、然れどもケ様の御心中承るより、最早此地にて命を終るへしと被中、始終御妻公被仕候、或時又御城山に火入、鹿兒島中騒動致す時、簾をおひ馬に乗り一番に掛付て御門之脇に将机によつて被居候とぞ、土持平右衛門より御側江御詰可有之と被申けれハ、我等こときの新参者ケ様なる騒動之側ハ御側無用に存候、御譜代之衆御詰あるへし、拙者ニは御門を堅めますと返答いたされ候なり

木脇納右衛門切腹の事

木脇納右衛門ハ勝たる勇士にて、兵庫忠朗江被相附加治ヘハ居住被致候、然に忠朗殿ヘ度々諫言被申上候得とも御用ひなく候、依之加治木を立退候、右之氣候ニ付興國寺ヘ寺領被仰付、其後宇宿於脇山切腹被仰付候、右寺入之内、兄玉筑後殿子忘新四郎殿、若年なれとも常々咄に被参候、左候而切腹之前口江進被中候ハ、極明日ハ何とも御笑止千万ニ存候、脇山におひて切腹被仰付管にて、親之筑後と讃良善助殿ヘ今日検使被仰付候と被中候、納右衛門返答ニ、扱々其方若年にてよくも被中候もの哉、乍然我も最早とくに存たり、足見られよとて喉之手掛を取候得ハ、髪をそり、然も小鬘に被改居候、切腹之口ハ上戸柱より并ニ乗て脇山ヘ被参候、親類中より為喰乞重之内とも被這候に、まんちう有之、一ツ一ツ喰てから、兄玉新四郎江被申候ハ、我ハ今死ぬるとおもへはまんちうもむまからず、御身沢山に被喰よと被申候、左有て切腹之時、兄玉筑後殿ヘ被中候ハ、介錯被成てから立て見せ申さんと云ハれけれハ、筑後殿より人の首落て立と口事ハ有間敷と被曰候、是ニハ返答もなく片られ候カ、介錯の後のひ上り被申候となり、此日ニ付てハ段々説多く御座候得と

も、右之趣兄玉四郎兵衛直咄を黒島原口被聞置候事

納右衛門殿戸柱より脇山までの舟中にて、讃良善助殿江被中候ハ、御自分万ハきつ不切中と承候なと云て、少々過言にも被申候となり、納右衛門殿介錯ハ筑後殿被成管ニて候、然に納右衛門腹十文字に切破り、腸の出まで筑後殿ハ鹿兒島之方に向て立見して被居候、納右衛門殿余りのにくさに、あの毛虫か何つやまなかといわれけるとなり、其後介錯被致候、筑後殿ハ納右衛門殿の類中ニて候事

平山大休坊殉死の事

平山大休坊 黄門様ヘ殉死被仕候時ハ、大柵をかき、下ハ吾山ことく積上棚に載り、薪に火を付させ焼死致され候、大休中され候ハ、自分は沙門の身なれば、身に銀をたてすして牛ながら火中に入らんとて如此被致候となり、其鎌山弥右衛門殿大休坊宅に被参候而、晩の御暇公ニ可参候、何時にて右御座候哉と尋にて候得ハ、晩ハ夜入候半と被中候、其時家来を呼て、何々当尾方之儀とも被申付様子にて、弥右衛門との被帰候而、夕飯を仕廻被申に、大休の火定に入らるゝと江進有之、はしをかりとなけ捨被参候得ハ、最早柵に火もへ付て火炎まいかわし、表にも火付候時分なり、鎌山弥右衛門御暇乞に参り候と高声に被口候得ハ、大休声つくるひ三度被致候、其俣棚焼落し火の中ヘ落入被中候ニ、其時までよりんの首聞得中候由、古今例もなき勇士にて候となり

黄門様能に用る籠御自身御細工の事

黄門様成時花形見の能に用候籠御自身被遊御細工、御側廻りの衆ヘ御見せ被遊候得ハ、いつも拝見仕奉褒候、伊東肥後御呼被遊御見

せ候処、一言も不申上落涙いたしも損し候、黄門様御機嫌懸
欺御人被遊候、御側廻之衆肥後に被申候へ、今日勝れて御機嫌も能
被成御座候処、其方仕形悪敷故御人被遊山取かけ、いつれもしかり
被申候処、何様とも返答不被申、間も有之御側廻之人を以、先程之
しかた何様之了簡有之いたし候哉、其段可申上申被仰出候、肥後誼
而上意之趣奉承知御受被申候へ、私不調法之仕形ニ付而御手打と
こそ存罷居候処、存念之趣可申上旨被仰出、身に余り難有奔存候、
乍世可申上候、殿様御年生壯に被遊御座、文武之道に御志を被
寄、国家之御政道專ニ御心を可被寄候処、遊芸に御心を被碎候儀、
何とも笑止千萬に奉存候、是と申も畢竟忠臣御持不被遊、御諫言申
上人無之、扱もはかなき御事と奉存候得へ、不覺落涙仕、もみ損し
候山被申上候、暫間有之候て、御看経所之様に可罷出之由、御側廻
之人を以被仰渡候、肥後ハ最早御手打よと存罷出候処、中納言様御
意候へ、其方心人之段被聞召上、別而深切之心入御感心被遊候、畢
竟御先祖様御神靈之御守りと被思召上、此刀之儀ハ丸田伊豆守正房
へ備前兼光作御えせ御打せ被成候処、出来も宜敷、切も勝れ候故、
御秘藏被遊候得とも拝領被仰付との上意にて頂戴候、正房之宝刀至
子孫于今相統申候、正房宝刀其時三尺余り有之たる山、今ハ摺上て
二尺六寸余り有之戸なり

守龍住持の事

守龍と申ハ福昌寺住持西侯氏之出家、初興國寺住持之節木脇納右衛
門一、一興匡寺へ寺領被仰付置候処、守龍より抱置候者を被殺
候儀、出家之、分ハ相立にて寺を逃し、此国にハ難罷居戸にて
色々被制候得とも、高岡まで被參候、其節鎌田左京亮と申人被遊候

に、於高岡留候へとも中々承引無之候、夫ニ付左京より最早無是非
仕合候、此上ハ御出家一分不相立も、又左京御奉公之一分不相立も
司前に候、此分にて鹿兒島へ難罷居候、切腹可仕候、是までハ出家
之御役に御引導被成可被下候由申掛候得へ、思ひ以たる様子に被
銘、大程に存候ハ、可罷帰候、「御終被成候を恨候而立退申も
出家之道、左京切腹させ候而は弥出家之道難立山にて、鹿兒島へ被
罷帰候、御便拜勤候者ハ、大事之思ひきり兼而可有覺事なり

頼娃主水切腹の事

頼娃主水と申人ハ文武之道之馬上之達者にて、千本松原にて二間之
鎧を馬の走るに不障様に達者いたし、朝鮮国にても無比類軍功有之
候処、朝鮮にて、忠恒公御難儀候場にて救立見、過言等仕候ニ付、
忠恒公別而被遊御立腹、切腹被仰出候処、御家老役衆談合にて、主
水儀は勝たる武篇之勇士、事に望てハ御用にて相立人にて候連、屋久
島へ遠流にて候処、忠恒公其後首尾能朝鮮より御帰朝、以後為御
慰御供多人數被召列南林寺小松原に御出、騎馬の大海に馬乗人、歩
行衆ハおよき皆々小練いたし、至極御慰に相成乎、御機嫌能被成御
座候、御意にハ、爰より建寺仙山の方を見るに、前には小川流
れ、朝鮮の新害(塞カ)に能似たり、それニ付思ひ出す頼娃主水
事、敵方に立ふさかり働之有様目さましき事なりし、しかれとも万
能一心に替るとかや、不届有之切腹為中付と御泪くみ御意被遊候ニ
付、伊勢兵部殿、御前に罷在、扱もよき御序と存被申上候へ、主水
事先年切腹被仰付候処、余り武篇勝たる者にて御座候ニ付、自然御
用にも相立可口と我々台合、命を助け屋久島へ遠流口付置候、最早
多年に及候間被召直被下度被申上候得へ、右之段被聞召上、別而の

御立腹にて、汝々彼大科人の主水を今まで召置候事言語道断不届至極被思召上候、早速切腹可申付旨被仰出、兵部少一期之不出來御取成之後悔為被致山、扨檢者として久保七兵衛殿・田中後藤兵衛・尾上可罷越巾、右三人江御直三屋久島渡海被仰付被差越候、主水は釣に出居被申候処、十文字之小差立たる船見得候付、何その事の有へしとおもひ嶋に帰られ候、扨右三人嶋へ首、宿をとり休息いたし居られ候処、主水少々ハ知被申候右之衆の旅宿のまへを大だら、腰にてそろ／＼と被通候間、三人之衆ね人たるふりにて被罷居候、主水事猛氣人にて檢使之衆もこり居被申候山、主水居所ハ少し高き所にて、入口ハ瀬戸道にて施柵に難行所に候間、三人ともに行なは一人も生而ハ歸るまし、先口にて可中越候と談合有之、貴所事先年遠流被仰付置候得とも、此節切腹被仰付候間、巾の後藤兵衛・尾上仁右衛門・久保七兵衛檢使として被差越候段、前世之宿縁と存候間、御望次第忘人御相手に可成由被申遣候処、主水返答に、何ぞ望も無御座候、上意候上ハ早速切腹可仕候、然とも上意打杯に被仰付候ハ、各よりおめ／＼と打れ申覺悟にてハ無之候、家来下今四、五人罷在候間、折角相側、三人共に返しハ致間敷と為存事候、御懇敷に承之上ハ、少も異儀無御座候間、此方へ可成御出候、致切腹可掛御目と返答故、三人之衆被參候、其中に尾上氏ハ古より主水入魂有之候間、主水母より音物など頼被遣候、尾上氏ハ主水へ為形見硯石を為被遣山候、何ぞ可進と存候得とも、可進品も無之候由為被申巾、扨又母ハ状宅通遣申度候間、御届可被下候山にて、尾上氏へ状宅通被頼候、其狀に

べ處に御勘氣を蒙り可被相直と存候外、切腹と被仰出、何事も前世の報ひぞと思召候へ」「」

冠姓主水

母上様

主水辞世に

誰れもかく一度覓ぬひとねむり 二期の夢も瑠

嶋津大膳久豫の事

嶋津大膳久豫御事ハ隠謀之企有之由相知れ、御取らへ有之筈に相究候、其時ケ様之大人をからめ候ニはしんくの縄にて無之候得ハ難成との事なり、御持合之人無之候に、嶋津図書久通野州これに宅筋持合候とて懷中より御出被成候、左候而鎌田出雲殿御宅江芍薬の花見に御出可被成巾にて御請招有之候、召拍之檢使にて山田昌巖、取手ニは桐野仲左衛門被仰付候、出雲殿其席之次之間にてとらへ候は、大膽大力にて流石之件左衛門も捕留かたくに、昌巖老より上意を以御手を留候と有けれハ、それよりハ御働無之候、屋久島へ遠流被仰付候処、舟之側にてあぎをつき、舌を喰切り御果被成候となり、其時より東郷の口領被召上、口置計に成候

伊勢平左衛門親父は有川雅楽介なりし事

伊勢平左衛門殿親ハ有川雅楽介殿にて、本ハ有川氏にて世々有川と名乗り来り候処、慶長大乱之後東照宮御旗本衆伊勢稲葉守殿、伊勢平左衛門殿參会之節、四州被仰候ハ、其元有川氏御名乗り被成事ハ如何様成訳にて候哉と御尋候、平左衛門との答被申候ハ、有川ハ伊勢之小名にて御座候、我が家前ハ伴大納言頼盛より以来段々相わかれ来り候、依之有川名乗侯ハ返答にて候、其時四州より被仰候ハ、扨ハ左様に有之候哉、庶流有之よし我が家にも中伝候、自分家庶

流無別条候、自今以後分勢名宇免可申候、分勢之二男家可任之よし被仰候と、其後伊勢名某被成候事

四本縫島原合戦にて多く敵を打し事

四本縫殿嶋原にて城之下浜下之方下湯有之候に、它町計下湯を通元
に多岩有之候、其岩を楯に取毎日敵を惣候、數多之敵を射落し候と
なり、右下湯城より近く、矢道烈しき所にてひところに通る事難
成、暗れなる場所にて右のはれ場所にて敵を被射候、依之縫殿との
ハ鉄炮の上手と名をよばはれ候なり、右之働他国之人見候て、他国
衆の内より它人縫殿へ被申候ハ、明日ハ御介抱を帳中山被言候、縫
殿被存候ハ、自分ニハ鐵の糸をとり漸く渡世いたす事なり、然る処
何とて彼の人之介抱なるましきと存候て成間敷之由返答致候、翌
日も又下湯を通り敵を被惣候に、彼人も右之場所へ鐵振かたけ參候
て、九年母を它ツ懷中より出し、指小刀にて二ツに割、它ツハ縫殿
にくわき、它ツハ自くらひ、順而城乗いたし候が、彼人終に不被始
候、其時縫殿の存当り、扨も自分に介抱を頼と言しハ、二の口をつ
き、一世のおくれを取心外之至かなと大きに悔被申候となり

東郷肥前入道重位示現流上覧に備へ并に坊泊地頭の事

東郷肥前入道重位八十余歳に被罷成候節、光久公江被申上候
ハ、私余命も無之罷成候ニ付、是までの御暇乞に示現流上覧に奉備
存候由願被申上候處被仰付、嶋津安芸守久雄於御宅御上覧被遊候、
重位弟子中被召列備上覧候、藥丸大炊兵衛事ハ二才にて為打出しに
參上仕候、其節之兵法重位高弟子衆までにて候、大肥前殿事ハ
光久公御前不宜二付不被罷出候、翌早朝藥丸氏江大肥前とのに為

出、大炊兵衛殿へ被仰付候て、扨も昨夜ハ浦口敷存候、誰か兵法を
能被見候哉と御尋にて候、大炊兵衛殿より答被申候、重位之達者は
中々今時之二才衆などの成る達者にてハ無之候、大野正右衛門殿
兵法勝れて能相見得申候、御親父様之重位より上方にて可有御座
候、拙者ハケ様見及申候と返答被致候に、大肥前殿にも、拙者も常
に左様とそ存るなり、足を見られよとて、懷より大野正右衛門と
書たる札を御出し被成候となり、其節罷出候人ハ、児玉筑後・本四
半兵衛・国分月後等、此衆中にて候となり、大炊兵衛事ハ三十余に
て候

大肥前殿ハ惣奉行と被仰付、坊泊の地頭重位より引次に被仰付支配
被致候、然処に坊の住人速水古左衛門と中人無双の兵法すきにて、
肥前殿宅にも節々罷出兵法稽古仕候、或時肥前との坊泊へ被差入
候、其節右之吉左衛門所囃など方江願出候ハ、今度御地頭御差入ニ
付而ハ何とそ私に御用聞被仰付度奉存候、御地頭様ニは兼々御心安
被仰下候間、必私に可被仰付としきりに願申出候、依之古左衛門ハ
御用聞申付候、古左衛門心中は少し間有之候ハ、示現流之示に預
度との念望にて如斯願候となり、然とも晝夜ともに役々相詰候て終
にも透無之候、然るに一乘院より諸招被致候而、終日之馳走にて夜
入まで為居られ候、其夜ハ月も隈なく冷風吹て、肥前殿にも幾嫌よ
く被居候、今夜ハ御一宿被成候へとの事にて、其夜ハ寺に被為居
候、右之吉左衛門も一所に罷在候、住持并役々の衆御休み可被成之
由申上候而退出候、古左衛門爰そ能時分よと存候而申候ハ、扨肥前
様私事数年御存知候延御流儀儀仰仕候、何とそすこしの御示しに預
度奉存候、鹿兒島へ罷越候節ハ御弟子中多く御出被成候間難叶御座
候、今度御差入につき御用聞願相勤も此一儀申上げん為にて御座候

と云けれハ、肥前殿御聞被成候而、成程其方か心申すわんとて能知たり、流儀は奥意を語り問すへしと有けれハ、吉左衛門不斜悦相待居けるに、大肥前とのね入被成様子なり、吉左衛門さても無情御事哉と恨被居けるに、肥前殿より吉左衛門と高声に被仰候得ハ、驚御答申候、ね入はせん哉と被仰候、曾ね人申候、いつか語り被遊候哉と存候處、貴公様社御ね人被遊御様子にて御座候、奉恨罷在候と言けれハ、さらば語りて問せん、ある者か故郷を久々に帰宅するとて道をもとまよひ、爰そとおもひ行しに深谷有、細き丸木橋あり、渡らんとすれは不叶いか、せんとおもひ居けるに、向に声をかけて迫つ返つ相戦、能々みれハ我親なり、扱も親とおもふ内に親を切ふせたるをあれハ、不覚右之丸木橋を走り渡り、親之敵を打得たり、其後二度と其橋を渡る事ハならざりと御語被成けるとなり、大肥前とのハ上手にて、橋の意味をたゞの咄に被成けるものなるへし

川上因幡久國の家来藤井四郎兵衛殉死の事

川上因幡久國の家来藤井四郎兵衛事ハ示現流上手にいたし候、因幡殿へ殉死の契約申置、因幡との死去の儀供いたしけるとなり、切腹候節跡より大山被持せし候、切腹の場所へ喰乞に御申被成候かた／＼中候ハ、若き時分ハ血氣に任せ、此技にて首自殺を可致と存候て拵置候へとも、年罷寄ごうごも不自由にて其儀不相叶候、大故に介錯人江宜相頼申候、拙者ニハ扇子腹をいたし、いづれもの御口に可掛と申、腰肌を抜、しわ腹を扇子のかなめきわにて声をかけて引廻す様子、中／＼もあてられんほとすさましき様子なり、然るを後より介錯いたしけるとなり

篠崎覚左衛門兵法教奇及示現流の事

篠崎覚左衛門との兵法教奇にて折角修行被致時分、大肥前殿へ被申上候ハ、私事御弟子中数百人の打出し仕候に、終に肥前殿之様に討人無御座候か、因幡殿家来の藤井四郎兵衛ハ間々肥前殿之様にすましき討を仕候と被申ければ、肥前殿より被仰候ハ、成ほど四郎兵衛ハ上手にするよ、然れとも思かあしきよと被仰候、又思ニハかもはん物なりとも被仰候、左様に被仰候ハ、偏に心得ざる様にとの思召なり、覚左衛門殿ハ人道して「真と言しハ此人なり

大肥前より東郷與助へ問答の事

大肥前殿より東郷與助とのへ被為問候ハ、示現流の意味ハいかなる物と存候哉と御尋かけ被成候ニ、與助との答て被申候ハ、存駒の己か氣を得ていくひろもしれんかけの上に、片足ふみかけ大空に向ていなく様なる物と存候と被申候得ハ、肥前とのいやく草打喰ておるものなりと被仰候となり

黒葛原周右衛門忠女腹立の事

黒葛原周右衛門殿ハ東条高左衛門を討し鎌田弥右衛門との孫なり、公事相済候而後、弥右衛門殿黒葛原氏へ見廻にて候得ハ、忠女以外腹立にて、扱も年ハうつきものなり、鎌田弥右衛門と諸人よりも言ハれし人の跡之大出合を仕出し、相手よりハ切込と言沙汰有之に、御見廻も不被成候、相手の方より只今切込いさまらんなど云時は、女なからも喰付までもいたさんと存候に、扱も年ハはかなき物にて候と言はれ候、弥右衛門殿より返答に、御身の術ハ強き齒な

り、皆も切込くと言て切込之例もなし、大故見廻もせきりしといわれ候となり

吉見貞右衛門屋簷の事

吉見貞左衛門屋簷之時、物頭には大山主馬殿・丹生弥兵衛殿・児玉四郎兵衛との・種子嶋次郎右衛門殿被仰付取に被参候、左候而家之内江皆々詰入、右往左往に戦候、くさくさハくらし同上討杯有之候哉、大山主馬とのハ貞左衛門か首をひしくに被討候に、平討にて候、丹生弥兵衛とのハハ八セ寸の定差にて被働候に、はりに切付自在に無之由、其上深手負被中候、児玉四郎兵衛とのハ別而念の入たる人にて、大小之刀を弥兵衛殿見せ、自分にハ初（始カ）終刀ハ拔不中候と尼被中候となり、其時火を吹立候足怪有之候、鉄火ばしを首にさし、火を吹つけ候となり、返り何かしなり、去年表方江被召出坂下次郎左衛門ハ右之孫にて候となり

四本縫光久公へ御口見の事

光久公御老年東戸御通路之砌、四本縫殿「一、凌（綾）被召移罷居候付、御泊之場所へ致参上、上筆のくろいてを苞せし致進上懸御口候、近習の衆何者なれハ殿様にも御丁寧に被遊御意候かと皆々被中候ニ付、光久公被遊御意候ハ、かの者ハ四本縫と言ものなり、若き時分ハ武功勝れしものなり、当時ハ綾に居住せり、本ハ伊集院へ居けるものなりと被遊御意候、縫殿より其時光久様へ中上候ハ、朝夕半を被下罷居候、数年難儀に御座候間、何とそ御高少々被成下度ハ順被口上候、光久様其咎之儀なりと被遊御意候而、高三拾余斛被成下候由、子孫今綾に罷居候由

石原愚見老物語の事

正二月廿四日薬丸氏にて石原愚見老に会しけるに、石原翁の物語ニハ、自分等若年の比まで嶋原江被立候仁禮太郎左衛門存命にて候、九郎左衛門殿へ嶋原の次第を尋しに、九郎左衛門殿成程嶋原へハ立しかとも、合戦の手に不合、依之軍物語不存候、しかしなから自分の立し次第を語りきかせんと、扨自分事ハ一番立より願しかと不被仰付、漸く三番立に被仰付候、出水米之津より船にて嶋原へ渡るへき賦にて、賦の間ハ之津町へ止宿いたし罷在候、夜中に遠く和嶋どるめきの様に聞へ候ニ付、亭主へ尋けるハ、雨ハふり候半哉と尋中候、亭主申けるハ、あれハ嶋原の石火矢の音よ、御身立（達カ）ハあの玉の下にたちめす筈なりといふ、扨もと思ひしに舟も時分能しと中ニ付、夜明前に乗候に、其月人時分嶋原に着候、舟頭其此下に御入被成候へと中に、依て塩の様に有之候下に人候、追付城より打出し候鉄炮の下を通り候、あの垣の様に有之候ハ、皆仕寄の竹たばにて候、段々に竹たばにて仕寄有之候、薩摩陳の尋参候に、爰と中所に参候、左候得ハ、足輕共柴屋に御入被成、他の小屋へ自分用言ニても、みたりに向御出被成間敷由稠敷申候、其次日光久公江戸より御下着有之候、殿様御宿被成候上ハ、城貴可有之候間、似合敷働可致と存所に、光久様へ松平伊豆守殿より薩摩へ御下り、御父中納言殿御病氣御覧なされべく、大切のよし承及候、必々御下可被成由しきりに被仰候ニ付、無是非御下向被成候、直に其御供被仰付候、依之御供いたし罷下り候、依之合戦の手に不合、口物語ハ無之侯との咄にて候

関ヶ原合戦之節、川上四郎兵衛忠兄罷登被中并永野勘左衛門戦死の事

関ヶ原勝戦之節、惟新様上方江被成御座、石川殿へ御組合之由御国江相聞得、御家老川上四郎兵衛忠兄罷登被中候節、出水にて中馬大藏江逐被中候へ、上方にて殿様石田殿へ与合被遊御合戦有之筈候間罷登可申被仰候、其時永野勘左衛門へ申聞、御跡より可参由被中候、左候而勘左衛門へ被相問候得は、我等ハ老母有之候間、それへ暇乞いたし跡より可参由被中候、大藏ハ肥後水俣之様に被参候得へ、四郎兵衛殿船ハ最中船仕候間、それより陸を被参候、左候而殿様御前江被召出候而、永野勘左衛門ハ不参候やと御尋被遊候、大藏被中上候へ、勘左衛門ハ老母有之候間、片付方仕候而跡より参上可仕よし被申上候、追付勘左衛門も被登付候、左候而翌口之今戦に勘左衛門戦死いたされ候、勘左衛門子孫ハ于今長嶋に有之なり、大藏子孫ハ巴水に有之なり、後々 惟新様加治木へ被遊御座候外被参候へハ、殿様手洗鉢を御小姓共と御直被遊候、御申候ハ大藏参候間隠し可申御意被遊候、最前か程ハ 殿様御直ニ御料理被遊御喰ハせ被遊候山、加治木にて関ヶ原以後大藏江御庖丁人料理いたし御喰せ被遊候へハ、殿の尻かこへたと申てくわすして罷歸被中候山曰伝候なり

嶋原合戦の際山鹿越右衛門敵五六人突殺たる事

嶋原江切支丹一揆罷籠候、山鹿越右衛門敵五、六人小弓き所に居候を越右衛門只一人にて突殺し候、然其手負槍下之首を取事不叶、土走人走來て、永井仁濃守が家來の者にて候、見口せは手負被成候首を取て可進由申候而、敵も五、六人手負を引まといひ退所を追掛首を

取、山鹿に渡しけるとなり、其後山鹿江戸に相詰候而罷下刻、濃州大坂へ被宿候へは、先年島原にて首取て呉候人尋來て、扱もく先久々得御意候山中、御方御通路於有之ハ必可掛御目と存、町宿へ薩州之人御宿之時分ハ知らせ可申由兼而中付置候に、今夕薩摩衆之御宿と承、人を遣見せ候へは、山鹿殿と申ニ付御見廻申人候、扱元年嶋原にての御働、今に難忘執着に存候、依之御方の武笛を俵にあやからせ中更召列候とて、十二、三之兎同道にて酒肴持参候、越右衛門殿不及辭退、さらば午慮外盃を進せ可申とて、腰ニさげ候水吞にてさし被中候、酒済て此やしうふハ直に俵に可被下とて所望故、被遣候となり

黄門様へ殉死の衆田の中へ飯屋の事

黄門様へ殉死之衆ハ、福昌寺之下田の中に飯屋を構、其中にていづれも切腹被致候、爰に次右衛門打立被中候に、福昌寺門前之辺にて最早切腹之人桶に入、親類衆附添被参候、次右衛門誰にて候哉と尋被中候得ハ、山田大泉と被申候、然に次右衛門扇子にて桶の上をたき、大泉早く御牛廻被成候、頓而追付かんとて被参候となり

久保七兵衛殉死せざりし訳物語の事

久保七兵衛殿も 黄門様江殉死の御約束申上被置申、されとも松平伊豆守殿より諸国の殉死被相止候間、七兵衛殿ハ殉死不被仕候、傍輩衆見廻候て被中候ハ、御返ハ 殿様へ虚言を被申上候山、いづれも笑被申候得ハ、七兵衛殿返答に、自分は 殿様の下人にて候間殿様次第三仕候、殉死仕れと被仰候得は可仕候、止候得と被仰候得は相止候、なんと浦山敷ハなひかと被中候となり

「伏の屋籠上意打ニ付久保七兵衛十四歳の少年にして智略を以て切腹せしめたる事

或時、山伏之屋籠有之候、上意打を被仰付候衆右山伏手利故入り居候由、小路にて右之相談仁候処に、久保七兵衛殿通り掛り被中候が、聞とがめて、各は何ぞ只ならん事を被申候、我等通合候、不当に可承中候得は、二才衆被申候ハ、御辺若年にて被問事にて無之候辻不被申候、されとも強而被申候得は、さあらハ申聞せ候はん、彼山伏屋籠を上意打被仰付候ニ付相談いたし候山被言候、七兵衛殿彼の山伏ハ手利にて候間、各も自由ニハ成間敷候、我等了備候間參候、我等家内より出るまでハ各ハ門外に可被居山被申候得ハ、いづれも其通許奔被中候、左候而七兵衛殿本より山伏と知音なれハ、戸口より無刀にて内江入、山伏かひさになん掛り被申候ハ、御辺不案内敷上意打被仰付、門外ニ数多參被居候、とても難叶候間自分を御殺被成候て切腹可被成山被中けれハ、山伏感し、扱もく若年之志忝候、さあるハ切腹可仕逆切腹致候由、後に被申候は、彼の山伏我を切申候ハ、のんどに喰付可中と存、ひさに寄か、り候、のんとに喰付時分ハ音有之候へん、其時各かけ入討取被中にたよりあらん、喰付候所ゆるしハ致間敷と思ひ居候と語被申候事、其時七兵衛との十四歳にて候」

伊勢兵部少輔貞昌へ旗本の木田三彌と申者山田弥九郎息才なりやと尋ねし事

伊勢兵部少輔貞昌江御旗本の木田三彌と申人、山田弥九郎殿ハ息才に被成御座候かと尋被申候得ハ、兵部殿より成程忌才に罷在候、今ハ民部と申候、扱何之御知人にて御座候哉と尋被申候得ハ、関ヶ原

之時分に近付に成ました、拙者ニハ内府旗本ニ罷居候か、西国方面口旗本の若面々に手槍ゆるされ、我一益ニ相働候、其時新定惟新定の退口に掛りて、薩州の殿之大將と槍を合せんと申掛候得ハ、薩州の山田弥九郎と名乗て馬の平首に槍添返答せられ候、勢中々口も見合かた、拙者にも不觉五、六間引退候、其時の知人に御座候と語被申候、兵部殿より又昌巖へ咄被申候得ハ、山田氏の返答に、大ハ拙者にて無之候、中間か返答候事有之候、其時ならんと被申候

東郷家の口上寛田緒書の事

京郷肥前入道重位於京都示現流之兵法相伝仕候儀を、口納言様被問召上、其比之御師匠仁捨無二録東郷之丞へ大龍寺於御屋形立合被仰付被遊上覽候、新之丞太刀少も出不中重位訂勝申、首尾能御座候、左候而御前退出仕相扣罷居候処、御奥江罷通候様御意候ニ付、参上仕候処、中納言様御自身御腰物を御抜掛ケ被遊、御立合候重位木刀にて首尾能仕候ニ付、被遊御悦喜、則座御師匠之御契約被仰出、因分御上様御約にて御上器頂戴、御腰物拝領仕、更加至極難有生合御座候、夫より御兵法御指南多年相勤中候、依之難有御書及数通頂戴仁候、殊に御高千石被成下候処、余恐多奉存、千石之内先四百石口請、残り六百石差上置候、且又坊泊地頭職被仰付候、其上居屋敷之儀も中納言様態と被遊御差出、御見分之上御見合にて拝領仕候、御城近辺上又上下之人數稽古最寄まで被遊御考、屋敷被仰付候山御意にて候、上又世倅肥前并亡父肥前までは御代々御師匠被仰付中納言様・寛陽院様・泰清院様及数度被遊御光儀候、右之通御代々様御指南仕、御参勤之御供多年相勤口、流儀無隠罷成候事

重位事 中納言様御參勤御供仕候御、伏見御川船に下川分豫御小者
宅人御船頭宅人重位被召乗候處、加藤肥後守殿御家中衆へ於中途參
合、右乗船之引繩御船之上を引通中候ニ付、御船頭其繩を切中候ニ
付舟流候、乗衆立腹仁、陸江揚御船引繩之水手を追払、其繩を取御
船を陸宅式間引寄申候、御供船ハ御跡にて御船宅艘にて為相究砌ニ
成立中候、中納言様被遊御覺悟、伊豫・重位其覺悟、重位既に水
に飛入可申と仕候を、中納言様御長刀之石突にて御押へ、時分ハ御
存可被遊由御意候ニ付相居中候、其時右拔身にて御船へ仕掛候者共
も、重位氣色且又此御方様と見知上ケおもなく引取為中申にて、其
場首尾能御座候、其夜伏見江被遊御着、御月見に御差出被遊候而、
重位被召出被遊御意候ハ、今晨之儀御究被遊候處、御運強く候て事
も不出合、右之者共相逃し、扨右之者とも之内頭立候者御見知被成
候ニ付、陸江御上り候ハ、先宅番に右之者を御討可被遊と被思召
上候、重位ハ何様ニ存居候成と御意候、重位中上候ハ、私儀ハ左様
ニハ存不申候、敵之差別不仕間、近き者共より宅人も打もらさぬ心
底に落着仕居候通申上候得ハ、誠に其等に候、尤に被思召上候、扨
其方儀何様之刀にても相濟候儀は被遊御存知候得とも、今日も九寸
五部を用ニ付、其段御心掛候御腰物之内、別而御秘藏にて候得と
も、是を被成下候間、未々まで相伝候様にと御意候而、閑禪定之御
脇差拝領仕、重位より亡父肥前まで身を不放秘藏仕候處、泰清
院様切れ勝候刀兼て御尋被遊候處、右脇差之儀被及聞召、御望に被
思召上候ニ付、亡父肥前より差上申候、別而御秘藏被遊候處、於江
戸御病氣御大切被遊御座候砌、御立願として愛宕江御上ケ被成候、
其後伊勢平左衛門申請、于今格護仕候事
重位事 龍伯様・惟新様御前江折々被召出、御而殿様より御筆をも

頂戴被仰付、今に格護仕交中候
惟新様御意候ハ、中納言様御事、示現流へ成ほど被遊御心掛候ニ
付、別而生合被思召上候、弥以已後共之御指南可申上出、難有御意
共御座候事
大猷院様御取立之柳生飛驒守殿、二之弟子、福町七郎右衛門殿、
寺田少助殿より元和八年春之比、於江戸重位立合を望被申候、天下
衆之儀御座候得ハ、遠慮仕居中候得とも、強再び望ニ付、伊勢兵部
殿へ御差図、重位立合候處、兩人共に少も太刀出不申、重位打勝ち
中候、依之右兩人則重位弟に被罷成候、右之願神文等于今格護仕
候、右福町殿・寺田殿儀ハ、公方様御打出にて能御存之人にて御座
候出、其節之立合之砌、重位より強く並り中候而、宅人ハ其以後痛
相果為申中候事
大猷院様より其後重位示現流之儀被聞召上、中納言様へ重位事御
所望為被遊由ニ御座候得とも、中納言様御秘藏被思召上候ニ付、
重位儀ハ、杵栗中候通為被仰上山候、依之其以後御參勤之御供に不被
召列候事
御牛置に被仰付候科人討手に折々被仰付、或ハ宿所、或ハ於中途も
參逢次第段々討取申候事重位一世度々相物候、且又橋口小藤太御成
敗之時分、鎌田前左京・重位兩人江、中納言様より被仰付候節、則
光之御腰物重位江拝領被仰付、右御腰物を以重位首尾好小藤太を討
果中候、右之段々、中納言様被聞召上、以之外御機嫌能被成御座
候、左候而御意御座候ハ、右腰物殊之外大切に為仕申被聞召上候
条、先可被召上候、右代は重而御見合可被下之由御意為被遊申候事
重位隠居被仰付候砌、中納言様より御意候ハ、当分之高にてハ難統
被思召上候ニ付、為隠居料御高白石被成下難有頂戴仕候事

重位・年罷寄相果候列、寛陽院様御光儀被遊、難有御意被成下、誠以恐多豆加至極奉存候事

祖父肥前重方儀、寛陽院様御若年之砌より流儀御指申上、毎度難有御意共御座候、依之弥流儀繁昌仁候、重位引次に坊泊地頭職・町奉行まで被仰付候、且又御郡新規被召立候御之儀、肥前江被仰付置候、且又御郡座新規被召立候御之儀肥前江被仰付、最（一）より相勤、御役座規模も相究候、其後御分国中一統に大御支配被仰付、多年相勤中候、御朱印御高不足仕候處、致都合候外に増御高式万四千石余片来仕、結構に御内檢御成就有之候、右増御高ハ、郡座付御藏人に別立被仰付置候、其以後肥前見立を以右御高之所務にて新地御仕明仕候處、諸所之地方相応中、大分之御高出来仕候、大より当分へ附佐与御藏入と唱申候、其節より新地之儀相始り、肥前勤功于今御郡座へ相知中候事

祖父肥前重方事御朱印御高致不足候處、以勤功致都合候ニ付、別而御喜悅に被思召上候由にて、為御祝御料理被下、其上御褒美として先御高式百石被下之旨被仰出、拝領仕候事

亡父肥前重利、若き時分 寛陽院様御参勤之御供仕候處、大猷院様被召上、古藤兵衛入道重位子孫にて可有之候間、流儀可被遊上竟ハ被仰出候ニ付、寛陽院様被仰上候ハ、重位子孫にて流儀相伝仕候得とも年若御座候、重位嫡子今に存命罷居候間、因元より召寄、流儀可被傳 上覽旨被仰上候處、先藤兵衛兵法を可被遊 上覽之旨被仰出、御日限まで相究候節、無釋上様御不例に被遊御座御他界ニ付、其儀無御座候山、其後 大玄院様御兵法御師匠被仰付、多年御指門口上候、依之 泰清院様御事及數度被遊御光儀候、將又備前兼光之御腰物拝領仕、今に格護仕置候、諸事難有御意とも段々有

之、亡父宅にも數度被遊 御光儀候、御筆等まで頂戴仕其加至極御座候、且又先祖代々不相替坊汙地頭職被仰付、其後方々江地頭職御繰易有之候、左候而御兵具奉行吟味齊まで被仰付、江戸御参勤御供數度相勤候事

寛陽院様より亡父肥前重利へ早川之名字御免被下候ハ、肥前事於他国も方々使者をも仕候得ハ、於他国も差支儀も可有之候間、向後ハ他国にて早川肥前と相名乗可然山ニ付、早川名字御免被下、名乗来候事

中納言様御代より 寛陽院様・泰清院様・大玄院様御師匠相勤候故、正月二日弟子中召列登城仕、於御前兵法初被仰付、殿様にも御むすひの兵法被遊候而、御田例程に御座候、依之御盃頂戴仕、弟子中不殘於御前御^{（一）}被下來難有仕今御座候、右之通御前江も肥前事ハ毎度被召出候處、肥前事病氣に勞、御前へ罷出候休にも無之、中納言様より重位へ示現流之儀末末に至断絶不仕様心掛申儀、御奉公之第一にて候と折々為被遊御意候山、肥前相果申御までも為中間置儀に御座候事

寛陽院様御代に、示現流元祖并重位位牌所・能学寺^{（取）}相立申度山祖父肥前代に申上、御免被成下、難有御意に候、弥取立可申由被仰付候ニ付造建仕、普吉和尚并重位位牌所安置仕置候、殊に 中納言様御筆重位繪像被遊、末々まで相伝候様にと被仰付致拝領、于今格護仕置候、年首には繪像掛弟子中口例之兵法始仕来候、且又能学寺へ寛陽院様兩度、泰清院様一度被遊御光儀、難有次第奉存候、其上上使 御通道之砌、右能学寺へ兩度御宿被仰付候、寺之由緒委細為被問召上候、且又普吉和尚位牌寺、京都天寧寺へ能学寺之儀相知、先年兩度使僧有之候、尤書状往来有之候事

右之通段々難有被召仕候ニ付、先祖代々至拙者まで折目之 御口見仕候節ハ、二種一荷御太刀目録進上仕、御礼申上米候、私まで家一筋之儀を以、段々難有被仰付候事

戊八月廿三日

木脇休作祐秀朝鮮番船破の際手負の事

木脇休作祐秀ハ、朝鮮番船破の時手負、海へ落人うかみ被居候を、惟新様御下知にて引揚、殿様御ひさ枕にて養生被成下候、其厚恩勝れたる人なり、關ヶ原御陳之刻、例之供^{ゆづり}にて、東国勢と御取会、御側無人之時、休作馬上に長刀を持、薩州之今弁慶名乗かけ参るを御覽被遊、千騎のいきはひと被遊御意候、元和五年七月廿一日惟新様御逝去之御、加治木春日の川原にて殉死被致候、其時殉死之人々江介錯いたし、自分ハ跡に残り、岩のはざまに柄を立置、大にぬかれて相果被申候となり

木脇祐秀親父判部左衛門肥後八代にて戦死辞世歌の事

祐秀の親父判部左衛門殿ハ、肥後八代の内花之山城にて戦死なり、其時辞世に

うつ人もうたる、人ももるともに

浮世の夢はいまそさめける

龍伯様或時新納拙齊の手をちよと御取ありケ様の時も歌出るかと御意に對する歌の事

龍伯様或時拙齊の手をちよと御取、ケ様の時も歌か出るかと被仰候に

光りなき深谷かくれの夏草ハ

哀根の松に見こそたよはね

惟新様朝鮮御渡海の節拙齊歌及惟新様御返歌の事

惟新様朝鮮御渡海之節、拙齊并元まで送り候て、歌に

あちきなや唐土までもおくれしと

思ひしこともむかしなりけり

惟新様御返歌に

唐土や大和をかけてこゝろのみ

かよひ思ひそふかきとハしる

押川強兵衛十一歳にて水俣陣見物及び死去の年月の事

押川強兵衛ハ元龜二年辛未十二月朔日誕生なり、天正九年水俣陣見物として兄河内守ニ相付差越候節、本ゆひに矢文を被射付候、其節河内守より新納拙齊に其欠を掛御目候処、近く寄候にこそ矢を射付られ、然とも身にあたらしる事ハ、運命長久にて武辺者に成候半と殊之外褒美有之候事、其時十一歳にて候となり
寛永六年己四月廿六日強兵衛死去、五十九歳なり

日新公御逝去の時貴久公御歌の事

日新公御逝去之時分 貴久公御歌に

つく／＼と思ふにすこしなく「」

たゝしき人のおのりなりけり

又八郎忠恒公幸侃御下討高雄山に御寺人の際非人の詠歌を御聞

被遊御歌の事

又八郎忠恒公幸祝御手討被遊、高雄山に御寺人之時、非人の珍敷歌詠候を御聞被遊候て

山里のあるしかをしてすまんより

都のしつの身となりてまし

非人の歌は

雲の上ハ風もおよはすおのつから

木の本にのみ花そちりけり

黄門様或時御番所にて朱鞘の刀御覧持土財部甚五郎と御物語の事

黄門様或時屋形御番所の前を御通り被遊候に、朱さやの刀有之候を御覧被遊、彼刀持来れ、刀の主も呼候得と 御意有之候、左候而右之者罷候得へ、其方親比刀ハ秘蔵いたし候、是を見ても思ひ出さかわゆき事なり、切其方親ハ予に列死の約束を致置かれとも、伏見にて討死いたし、其儀難叶候、汝親の名代に殉死可致之由 御意有之候に、御返答申上候へ、親ハ親の了備有之御契約為申

「にて可有御座候、私ニハ御断奉存候、只今にても御馬前の討死ハ可仕候得とも、御列死御供之儀ハ御断奉存候と口上候、殿様以外御褒美にて、親にもましたる者なりと御意被遊候、右之人ハ財部傳内左衛門子甚五郎と申候、此嘶紫丸長左衛門殿より承候

大山六右衛門秀綱死去の節黄門様東郷肥前守を御使として御歌手向ありし事

大山六右衛門秀綱死去之節、 黄門様東郷肥前守を御使にて御歌を

手向被下候、右之 御歌に

誰とてもあはれハ知らん世の中に
あたし泪の社のうへかな

于時寛永八年二月十五日、大山平六祖なり

平田三五戦死新納拙齊歌の事

庄内成敗之比、平田三五とて無双之美少年戦死之節、新納武州人前拙齊あはれにおもひ

昨日まで誰か手枕にみたれけん

蓬かもとにかゝる黒髪

と被詠たるとなん

光久公桜嶋山手前より御泳の事

光久公或時桜嶋に被遊御光儀候処、横山八、九町手前より海に御飛入、横山さして御およき被遊候、横山御飯屋下江御上り被遊候得へ、御跡に大成ふか頭を出し申候二付、御近習之衆より、扨々御運御強き御事奉存候、只今御跡に大成ふか頭を出し申候と被申上候得へ、 光久公被降召上、又々則海に御飛入からず嶋をさして御およき被遊候二付、御供之面々肝現も身に不附、あきれ被果候、然とも無何事からず嶋御あかり被遊候故、御近習之面々被申上候へ、ふか頭を出し申候も只今の事にて御座候処、則海に御入被遊候儀御運強けれハこそ候へ、あぶなき被遊方之由被申上候得へ、 光久公御意被遊候へ、其方共ハ分ケを不存ものかな、太守之生来果報にて、何そ魚・鳥のゑじきならんや、若又魚・鳥のゑじきに成程の運にて、三ヶ国の太守に成ても面白からず、いわんや乱世之御はと被遊御意

候事

光久公御所望なりしも島津甲斐竟に小歌うたわざる事

嶋津甲斐殿事小歌之上手之山兼而 光久公聞召上られ候故、西目御参勤之節、於伊唐嶋被遊御意候ハ、今晚こそ兼而被聞召上候甲斐小歌御前より御望可被遊由にて、夜人時より御酒盛始り、夜中に御意にて、三度御所望被遊候、又御近習之面々より度々所望にて候得共、甲斐とのうたひ不被成候、夜明候節其通にて御酒盛済中候、翌一御近習之面々より甲斐殿へ被申候ハ、夜前御意にて三度まで御所望被遊候処、御うたひ不被成儀如何之由申候ハは、甲斐との何とも返答無之、につこと打笑被居候故、又々協より三度までの御意を御背之儀無心元由被申候、其時甲斐との大の眼を見開き被仰候ハ、御家老役を相勤候者 太守之前にて小歌杯をうたひ候儀皆て無之儀なり、各儀とてふりまらにて踊狂ひ申ても、御前一 一にても、御家老役と申者うたはさるもの、由被仰候事

光久公御細工所の細工人へ御心付の事

光久公御代諸人より進上之目録請之へき上下によらず御細工所に被遣、漆にて黒御塗らせ被遊候ニ付、細工奉行より御納戸奉行に被致相談候ハ、御前より塗に御下ケ被遊候ふき殊之外施相成手よわきへきにて候、然を漆にて黒塗に仕候得ハ、殊之外御損にて候間、手強へきを相調塗調申候ハ、御為にも候由被申候ニ付、御納戸奉行より右之段被申上候得ハ、 光久公被遊御意候ハ、左様仕候得ハ宜敷儀上にも御存被遊候、もとより此内より塗調荒上候へき相立候、然とも右へき御塗らせ被遊候儀ハ、塗仕候者ものかつへさるやう

にと被思召上候故、御塗らせ被遊候間、此内之通塗調可弄上候、以後とも左様成こしやくなる事に氣を附申間敷候、惣て細工人之細工無之時ハ、色々の悪心を起し、盗人又ハ火をつけ申候、左様候得ハ殊之外大き成御損被遊ものにて候山被遊御意候事

光久公波江野仙千代江戸へ御召列の事

光久公御代に波江野仙千代と申町人若衆有之候、後に波江野幸右衛門と申、母は山野田與左衛門と申候て 光久公御心易被召仕候もの、姉にて、右仙千代事須摩仁右衛門と申鞍打之弟子に付て稽古仕候故、御参勤之節仙千代母御内証より仙千代事須摩仁右衛門弟子にて御座候間、此節之御供立仁右衛門同前江戸へ被召列可被下旨奉訴候故、三人賦被下江戸江可被召列旨被仰出候、御供之衆御家老種子嶋藏人殿被承、則被申出候ハ、町人に三人扶持被下、江戸へ被召列候儀跡々無之儀御座候、御赦免被仰付上に被召成置候ハ、格別之事御座候、然は当時鞍稽古仕候とて、町人を侍に御赦免被仰付候先例無御座候間、此儀ハ御意にても絶て不能成儀御座候、此節御参勤之御供藏人に為被仰付事御座候得ハ、藏人より右之段申上候儀尤至極に被思召上候、流石家老職之中分程有之由被遊御意候事

新納近江事悪業を働きたる届ニ依り取調相違の儀新納一睡より言上の事

或時 光久公嶋津市正殿被召列築出し御茶屋被遊御入御意候ハ、新納近江と申者、比一致夜行往來之者に疵を付、或ハ人を打果、昨晚行屋におゐてひ人をねち殺し申たる尸附之者とも口出候、近江事御山緒有之家筋之者なれハ、少々宜敷事もあらは御取立被遊度平生

被思召上候処、格別之仕形、其上御仕置きまたけに成候儀を仕候儀、言話道断不屈至極被思召上候、凡国家之仕置と申へ、親き疎きにもかまはず、善惡二付而正道に取行を御仕置とす、猶以親きハ惡事有之時、重科行事仁置候事一とする所なり、然時ハ近江仁形達上聞惡行於無別条ハ切腹被仰付、家を御忝可被成候、新納一睡ハ同名之事候故、早速近江宅へ參、容膝見届委細可申上、殊之外被遊御立腹候御意ニ而候、一睡長則近江殿宅へ被行、しばらく有之被罷居候故、市正殿を始御近習之而々一睡之一言によつて善惡相極事ニ候得へ、片頭をのみ被罷居候、光久公被遊御覽候、一睡何様ニ有之候哉と御尋被遊候、其時御意とハ格別成事にて御座候、近江永々重病におかされ存命不定相見得申候、只今之様子にてハ中々廿口ハこたへ申様子に無御座候、いわんや昨晩行屋にて人をぬち殺し為申なと、ハ思ひもよらざる事にて御座候よし被申上候、光久公被聞召上候、につこと御笑、左様こそ可有之と被思召上候、最口御落着被遊候、近江坏下々之者之様左様惡行ハ不仕管なりと被遊御意、以後近江殿病氣快氣之節横口頭被仰付、御高三百石被下候事

光久公下方御越の際飢米被下たる事

或時 光久公下方に被遊御越候、彼方にて飢に及候もの余多有之候ニ付、皆共飢米被下候、左候而御帰館被遊、竹之内叻市を御呼被遊御意候ハ、此節下方に御越被遊候ニ付、其方ニ別而能御みやけ可被下旨被思召上御呼被遊候よし御意候、叻市より被申上候ハ、雖有次第奉存候、何様成ものを御みやけに被成下候哉と被申上候、其節被遊御意候ハ、其方事平生慈悲を被成候様にと度々曰上候、此節於下方飢に及候もの余多有之ニ付、飢米を被下候、なにと能みやけに

て可有之と御意候、此時叻市被申上候ハ、夫ハ小人之慈悲とて母女わらんへの仕事にて御座候、国王之慈悲と申ハ左様之飢人國中に無之様仕物御座候申上候、其節 光久公御意元至極被思召上候、以後其御心得可被遊儀と御意被遊候事

光久公御下向の際伏見にて佐十郎嶋津式部御面会上下着用ニ付御申含の事

光久公御下向之節、於伏見佐十郎之嶋津式部殿是も江戸江御登ニ付伏見ニ被居、此御方御屋敷ニ參上にて御機嫌能被遊御意候、御祝儀被仰上候、御支度裏付上下御着用にて候、右ニ付 光久公被遊御意候ハ、於江戸方々公界も仕候もの、支度に氣をつけ、旁如何被思召上候、今日御機嫌何參上候ハ、麻上下着用可生事ニ候、以後其左様成事に氣を附可申御意にて御呵被遊候、同日有之、又々式部殿御屋敷參上被成、其節ハ麻上下にて候ニ付、光久公御意被遊候ハ、此内ハ御着之御祝儀に參上にて候得ハ、麻上下着用之場所にて候、黒白も不分支度之由御意にて、殊之外御呵被遊候事

光久公毎月御一待被遊之事

光久公毎月御一待被遊候ニ付、増山曾兵衛と曰而御咄御相手毎度參上之人被申上候ハ、殿様之毎月之御口待ハ如何奉存候、出家・山伏皆々共左様仕候、殿様ニは御身之為ニは御日待不被遊候、諸上ハ本より之儀、御領國中之諸人之為御口待被遊候由御意候事

光久公細工人脇叻市左衛門へ店しんちうとて被下しハ全く金にて返上申出たる事

光久公御前に、或時脇岡市左衛門と申細上人罷出御用被仰付候節、市左衛門へ是ハ唐しんちうにて候間被下候山御意にて、六寸廻計之からしんちう被下候ニ付、拝領罷歸、其晚拝領仕候山にて金具師へ被見せ候處、金具師申候ハ、是は唐しんちうにて無之候、金にて候申中候ニ付、翌日罷出、市左衛門より申上候ハ、昨一拝領被仰付候唐しんちう、夕部金具師へ見せ申候處、唐しんちうにて無之、成程能玉金にて御座候申中候ニ付、返上仕候申上候、光久公被遊御意候ハ、大ハ成程能しんちうにて候間申受候様にと被遊御意候、市左衛門申上候ハ、下手にても殿様よりハ唐しんちう・玉金ハ能見知申候間、返上仕と申上候、光久公被遊御意候ハ、大馬鹿を申候と御笑候事

光久公十二月御煤さけの節普請被遊

光久公より二之丸御普請被遊 綱久公に被進候、十二月御煤さけ之節、末々までも普敷附候儀被遊候、時々敷附不違様敷附可申由被仰渡、其通敷附有之候事

綱久公於江戸上野へ御仏詣の際大雪降なりしに御乗物の戸を開き御手を出し居被成たる事

綱久公於江戸上野被遊御仏詣候處、大雪降申候、然とも御乗物之両方之戸御開き、御乗物之敷居之上に向之御手を御のほせ被遊候故、御駕籠廻之衆より、殊之外大雪にて御座候間、乗物之戸をさし被遊度奉存候、御よわく被遊御座候得ハ寒に御あたり如何奉存候由被申上候、其節被遊御意候ハ、人間ハ貴賤上下皆共に五体五倫ハ何ぞ為替儀ハなきものなり、くわこの普根に依て貴人と生れ我々探過、こ

の普根に依て只今三ヶ国之嫡と御生被遊候事、同人間なから一命を捨てう「わかれ候、今日の大雪別而御供之者とも難儀仕候、せめての事に御手計成共雪に御うたせ可被遊と被思召上候山被遊御意候よし、始ハ御身之あた、か成内ハ御手之甲にふり申たる雪消中候、後ハ御手之ひへ申候故、御手之甲に雪つみ申候申候事

弘文院殿ハ芝御屋敷前通行の際ハ必ず乗物より下りたる事

弘文院殿ハ芝御屋敷之前を御通之節、不依風雨何時にても乗物より下り御通二而候様で、薩摩守綱久殿ハ聖賢之道を守、当時日本之賢人成、左様成人之門前を知人にて無之連も采打をいたす事如何之由候事

綱久公六月御下向暑氣強く御供の面々へ喰物被下方ニ付、御近習役必至困入たる事

綱久公六月御下向之節、於御道中江田武兵衛ニ被仰付候ハ、其方ハ御先に參、何そ食物頗有之近辺にしはるく御駕籠を可被遊御立候間、すゝしかるへき場所見立て申由被仰付候故、武兵衛御先に參、御意之場所を見立御駕籠被立候、其節御近習役之人に被仰付候ハ、今日殊之外暑氣強之候、御供之者共別而難儀仕候間、何そくわせ候様にと被遊御意候故、御近習廻計可被下候哉、外様にて可被下哉と被申上候、綱久公御機嫌悪く御様子にて、今日致御供候者共ニは不殘くわせ候様被仰出候故、家中之草履取類まで不殘被下候故、其辺之茶屋ニ水・しつくも無之候、左候而泊付被遊御立、御一宿之御本陣に御入、先刻御取次之御近習役を御呼被遊御意候ハ、先程御供之者へ何そくわせ候様被（仰叱カ）付候節、御近習廻計可被

下哉、又ハ外様まで被下候哉と申上候、我等ニは御先祖様御代々五百年來御相統為被成御家にて候得ハ、三ヶ国之町人・百姓に至まで外様と申者迄人も御持不被遊候、其方ハ外様之何様之と申分為存様下候間、とれよりとれまでを外様と申候哉可申上旨被仰出候故、右御近習役之人必至と迷惑被仕畏申候、其時被遊御意候ハ、此節ハ被遊御免候間、以後共左様成不怨之言葉申中間敷候、其無案内にて為中にて可有之候、表方之諸士承候ハ、其方を差置間敷由被遊御意候事

綱久公福昌寺御仏詣の際仕持被召出死罪に処られし而々弔として小判十兩仕持へ被下し事

綱久公或時福昌寺江被遊御仏詣、仕持を被召出、御直被遊御意候ハ、御仕置を被遊候に、先盜を為仕は何方にてても死罪に被行事之、然とも盜にも段々品方之候、様ニハ我身老人之朴を以極老之父母を介抱仕者、永々大病におかされ快氣を得ても長病之困窮、一上、しかし渡世統も無之、目前に父母かつ命に及候故、無是非致盜者候可有之候、是ハ孝にかへさる盜にて候得共、致盜候上ハ死罪に不行して不叶ひ候なり、或ハ又生付どんにしてみものいひ分明ならん者、盜を言かけられ、言分ヶ候事難成、殺さるゝも可有之候、或ハ又主を殺たるものハ、親類まで死罪に被行なり、其親兄弟右式之大悪を少も不存ものなれとも、大罪の故、是又親兄弟死罪行所なり、然ハ右式之者共誠にむさんの仕合、別而かわゆく被思召上候、依之仕持前にて此金子を以、能々申させ候様にと被遊御意、小判十兩御懷中より御出、御手渡被仰候、仕持涙を流、誠に難有仕合、只今之御意にてハ、たとへ弔不申候とも成可仕候、為其善提所にて御座

候間、御金を頂中に不及事候間、御寺おゐて能々申させ可申由にて、御金を被差上候、其時被遊御意候ハ、思召有之御金御持參被遊候間、じたひ不生、受用仕候様にとの御意にて、御金仕持に御渡被下候事

綱貴公御用御聞に対し有川設楽之助より言上の事

或時 綱貴公常磐谷に御入御、宿候節、有川設楽之助より被申上候ハ、殿様には余り御用を強御聞被遊候故、御草臥可被遊と奉存候、依之奉存候ハ、御用之格を被遊御定、たとへハトのものを三ッ程も御聞被遊、残り七ッハ御家老被承被枉濟候様に被遊度奉存候由被申上候、綱貴公被遊御意候ハ、致左様ニ候ハ、御用品少く御聞被遊儀ハ上にも被存候、先以其国之諸人之父母として子をおもふ利あらんや、御家老中なれば、万事可然可有之候、然とも爰に人に信たる情方之候、其情と言ハ、家老中に仕置之事を任置候か、万一心不届にて、諸人も痛寵成儀無之哉と被思召上候時ハ、皆つく御用御聞被遊候より御氣をつかわるゝ故、御草臥被遊候、たとへバ此節設楽之助ハ在岡被仰付、江戸へハ不被召列候、依之孫子之五方にハ定て親分を頼み可申候、其親分ニハ別而正直ニ律儀哉儀、万事功者我にましたるものを頼可申候、夫にてだに何と念遣にハバ存候哉と被遊御意候事

喜入安房息女又八郎様へ御縁与御書付の事

喜入安房殿息女又八郎様へ御縁与被仰渡候節、綱貴公御用筆之御書付を以安房殿へ被仰渡候三付、安房殿より被仰上候ハ、被成下候御書付私家之記録にも罷成事御座候間、何とぞ御判被遊被下度旨被仰

上候、綱貴公被遊御意候へ、縁与類之儀ニ御判は難被遊候、以後何様之儀も有之、戦功有之候時被遊様無之由御意候事

綱貴公へ御包丁人原金右衛門より大門冬云々言上の事

綱貴公御代に天下之御庖丁人原金右衛門殿と中人、此御方様御心安御立人之少御屋敷に被参、綱貴公に御取次を以被申上候へ、公方様御事大門口御好物御座候、早晚六月上用に焼酒と、所に御差上被成候、大門口御好物之故最上無之候、尤脇方にも有之候得共、脇方之天門冬ハちいさく風味能無之候、御用に不相立候、依之御内証より右大門口御差上被成度候、公方様も左様に被思召上候山被申上候、綱貴公被聞召上被遊御意候へ、公方様被召上候物を、御内証より被差上候儀旨而不被罷成候、御用にて候へ、御川番御老中を以被仰渡候へ、何程にても可被差上候、被召上候物を御内証より被差上候儀絶而不被成由被遊御意不被遊御上候、右公方様ハ綱貴公にて候事

綱貴公常磐谷に御一宿有川設楽之助・山下喜右衛門の両人へ内証云々決して無之様御意の事

綱貴公常磐谷に御一宿被遊候節、有川設楽之助・山下喜右衛門兩人に被遊御意候へ、其方とも事御心易御前に被召出御咄等被遊候儀、溝而出頭仕と存問敷候、平生御用等余多被聞召上候故、御世話のみにて被遊御座候間、御なくさみの為に被召寄御咄等被遊事之間、是又別而其方とも平生心中に左様に存詰罷在可中候、様子ハ其方とも御心易候ニ付てハ、諸人より御内証にて達上可被下拜と頼口者可有之候間、何色不依訴訟等之儀一向受合、御内証より申上問敷候、左

様有之候得へ、別而御仕置之妨に罷成候、たとへ筋々之通表方相付申出相済申事にても、一言にても申上候へ、其訴訟相達間敷候間、此等之儀平生心中存詰罷居候儀第一に候山被仰付事

加世田に兄弟の百姓親孝行者あり御褒美の事

加世田に見弟之百姓有之、母一人介抱申候、別而孝行有之候、或時綱貴公日新寺江被遊御仏詣候節、加世田上野被遊御覽候、前方御書院御縁かハに御出座、右孝行之百姓兄弟共口々に被召出被遊御覽、御用入鎌川後藤兵衛殿御取次にて被仰渡候へ、其方兄弟二人之母に孝行有之候由達上聞、神妙被思召上候、江戸江村間得候而も正道成御仕置ニ、其方之様成孝行人御領内に有之候もの御沙汰、是又他国之間告別而御満足被思召上候、依之為御褒美当作来候御蔵入式拾五石不残永代作取に被仰付候、是又下々とへ年中道を相守、兄弟之者今日被遊御覽候ニ付へ、老人に古銅式百廿ツ、四百廿被成下候由被仰渡候、右兄弟之者難有被仰付候ニ付、加世田噯座江罷出中候ハ、私とも母に孝行仕候ニ付、御褒美被成下候、私とも何ぞ是社と申孝行不仕候ニ付てハ、被下候御褒美中受候儀如何之由申候、噯中より其方兄弟別而孝行有之儀へ、匡中之諸人存之所にて候、大故右褒美被下候と曰、誠之孝行といつれも曰候事

於江戸綱貴公上野御仏詣の際大雪降りにて御供衆へ刺被下候事於江戸綱貴公上野江被遊御仏詣候処俄雪ふり、上野御寺内ひざつぶしに雪かゝり申候、御帰館之節直に桜日御屋敷護摩所に被遊御入候、然処何様之御用にて候哉、御先供之内山本傳左衛門早馬にて何方江被参候哉、一時余り有之被遊御立芝御屋敷御玄関に被遊御入候

節、御用人野村太左衛門殿より御供之諸士、一身者御駕籠之者下々まで被仰渡へ、今日上野江被遊御仏詣候処、俄大雪にて御供之者別て難儀仕候、依之桜川御屋敷に御人、彼方より山本傳左衛門平馬にて被遣御供之面々粥相調くわけ候様にと被仰遣候間、物奉行所下あるひハ御台所へ参、粥を被下候様にと被仰渡候、いつも難有奉存罷出申候得へ、末増漬大根にて粥を被下候、相良市郎左衛門殿御納戸奉行にて被致御供候、殿様ハ御玄閑より御人御書院を御通御近習番所より御座之間に御入被遊、市郎左衛門殿へ近道罷通、御先御近習番所に被参被罷居候を被遊御覧、市郎左衛門殿を御ひき木に被召寄被遊御意候へ、其方ハ野村太左衛門殿より何様にも不承候哉と御尋被遊候故、市郎左衛門殿より被申上候へ、御供之面々に粥を被下候山承中候よし被申上候、其時被遊御意候へ、左様承候へ、其方支配下之者ニハ何とて右之段不申聞候哉、今日之大雪御乗物に被召候てさへ御難儀に被遊御座候、いわんや歩行成ハ其方などの様に馬上にて御供仕候者別而難儀有之と被思召上、桜田御屋敷に御入、山本傳左衛門に被仰付、早馬にて早々粥を相調置、御屋敷ニ御入候へ、則くわけ候様にと被仰遣、左様成御志を其支配之者にも不申聞、其方計御近習所番所に参候儀、支配覚悟詮無之候、以後其万端氣を付候様にと被遊御意候、雪ふり出し候より御乗物の戸を御ひらき、先年 綱久公被遊候通被遊候事

綱貴公江戸御在宿中国元御屋形焼失ニ付御尋問の事

綱貴公江戸江被遊御座之節、河野造酒之亮殿御前に被相勤居候処、御国元より御使有之、御屋形御焼失之旨来候、其節被遊御意候へ、御屋形御焼失ニ付而は人死ハ無之哉と被遊御意候、いや人死ハ

它人も無之申承候段、造酒之亮殿より被申上候、又被仰候へ、武具ハ焼候哉と被遊御尋候、武具之儀ハ大形焼失仕候申被申上候、又々被遊御意候へ、御代々之御記録ハ何様候哉、它ッも焼不申候山被申上候、大正成御記録を三番目に被遊御尋、人死を一番に被遊御尋諸人難有奉存候、因之、三番有之、御国元へ御使有之候ニ付、平生御前ニ被召置候柄矢五拾木、武具焼失之由候間、先是成共と被遊御意、御国元へ被遊候事

綱貴公夏御下向の節備後国矢嶋より御乗船の戸筑前小屋の瀬より御上陸御下向被遊之事

綱貴公夏御下向の節、備後国矢嶋より御供立之船ハ御祓に被召置、小早小鷹丸に被召召、惣御船立より先御下向被遊候、筑前之国芦屋河船に被召召、川上りに小屋の瀬に御着、大より種子嶋彈正と御名乗無御泊昼夜御供計にて御下向被遊候、御駕籠之者も無之、次人足にて御駕籠を廻し御通被遊候、種子嶋彈正と御名乗被遊候故、它々にて御茶屋御入候儀難成、宿々に薩摩問屋宅ツ有之御入被遊、肥後国八代に御入被遊、薩摩問屋と申に御入被遊候処、極々古く有之、きたなく有之に付、朝五ツ時に御立被遊候、御駕籠廻し人足もいたた不参候、御歩行被遊候、其時御供ハ御茶道田原友雪・足軽馬渡橋助・御手道具持永田稻右衛門・御草履取岡田新平四人計之御供にて八代川を御越之節へ、御船之上にて御手道具を御杖を被遊御突、左候而道々被遊御意候へ、其方共ハ未朝食を不被下候哉と御尋被遊候、其時皆共未朝食不被下よし申上候処、被遊御意候へ、嘸ひたらく可有之候、乍然昨日より食事を不被下候、朝食も不被下候と存候故、心草臥申候、身も草臥申候、只今平生なれハ昨日よりくわぬ、

今日もいまたくわんと申候、乱世之節ハ生死之難筈を仕、七日も八日もくわぬ筈に候、左様成事ハ武士と申者ハ何日不被下候とも、道を如何程あゆみ中と心見罷居下候、御前にもいまた今朝御膳不被召上候、ひたるく有之候面も堪忍仁候様と被遊御意候ニ付、皆々とも是に勢ひ付御供仕参候、八代とひなく之間、甲有之候、一里半程御越被遊、此間に高き岡有之、右岡之半分計より水出申候所にて御腰に斜さけ被遊候御水呑にて右水を被召上候節、吉田右衛門次郎殿次人足にて御駕籠を持せ被参、御駕籠被為_レ候半哉と御申上候、被遊御意候ハ、ひなくも今少に成候間、御歩行可被遊候と御意にて候、其時被遊御意候ハ、御駕籠之内に紙包物式ツ有之候間、右衛門次郎殿取て可差上_レ御意にて候、則取て被差上候、道の片原之芝之上に御か、み、右式ツ之紙包より御つくね食四ツ、焼味噌式ツ御取出、右衛門次郎ニは最早今朝食を被下候哉と御意にて候、右衛門次郎殿被中上候ハ、私儀ハ只今八代にて食被下候と被中上候、其時四ツの御つくね食式ツの焼味噌を五ツに御手つかから御分ケ被遊、它分を御前江御取被遊、残り四ツ分ハ田原友雪・馬渡喬助・永田稻右衛門・園田新平四人を御呼被遊、御手渡被成下候、誠以難有儀不淺、新平存候ハ昔之衆殉死を申上候ハ、ケ様成事之節にて可有之候間、御約束可_レ申上と存候得共、公儀御法度之儀にて候得ハ、右之段_レ上候儀如何と存差扣申候、扱被成下候食老親ニ持下りくわせ可_レ申と存候得共、只今にても何事も有之、はしらせ可被遊と被思召上被下事と存_レ申候故則被下候、左候面ひなくに御音小船に被召召、佐敷之様御越候處、其_レ式百十_レにて候故にても候哉、大夕立向度参、風も立_レ候ニ付、田之浦より陸に御上、御歩行にて佐敷江被遊御着候、其節道々被遊御意候ハ、兵庫殿筑後杯之様御弟持_ハ難被遊候、

右之衆と殊之外に奥弟持を仕候申御（意現カ）候事

綱貴公江戸高輪御屋敷御焼失后山町御屋敷御在宿中両国橋花火御見物船中出来事之事

綱貴公御代高輪御屋敷御類焼以後、陽和院様田町御屋敷に被遊御座候、其夏、綱貴公陽和院様被遊御同道両国橋花火御見物御出被遊候、陽和院様には川船被召召候、綱貴公には早崎丸とて田町御船手船有之に被召召、定水主より被召乗被遊御越候、陽和院様御船ハ御跡、綱貴公御船ハ御先にて御しのび花火御見物に御越被遊候、然処両国橋之下にて川上より小船参候に付、此方定水主より船々と申候得共、向之船不開付候哉、向之船之中程に此方御船平_レり申候ニ付、向より狼藉者として早崎丸の表に罷居申候歌之助・種左衛門と申者之あた主に水竿を打掛候得とも、主左衛門手に持中候しゆもくを以受候而、御船に飛乗可_レ申と向より仕候節、御草履取永田長八申者、刀を抜可_レ申と仕候せつ、綱貴公より長八刀ハ抜間敷候、鎧やれくと被遊御意候得ハ、西田平兵衛と申御手道具持、御手道具さやをはづし御鎧計直に差上申候、是に向候ものおとろき下に成申候、其節中西長門右衛門殿水竿を以向之もの、あたまを打申候、種子嶋十左衛門と_レ御草履取、刺田新平ハ御供に乘御船之跡に罷居中候故、向之船と御船之間に右御供船を乗入申候、長門右衛門殿に被打候者申候は、親方痛ハ不仕候哉と申、如何様船頭が被打候半と存申候、其節長門右衛門殿より船法も可有之候門、御番所まで参候様にと被申候得共不参、直川上之様果行申候、船法ハ何色によらず下_レり船之負と_レ申候ニ付、其通乘にけ候半と存候、後に承候得ハ、甲府様之御手船之船頭之由承候、夫より花火被遊御覧、八町堀

南より御上被遊候、其節御上被遊候処、非人ふせり召候を無御存、非人枕元に召置候めんつふを御踏わり被遊候、其時非人存候ハ、金銀を沢山可取とて、此めんつふハ我代々のめんつふにて候を御踏割被成候など、可中候とて御笑被遊候事

惟新公上馬大藏と合戦味方勝利の場所等御咄の事

中馬大藏殿ハ、惟新様別而御秘藏の人にて、折々御前に被召出、自分にも罷出御咄被申上候、或時、惟新様大藏殿へ御咄被遊候ハ、何れの合戦の時かしこに「
「惟新様上候ニ付、味方勝利及候、能場所に」
「御意候、大藏殿被申上候ハ、また敵近く御出」
「味方大勝に及可中候得とも、敵遠く御出被遊ニ付、我々とも十分の働き難成、さまでの御勝にて無之候、余り能場所ニ御出にてハ無御座候と被申上しとなり、兼而御咄御せり合為被遊山候、大藏殿ハ武功人に勝れたる人のよし候

忠恒公御中間橋口某へ御褒美の事

忠恒公御中間橋口某、於高麗、忠恒公御馬の口を「
「参り候に、懸橋有之、御渡り被遊山候ニ付、先御待可被遊山中上、同役の中間へ口を渡し、橋をふみ候得ハ、橋けた落為口上候、夫より脇道を御通り被遊候由なり、然に右之御中間へ御褒美の御感被成下、于今子孫格護いたし存之由候

泰清院様或時山口昌巖を御前に召し関ヶ原合戦御被遊候事

泰清院様或時山口昌巖を御前江被召出、惟新様の関ヶ原御合戦を御問可被遊候間、御引可仕由御意被遊候故、御引被申上候ハ、御

合戦相済申候而、伊勢路に掛り御退被遊中途におひて、彌九郎頼ハ何様にいたし候哉と御意被遊候ニ付、少計御座候間馬の足を用意仕候由申上候、夫より御知被遊候者御座候て、其所へ御立寄被遊候得ハ、御膳を差上候、私に御相伴被仰付候、其江に鯨人中候、惟新様御意被遊候ハ、なんと弥九郎此たこハこわひくハなひかと被仰候ニ付、余りむまぐ御座候ニ付ぐのみに仕申候、成程こわく御座候申中上候得ハ、渠も昔も時過ぬれハ跡もなしと言事ハいかにと御意御座候間、左様にて御座候申中上候と御咄被申上候得ハ、泰清院様御落涙にて御関被遊候となり、御近習の衆外にも御咄可被申上と被存候処、此事計被申上候となり

寛陽院様御登城被遊候節下馬に於て御袂函一件の事

寛陽院様御登城被遊候節、下馬にて御袂函を余所士こへ申候、然るに其御袂函持市兵衛といふ者、右の士を引すえ、不屈之紋方と大きにしかり申候得ハ、下馬の棒突とも市兵衛を狼藉者と悪敷見請、数人取巻、すてに棒からみにいたさんとす、市兵衛申候ハ、先各御関被成候へ、此人此袂函をこへ申候、且那衣類にて人れ有之候、人の集り込合之中にて候間不苦候へとも、公方様より拝領之御紋付の御衣裳人方之候、衣之ケ様に仕候と申候得ハ、棒突共聞て、是ハ尤之儀候と無何事引取候由、寛陽院様被聞召上、扨々奇特の働と御褒美のよしにて、御下り被遊候ハ、上にも被成召つかはれべきのよし候処、於江戸相果候よし、市兵衛ハ出水之ものよし

後醍醐院喜兵衛嫡子少三郎事立身おもひ寄らすとて上方へ出行きし事

後醍醐天皇兵衛後淡路守入道して淡齊と云、文祿四年朝鮮より御鼎朝被遊候、其時分より御「家へ」御去公被申候、或時 惟新様帖佐肆昌寺之城下餅田原にて御鷹野被遊候、其時淡齊之嫡子高橋少三郎御供被致候、其砌 殿様白かね坂の方をまかけをさし被遊御覧候、左候得へ、老人出舎馬のあやしきに打乗被參候、彼人も 殿様を奉見と馬より飛下り御側へ被參、殿様殊之外御丁寧御挨拶被遊候、老人被申上候へ、久々富限御参上不仕候間、御機嫌伺に罷越候、惟新様も御機嫌可奉伺と存候所に与風掛御目候之由被申上候得へ、殿様より帰さむ必立寄可申山被遊御意候、左候て少三郎右老人の名を御側衆へ被申上候に、濱田民部左衛門入道栄林と被申聞候得へ、其時與覺顔にて被居候、罷歸淡齊江被申候へ、今日御鷹野に御供仕候処、餅田原にてあやしき老人江 殿様殊之外御丁寧に被遊御意候間、何人かと存申候得へ、濱田栄林と被申候、彼の武篇へ古太閤様まで御存知之人なり、彼人武篇もあの体にて候得へ、我々御当家へ恥敷、中々立身おもひも不審候、上方へ罷出可申由三ハれけれへ、淡齊「其方了簡次第と有之候、夫より因幡守様へ被召抱候、丁今後醍醐嫡子家へ松平相模守様へ有、此方後醍醐于今書中往來有之由候

関ヶ原合戦より六年口惟新公七十にて吉野御馬迫の事

慶長五年関ヶ原合戦より六年口 惟新様七十之御年、吉野御馬迫此までの御名残に御登可被遊候よし被仰申候間、帖佐・加治木・蒲生・鹿兒島の二才にも不殘異様の支度にて罷登り被申山なり、鹿兒嶋の二才ともおもひくの結構にて馬に乘列て堀登り、後醍醐内蔵之助計野旁着し、馬にも乗らずして被登、二才衆見て、あのかみと

ふかなりを見ふと皆々笑ひ被申候、左候而吉野にてむれおろしのと
き、袂よりめしを出し馬に喰はせ、ひたとのりかくを「ツ三ツ打込
と人より真先なり、其時扱もく淡齊の子ほと有之と皆々被申候、
惟新様にもむれ御落しあそはしけるとなり

濱田民部左衛門入道可嗜條々の事

- 一 御去公之筋気任致間敷事
- 一 一身の程をしちて利口中間敷事
- 一 うてたて上に見やす間敷事
- 一 御人口江い（そカ）ね事申間敷事
- 一 善惡の友立（達カ）見合可申事
- 一 難儀に候とも第一武上道に可心懸事
- 一 大酒する間敷事
- 一 傍輩入魂の筋取分中問敷事
- 一 一念比之傍輩とても内座へ人間敷事

二月十六日

濱田民部左衛門入道

黒田嘉兵衛江被下たる陣羽織の事

黒田嘉兵衛殿へ 惟新様被下候陣羽織に、御自筆にて、連もまい
らん清水に花の都を見おろして面白や、いよのかた／＼、と有之候
なり、紋所ハ猿の桃を喰所にて候なり

嘉兵衛殿ハ右馬頭との持子なり、其故は、此殿之妾を町人の黒田
六郎左衛門へ被下、六郎左衛門か家にて誕生有之候故、黒田嘉兵
衛と名乗被申候、実ハ曲蹊の御子なり、六郎左衛門事故免被仰付
候、嘉兵衛殿ハ大剛之武篇者、朝鮮国にても度々の高名有之、其

後も数度科人まで定討相勤中たる人にて候、示現流上手なりと申伝候となり

惟新公より龍伯公へ御申上の事

惟新様より 龍伯様へ御申上候ハ、当国ノ諸士我俣に有之、被仰事をも相背申候、福崎太太杯ハ何事を申出候ても畏候而承候、夫故鋒先も強く御座候、御国見こりの為に一兩人切腹可被仰付候と御申にて候、然処に 龍伯様被仰候ハ、尤成事を被申候、乍然悲敷者を見出す横目御持不被成候、御自分氣を付見出可被申候、我も氣を付見出可申なり、扨又福崎太太の事を被申候、彼ハ一代にて家断絶いたさん人は、威勢に恐慚と恥慚様ニ可仕、と御意被成候也

惟新公より陸奥神様へ御書面の事

当国之様を中候ニ付、近御親類中にも、或氣遣、或被構大欲心底に見得候、兎々御為に可成人見及不申候、又歴々の中にも、御用に可立人多も無之候、少御用にも可立と存候衆ハ、早年寄申候、然時ハ行衛之儀何とも氣遣千万に候、御分別之至不及申候得とも、余り心遣候故申事候

右條々申辭事而已可有之候条、以用捨御免あるべく候、愚悞謹言

九月八日

陸奥守殿

惟新在判

諏訪本右衛門殿隠居歌の事

諏訪本右衛門殿隠居之後、鹿兒嶋中村へ所住被口候上、其時之歌に
すめみつにみるも浮世の中村を

何かくれ家と人の言けん

大玄院様御代江戸御屋敷焼失国元より材木召登の事

大玄院様御代、江戸御屋敷焼失ニ付、御国元より材木余多被召登、材木小屋段々に出来有之候に、此御方へ御立入の旗木、材木見物として彼方此方と徘徊被成候、依之惣大工の和山次郎左衛門御供いたし、何か御あひさつ申上候、然るに旗本衆材木之木口を踏、此木ハ何之木にて候哉と御尋にて候へハ、次郎左衛門も同しく木口を踏み、此木ハ何と申候と返答いたし候、其木ハ後に打割捨候、殿様にも御聞被遊候、次郎左衛門ハケ様之事をいたすものなるとて御袋美被遊候申

泰清院様御病氣御大切の御御家老衆より料理の牛庖丁人竹内助

市へ中人に對し返答の事

泰清院様御病氣御大切に被遊御座候て、御家老衆を始めなく御夜起有之、御料理衆御庖丁人被相詰、御目さまし拵被差出候に、御家老衆より被仰候ハ、かやうに塩のからき物をくひたる事つひに無之候、不調法の致方にて候、庖丁人何かし相勤候哉、支配之御納戸奉行より稠敷可被口渡被仰候、御納戸奉行より屹と其段御庖丁人竹内助市へ被申越、助市承り御返答申上候ハ、御家老衆ハ塩あんばひ御聞のため御詰被成候哉、扨もなけかしき御事奉存候、我々儀ハ、御羽之下に人と成、御厚恩を蒙り罷在事御座候へハ、偏ニ殿様御事を明暮奉存、手仕足之踏所も前後不覚仕合御座候、中々塩かけんなどのよしあしも取覚不申候、此節の儀不調法に被思召上候ニ付てハ、御役御断奉存候、御役之御断申上候間、此段被仰上可被下候

由御納戸奉行へ申出候、御納戸奉行より、左様に被申候ニは不及候間、其通にて可被罷居申被申候へは、勘市類に申出候ニ付、御納戸奉行より無是非御家老衆へ被申候、御家老衆其時御存し当にて到て御後悔有之、御納戸奉行を以、勘市へ御断被仰入候となり、勘市もそれにて落着いたし候よし承候事

伊勢平左衛門肥前唐津へ御使者の事

伊勢平左衛門殿、肥前唐津江御使者に被参候訳へ、家久公御妹様を寺沢志摩守殿御嫡子式部殿江御婚乱(礼カ)有之筈候、然処寺沢家切支丹宗之風聞有之候、惟新様、口納言様御談合に、切支丹之儀を乍聞遣儀難に、又大名が大名に准せ置たる事を不義理ニ此方より違変も難成、如何せんと思召煩もへせ給ふ、其儀を平左衛門殿承、其儀御座候へ、私に御使者可被仰付候、罷越私了簡にて言消可申込唐津江参被申候、惟新娘を此御方江進せ候様世取沙汰御座候、而進せ申たる事にて無御座候、御家米何人之御取組御座候哉、吾以不進候申被申候、右之御取組ハ寺沢殿家老高島新藏なり、志摩守殿も御達被成候、平左衛門江新藏被申候へ、御婦之時分に私領天草江御立寄可被下、御茶を進せんと被申候、平左衛門泰成程立寄御茶可被下と返答有之候、其時志摩守殿被仰候へ、御立寄御無用に可被成候、直に御婦可被成候なり、左候而天草江立寄被申候得へ、茶亭に請招して新藏切懸被申候、平左衛門詰掛く被取候得へ、新藏奥「江走込被申候、平左衛門ハ新藏家米の大津喜右衛門切」一被申候、其者を平左衛門家米瀬戸口主税打留候、新藏頼而渡海へ出て、此方衆江被申候へ、拙者事平左衛門殿へ意趣有之其鬱積を相散候、御相手に只今罷出候、拙者手負候故、家来江首

をうたせ候よし申相果候、慶長十二年十一月八日の事なり、平左衛門年ハ三拾九歳の由候、蒲生衆中八人致候候、足ハ地頭所役なり、惣手廻ハ五拾人之由、平左衛門事茶亭に逃被申たるとの風聞、誰か言ともなく取沙汰有之候、惟新様別而御立腹にて、平左衛門中く左様のものにてなくと被仰、平左衛門死骸を站佐平松之御城江被召寄、舍弟伊勢兵部殿へ棺のふたを明させ御覽被遊候に、皆向疵にて候、殊に両手の指の儀ハことごとく切割有之候、殿様にもケ様に社可有之と御意被遊候、彼の大忠節の平左衛門へケ様に中候得は、尋常の人ニハ多く可有之候、人之口にふたハならん故に、惟新様にも死骸を御覽被遊候となり、死骸ハ伊集院妙圓寺江有之と承候、伊勢殿与力の人ハ武宮名字之上にて、其時之働無之故世人褒不申となり

新納忠元召仕女短尺持居不審と思ひ差殺せし事

或時新納忠元召仕女短尺を持居候ニ付、それを見せよと言へれけるに、彼女口にくわへ吞込ミ候、足を不審に思ひ差殺、胸を割て被見けれハ

人ならは浮名や立ん小夜更で

枕にかよふ庭の梅か香

と有之候ける、女ハ何の心もなく武藏殿歌道上手故恥て如此いたしけるとなり、右歌の下の句を我か手枕にかよふ梅か香と言説有之候

光久公雄子姫に古野原に御出被遊たる御法度を犯せし者ありし事

光久公きじ御躬に古野原に御出被遊候処、六尺計成雉子笠をかふ

り鉄砲をもち姫子を隠ひ候様子に相見得候故、御供之衆より何者なれハ御法度之場所江鉄砲を持出候哉と咎めかけ候故、右之者等を抜捨逃行中候、光久公被遊御覽、右之者追に不及候、捨置候等を持来候様にと被遊御意候故、右之等を拾取被差上候得ハ、其等持主之書付有之候を被遊御覽、扨々不屈至極成者なり、扨此所鉄砲法度申付置候所なり、然に姫子を隠候儀死罪のかれかたきものなり、追付名乗戸候様にと被仰付、御小刀を以等に有之候名を御けつり捨被遊候、左候而追手之衆を御呼返し、大事成科人にて候間、必以にがし不中やうに可仕と被仰付候故、何れも逸足を止し追行候を、又々御呼返し、かまひて右之者を取にかし不中様にと被仰付、及同度御呼返し被遊候故、右之者ハ何方とも不知逃行候故、何者とも不知候事

光久公東日筋御参勤国分の内小村御滞宿翌日御立ニ付嶋津中務御名代云々の事

光久公東日筋御参勤之節、国分之内小村に御滞宿被遊、明日ルツ時被遊御立へくよし被仰出候故、翌日五ツ半時より不残御供罷出奉待候処、八ツ時まで御酒盛最中にて御立不被遊候、御供御家老ハ嶋津区書殿舍弟嶋津中務殿にて候、御酒盛之御座敷に被出、長谷場伊角殿、平山久馬之介殿にむかひ被仰候ハ、各儀ハ当時御目附役にて候得ハ、万事之善悪を申し御仕置之儀をそ被心懸答に候、然ハ今日四ツ時御立可被成旨被仰出候候故、今朝五ツ半比より不残御供に罷出、馬にハ重荷をつけ、諸人別而難儀仕候所、左様成儀も不申上、御酒盛の御相下に罷成候儀、役一不相応候、則御前可罷立候、中務儀ハ御名代に御供之衆人数を召列、則可罷立旨被仰、御玄関ニ而高

声に御名代中務罷立候間、御先之行列繰出可申山被仰候、光久公被聞召上被遊御意候は、中務殊之外立腹為仕様子、兎角ハケ敷可有之候間、御立可被遊旨御意にて御立致遊候事

綱久公の御事

綱久公は正月二日諸士之兵法毎年被遊御覧候事

綱久公ハ御閑狩不依風雨、御在国之節ハ御登被遊候事

綱久公何方江被遊御差出候之御刻限無御違、たとへハ四ツ時御触にハ四ツ鐘を志ツ打始候と則御白被遊候事

目次

- 一 上様御座之間御張紙の事
- 一 御家老座額の事
- 一 樺山主計御家老役被仰付云々の事
- 一 福昌寺疎山和尚の事
- 一 諏訪大明神祭祀御頭殿居頭の事
- 一 大玄院様御作意修徳要術の事
- 一 丹後局御詠歌の事
- 一 天に口なし人を以云ハしむる云々記事の事
- 一 御代々様御実母様事
- 一 御代々様御誕生年月及御家督年数の事
- 一 御代々様御逝去年月日の事
- 一 忠久公其他の尊体御葬送地の事
- 一 花尾権現其他各御代々御牌及御石塔寺院の事
- 一 泊音及当番規定の事
- 一 治右衛門なるもの初て唐土植付之事
- 一 刃傷披露の事
- 一 評定所江申出す條々の事
- 一 御代々様御法号の事

上様御座之間御張紙の事

一 昔は末（采カ）の種、采はくのたねとしるべし
一 主と親とハわりなる物と思へ、下人はたらん物と知るべし
一 掟にをちよ、火にをちよ、むふんへつにおちよ、恩をわするゝ事なかれ

一 飲と色と酒とをかたきとしるべし

一 朝ねすへからず、咄の長座すへからず

一 すこしなる事をふんへつせよ、大成事をおとろくへからず

一 九分にたらへ十分としるべし

一 分別とかんにんにあるべし

御家老座類の事

いにしへの道を聞ても唱へても 我行ひにせすハ中斐なし
もろくの国やところの政道ハ 人にまつよしおしへならわせ
すこしきをたれりもしれみちぬれハ 月も程なきいさよひの空
右御歌三首御家老座之類に在之、毎朝御家老衆被為御拝白（由カ）
共合候

進山主計御家老役被仰付云々の事

古貴公御代權山主計江御家老役被仰付候、其当役鳴津主殿へ懇意ゆへ見舞被申、御家老役被仰付難有御受申上候、依大御存之私ニ而御同席に付勤候御家老職御心入之御伝儀はと被尋候処に、伝儀とハ外ニ無御座、御存之追九寸五分を不断腰を不離との伝来ニ存候、平生

戦場と存罷在、御殿へ出勤之節ハ戦場にて采（采カ）はひ取罷在候心入、又在宿之節は、陳やの心持にて罷居候と被申候、大程の心入に候へ、何れ未練ハ有間敷、欲心等をかまへ候ゆへに臆病たれ大事の界を仁出し候と古人の諺（諺カ）語二候

福昌寺疎山和尚の事

総州栗磯の辺を御遊行之節、十歳余の小僧道に罷居候、公其小僧かあたまを押へられ候へは、小僧云様、殿おやとて自由にあたまを押へらる物にて無之、拙僧あたまも殿に銭を乞ひ居る物をと云ふ、公御笑ひにて、是ハたゞ者にて無之、いつくの小僧哉と御尋ね被遊、かやくと被申上、殊勝れたる者哉と御金子を被下候よし、是ハ疎山和尚幼少之時之由

諏訪大明神祭礼御頭殿居頭の事

陸奥守貴久公御代、御頭殿・居頭と云事初なり、此浪木は、日本国之祭心なり、頭殿ハ勅使、居頭は上使なり、七月一月之間頭殿之儀、或ハ勅使会秋之儀なり、馬頭殿事ハ公卿藏人、勅使之心なり、馬居頭は上使なれハ「衆之上に居心なり、馬屋寄頭なり、然は祭り之日天下之為御祈禱、頭殿御幣次為国之祈念、居頭御幣頭に三ヶ因為祈念、貴久公御幣如足心なり、末代まで此分を存知、嶋津家を汲者、能々可致奔走者也、為子孫書付置所なり

永享十年戊午五月七日

本田信濃守

氏親判

大玄院様御作意修徳要術の事

夫人間の道ハ明德仏性に勤め学ひ到る人ニしく事なし、其明弘仏性は、私欲心三毒の悪心を払ひて無我無念なるか第一の勤なり、無我無念にして万事を行ひ、物云時ハ中庸にかなふなり、無我無念ならんとおもわバ、先氣を臍の下江納る時ハ、怒腹立止て、三毒蒙昧の心止む時ハ、明德明なり、其明德をますく明かにせんとおもハ、臍の下へ力を入れ、はりつめて居時ハ上に逆上する心止む、氣臍の下に定て心安く定なり、諸芸稽古の時も如此にするなり、謡杯うたふ時も腹をはり、臍と腹と当分にはり出す時ハ、謡うたふ声出なり、又馬杯乗時も、弓射る時も、右の如の腹持なりと聞なり、仏道に禅定、儒道にハ静座と云なり、平生日用之間禅定の心を初学ふ時ハ、智恵口々に明かなり、分別あつて失すくなし、万事に亘て義に叶ふ、是を徳を修る捷徑といふなり

丹後局御詠歌の事

一ツある心を人かしらすして しどろもとるに物おもふらん
二ツともなかりし物をなとささす みかきて見よや胸のかゝみを
三かいを身の一心と定れハ 月日とゝまるいつくともしれ
四して後生れんさを願ふより 末代死なん命たつねよ
五字五仏誠如来と見るならハ あらたにおかりあひらこんけん
六仏の世に出やらんその元ハ たゝやみつよに風の吹なり
七ふしき胸にほとけを懸ながら 絵もゝをハおかむはかなさ
八葉はの蓮華のみに咲花も 身の一心と排かむなりけり
九重までくみ立たりし六堂も みかゝすしてハ光りあるまし
十悪を除く心のなき人ハ 一 一ほとけのぐりあらしよ

天に口なし人を以て云ハしむる云々記事の事

人間一生の間に生死浮沈み世の盛衰ハ天より与ふ所とは皆人の知る処といへとも、善を喜ひ凶をうらみて、世を過、むなく今日を暮、今ハ人の常也、其中にいにしへより今に至り、善悪にかぎらず、天に口なし人を以て云ハしむると二人の伝も尤の詞にて可有之、とくと其記しを考ふに、文禄年間之初、我先君朝鮮江御渡海前に、鹿野嶋濱にがに多く群集りして、数口喧嘩有之、是ハふしぎの凶事と其北為申事杯と云へに承候、又元和年間初に、大坂の城返りにてかわずの喧嘩数「為有之と書に見得候、近付大坂落城之由に候、大より年移り元禄十四年義臣敵討前に、くま蜂の喧嘩為有之事も皆人の知る処なり、元禄九年に並御屋形上町より火起り焼失にて、御重代之重器焼亡と承候、其前以御屋形外御庭に毎夜狐集り終夜鳴明したる由、其北之旧記に見得候、従夫安永八年亥の年、桜島炎上前以色くハヤリ歌ハやり、其内に嶋の御嶽がどろくゝなるが、村中はやにけ山汐ぢや杯とうたひたる由、古姥の咄承候、拙者覚へ居たる事も多く有、享和三年亥の年下町大火事前以当寺山源右衛門家東江戸より罷下る道中にて、鹿兒島下町ハ大火事有之たると人噂きに候、彼ハ下町居住の者にて、夫を既心配にていつくの宿にても其事を尋ねてもいよく其通りと、九州之路に入ても其通り、頓と向田辺にて人に尋ね候へハ、人々はハ不承合風説と答ハ候、少く心に喜び道を急ぎ、途半年来の上下に向候に、是ハふしきの事を被仰候、昨日拙者ハ鹿兒島より罷帰り申候、夫ハ心得ざる事をと答へ候、さらハ偽にて候哉と思ひ居、水上の近辺に急ぎ歩行之処に、夕べ八ッ過に下町に火起り、今が最中の火事の半と人口に云立候、下町の方空も焼、誠に大火と見へ候、享和三亥閏正月止三日

の早朝にての由、初も前以右の人噂致候処無別条、是天より知らせの爲にそ候半被申たるよし、有之者直咄を問候人より承合候、同年の事に候、日本国中はしかと云病流行、病死人多く有之候、其前以当御国色々凶しき流言、又ハやれノ、ぶしの流行うた有之、終に右之如く死人多く候、又化四年卯七月比より十月に至り本府より西南に当り夜人時分より九ツ時までの間にほうき星出て候、空の事二付長さ難計候へとも、七八間共見得候、夫二付色々、と悪き流言等有之候、従夫文化五年の春北に掛て色々と悪き流言流行、御城山又ハいつくの山谷より飛び物出た、火柱か立た、稲荷と御諏訪の道つれ被成御通候哉や杯、磯辺に奇妙有之に、山の浦に黒姥か出た、きしや場に白姥か出た、余り出事有之ニ付、脇田了海かトを致たるに、今年に鹿兒嶋か黒土に成るか櫻島かくつるかふたつに一ツハ不可違とトを致たやらと、其比之風説筆紙に尽かたし、又何かニか落書きか有た、落状か有たと何に付ても善も悪きと云ひなし候事ニ候、夫に不遵候て秩父・桃山を初合、七人不調法之聞へにて、御役々を初切腹を致御断も有、遠島寺領懐みの人々多く候事なり、夫より文政五年午閏正月晦日、下町大火事で市中土家も焼失にて候、其前以流言を云ひ候、先五ヶ年せざる内に又大火事有之筈と云ふれ候処、如其同九年十二月又々下町焼失にて候、五ヶ年内之大火事にて市人ともんとめいわく致、又々凶流言も多く、此直ハ五ヶ年内の大火、

従是先ハ三年日々と下町途中にて承合候処、又如其当子二月十六日に火事有之、いにしへより今に至り古人の云ハゆる大に日なし、人を以云ハしむると云ひ伝へたるためし多く候、先善を凶に云ひなし、凶を善に云ひなし、家貧しけれハ先祖をうらみ、逆まゝの死人有之ハ天をうらみ、何事にて迷惑すれハ人をうらみ候ハ人の

常、我今日の身の上を考れハ、己れよりなす業多く候、前条之通り生死浮沈み世の盛衰ハ天のよふ処、天をうらむハ天にさかふの心にして、天のとれめも可有物ならぬ、徒に今日を過てハ明日を待、亦明日来れハ其通り夢の浮世に夢を見て、何の証跡ハいさしらず、親の譲し先祖御祭るはかりの勤かな、浮世の「ハさま」に千変万化の思ひかや、乱れる御代に功有りて、君より給ふ御感書、尊き事ハ知りながら、家伝束の文書・系図・重器も共に伝はらず、不忠不孝の罪なれハ、天のとれめもあらぬ物、笑止といふも余りあり、むかしの人の云ひ伝へ、古老咄を聞つとひ旧き文書の拾ひ書、芭野庵の日暮しに見聞拾録と名を付て、私考のために、ト巻の書をそつゝりて、春の日の眠を覚ます物ならぬ

御代々様御実母様の事

比全判官義貞姉月後局 享年八十二歳 花屋山

忠久公御実母

高山次郎重忠第六女 浄光明寺

二代忠時公御実母

伊達判官人道念性妹 浄光明寺

三代久濟公御実母

相馬小次郎胤綱第三女 浄光明寺

四代忠宗公御実母

池本介人道智智女 浄光明寺

五代貞久公御実母

大友因幡守親時入道道徳女 浄光明寺

六代氏久公御実母

一 伊集院長門守忠國人道道忍女	即宗院	一 十九代繼盛公御母	
七代元久公御実母		一 渋谷四郎左衛門實臣女	良英寺
一 佐多三郎左衛門忠光女	合粒寺	二十代宗信公御母	
八代久豊公御母		一 島津求志久房女	福昌寺
一 伊賀大和守祐安女	恵燈院	二十一代重年公御母	
九代忠国公御母		一 島津備前貴備女	長年寺
一新納近江守忠五女	深國（岡カ）院	二十二代重豪公御母	
十代立久公御母		御代々様御誕生年月及御家終年数の事	
一 梶原三郎太郎弘純女	龍運寺	忠久公	治承三年己亥十二月朔日摂津國住吉大明神社内ニ御誕生 御家終四十二年
十一代忠昌公御母	興國寺	忠時公	建仁二年壬戌月口 同 四十六年
一 大友豊後守政親女		久経公	嘉祿（祿）元年乙酉月口 同 一十二年
十二代忠治公・忠隆公・勝久公御母	多宝寺	忠崇公	建長三年辛亥月口 同 四十二年
一 嶋津薩摩守重久女	雪窓院	貞久公	文永六年己巳十月十日 同 三十九年
十三代貴久公御母		氏久公	嘉暦二年戊辰月口 同 二十五年
一 入米院彈正重總女	芳真軒	元久公	貞治二年癸卯月口 同 二十五年
十四代義久公・義弘公御母	忌燈院	久豊公	永和元年乙卯月口 同 十五年
一 園田清左衛門實祐女	福昌寺	忠國公	応永十年癸未五月二日 同 四十六年
十五代家久公御母	福昌寺	立久公	永享四年壬子十一月五日 同 五年
一 嶋津備前忠清女	福昌寺	忠昌公	寛文四年癸未五月三十一 同 三十五年
十六代光久公御母	福昌寺	忠治公	延徳元年己酉正月十七日 同 八年
一 松平隠岐守定頼女	福昌寺	忠隆公	明応六年丁巳八月十四日 同 五年
十七代綱貴公御母			
一 階堂十左衛門宣行母			
十八代吉貴公御母			
一名越石膳恒渡女	浄光明寺		

勝久公	文永(龜)三年癸亥八月十八日	同 八年
貴久公	永正十一年甲戌五月五日	
義久公	天文二年癸巳二月九日	薩州伊作
義弘公	天文四年乙未七月廿三日	同 二十五年
家久公	天正四年丙子十一月七日	薩州伊作
光久公	元和二年丙辰六月二日	日州加久藤
綱貴公	慶安三年庚子十月二十四日	同 四十五年
古貴公	延宝三年乙卯九月十八日	鹿兒島
繼豊公	元禄十四年辛巳十二月二十二日	同 五十年
宗信公	享保十三年戊申六月十三日	江戶
重半公	享保十四年己酉二月十一日	同 二十六年
重豪公	延享二年乙丑十一月六日	同 四年
齋宣公	安永二年癸巳十二月六日	同 七年
齋興公	寛政三年辛亥十一月六日	同 三十二年
忠方公	文化六年己巳九月二十八日	江戶

御代々様御近去年月日の事	
豊後守様御位階從五位下	
忠久公	嘉禄三年亥六月十八日御逝去
大隅守様	
忠時公	文永九年甲四月九日御逝去
下野守様	
久経公	弘安七年甲閏四月廿一日御逝去
上総介様	
忠宗公	正中二年五十、月十二日御逝去
上総介入道道鑑様	
貞久公	貞治二年卯七月三日御逝去
三郎左衛門様	
宗久公	暦応三年辰正月廿四日御逝去
上総介様御位階從五位下	
師久公	永和二年辰三月廿一日御逝去
陸奥守様	
氏久公	嘉慶元年卯閏五月四日御逝去
陸奥守様	
元久公	応永十八年卯八月六日御逝去
陸奥守様	
久豊公	応永三十二年己正月廿一日御逝去
陸奥守様	
忌國公	文明二年寅三月廿日御逝去
陸奥守様	
立久公	文明六年午四月朔日御逝去

陸奥守様

忠昌公 永正五年辰二月十五日御逝去

又三郎様

忠治公 永正十二年亥八月廿五日御逝去

又六郎様

忠澄公 永正十六年卯四月四日御逝去

陸奥守様

勝久公 大正元年酉十月十五日御逝去

相模守様

日新公 永禄十一年辰十二月十三日終焉

陸奥守様齋名伯四様

貴久公 元龜二年未六月廿三日御逝去

修理大夫從四位下法印龍伯様

義久公 慶長十六年亥正月十一日御逝去

兵庫頭様御位階從五位下

義弘公 元和五年未七月廿一日御逝去

又一郎様

久保公 文禄二年巳九月八日御逝去

薩摩守様御官位從三位權中納言様

家久公 寛永十五年寅二月廿二日御逝去

大隅守様御位階正四位上左中将様

光久公 元禄七年戌十一月廿九日御逝去

薩摩守様少将様

綱久公 寛文十二年丑二月十九日御逝去

薩摩守様御位階從四位下

綱貴公 宝永元年申九月十九日御逝去

古貴公

繼貴公

忠久公其他の尊体御葬送地の事

天保四巳年、此節三位様御不例三御万歳之御後は、白金瑞聖寺へ被為人候様奉承知候三付、御先祖相礼候処、左之通御座候間、御内々奉入御覽置候、御先祖様御事、嘉禄三年於鎌倉御逝去被遊候処、御尊体御国許江御引越之上、本立寺へ御葬送候、其時分鎌倉御時勢は御大名様參勤交替等も被為在、至極之繁栄、当時御当代自然之御振合坎と奉察候処、彼地江御納も不被為在、遙々御国許まで御下り被遊御儀、深御沢合も被為在候御事と乍恐奉存候

但、御先祖様御事、輒朝公御子様にも御座候処、就中彼地へ御納も不被為在候に候得共、其儀も無之、御国許まで御下り被遊候儀決而御沢合被為在候筋奉存候

御三代久経公御事、異賊為御警固筑前国箱崎御役所江御在勤被遊候処、於彼地ニ御病氣被為発、終ニ御逝去被遊候、然処是又御国許へ御引越之上、本立寺へ御葬送被為在候

但、此異賊と申は、蒙古日本を侵候時之事ニ而、十万人之勢兵を攻寄候処、神風大に吹起、船覆り、賊兵都而溺、兵士還り得る者編三人と明史等之内に相見得候

惟新様御嫡子又一郎久保公御事、惟新様御同道ニ而朝鮮江御渡海被遊候処、文禄二年御逝去被遊候得共、御尊体御帰朝之上、御

国許福昌寺へ御葬送被為在候

一 寛陽院様御嫡子泰清院様御事、寛文十三年於御当代（地方）御逝去被遊候處、御国許へ御引越之上、福昌寺へ御葬送被為在候

一 御二上代 大玄院様

一 御二上四代 圓徳院様御代も御当地ニ而御逝去被遊候得共、是又御国許江御引越之上、福昌寺へ御葬送被為在候

一 宥邦院様後之御夫人浄岸院様御事、御当代ニ而御逝去被遊候處、

御夫人様之御事候得共、格別成ル御方様被成御座候ニ付、外ニ御夫人様とハ被為替、御国許へ御引越之上、福昌寺へ御葬送被為在候、最（尤カ） 浄岸院様御事、日黒祐天寺開山祐天僧正を別而

之御帰依僧ニ而、御法縁組等も被為在候、阿弥陀堂其外ニ門等御建立、御万歳之御後は彼寺へ可被為人旨吃と御書付を以被仰達置候由候得共、御逝去之後 三位様より被仰出ニは、御臨終前以御寢所へ被為召 浄岸院様被仰出候は、右之通祐天寺へ御納之筋御約束までも被成置候得共、又候思召之御詔合有之、御逝去之上は、御国許へ御下可被遊旨 御沙汰御承知被遊候との御事ニ

而、遂に御国許へ御引越被為在候、勿論其筋 浄岸院様御娘貞含院様よりは是非御当地へ御納被為在候様、分而被仰達由候得共、

三位様より之御返詞、御女亡之御事故、御達清（情カ）彼是左も思召答候得共、此儀に就てハ御詔合有之候故、其意ニ難被慮と之御事ニ而、御国許へ御帰葬之筋伝承仕候、畢竟右通被仰出候儀も、深き御賢慮之連被為在候御事と古老之者とも申候候、丁令奉感服候儀ニ御座候、右通 御正統様方、其外格別成御方々様、於他同御逝去被遊候而も、都而御国許へ御帰葬被為在、是まで

御一盡様述も他国江御納被遊候儀、 御家例も無御座候、畢竟

右通都而御帰葬被為在候儀も、国家泰立之時分ハ、御祭祀被是御仏詣等何も御如在不被遊御座御事候得とも、天命人心所背、又ハ如何様之御異変御到来も難計、其期に至候而ハ、御領国之儀遙々遠国之儀ニ候得ハ、何様術悔（迷懷カ）仕候ニハ不被相及、夫故深く御賢慮之趣被為在、上より右通御計方御座候半と乍憚奉存候、付而は今般瑞聖寺へ被為人候儀、是まで 御家例も無之、誠以不容易御事、おのつから 上々様御賢慮も可被為在奉存候得とも、方々 狐疑猶預（予カ）之御模様とも被為居候節は、乍畏御当狂之御事かと奉存候間、 浄岸院様祐天寺御例を以、御前より思召を以被仰出候筋、御計ニ而無御座候へは相中問敷哉と奉存候、此儀我式誠に以愚至極奉存候得とも、於御國家上もなき御大切之御事故、不得止事御家例等も取しらへ御内々申上置候、何分とも得と御賢考被遊被下候

右之通相認め、当分詰合之御記録奉行相良新太夫より、巳正月一日、伊集院中ニ枉紙、極々御内々ニ而亡金様へ被差上候由

花尾権現其他各御代々御牌及御石塔寺院の事

薩州日置郡満家院郡之内厚智村

花尾権現

右御元祖忠久公御建立、御神体中尊 頼朝公、左脇永金阿闍利淨光院様御事、右脇丹後御局御事、二休之木像を御安置被遊、御本地は中尊阿弥陀、左脇薬師、右脇十一面觀音にて御座候、且亦將軍家御願成就、殊ニハ当国守護所と 忠久公御願主ニ而、建保六年戊寅九月日永金敬白と銘有之、数多之靈鏡に仏鉢之鍔付御内陣に被掛置候、御局御亡愛之御鏡同前に奉納置候、御局嘉禄三年十二月

十二日御死去、任御遺言此所において奉火葬御茶毘所并御石塔御座候
而、御靈骨奉納候、永金之石塔も有之、又比企判官能員石塔之由申
伝有之候、基共に遺骨納置申候、永金は眞言宗ニ而御座候半と存候、
三十六坊に建立仁候ニハ眞言宗之由候、市来金鐘寺御局之御牌有之
候得共、御局御死去以后此寺建立ニ而御座候哉、開山了堂和尚ハ青
洞宗峯山五徽之内大源和尚法嗣ニ而、石屋和尚同時之人ニ而時代過
中候、了堂和尚開山ニ而此時開基之寺ニ而可有御座候、御局之御牌
も其時致安置候哉、又初より金鐘寺と申別宗之寺有之候ニ、了堂中
興開山に罷成候と曹洞之寺に罷成申候哉難決御座候、同所御惣坊と
申候は、御局御持尊之阿弥陀之由、又ハ御形代を、忠久公御造立為
被成共申候、御局ハ文字民部太輔廣言ニ御嫁被成、市来御座候由候
得は、其通にも可有御座候、将又花尾御建立之時、三十六坊を御建、
本寺を平等正院と被号、御家御用云之谷渡愛染（今市来金鐘寺）に御座候、
御局御安置候、然時ハ此寺に御局之御御建立被成候得共、勝久
公之時寺院及敗壞、御牌杯も紛失仕候哉、御局之御法名不相知候、
其後、勝久公より、忠久公如御時御建立可被成由、御証判ハ御座候
得共無其儀候、圓融院と申寺近年まで有之由候、貴久公御治世
罷成、神廟は御修禊候得共、寺院御再興未相調候、弘治二年伊集院
主殿寺を鹿兒嶋に御移被改大乗院厚智村寄附被成、神廟を擁護御さ
せ、恒例之御祭于今御座候、前中将綱貴公花尾山江平等正院・圓
融院・多門院・本地院・普賢院、此五院御中興可被遊旨被仰出置、
宝永五年之春、少将吉貴公平等正院一宇、先御再興被成、大乗院兼
帶ニ而左多豊前久遠より被差上候、愛染明王・軀平等正院へ御安置
被成、其後圓融院・本地院・普賢院御建立ニ而御座候

淨光明寺

忠久公 得佛道阿弥陀佛
忠時公 道佛仁阿弥陀佛
久経公 道忍義阿弥陀佛
忠宗公 道義仲阿弥陀佛
貞久公 道鑑道阿弥陀佛
有五代之御牌所ニ而、弘安七年当 忠時公十三年之忌景 久経公当
寺御建立被成、五代之御牌御安置有之候、御廟所は本立寺ニ而御座
候、五代之御簾中様之御牌無御座候
本立寺
有五代之御石塔有之、 忠久公御石塔に御遺骨奉納置候、相考候
に、此寺御家最初之御寺にて可有之候、然共上古之寺号不相知候、
又は御廟所已（而祇カ）ニ而も可有之哉、難考御座候、 久経公淨
光明寺御建立被遊候得共、御石塔は当寺に被建置、五代之御廟有之
候改、御道号之上之字を取、五道院と号し、院号計ニ而御座候哉、
中将光久公より野村大學御使ニ而、当寺に被仰渡候ハ、論語ニ君
子務本立と道生と有之候間、野田感応寺にも五代迄之御石塔有之
候、 忠久公初而御入国之時、山門院出水之内ニ御着船、出水之本
牟礼被成御座、鹿兒島ニ御在城被遊候而も、掛而本牟礼ニ御在城
之广候ニ付、夫政感応寺ニも御石塔御座候哉、感応寺ハ本田氏御下
国前に罷下、建立為仕寺ニ而、十哲大伽藍之由申候、 道義公・
道鑑公二代之御牌御立被成之由候
限之城
称名寺
有宗久公（諡）・師久公（諡）御牌并 宗久公之御石塔、御茶毘所有
之候、 師久公は平佐之内碓山城江被成御座、御逝去被成候故、当

寺へ御牌御安置候事、宗久公不幸礼・鹿野島御往還之時分ニ候哉、於此山御落馬ニ而御逝去之由、丁今此山之町頭御落馬之所と申候而其印御座候、寺院近年而田御飯屋地ニ罷成候故、御石塔并御茶毘所松石之岡被御付候

志布志大慈寺

即心院

京都東福寺内即心院

右六代 氏久公公頼御牌所

氏久公鹿野島より大始長江御移被成、大始長龍翔寺開山剛中和尚は氏久公御帰依僧之由候、此時初而禅宗ニ御成爲被成と申伝候、其後志布志に御移、剛中を大慈寺・代ニ被成候、剛中隠居被仕、其庵を即心院と号候、然所ニ剛中東福寺に職有之候と、即心院は又剛中隠居所ニ而御座候、氏久公嘉慶元年御逝去之時、剛中御焼香ニ候哉、御牌を即心院・即心院ニ御安置候、両院共ニ御家より御建立共、又ハ剛中自分ノ造営とも不詳候、即心院に齡岳様并御簾中御簾中御石塔有之候、龍翔寺ニも御夫婦様并御姫様、御石塔御座候、是ニハ、齡岳様御靈骨奉納置候、溪月大姉尼ニ御成候而龍翔寺ニ御仕職爲被成山候

福昌寺

右応永元年七代 元久公公頼、石屋貞梁和苗和苗を御招待、福昌寺爲御菩提所御建立候、元久公御灰塚福昌寺西ニ御石塔被建置候、慈眼院様御肖像并御牌・御靈屋・御茶毘所御座候、又寛陽院様御牌最前、慈眼院様御影堂江被成御座候、大玄院様御靈屋・御茶毘所、蘭室院蘭室院御靈屋御座候、大玄院様・蘭室院様御牌此所ハ志燈院へ被成御座候得共、近年御牌堂御造営有之、

寛陽院様・大玄院・蘭室様御三人之御牌、右御牌堂へ御・所御安置被成候、山川王龍寺も慈翁様御建立之由、御牌有之候、家久公第三之御女御女之御牌、福昌寺ニ御建立

福昌寺内

惠燈院

右八代 久豊公公頼、御簾中御簾中、光久公御母堂御母堂、經久公御母堂御母堂、泰清院様・真修院様御牌、二被成御座候、惠燈院一、福昌寺之西方丈にて、石屋禅師開基ニ而、惠燈院之号は福昌寺院号之由候、寺伝有之候

福昌寺内

深固院

右九代 忠國公頼、御簾中御簾中、御牌・御石塔有之候、大岳公眞照院殿共奉申候、忠昌公御病氣ニ付、大岳公を山城権現と御崇爲被成御願書有之候、大岳公子細有之庄内に被成御座候而、其後加世田ニ御移、於彼地に御逝去被遊候、御灰塚・御石塔之内御靈骨奉納候而、所杉本寺格護仕候、泊海印寺にも御牌御立被成候、近衛大納言家久公之御簾中、龜姫様御牌、御牌深固院に御安置被成候

市来

龍雲寺

右十代 立久公公頼、御簾中御簾中、御牌并御石塔有之候

興國寺

右十一代 忠昌公公頼御牌并御靈屋有之候、持明彭窓庵主御牌、常照院様御牌御立被成候、寺切様御靈屋は福昌寺ニ被建

置、西之印塔之内ニ御灰塚御座候、圓室公之御簾中（天長三年）御牌所御座候、此寺初ハ只今之大興寺之地ニ有之、中比当御城之近辺ニ候山中伝候

古山

津友寺

右十二代 忠治公（建長三年）御牌并御霊屋有之候、御灰塚福昌寺西大楠有之所之由申伝候、古田は初古田氏領知仕候時、此寺了心寺と申候処、吉田御手に御人候刻、御寺ニ被召成候間、寺号御存候

隆盛院

右十三代 忠隆公（建長三年）御牌并御影御石塔有之、御霊屋所は福昌寺内

西ニ御灰塚・御石塔有之候、伊作與正寺ニ伊作家より與居公御牌御建置候、十四代 勝久公之御牌何方ニも無御座候、勝久公事後仲濱ニ而御逝去候間、定而仲濱ニ御牌御立候と奉存候得共、其後仲濱地震ニ為禿入所之由ニ候得は御牌所も無御座候、依之中將綱貴公・勝久公之御牌當時に御召被成候

南林寺

右十五代 貴久公（建長三年）被思召上、了紅有之御建立被遊、御牌并御影

御安置候、御霊屋ハ福昌寺に有之候、義久公御簾中（建長三年）御牌御立

御牌并御霊屋有之候、福昌寺塔頭月香院ニも妙蓮大姉之御牌御立候、志布志陽泰寺ニも御牌御立候様子は 大中様之御時ニケ国乱ニ付、一統ニ御下知被遊度被思召上候処ニ無程治り候故、一ケ国ニ一所宛 大中様御牌御立可被成由御造言ニ付、陽泰寺は薩隅ニ一

一地故、ニケ国御守護如斯之由候

妙谷寺

右十六代 義久公（建長三年）御建立被遊御牌并御影御安置候、御霊屋福昌

寺ニ有之、御灰塚福昌寺西ニ有之、御石塔被建置候、此寺初に只今之不動之寺ニ有之候を、天正十三年ニ御引せ被成、新地御建立之山候、中伝候はニケ国ニ一ケ寺宛 龍伯様御寺ニ可被成由ニ而、薩

州ハ出水龍光寺、隅州ハ国分龍昌寺、日州ハ高岡龍福寺之由候得共、龍昌寺計御牌御立候、龍光寺ハ上代より有之寺ニ、一龍

伯様御建立之寺ニ候、大龍寺は常御一 御座候時、大中

公・龍伯公被成御座候処に、両公一 上之字を、一 大

龍寺、宮内正興寺、文之和尚住職被仰付候、両公御別有之候、于

今本御内と唱申候

伊集院

妙圓寺

右十七代 義弘公一 御牌并御安置候、御霊屋は福昌寺ニ有之候、御石塔福昌寺西ニ有之、御石塔被立置候、相国寺之内松光院ニ 義弘公御本像有之候、是ハ泉州境田那邊屋道與事、平生被掛御日、一上関ケ原乱後別而御懇志申上候趣、夫より節々御国江

罷下候、道與老衰仕罷下儀難成由申上候得は、御肖像御作せ可被下と被仰聞、仏師康成と申者を被召寄、毎日御鎖之間ニ御若出候而、御作せ御名判まで被遊被下候

惟新様御逝去之後、庵室を建立仕、号松齡様奉安置、御肖像道與

世奉拝候、道與死後俗家に奉安置候事多存候而、道與孫榮津右近弟致出家、林光院住持ニ而候ニ付、彼寺に奉安置候由に御座候

妙圓寺内

芳真軒

右 義弘公御簾中宰相様御影像御安置、慶長十一年二月朔日御卒去、御法名實念芳真大姉

谷」

呈徳寺

右 久保公^三御牌所、御靈屋福昌寺ニ有之、御灰塚福昌寺西ニ被
埒置候、久保公於朝鮮御病死故、御死骸御帰朝被成候

始良

合粒寺

右福昌寺三代仙翁和尚御開止所ニ而、御母堂竊并御妹之御牌御立被
成候、和尚当寺遷化ニ而御座候山、又は伊集院之内於德重村遷化之
由阿説申伝候

泊番及^二番規定の事

泊番

一泊番七ツ時代新役之儀は、初泊番、当日四ツ時罷出、星ニ逢、当
番江相頼被御暇候、七ツ時罷出、夕詰江代合、諸事次渡人念相請
取候、翌口当番江慥ニ次渡候、泊番之者より翌朝札可致繰方候、
懸札口も可書故候事

一火之前帳見合名前無之候ハ、翌口当番江次渡候、尤御座不明、
火不入館は、前口右帳へ相記置候事、御吟味口御裁許方迄之儀
は、翌口相記候仕来ニ候、御祈念方之儀ハ、式口有之候間、式口
迄見合候

但、附後候儀ハ及差扣候間、其段中渡候、尤火之儀ハ横口見分
之上、堅固致首尾候得共、帳相付候義致失念候否之儀猶又可承
届候、差扣書物相請取当座帳面幾度之儀見合候而、大目付衆へ
何方御座書役何某、火之前帳付後御差扣如何可仕候哉之旨相伺
候得ハ、毎之通と被仰渡候ハ、三度以下之附後之儀ハ可人念

之旨、大目付衆何某殿より可申渡旨中渡候、左候而火之前帳へ
は名前可為書記候付、後差扣及四度以上候ハ、差扣書物ニ右之
誤引札いたし差上置候、火之前帳江ハ名前不記候事

御在国之節、五ツ半時之届、御納戸御時計役より申出候ハ、御
供口付御側役衆へ届可申出、御夜詰御引候様致承知候ハ、当番
頭座へ参、御夜詰御引被成候様申達候

但、御供口付泊番無之節ハ、五ツ半時承候ハ、御目付より
鳴子御取参者、御小姓を以御側役衆ニ御届申出候事

一御教寄屋御茶道 一御納戸与力

一御兵具所肝煎 一表医師

一云坊主

右人数江御用中遣罷出候ハ、被休候様申達候事

御在国之節、武・磯へ御滞在、其外御湯治御光越御留守中之儀
は、御側役衆へ御在府同前五ツ時御夜詰引候様可致旨申達置、右
五所之儀も五ツ打候ハ、当座へ承ニ参候様申達置候事

御在府之節は、五ツ時ニ右五ヶ所より当座江御夜詰引候儀承ニ参
候様申達置、五ツ時打候ハ、則御口付当番頭へ参、泊番当番頭
衆へ御夜詰引候様申達候

諸郷より月番御目付宛書ニ而封物差越候節、白封之儀ハ其差上
候、其外政開封候、近郷横目立合追名を以披露申出、御心得にも
可相成、且急成御手当杯ニも可及と相見及候儀は、月番大目付衆
へ川遠宛ニ而差上候、其外封物之儀ハ、翌日当番江次渡置候事、
白封ニ而も急成御手当杯ニも相成間敷と見及候書付之儀ハ相置、
当番へ次渡候

堅封付通、又は横封付通、右何方横目より差越候間、可被差上

候、以上

月日

何某殿

用達

御用付 何野何某

右外封ニハ何之何某殿用達と相認候、御兵具所販付、足輕を以差上候、尤番大口付衆地頭所ニ而候ハ、外大口付衆ヘ其訳申上候而差上候事

一 晝夜忍廻り足輕時々届申出候事

右より諸所破損所、又は抛吹出等有之段申上候ハ、掃除方下目付御殿内ヘ張出居候間、御用中達、取締方中渡候、七ツ後ニ而候ハ、御作事方ヘ申遣、不及大破候得ハ、不及其儀候、御殿諸所破損所之儀ハ、時々申付を以、御作事奉行江致問合候

但、夜五ツ時、朝五ツ時夜廻足輕名書出候間詰取候事

一 御城内御城下近辺江何そニ付變事致到来候節ハ、同役江宅人御用申遣、諸事御用取付候事、大口付衆・御家老衆江不申上候而不付儀ハ、則大口付附衆宅ヘ差越、其段可申上候

一 諸座鎖前切封結戸相解候迄ニ而ハ、当番頭ヘ出會相切封いたし置、翌日当番ヘ次渡置、右御座書役差出候時分其段相違、不審之儀等も無之哉、猶又承致候上可致首尾候、右通之儀ハ可被聞召置之旨、大口付衆迄申上不及差扣沙汰候

一 諸座縮後、又は縮落シ或ハ切封紛失等仁之段、向々より申出候ハ、則当番頭江立會致見分、御兵具方并煎御用申遣、右締後等之場所江是懸番向人召付置候様中渡置、左候而火之前書役早々御用白遣、罷出候ハ、御座内收方有之、何分可承旨可白渡候、御使番以下之儀ハ、奉行ヘも御用申遣候、尤御使番より申遣候、何

そ不審之嫌無之候段承届候ハ、翌日当番ヘ次渡候、成行之儀大口付衆ヘ申上、御家老衆ヘ如何可仕哉之旨申上候而、可申上之旨致承知候ハ、則御家老衆ヘも右之段申上候、尤締後等ニ付而ハ毎及差扣候間、差扣之儀如何可仕哉と大口付衆ヘ相伺候、筋々ニ相付差扣可差出哉之旨致承知候ハ、其段奉行又は書役江中渡候、尤御勘定小頭并火之前書役・寺社方之儀も、寺社方取次、火之前書役、其外御囲内御役屋敷等右ニ可準候、尤大口附ヘ申上候旨当番頭江致問合候事

奉行江は只今御用之儀有之候間、口々可被罷出旨切封を以申遣候、御書役之儀ハ、何の何かし右御用之儀有之候間、只今早々可被罷出之旨罷ニ而差遣候事

藏方御付所、触役所之儀ハ切封無之

一 風立候節、御兵具方并煎御用申遣、鹿兒嶋中又は依風並ハ、御城下近辺までニ而可宜と見及候ハ、御城下近辺まで火触毎之通出候様相違、御教寄屋・御納戸・御兵具所・御烏方ヘ火用心可致堅固旨、足輕を以可申達旨申渡候、尤風強甚急遣敷見及候ハ、御城内一時廻り可為致旨、是又肝煎ヘ申渡候事

一 出火之節、御門番人より申出候ハ、表医師召呼、諸番為致置、出火ニ付御門外江罷出候段、当番頭ヘ申達、参上帳・硯箱之儀ハ触拜ニ為持、夜中は、一昏江焼灯為燈候、御木門之方橋口ヘ御門番所并卷寄枚敷付置罷居候、書役不罷出内ハ御門方・大口付以上御駈付被成候ハ、御駈付之俣不司ニ御上付より直ニ相記、御一門方・御家老衆・若年寄衆之儀ハ、名計殿文字相用、大口付之儀ハ名字相認、殿文字不相用候事

右ニ付、参上帳差上候節ハ、大口付衆御内見、若年寄衆ヘ差上候

事、尤日付ハ日附ハ出火當日ニ而差上候、大目付衆以上ハ、別紙切紙ニ相認差上候事

但、出火相済引致候節も、当番頭へ届書御供口付、泊番有之節ハ、医師不及諸詰候事

一御城内并近火之節、上滑川より内、下櫛形より内、早鐘撞可申候、鹿戸嶋中寺々之儀も、先年被仰渡候之通、向後ハ御城江密合、上ハ滑川近辺、下南泉院櫛形近辺出火之節、早鐘撞可申候

一出火之節、御城内当番御日付兩人、夕詰老人、八ツ後候ハ、当番は御殿へ可駈付候、夕詰之儀ハ、殿中可致首尾候、夕詰退出後候ハ、夜番同断之事

一上方出火之節ハ、上方御目付ハ火許へ差越、下方御目付ハ御城へ可駈付候、諸事致見間事ハ、下方出火之節ハ、下御目付火許へ差越、上方御目付ハ御城へ駈付、火事場へは御兵具所足輕十二人駈付、御口付江相附可相勉旨兼而中渡置候節、駈付届可申上候ハ、可召仕候、足輕支度石畳之日印火羽織

一御門番より出火之段中出候ハ、則大奥通番所へも申通候様御門番人へ中付遣候

一出火之節、御馬乗并御兵具所駈付足輕、火之元へ差越見届、御馬乗より御日付并御番人江何方かし火許見、足輕之儀も足迄之通御番人中出、御番人御側江申上候事

一之丸江も御馬乗并火許見足輕より御番人へ中出、御本丸同前之事

一足輕兩人火許見差越候間、老人は御本丸、老人ハ二之丸へ申出、御馬乗より御本丸へ口出候、順之儀ハ、火元ニ依り最寄前後可有之候間、兼而心得罷居候事

大奥江は火許見足輕より通番所江申出候様被仰渡置候事

新橋櫛形番人より変事申出候ハ、寺宣次第廻前様日江御用申遣、罷出候ハ、得と被相糺候而、大目付衆へ直ニ被申上候様申達、尤此方へも何分可承旨申達候事

御城内并御城内人足等互ニ疵付候程之儀仕出、相手不相知候ハ、御門留之儀当番頭へ相談、肝煎江相達差留候、尤急成時宜ニ而も候ハ、直ニ舐番を以御門留候旨申渡候、左候而表医師差遣療治為致候、同役江御用申遣罷出候ハ、手負致見分、月番大目付衆宅へ差越、直ニ成行申上候、八ツ内ニ而候ハ、毎之通取計ニ而候事、御城内ニ而候ハ、御門留之儀、御在国節は御側役へ申出候

右同怪我人等有之候段中出候ハ、則表医師差遣為致療治候、H依程合は医師召列見分ニ差越候、少疵ニ而何ぞ念遣無之候旨医師より申上候ハ、翌日当番江次渡、大目付衆御口勘之上首屋申上候事

御城内異変等之儀、御役々退出後は、当番頭申談諸事取計、是迄之通致来候へとも、以来怪我は不及申談、夫々受持より例格を以取計、重立候義は両御役申談、依事ハ物頭へも可談旨被仰渡置候事

急病人有之、医師之儀ハ申出候ハ、則医師申渡差遣為致療治候、左候而病人步行難成、御城内より直ニ駕籠御免之儀申出候ハ、御在国之節ハ御口付より御側役へ相伺、御免被仰付候ハ、則其段申渡候、跡達而御家老衆・大目付衆へ可申上候、八ツより内ニ而も直ニ御側役へ相伺候仕来ニ而候事

御在府之節、八ツより内ニ而候ハ、御家老衆へ申上、御免被

御付候ハ、則中渡、大目付衆へ中上、当番頭へも御合置肝煎江中渡、物頭へ御門通之儀相達候、八ツ後ニ而候へは、当番頭申談、駕籠御免之儀差免候事、諸首尾当番へ次渡、翌日御家老衆・大目付衆へ中上候事

但、人足類ハ一身老以下之儀ハ可成丈背負候而、北御門差通候様可為救候、病人宿元遠方、又ハ急ニ駕籠手当難調人ハ、兼而手当之通、嶋津美作殿・人來院掃部・肝付強正方江人足駕籠迄も早々差出候様、用頼留守居江書付を以中渡候、足輕類之者ニ而候ハ、時宜次第可取計候

一 当座格護之用心人參相川原医師より申出候ハ、四ツ・八ツ之間ハ物奉行江箱共ニ相渡候様相達、渡方相達、又々当座江相請取置候人參相用候段は、御家老衆・大目付衆へ中上候、八ツ後ニ而候ハ、則切封相開き、人參之儀ハ直ニ医師へ相渡、何処之為何勿相用候段書付為致、右箱へ人付致切封当番次渡候事、尤跡証文を以致首尾候事

一 御城内又は御殿等へ急病人有之、表医師皆共ニ差越候節は、跡番之儀申出候ハ、兵具所肝煎へ御用申遣、足輕番老人、跡番江召置候様中渡候事

一 御在府八ツ後ニ相成、表医師病用御暇申出候ハ、承届置候、四ツ・八ツ之間は月替御目付へ御暇申出候、御在府之節申出候ハ、御側役江相附可申出旨相達、弥被下候ハ、御目付へも其段承届、罷帰候節も承届候事

一 殿中紛失物之儀、大目付衆江中上、詰番・横目御用申遣、御教寄屋・御納戸・御兵具所走込改可中渡候、大奥之儀ハ、御広敷横目江御用申遣、大奥向走込改可中改候、両横目改方之上、何分首尾

承届可中上候事

但、八ツ後、右之儀致到來候ハ、右ニ準可取計候、尤御門留等之儀ハ前条之通

御城内へ胡亂成者人來、何方へ留置候段申出候ハ、御兵具所肝煎御用申遣、足輕番相附候様申達、同役江御用申遣、尤御小屋之場、又は御書屋之内へ相下置、月番大目付衆御宅へ差越御届申上候、御家老衆へも可申上哉之旨申上候事

御城内へ落物有之段申出候ハ、当座へ差出候様中渡、致格護置候、左候而御兵具方肝煎江御用申遣、右之趣申渡、尋來候者有之候ハ、可申出、御門番人江可申渡置旨相達、当番へ次渡、即日白物之段申出者有之候ハ、八ツ後ニも相成候ニ付、明日白物無別条段書付を以可申出之旨相達置、重立候節は大目附衆へ申上可相渡候、左候而主相知候段、肝煎へ御用申遣可相渡候

但、落物之儀ハ、諸座へ当座より致通達、日数十日見合、主不知知候ハ、大目付衆江札立之儀道奉行へ可申渡旨申上、其通被仰付候ハ、則札立方中渡、口数二十日相成、届可被申出旨相達、六十日迄ハ札相立候、其後不相知候ハ、刀類之物ハ則大目付衆へ關所物同前御兵具方へ可引渡旨申上、物頭御用申遣、右之段相達、肝煎為請取可被遣旨申達候、左候而肝煎へ引渡候札之儀ハ、大目付座より相認御目付役所ニ相付、申出者於有之は書物為致、白物無別条段承届、大目付衆へ中上、其主へ相渡候事

一 八ツ後ニ相成大目付衆支配之者、親類寺人附添差越度、又ハ出寺之節列帰白度、願書を以申出候ハ、願書ニ添書いたし、月番大目附衆へ則差上置候、御暇之儀ハ則差免候事

何の何かし

有親類何の何かし、今日寺人被仰付、附添差越度別紙之通願書
申候間、差免申候、此旨御届可被申上候、以上

月 H

御口付

何某

何の何かし

用達

一表横口

藏方目付

一御作事方下目付

一道方下目付

表医師

一御城内横目

一山方下目付

御兵具方下目付

一御殿飼方見廻

一御舟手下目付

御細工所下目付

一宗門方横目

右大目附衆御支配取扱之事

一別而急成御用之節ハ、山之手番所罷通候節ハ、御側御片人、御側
役間へ相届罷通候、若右兩御役詰合無之候ハ、御床敷頭へ相届
罷通候事

一吉野橋平御門番人より何ぞニ付変事中出候ハ、御目付附構之場
所無之候間不請付候、物頭支配之事ハ、条（「無別」説カ）物頭
へ相付可申出旨申達候、尤物頭より右之段相談承候ハ、相談管
候事

一八ツ後御清之儀被仰渡候節、表医師へ御清被仰渡候段申達候、尤
同役之内御清刻限内御殿へ罷出候、服忌穢親之正忌日ニ相当日ニ
相当て人見合可致通達候

一八ツ後惣出仕、御祝儀被仰渡候節ハ、表医師へ申渡、獄屋頭へ書
付を以申達候事

一御家老座其外諸座長詰ニ付、八ツ後二度火入候節ハ、其届申出候

ニ付承置、相下候節、御目附より火之元致見分候事

当番

当番之儀ハ、朝五ツ時為代合致出勤候、諸御用次渡相請取候事、
当番より泊番順々可致帳留、翌晩泊番夕詰之儀可相記事

四ツ前ニ相成、於桃之間四八尺檢者可致候、左候而殿重ニ有之候
様可相慎居候事

同役中内星帳仕付候事

当一致承知候御用之儀ハ、惣正當番引受致熟談、御用筋無滞吃と
可致取扱事

諸所至申渡并見分事、御目付差越候節ハ、当番見合を以勉方可相
達候、若無廻差支等於有之は、相五ニ自分頃可致候事

御家老衆、若年寄衆より御用之節ハ、御家老座脇廊下より罷出致
承知候事

隠居家督繼日養子成等月限申渡は、前日名書御用人より被相渡候
間、当日御用人數罷出候ハ、当座ニ而相揃、其内病氣他行忌中
等之儀申出候ハ、名代名前承届書留置、後日決氣罷帰相晴候上
届可申出之旨、太々名代へ可申渡候、右繼目并家督等被仰渡候儀
相済候ハ、他行・病氣等之儀当座帳留可致、口渡書付相渡候、
左候而後日快氣等之届申出候ハ、書揚を以大昏頭へ御目付より
差出候事

月限之儀ハ八歳以上ハ丸額ニ而候、被仰渡、八歳以下之者ハ名
代被仰渡候事

御用刻限遅刻之人江ハ、御用へ仰渡候、万一其及遅刻候ハ、其
段御用人へ申出、不被仰渡候様可相達候事

一 右日限御用人數相揃候上、名書を以直ニ御用人江何かし何某内人引合、又ハ独罷在候儀共承届、御用人座書役へ朱書為致、右を以申渡席致差引候、右名書表坊主江相渡、竹之間へ揃方申渡候、大身分・寄合等申渡席相替候間、夫々御座槽可申渡候

一 御家老衆上之問、御下之儀御用人より致承知候ハ、大目付衆迄申上候事

一 御用無之諸座退出、又ハ月番御家老衆御差支ニ付御代合、或御病氣御列勤、諸月番御用何某殿被為聞候旨致承知候ハ、大口附衆・大番頭衆・月番御小姓与番頭衆へ直ニ可相達候、其外諸座之儀ハ、当座より致通達候事

一 御城内ニ御城下ニ而間列等間敷召相候旨申出候ハ、士は則親類へ御用中遣可引渡候、又ハ足輕四五人相附、右之宅へ為引届候儀時宜次第可取計候、或ハ親類請取方ニ罷出候而も、依時宜ハ足輕相附遣候、尤引渡方之節念細申聞、随分入念格護方方之候様申聞答候、人足等候ハ、会所又ハ御春屋へ差遣、会所ニ而候ハ、足輕番相附答候、御春屋ニ而候ハ、御春屋役へ格護方中渡引渡候事、尤盜等いたし候者も同断之振合可致候事

一 御城内ニ而病死等候者も有之候ハ、十八親類へ御用中遣、則駕籠へ乗付、極々病氣之筋ニ取計候人足等候ハ、同断右振合ニ而、御春屋へ相下候、右之段ハ大目付衆江申上候事

一 明日當日評定所申渡有之候旨致承知候ハ、同役惣方可相達候、若少人数差支候御ハ、御吟味御再開等候ハ、月番より急務之筋ニ可相達候、万一八ッ後被仰候ハ、同役江中遣、御吟味ニ而無之節ハ、廻前横一江詰宅人可口渡事

一 御用人以下諸御役人、三日以上之旅帰、公私共に何御機嫌吉行

を以當日より申出候間、御口付より致差引、於竹之間可謁奏者番候、御在府ハ直触以上まで謁有之候事

一 諸所移地頭、何そニ付為御祝儀後達而差越候節ハ、敷舞台之格ニ而、於竹之間謁御家老衆候事

一 殿口刀差替、自分刀不相見得候段申出候ハ、拵書差出候様申達、月番御家老衆へ御門留之儀相伺、被仰付候ハ、大目付衆・当番頭・月番御用人江申出、御兵具所肝煎御用中遣、罷出候ハ、御門留左之通

一 御本町・北御門・御台所御門・南御門・二之丸御門、右五ヶ所物頭へ相達、御門差留可置旨肝煎へ申渡、詰番横目御門セケ所ニ而人ツ、差遣候、御広敷横目江御用中遣、拵書相渡、山之手御番所ニ而被改候様中渡、二之丸御側目付へも刀差替候段中遣、跡殘居候刀ニハ足輕番相付置候様肝煎へ申渡、右之内八ッ打候ハ、大口附衆へは刀差替別条無之、主相知候ハ、可相渡哉之旨相伺、當日又ハ翌日ニ而も相知候ハ、右之趣御家老衆・御小姓与番頭・大口附衆へ申上候、左候而刀差替之人江ハ、及御心留候ニ付、筋々へ相付差扣相伺候儀ハ如何可仕哉之旨大口附衆へ相伺、尤八ッ後右之一件到來之節ハ、当番頭中談取計候事、御門改方横目より御門出入も相少候間、引取候様申出候ハ、拵書右門番人へ相渡置引取候様申達、相知候節、御兵具方肝煎より拵書之儀ハ差出候様申渡候、殘居刀八ッ後ニ相成候ハ、御目附役所へ可取上置候事

一 御在匡之節、御側役へ御門留之儀申取計候、依時宜御家老衆・大目付衆へ差越申上候

一 二之丸御門留之節、御側目付より御用部屋へ申出候上、二之丸御

納戸与力江中渡、表御門・南御門差留、御木丸諸御門へも中渡御門差留置、其段御門番より御兵具方へ申出、夫より度々へ申出事候、二之丸与方番所・山之手番所之儀ハ、御広敷横目江相達差留候事、尤二之丸御側目付より御口附江中越候儀、前条之通有之候事

一 刀差替付而は、右之通之節ハ拵書二之丸よりハ御側目附より御目付へ申越、是迄之通横口を以爲相改可申事

一 与方番所・山之手番所之儀ハ、御広敷横目より中遣、相改候事

一 右之節、急成御用ニ付罷通候人ハ、御門番より御目付へ得差図候儀ハ是迄之通、二之丸ニ而は御側目付へ申出取計事

一 諸謁御祝儀、伺御機嫌、其外惣而揃之御届、御口付より申出候、御書亮大身分・寄合等揃之儀ハ、奏者番御目付へ相揃候旨戸承候事

一年頭御・門方御名代三前御列勅之節ハ、後達而登城御祝儀被申上、尤病氣在所等之節ハ、月並同断之事

一 正月元日并不時惣出仕候節、無役大身分御帳付ハ御用人座、五節句・月次は御目付座、書役不時惣出仕之儀ハ、諸郷年寄・与頭迄差渡候節、惣出仕と云

一 御・門方使者相揃候届、表坊主より申出候ハ、雉子之間へ出席之事

一 大番頭以下詰衆迄、病氣別勅書付を以若年寄衆へ御届申上候事

一 五節句御用人已下諸御役人迄、竹之問之格三前、於敷舞台御家老謁之事

一 正月三日御対面所江御出座、詔御役人・諸上・三町年寄・平行可迄御祝儀、相済候跡三而詰衆御目付・御目見被仰付候、同十五日

御対面所御出座、諸御役人引次、詰衆御目付御目見被仰付候、五節句之儀ハ、諸御役人引次、詰衆御目付・御目見相済、御座構相替、諸士・御目見之事

一 大番頭以下無役大身分、奥向御役人、無役御近習通謁御家老、出仕帳大目付典御内見ニ而、若年寄衆へ差上候

一 御用人已下表諸御役人謁、奏者番出仕帳は大目附衆御内見、奏者番江差上候

一 表医師・御目見并謁御家老之節ハ、大目附衆御内見ニ而、若年寄江出仕帳差上候、此儀計相替候事

一 何ニ御祝儀等ニ而も、大身分より諸御役人迄出席之謁、御家老候節ハ出仕帳惣而大目附衆御内見、若年寄へ差上候

一 大番頭已下詰衆無役大身分

一 御用人已下諸御役人

一 奥向書役小役人

一 表医師

一 右御目見并謁、御家老之節ハ大目附衆御内見ニ而、出仕帳惣而若年寄衆へ差上候

一 小番出仕帳御用人より差出候、新番ハ大番頭より、御小姓与之儀ハ山吹之間又ハ雉子之間ニ而御目附檢者ニ而、与所書役名札相請取候、諸与力は向々支配頭より差出候間、取束大啓頭へ差出候、

一 当分頭人数迄ニ而候事

一 但、帳相付退出之節ハ、当番頭座、御目付附不及檢使候

一 御祝儀事ニ付、後達而諸寺院登戒之節ハ、平服ニ而席詰之事

一 於敷舞台寄合以上人江被仰渡候事之節は、虎之間方より被罷出候、寄合並之儀ハ、御袖判之下之方ニ被罷出候、享保十三申六月

二日、日帳書拔ニ有之

一五節句諸御役人謁御家老は、大日附衆出席無之候間、大日附衆江は御届申上ニ不及候

一御側役以上手鑑替候節は、届有之候付、新橋・櫛形両番勤之留守所御用申渡、絵形写置候様申渡候、尤本又ハ相返候様申渡置、当座へ致致格護置候事

一何ぞニ付御家老衆松之間敷舞台、其外竹之間江御出席有之候節、芍薬之間縁煩入口つい立之迄江御口附也人為締相詰候事

右大番頭以下諸衆迄湯治湯、其外謁之節は、御用人より承候間、表坊主江御座構申渡、御数寄屋頭へ出席申達、表坊主を以謁之人ニハ出席有之候様申達寄世候事

一大暑・大寒入何御機嫌申上候様被仰付候事

一寺院御法事等ニ付別働之節は、後口何 御機嫌不及 登城候、尤暑寒ハツ後ニ入候ハ、翌日上下着用ニ而何 御機嫌申上候、ハツ内ニ而候得は、当口詰服之候ニ而申上候

一於御家老衆宅対客日被相定、暑寒何 御機嫌之節、用達より御目付江差出答候、左候而右差出候節、此方ニ而取謨致、一帳若年寄へ差出候様致承知候

一諸所地頭代并押之儀、何ぞニ付何 御機嫌等之節、御当地へ在个候ハ、是迄之通、二日外差越候節ハ御家老謁無之筈被仰渡置候、委細ハ張紙ニ有之

一寄合並已上家督并嫡子・二男・三男・末子無役之人、家筋連名帳相除、且書載候人有之、急ニ御祝儀帳致清書候節、御記録方へ扣帳為持遣 仕付方、於彼方仕付方相済候ハ、若年寄衆へ右之御届可申上事

一五節句諸御役人謁御家老は、大日附衆出席無之候間、大日附衆江は御届申上ニ不及候

一御側役以上手鑑替候節は、届有之候付、新橋・櫛形両番勤之留守所御用申渡、絵形写置候様申渡候、尤本又ハ相返候様申渡置、当座へ致致格護置候事

一何ぞニ付御家老衆松之間敷舞台、其外竹之間江御出席有之候節、芍薬之間縁煩入口つい立之迄江御口附也人為締相詰候事

右大番頭以下諸衆迄湯治湯、其外謁之節は、御用人より承候間、表坊主江御座構申渡、御数寄屋頭へ出席申達、表坊主を以謁之人ニハ出席有之候様申達寄世候事

一大暑・大寒入何御機嫌申上候様被仰付候事

一寺院御法事等ニ付別働之節は、後口何 御機嫌不及 登城候、尤暑寒ハツ後ニ入候ハ、翌日上下着用ニ而何 御機嫌申上候、ハツ内ニ而候得は、当口詰服之候ニ而申上候

一於御家老衆宅対客日被相定、暑寒何 御機嫌之節、用達より御目付江差出答候、左候而右差出候節、此方ニ而取謨致、一帳若年寄へ差出候様致承知候

一諸所地頭代并押之儀、何ぞニ付何 御機嫌等之節、御当地へ在个候ハ、是迄之通、二日外差越候節ハ御家老謁無之筈被仰渡置候、委細ハ張紙ニ有之

一寄合並已上家督并嫡子・二男・三男・末子無役之人、家筋連名帳相除、且書載候人有之、急ニ御祝儀帳致清書候節、御記録方へ扣帳為持遣 仕付方、於彼方仕付方相済候ハ、若年寄衆へ右之御届可申上事

高並右衛門用事之儀有之差越候処、中途大十四郎次門前にて善右衛門へ行逢候ニ付、用事之段申掛、降盛院後之山江列立、意趣之次第相達候処、不達而ニ成立、五ニ及刃傷、終ニ善右衛門を打果候段親類丹生矢兵衛所へ差越、右之成行運次より矢兵衛承届候ニ付、則致同道列居候上、親類共得と意趣之次第承申候得は、不達子細有之、意趣相達候段申捨、小用に罷立申候ニ付、私共差越見申候処致自殺、別而難儀之林見受申候ニ付、親類稲津大助手を添相果申候、此等之趣御披露申上候間、被仰上可被下儀奉願候、以上

但、一介事、平川平十郎組御小姓三正御座候、且廻前横口方へも同案を以御披露申上候、尤疵書付添差申上候、死体片付方之儀被仰渡被下度奉存候

六月十五日

親類御小姓方

岸長長兵衛

東郷四郎太

一 啓小姓組頭衆中

一 覺

一 首老ヶ所 皮かゝり無之

一 服老ヶ所 幅三寸、深サベ相知、突疵

右東郷運次疵、右之通ニ御座候

六月十五日

岸長長兵衛

東郷四郎太

口上覺

私共親類小番源之丞嫡子面高善右衛門事、今八ツ時分、降盛院後山

涯ニ於て東郷運次と為及刃傷段承付、親類近所之者早々驅付申候処、最早運次儀ハ罷歸り、善右衛門事ハ手疵負、刃拔放、其松相倒忌、いまた脉も有之候ニ付、則列居、養生仕候得共、深手ニ而無程相果申候、尤善右衛門江無廻誤合有之、及刃傷候段迄申置候、運次儀致切腹相共候段、彼方親類より承届申候、右ニ付而ハ子細も相知不申候、此段御披露申上候間、被仰上可被下儀奉存候、以上

但、廻前横口方へも別紙同案を以申出置候、尤疵書相添差申上候、死体片付之儀、何分被仰渡被下度奉存候

六月十五日

親類

喜入九郎

田中太郎兵衛

疵書

一 頭ニヶ所 深さ三分計、横五、六寸

一 右之耳より左之頬にかゝり老ヶ所 横五、六寸、深さ一寸計

一 左之片より首江かゝり一ヶ所 深サ二寸ばかり

一 左之手に一ヶ所 深さ一寸計、横一寸計

一 右之片腹より左之片先に通り一ヶ所 幅二寸程

一 左右之腹に二ヶ所 長サ三寸計、深サ一寸計

一 右は面高善右衛門疵書、如比御座候、以上

六月十五日

喜入九郎

田中太郎兵衛

口上覺 文政五戌年

私共親類川崎平吉事、昨夜四ツ半時分、尾畦下於通路、亡田中五郎兵衛養子田中太郎兵衛、嫡子田中矢八郎江無廻誤合有之、及刃傷罷

婦候段中遣候ニ付、私共早々差越、猶又委細相糺中候折柄、与風小用ニ罷立、声相掛候ニ付、差寄見中候処、切腹致難儀仕候ニ付、親類西田太郎八手を添相果中候間、此段御披露中上候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上

但、刎前横目方へハ同案を以中上候、死体片付之儀被仰渡度奉存候

戊五月三日

御記録所書役助

湯地鐘之進

小林四郎兵衛与御小姓方

川西直右衛門

一番小与頭衆中

疵書

一右之手之口一ヶ所 但、長サ五分一 位

一左之手首一ヶ所 但、長サ一寸位

一首に一ヶ所 但、長サ五、六寸位

一左之片腹一ヶ所 但、深サ五寸位

右之通御座候

五月三日

右兩人

口上覚

私共親類田中五郎兵衛養子山中太郎兵衛、嫡子田中矢八郎事、夜前川崎平吉と及刃傷候段承候ニ付、近々親類厮付候処、最早深手を負、言舌等も相分候躰ニ無御座、則列婦養生仕候得共、其詮無之、終ニ相果中候、尤右式之為躰ニ而御座候得ハ、子細ハ相分不府中候

間、別紙疵書相添、此段御披露中上候、以上

但、刎前横目方へハ別紙を以中上候、尤死体片付方被仰付度奉存候

五月三日

御作事方下目付

山沢五右衛門

新番

山田寛兵衛

四番小与頭衆中

別紙疵書

一面ニ一ヶ所 但、ひたり鼻ニかけ七寸位

首一ヶ所 但、横五寸位

左之手付ね一ヶ所 但書同断

左之腕一ヶ所 但、ひち尻

右之腕一ヶ所 但書同断

右之腕ニ小疵数ヶ所

田中矢八郎疵書、右之通ニ御座候

右兩人

評定所江申出す條々の事

在江戸弥可相談候、就夫諸人之心持可入事候間、老中其外評定所へ罷出候衆、稲荷大明神・諏訪大明神の於神前起証（請カ）文ニ身の血を付、不可存邪心之旨可致誓紙事、誓紙之ヶ条は、各以談合相定、可致言上事、世上以讒言にくき人を亡儀、皆も今も有之事候間、讒言いましき

儀をかるく聞入、人をじまじきとの以皆紙、各も可中聞事

御代々様御法号の事

忠久公	得佛道阿弥陀佛	淨光明寺
忠時公	道棟仁阿弥陀佛	淨光明寺
久経公	道忍義阿弥陀佛	同寺
忠宗公	道義仁阿弥陀佛	同寺
貞久公	道鑑道阿弥陀佛	同寺
氏久公	齡岳玄久大禅定門	即宗院
元久公	恕翁玄忠大禅定門	福昌寺
久豊公	義天存忠大禅定門	惠燈院
忠國公	大岳玄答大禅定門	深岡院
立久公	節山玄忠大禅定門	龍雲寺
忠呂公	圓室源鑑大禅定門	興國寺
忠治公	齒窓津友大禅定門	津友寺
忠降公	興岳隆盛大禅定門	隆盛院
勝久公	大翁妙連大禅定門	司院
貴久公	大中良等庵主	南林寺
義久公	貫明存忠庵主	妙谷寺
義弘公	松齡貞庵主	妙圓寺
家久公	慈眼院殿華心琴月大居士	福昌寺
光久公	寛用院殿泰雲慈温大居士	同寺
綱貴公	大玄院殿昌道元新大居士	同寺
市貴公	淨國院殿鑑阿大清道照大居士	淨光明寺
継豊公	右那院殿圓鑑亨紹大居士	福昌寺

宗信公
重年公

慈徳院殿俊康良英大居士
圓徳院殿覺満良義大居士

同寺
同寺

鹿兒島県史料集刊行一覽

集	史	料	名	執	筆	者
1	薩藩政要録			桃園恵真・五味克夫	24	新修舊鹿兒島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(下)
2	丁丑口誌(上)			村野守次	25	三州御治世要覧
	丁丑口誌(下)			芳 即正	26	柱久武日記
3	薩摩国新田神社文書			五味克夫	27	明赫記
4	向宗禁制関係資料			桃園恵真	28	要川集(上)
5	薩摩国山王文書			五味克夫・郡山良光	29	要川集(下)
6	諸家人概・別本諸家大概・職掌紀原・御家譜			桃園恵真	30	柱久武書翰
7	薩摩国阿多郡史料・山田聖栄自記			五味克夫・郡山良光	31	本藩地理拾遺集(上)(薩摩国)
8	御登御道中日帳下向・外朝制度			原口虎雄	32	本藩地理拾遺集(下)(大隅国・諸縣国)
9	明治元年戊辰戦役関係史料			村野守次	33	江夏上郎関係文書
10	伊能忠敬の鹿兒島測量関係資料並に解説			増村 宏	34	示現流関係史料
11	管窺愚考・雲遊雜記傳			五味克夫	35	樺山玄佐自記並雜録・樺山紹劍自記
12	川上忠塞一流家譜			五味克夫・桑波田興	36	島津世祿記
13	本藩人物誌			桃園恵真	37	島津世家
14	薩陽過去帳			宮下満郎	38	諺司兵加録・漂流民関係史料
15	倭忘抄・家久公御養子御願一件			五味克夫	39	薩摩藩天保改革関係史料
16	鹿兒島縣地誌(上)			桐野利彦	40	薩藩學事一・鹿兒島県師範学校史料
17	鹿兒島縣地誌(下)			桐野利彦	41	薩藩學事二・薩藩學事三
18	薩藩舊上文章			五味克夫・桑波田興	42	薩藩名勝志(その一)
19	薩藩先公貴翰(巻)			五味克夫・桑波田興	43	薩藩名勝志(その二)
20	薩藩先公貴翰(坤)			五味克夫・桑波田興	44	薩藩名勝志(その三)
21	小松帶刀傳・薩藩小松帶刀履歷・小松公之記事			芳 即正	45	鹿兒島県布達(上)
22	小松帶刀日記			芳 即正	46	鹿兒島県布達(下)
23	新修舊鹿兒島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(上)			原口虎雄	47	伊地知権左衛門日記・先石掖官遺抄
						堂満幸子・林 匡

鹿児島県史料刊行委員会委員

五一 吉順

安藤 保 九州八学名誉教授

尾口 義男 末吉高等学校長

五味 克夫 鹿児島大学名誉教授

塩満 郁夫 始良町歴史民俗資料館長

晋 哲哉 前蒲生町長

堂満 幸子 鹿児島県歴史資料センター・黎明館
史料編集委員

徳永 和喜 鹿児島県歴史資料センター・黎明館
調査史料室長

中野 翠 鹿児島高等予備校講師

原口 泉 鹿児島大学生涯学習教育研究
センター長

宮下 満郎 鹿児島県歴史資料センター・黎明館
史料編集委員

山川 尚二 前西郷南洲顕彰館館長

「加治木古老物語」「薩藩雜事録」
「雜事奇談集」「舊薩藩奇譚旧記集 上・下」

（鹿児島県史料集 第四十八集）

平成二十一年三月

発行 鹿児島市城山七一一
鹿児島県立図書館

電話 ○九九―三、四―九五、一
FAX ○九九―三、四―五八、二四

印刷 鹿児島市上之國町十七―二
濱島印刷株式会社

電話 ○九九―三、五五―六、二一